

(別紙)	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	再生材利用に関する計画策定や定期報告の法的義務付けに関し、「再生材利用に関する計画策定や定期報告を法的に義務づけ、企業のP D C A サイクルを踏まえた主体的取組を促すことにより、循環資源の需要創出を促進する」に修正すべき。	ご意見を踏まえて所要の修正を行わせていただきます。 < 修文 > 「再生材利用に関する計画策定や定期報告を法的に義務づけ、企業のP D C A サイクルを踏まえた主体的取組を促すことにより、循環資源の需要創出を促進する。」
	サーキュラーエコノミーとGXについて、再生材利用に関する計画策定や定期報告の法的義務付けに関し、「再生材利用に関する計画策定や定期報告を法的に義務づけ、企業のP D C A サイクルを踏まえた主体的取組を促すことにより、循環資源の需要創出を促進する」に修正すべきである。	
2	化石燃料賦課金及び発電事業者への有償オークションに関して、「エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することとなっている。これについては、2024年度以降に策定されるエネルギー需給見通しと、その前提となるCO2削減限界費用を勘案し、必要な措置を取る。」に修正すべき。	我が国では「成長志向型カーボンプライシング構想」として、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。国民生活や経済活動等への影響の観点から、化石燃料賦課金及び発電事業者への有償オークションについて、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することとしております。
3	「エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することとなっている。」を、「エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することとなっている。これについては、2024年度以降に策定されるエネルギー需給見通しと、その前提となるCO2削減限界費用を勘案し、必要な措置を取る。」に修正すべき。	2040年頃のGX産業構造や産業立地のあり方などを示すGX2040ビジョン（案）と第7次エネルギー基本計画（案）は、相互に関連するものであり一体で検討をすすめてまいります。
4	GX実行会議は、「エネルギー基本計画（案）」に基づき、政策を検討すべきである。「GX実行会議」で民主的議論がなく策定される「GX2040ビジョン」が、国の施策の基本である「エネルギー基本計画（案）」の上位に位置づけられるとすれば、民主的手続上も大きな問題	一般的にグリーンへの定義については、世界的にも確定的なものはないと認識しておりますが、「グリーントランスフォーメーション」については、GX推進戦略（2023年7月閣議決定）において、「産業革命以来の化石燃料中心社会から脱却し、炭素中立型の社会・経済、産業構造へ転換すること」を定義しております。
5	「GX」が使われるが定義がない。 クリーンなエネルギーであれば C X とすべきだし、GXのよなわかりづらい表記にする必要はない。	GXを進める上では、様々な分野における取組が必要であり、例えば食については、GX2040ビジョン（案）において、「食料・農林水産業」に位置付けていると認識しております。より具体的には、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）、みどりの食料システム法等に基づき、脱炭素と経済成長の同時実現に資する食料・農林水産業における脱炭素化、吸収源の機能強化、森林由来の素材をいかしたイノベーションの推進、資源・エネルギーの地域循環等に向けた投資を促進するとしております。他の分野においても担当省庁において適切に対応いたします。
6	経産省のGX実現の目標に、「医療・防災」や「食と農」の技術を含めるべきである 「2. GX 産業構造 (1) 目指すGX 産業構造」の段落末尾を以下の例を参考に更新すべきである。 「また、産業構造の転換には、脱炭素化による環境改善が国民の健康に与える恩恵を考慮する必要がある。気候変動への対応と健康長寿社会の形成は相互に補完的であり、特に規制産業となっている保健医療・介護の領域については、これを産業構造設計の中核に据えることが重要であり、プラネタリーヘルスの視点に基づき、気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムの構築を目指すことが求められる。」 「公共調達の推進」において、健康関連指標の追加が必要である。	GXの推進に当たり「公正な移行」の観点を踏まえることは重要と認識しており、GX推進法に基本理念として明記しております。GX2040ビジョン（案）においても、新たに生まれる産業への労働移動や、GX産業構造への転換に伴い高度化されたサプライチェーンで引き続き労働者が活躍できるよう対応する方針を記載しております。GXの実現に向けて、産業構造の転換に伴う労働者への影響などを引き続き考慮しながら、取組を進めてまいります。
7	再生可能エネルギーの主力電源化に関して、「再生可能エネルギー電源については、量産等による低コスト化と蓄電池等との併設による安定化の向上を目指す。」を追記すべき	再生可能エネルギーについては、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促します。また、再生可能エネルギーの主力電源化にあたっては、電力市場への統合に取り組み、系統整備や調整力の確保に伴う社会全体での統合コストの最小化を図るとともに、再生可能エネルギーの長期安定電源化に取り組む方針です。こうした方向性は、「GX2040ビジョン（案）」にも明記しております。
8	「再生可能エネルギー電源については、量産等による低コスト化と蓄電池等との併設による安定化の向上を目指す。」を追記すべきである。	「次世代燃料」と「持続可能燃料」の定義を明示すべき 「次世代燃料」や、「持続可能燃料」の定義は、世界的にも確定的なものはないと認識しております。他方、これらの燃料の具体例としては、例えば水素、アンモニア、合成メタン、グリーンLPG、S A F、合成燃料等を想定しています。
9	GX製品・サービスの積極調達に関し、「政府が自ら率先してグリーンステールやグリーンケミカルなどのGX製品をはじめとした先進的な環境物品・サービスを調達…」と、GX製品の具体例を明記すべき	ご意見を踏まえて所要の修正を行わせていただきます。 < 修文 > 民間企業のみならず、公共部門が自ら率先してグリーンステールやグリーンケミカルなどのGX製品をはじめとした先進的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要であり、グリーン購入法の2段階の判断の基準を活用するなどによりCFPや排出削減量に着目した指標をはじめとした評価指標の充実を図り、GX製品等の積極的な調達を進めていく。
10	2.(2) 4) ③ア) 公共調達の推進について、「政府が自ら率先してグリーンステールやグリーンケミカルなどのGX製品をはじめとした先進的な環境物品・サービスを調達…」と、GX製品の具体例を明記すべきである。	「公正な移行」の実現は、産業構造や産業立地、強靱なエネルギー供給を実現するための基盤となるものであり、成長志向型カーボンプライシング構想ではなく、ビジョンの輪の中に位置づけられたことは評価する。
11	文中の表現において「脱炭素」と「低炭素」が混在している。これは「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」であるので、表記を基本的に「脱炭素」とすべきだ。「低炭素」とせざるを得ない項目については、過渡的な低炭素である旨を追記すべきである。	再生可能エネルギーについては、量産等による低コスト化と蓄電池等との併設による安定化の向上を目指す。」を追記すべきである。
12	「脱炭素」と「低炭素」が混在しているが、表記を基本的に「脱炭素」とすべきだ。「低炭素」とせざるを得ない項目については、過渡的な低炭素である旨を追記すべきである。	「次世代燃料」と「持続可能燃料」の定義を明示いただきたい
13	2.(2) 4) ③ア) 公共調達の推進について、「政府が自ら率先してグリーンステールやグリーンケミカルなどのGX製品をはじめとした先進的な環境物品・サービスを調達…」と、GX製品の具体例を明記すべきである。	「公正な移行」の実現は、産業構造や産業立地、強靱なエネルギー供給を実現するための基盤となるものであり、成長志向型カーボンプライシング構想ではなく、ビジョンの輪の中に位置づけられたことは評価する。
14	再生可能エネルギーの主力電源化に関して、「再生可能エネルギー電源については、量産等による低コスト化と蓄電池等との併設による安定化の向上を目指す。」を追記すべき	再生可能エネルギーについては、量産等による低コスト化と蓄電池等との併設による安定化の向上を目指す。」を追記すべきである。
15	文中の表現において「脱炭素」と「低炭素」が混在している。これは「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」であるので、表記を基本的に「脱炭素」とすべきだ。「低炭素」とせざるを得ない項目については、過渡的な低炭素である旨を追記すべきである。	「次世代燃料」と「持続可能燃料」の定義を明示いただきたい
16	「断熱改修及び脱炭素型の空調・給湯器等の導入による住宅・建築物の省エネルギー性能の向上」という文言を「断熱改修及びヒートポンプ等の空調・給湯器等の導入による電化、非化石転換や住宅・建築物の省エネルギー性能の向上」に変更すべき	「断熱改修及び脱炭素型の空調・給湯器等の導入による住宅・建築物の省エネルギー性能の向上」という文言を「断熱改修及びヒートポンプ等の空調・給湯器等の導入による電化、非化石転換や住宅・建築物の省エネルギー性能の向上」に変更すべきである。
17	断熱改修及び脱炭素型の空調・給湯器等の導入による住宅・建築物の省エネルギー性能の向上」という文言を「断熱改修及びヒートポンプ等の空調・給湯器等の導入による電化、非化石転換や住宅・建築物の省エネルギー性能の向上」に変更すべきである。	本項目は、くらし領域における排出削減、規制と支援を一体型で取り組むとしており、空調のトップランナー制度や、高効率給湯器の導入支援は、いずれも省エネルギーの促進を目的とした施策であること、また給湯器についてはヒートポンプ給湯機以外にもハイブリッド給湯機や家庭用燃料電池などが挙げられることから、元文のとおりとさせていただきます。

12	GX市場創造に関し、「調達に向けた規制・制度的措置」というより具体的な施策の方向性を明記すべき	GX市場創造に向けては、今回のビジョンでは規制の措置としての成長志向型カーボンライジング構想の具体的な方向性を示すとともに、需要サイドの取り組みについても、例えば、自動車分野における環境負荷が低い鋼材全般の利用拡大を進めるための取り組みなどを示しております。こうした取り組み以外についても、今後、様々な施策の進捗状況を踏まえ具体的な方向性を示していきます。 また、ご意見を踏まえて一部本文を修正しました。
	昨年8月のGX実行会議で示された「調達に向けた規制・制度的措置」というより具体的な施策の方向性を明記された。	
13	火力発電とその脱炭素化について、「非効率火力において」を「非効率火力を中心に」に修正し、脱炭素化対象を広げるべき	火力発電については、2050年カーボンニュートラルに向け、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化を進めていく一方で、製造工場などで活用される自家発電の削減等については、企業の国際競争力の低下に繋がることも踏まえ、GX2040ビジョン（案）においても、まずは特に非効率火力の脱炭素化に向けた取組が進められることが重要である旨をお示しています。
	「非効率火力において」を「非効率火力を中心に」に修正し、脱炭素化対象を広げるべきである。	
14	「みどりの食糧システム法」を推進すべき	GXを進める上では、様々な分野における取組が必要であり、例えば食と農については、GX2040ビジョン（案）において、「食料・農林水産業」に位置付けていると認識しております。より具体的には、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）、みどりの食料システム法等に基づき、脱炭素と経済成長の同時実現に資する食料・農林水産業における脱炭素化、吸収源の機能強化、森林由来の素材をいかにノバーションの推進、資源・エネルギーの地域循環等に向けた投資を促進するとしております。他の分野においても担当省庁において適切に対応していきます。
	「緑の食糧システム法」を推進すべきである	
15	1.5°Cシナリオとネットゼロに向けた道筋の違いを明記すべき	次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。その上で、我が国の新たな削減目標については、IPCC第6次評価報告書が示している、地球規模のモデル解析を用いた世界の気温上昇を1.5度に抑える複数の削減経路の削減率の幅の中に含まれており、1.5度目標と整合的なものと認識しています。その世界全体での1.5°C目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けて排出削減と経済成長の同時実現に向けて予見可能性高く取り組むための直接的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを、次の排出削減目標の案としてお示ししています。
	1.5°C整合性とネットゼロの道筋の違いに関する詳細情報を提供すべき	
16	1.5°Cのカーボンバジェットと削減の道筋を示すべきである	次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。 その上で、1.5度目標を実現するために世界全体の累積排出量を一定量以下に抑えるというカーボンバジェットの考え方は承知していますが、想定されるカーボンバジェットには、科学的な不確実性に基づく幅があるとともに、これを各国に衡平に分配する明確な基準や合意はございません。お示した、次期NDC及び直接的な削減経路の案は、IPCCが示す1.5度目標と整合的な経路の削減率の幅に収まっていることから、1.5度目標と整合しているものと考えています。
	1.5°Cのカーボンバジェットと削減の道筋を示すべきである	
17	150兆円規模の官民投資のレポ-ト等を国会で議論すべき	GX経済移行債の促進と効果については、投資家向けにレポ-ティングをしていくことになっております。また、GX経済移行債を活用した予算措置については、国会の議決を経ることとなり、引き続き適切に対応していきます。加えて、GX経済移行債を活用した投資促進策の進捗状況については、GX実行会議を始め適切な場で報告を行うこととしています。
	150兆円規模の官民の投資の行き先を含め、業務計画、財務・会計が国会で議論される仕組みがあるべき	
18	2050年CNに向けた具体的な取組とロードマップを示すべき	GX実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」にて各分野が取り組む方向性を示したロードマップを示しております。またトランジション・フィナンズ推進にあたり、GHG多排出産業の2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、「トランジション・フィナンズ推進のためのロードマップ」の策定を行っています。こうしたロードマップも参考にしながら、具体的な投資促進策の対象を検討しており、引き続き効果的な削減につながるよう取り組みを進めていきます。
	持続可能な成長という目標は理想的だが、具体的な実現方法が曖昧であり、経済成長と環境保護のバランスをどのように取るかについての具体的な戦略が不足している 2050年CNに向かって、ロードマップとして具体的な進捗目標を示す目標を示し、それに向かっていくという明確な意思をビジョンで表明することが必要ではないか？ エネルギー合理化を伴わないCO2削減対策について、より具体的なロードマップを提示すべき	
19	2050年ネットゼロ目標を前倒しすべき	我が国は、他のほぼ全ての先進国と同様に、パリ協定の1.5度目標と整合的な形で2050年カーボンニュートラルを掲げており、パリ協定の下、他の先進国と歩調を合わせて気候変動対策に取り組んでいくこととしています。我が国の排出削減については、これまでのところ順調な減少傾向を継続していますが、足下の排出量の減少は、製造業等の生産活動の低下も要因となっており、予断できない状況です。引き続き、2030年度46%削減及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、対策を進めてまいります。
	「2045年」にネット・ゼロの実現を目指すべきである。 日本は気候変動問題の加害国であり、「2050年ネット・ゼロの実現」ではなく、前倒しで「2045年」にネット・ゼロの実現を目指すべきである	
20	カーボンリサイクル燃料に関し、「カーボンリサイクル燃料の商用化まではバイオ燃料の導入拡大を推進し、その後はバイオ燃料と併用しながらカーボンリサイクル燃料の普及を拡大する。」と修正すべき	2050年カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギー密度が高く、可燃性、貯蔵性に優れた液体燃料は、必要不可欠な燃料です。このため、自動車のマルチパスウェイの取組に合わせながら、液体燃料のカーボンニュートラル化を目指していくことが重要です。 このため、ガソリンにおいては、2030年度までに、一部地域における直接混合も含めたバイオエタノールの導入拡大を通じて、最大濃度10%の低炭素ガソリンの供給開始を目指しています。また、E20の認証制度にかかる議論を速やかに開始し、車両開発等のリードタイムを十分に確保した上で、2030年代のできるだけ早期に、乗用車の新車販売におけるE20対応車の比率を100%とすることを目指します。 その上で、2040年度から、対応車両の普及状況やサプライチェーンの対策状況などを見極め、対象地域や規模の拡大を図りながら、最大濃度20%の低炭素ガソリンの供給開始を追求します。 さらに、2050年カーボンニュートラル実現に向け、カーボンリサイクル燃料の一つである合成燃料（e-fuel）についても、2030年代前半までの商用化実現に向けた必要な取組を推進するものとし、バイオ燃料及び合成燃料の活用によって、ガソリンのカーボンニュートラル化を目指していきます。
	2050年CN化には、カーボンリサイクル燃料の商用化後もバイオ燃料を併用すべきであるため、以下“”で示す文言を追記頂きたい。 『カーボンリサイクル燃料の商用化まではバイオ燃料の導入拡大を推進し、その後はバイオ燃料と併用しながらカーボンリサイクル燃料の普及を拡大する。』 さらに、供給側と受給側双方が速やかにカーボンリサイクル燃料に対応できるよう、国主導によるビジョンの推進をお願いしたい。	
21	CCSの技術的確立・コスト低減に向け必要となる研究開発についてより詳細に記載すべき	CCSのコスト低減に向け、分離・回収・輸送・貯留の各プロセスにおいて技術開発を実施しています。具体的には、分離回収分野では排出ガス中のCO ₂ 濃度や圧力を踏まえた最適な技術の開発、輸送分野では船舶の大規模化に向けた最適なタンク設計などの船舶輸送技術確立、貯留分野では低コストなモニタリング技術の導入を目指した国内外での実証を進めていきます。
	CCSは事業コストが高く、その費用の回収が実現可能か明らかにすべき CCS（炭素回収・貯留技術）の開発コストや経済的および技術的实现可能性を考慮する必要がある。関連する輸送コストや炭素漏洩問題などの要素に対する説明責任を強化することで、日本のCCS戦略に対する投資家の信頼を高めるべきである。 CCSの実用化に向けた定量的具体的な目標が曖昧な印象を受ける。いつの時点でどれだけカーボンニュートラルに貢献するのか見えない。	

22	日本にはCCS適地が少なく、地震の恐れがあるので、CCSを推進すべきではない。	貯留適地については、枯渇した油田・ガス田のほか、石油・天然ガスの産出を伴わない貯留層と遮断層が組み合わさった地層も対象となります。このような地層は日本にも広く存在するとされており、苫小牧におけるCCS実証試験は、こうした砂岩層に対してCO2の貯留を行ったものです。その上で、我が国の貯留適地については、日本CCS調査株式会社が、過去の石油・天然探鉱データや、新たに実施した物理探査データを用いて、2014～22年度に、地層中の空隙容積を基礎にした貯留可能性についての試算を行ったところです。この試算によると、事業化の段階で経済性や立地可能性のさらなる精査が必要であるものの、日本近海で合計約160億トンの貯留可能性があると推定されているところです。引き続き、貯留層のポテンシャル評価等の貯留地開発を推進してまいります。 CCSに係る地震のリスクに対しては、CCS事業法に基づく特定区域の指定や貯留事業の許可、貯留事業の実施の方法や保安措置等についての計画の認可、モニタリング等を通じてCCS事業に係る安全性を高めていく方針です。また、貯留事業の実施に当たりCO2の貯留に伴う地下構造の保護について必要なリスクマネジメントの実施や貯留作業への反映等を事業者者に求めることとしており、その際、最新の技術的動向を踏まえる観点から外部有識者の知見等を取り入れるプロセスを設ける方針です。
	日本の地下の状況から、日本ではCCS適地はない。CCSを前提にすべきではない。再エネ100%を早急に実現すべき。 地震によりCO2を貯留する層が切断やずれによる漏れが心配され、その修復が困難であるため、政府はCCSを行うべきではない 地震の多い日本ではCO2は安全に貯留することが難しい。	
23	CCS等のように不確実な技術に依存せず、既存又は実用化に目途が立っている技術を活用すべき	CCSに用いられる技術は、これまで世界で50年以上の実績がある石油・天然ガスの増産技術が転用されたものであり、また、国内においても、北海道苫小牧市でCCS大規模実証試験を実施するなど、20年以上の研究開発や実証を行っています。今後も、諸外国の動向や最新の科学的知見を踏まえつつ、安全な貯留技術の開発、分離回収技術やCO2輸送船舶などの様々な研究開発を通じて、さらに経済性や安全性の向上を図ってまいります。
	CO2の回収・運搬・貯留には大量のエネルギーとコストが必要であり、地震の多い日本ではCO2を安全に貯留することも困難である 国としてCCS事業への支援はやるべきだ。欧米での失敗、高コスト、日本に適地がないこと、回収・分離・運搬・貯留にエネルギーを消費すること、実証試験で客観的評価がないこと、長期間の漏出監視が必要であること、地震誘発リスク、CO2低回収率、発電効率低下、海外依存リスク助長などの理由から、CCS事業は現実的ではない。 2040年に火力発電が発電量の30～40%を占める計画は脱炭素の方向性として適切である。CCSやアンモニア混焼は既存の火力発電の延命策であり、コストが高くなる。太陽光発電や風力発電が最も安い電源になってきているにも関わらず、旧来の方式に固執するのはイノベーションを阻害する。	
24	CCUSでの削減量を評価する仕組みを構築すべき	排出削減に資するCCUSの取組は、GX実現のため重要であり、排出量取引制度の中でも適切に評価されるよう、温対法における排出削減価値を評価するための算定方法の議論や、CCUSの本格的な社会実装の予測などを踏まえながら、技術的な点も含め、検討を進めてまいります。
	購入燃料に係るCO2が対象ではなく、排出するCO2を対象にする、又は固定・吸収したCO2を評価する仕組みについてご検討をお願い致します。	
25	CNを効率よく経済合理的に達成できる目標設定を行うべき	CNへ向けた取組においては、新たな脱炭素エネルギーに転換される規模・タイミング・コストなどの面で不確実性が高く、安定した需要を生み出しづらいという課題があると認識しています。それらの課題に対応するため、官民をあげて、国民が受容できる市場環境整備を進めるとともに、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値を評価するなど、需要創出に着目した取組を進めていくとしているところ、いただいたご意見のご主旨を踏まえながら、取組を進めてまいります。
	カーボンニュートラルであることが当然となっていく2040年代では、カーボンフットプリントの大小を議論する意義は薄れる。重要なのはCCUSの活用も含めてカーボンニュートラルの達成を前提とした上で、素材の製造やリサイクル・処理に係るエネルギー効率の高さと経済的な合理性であり、これらを目指して評価基準の中心に据えるべきである。	
26	CO2の海外貯留はエネルギー自給率向上に寄与しないため、推進すべきでない	貯留量確保の観点では、海外には、枯渇油田ガス田をはじめ既に貯留先としての可能性が明らかな地域があるため、我が国の技術も活用する形で我が国のCO2を海外で貯留することも条件が整えば有力な選択肢であり、関係国との具体的な対話や、将来的な貯留権益確保を目指した相手国との共同調査を、順次実施してまいります。
	海外依存リスク助長から、CCSは推進すべきでない 現状の海外での石油天然ガスの上流開発とセットとなったCCS実施に力を入れる方向性は、改めるべきである。 海外での石油天然ガスの上流開発とセットとなったCCS実施に力を入れる方向性は、輸送・貯留に伴う高い実施コストだけでなく、火力発電の固定化を促し、CO2の貯留においても海外依存をもたらす、エネルギー自給率の向上に逆行するため、推進すべきでない	
27	CO2以外の対応も行うべき	GXの枠組を定める脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律においては、「産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素」を対象としていますが、カーボンニュートラルを進めていく上でメタン等の排出削減への対応なども重要と考えており、適切に取り組みをすすめていきます。
	CO2以外の環境負荷も最小化されること、海洋プラスチック等による汚染防止のための生分解性の付与、森林保全のための一定規模での森林資源の活用等、効率性だけでは評価できない事項への配慮も必要である。	
28	CO2吸収のためには国内の森林の保護をすべきである	緑地を増やすことなど、自然を重視した国土の利用は2050年カーボンニュートラルを目指す上でも重要であり、引き続き関係省庁が一体となって取組を進めていきます。
	緑地を増やすべきである。	
29	CO2削減よりも日本経済を優先すべき	GXの取組は、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すものであり、経済を犠牲にして脱炭素を進めることは想定していません。GXの取組を進める中でGX分野における投資を加速させることで、30年来的経済の停滞を打破するきっかけにするべく、投資促進策などを適切に進めエネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指していきます。
	売り上げに直結しないGXを優先すべきか疑問である。経済成長を最優先すべきである。脱炭素への取組が進まない企業がサプライチェーンからはじき出されるのは、脱炭素を過度に推進するからであり、過度な脱炭素の取り組みは見直してほしい。 脱炭素化やGXが優先すべき社会課題なのか疑問である。脱炭素化やGXにコストをかけても、他の社会課題がおろそかになってはいけない。経済成長すれば多くの社会課題を解決できるので、経済成長を優先すべきである。	
30	CO2排出の少ない農林水産業に転換すべき	「みどりの食料システム戦略」等に基づき、農林水産分野からの温室効果ガスの排出削減に向けて、畜産も含めて農林水産業全体で取り組んでいきます。
	CO2排出の多い工業畜産、工業酪農から植物性由来食品の原料生産、加工、製造分野への転換、企業進出支援、国民への啓発を行う産業構造転換を図るべき また、農業用には生ごみ等を堆肥化した肥料を使用すべきである。	
31	CO2排出量の見える化に対して支援制度を検討すべき	GX2040ビジョン（案）に記載のとおり、GXを推進する人材・ノウハウや資金が足りない等の課題から取組を進めづらい中堅・中小企業への取組を後押しするため、省エネルギー診断事業を充実させるほか、国の電子報告システムの改修等により、エネルギー消費量やCO2排出量の算定・見える化の支援に取り組んでまいります。
	CO2排出量の算定・見える化に伴う投資に対して費用補助が受けられる支援制度の検討をすべき 「②設備の高度化支援」においては、省エネに資する設備導入支援だけではなく、見える化に対する支援も加えるべき	
32	CO2排出量の算定義務を排出量が大きい設備に限定し、算定する側のコストを削減すべき	排出量の実績報告については、第三者による検証を求めることとしておりますが、制度対象者の体制整備に一定の期間が必要であると考えられることから、制度開始当初より法人全体の排出量に対して一律確度の高い水準での保証を要求するのではなく、当面の間は、一定規模以上の事業所と、その他の比較的小規模な事業所における保証の水準に差を設けるといった対応を行います。また、省エネ法や温対法などと本制度との間には、報告事項に一定の重複が生じる可能性があるところ、事務負担軽減の観点から、手続簡素化に向けたシステム上の工夫等の検討を進めてまいります。

	<p>事業に係る100%すべてのCO2排出量を把握することは膨大な時間とコストがかかるため、排出量の大きな生産設備に限定するなど、効率的かつ合理的な対象範囲の設定を認めるべきである。</p> <p>CO2排出量の測定は大規模は生産設備に絞り、MRVコストを削減すべきである</p>	
33	<p>DACCSを信頼性の高いCDR技術技術として気候政策に明示的に含めるべき</p>	<p>2050年カーボンニュートラルを目指す上では、削減技術だけではなく、DACCS等の除去技術の社会実装も不可欠だと考えています。例えば、DACCSについては、コスト低減と効率性の向上のため、ムーンショット型研究開発事業等により研究開発を後押ししていきます。また、市場創出に向けて、カーボンクレジット創出に向けた方法論を策定したところ、将来的には「クレジットの創出に向けて必要な取組を進めています。その他の技術についてもGX2040ビジョン（案）でお示しているのとおり、関係省庁と連携の上、技術開発と市場創出に向けた必要な取組を進めてまいります。</p>
	<p>日本政府は、DACCSを信頼性の高いCDR技術技術として気候政策に明示的に含めるべきである</p>	
34	<p>DCの立地に関し、分散型電源やガスインフラを活用した自家発電の活用を検討すべき</p>	<p>データセンターは規模と用途によっては自家発電などの分散型電源が有効なケースもあると認識しておりますが、大規模データセンターの場合、必ずしも分散型電源のみで対応できない可能性も高く、今後のデータセンター需要等を見ながら適切に対応してまいります。</p>
	<p>DC整備に関して、大規模な火力発電所だけでなく、分散型電源の活用検討を追いいただきたい。</p> <p>【修正案】 将来的に脱炭素電源を含め電力インフラが立地する見込みがある場所の近傍へのDCの立地誘導や、分散型電源の活用を検討する。</p> <p>DC整備に関して、大規模な火力発電所だけでなく、分散型電源の活用検討を追いいただきたい。</p> <p>ガスインフラを活用したコージェネレーションシステムをDC自体に設置することで、受電電圧や受電電力量の削減ができ、電力インフラ制約時に有効である。そのため、「DCの立地誘導や、ガスインフラを活用した自家発電の活用等を検討する」としていただきたい。</p>	
35	<p>DXとGXの定義を明らかにすべき。DX、GXの進展により電力需要が増加すると言うのが本当か。</p>	<p>GX2040ビジョン（案）と一体的に議論してきた、エネルギー基本計画（案）についての、総合エネルギー調査会基本政策分科会における議論では、GXの進展に伴う電化や、データセンターや半導体などの増加により、大幅な省エネ効果を見込んだとしても、将来の電力需要については増加する可能性が高いという点が共通認識になっています。</p> <p>2040年度エネルギーミックスの策定に際しては、将来の電力需要について、DXやGXの進展による電力需要増加の可能性と、光電融合のような省エネ技術の開発が進む可能性の双方を検討した上で、複数の外部のエネルギー環境分野の専門機関による分析結果を踏まえた上で、2040年度の電力需要を0.9兆～1.1兆kWh程度としています。</p> <p>現時点で将来の電力需要を正確に予測することは困難ですが、電力は国民生活や経済活動の基盤であり、省エネの進展を楽観的に見積もると電力需要の増加を過小評価し、電力供給が不足することになれば大きな損失となるため、電力需要増加に備えた対応が必要と考えております。</p> <p>GXとDXの定義については、GXの枠組を定める脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律において、「脱炭素成長型経済構造」とは、産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造としており、GXは経済成長と脱炭素の同時実現を目指す取り組みの総称です。また、DXについては、「デジタルガバナンス・コード3.0～DX経営による企業価値向上に向けて～」において、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」としてあります。なお、GXを進める上で、省エネは重要だと考えており、GX2040ビジョン（案）でも明記をしております。</p>
	<p>DXやGXにより電力需要が見込まれるというもデマに近い。</p> <p>DX・GXの電力需要増加予測は、見積もりが課題である</p> <p>GX化DX化による電力需要の増だけではなく、削減効果の検証もすべきである。効率化で電力需要の削減ができれば、原子力エネルギーに頼る必要がなくなるのではないかと。</p>	
36	<p>DXとGXの定義を確定し、それらには電力需要減少技術が多く含まれるという旨の記載をすべき</p>	<p>GXの枠組を定める脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律において、「脱炭素成長型経済構造」とは、産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造としており、GXは経済成長と脱炭素の同時実現を目指す取り組みの総称です。また、DXについては、「デジタルガバナンス・コード3.0～DX経営による企業価値向上に向けて～」において、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」としてあります。GXを進める上で、省エネは重要だと考えており、GX2040ビジョン（案）でも明記をしております。</p>
	<p>「DXの進展やGXによる電化等の電力需要増加」という記述は明白な誤りであり、修正が必要だ。DXやGXには電力需要減少技術が多く含まれているため、電力需要増加要因は主に「AI」「電化」とあると考えられる。</p>	
37	<p>GHG排出による外部不経済を内部化する水準のカーボンプライシングを導入すべき</p>	<p>我が国のGX実現に向け、企業によるGX投資を促進するため、成長志向型カーボンプライシング構想に基づく取組を進めております。</p> <p>その上で、排出量取引制度をはじめとするカーボンプライシングの導入にあたっては、その導入がカーボンプライシングを引き起こしたり、企業の脱炭素投資の余力を損なうことのないよう制度設計の際に留意する必要があります。このため、我が国においては、20兆円規模のGX経済移行債を活用した先行投資支援と組み合わせてGXに集中的に取り組み期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形でカーボンプライシングを導入することとしており、これにより企業の脱炭素投資の前倒しを促進することとしています。</p>
	<p>GHG排出による外部不経済を内部化する水準のカーボンプライシングを導入することが、最も効率的・効果的な道筋である</p>	
38	<p>GX産業構造の目指す姿を明確にすべき</p>	<p>GX2040ビジョン（案）では、目指すべきGX産業構造として、①革新技術を活かした新たなGX事業が次々と生まれ、②日本の強みである素材から製品に至るフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造と明記しています。</p>
	<p>GX産業構造とはどのような産業構造を目指すのかを明確にすべきである。</p> <p>GX産業構造とはどのような産業構造を目指すのかを明確にすべき</p>	
39	<p>GX、DXは、既存産業自体のイノベーションを起こす契機となりうるという視点が盛り込むべき</p>	<p>GX2040ビジョン（案）では、新規事業のみならず、日本の強みである素材から製品に至るフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造を目指すとしており、既存産業の皆様のイノベーション促進にも官民を挙げて取り組んでいきたいと考えています。</p>
	<p>GX、DXは既存産業の再編・集約といった大きなうねりだけでなく、既存産業に課せられた省令や政令を見直し改正することで既存産業自体のイノベーションを起こす契機となりうるというミクロな視点も盛り込むべき</p>	
40	<p>GX2040ビジョン（案）、エネルギー基本計画（案）、地球温暖化対策計画（案）の関係を明らかにし、一貫性を持たせるべき</p>	<p>2040年頃を目指すGX産業構造のあり方などを示すGX2040ビジョン（案）、主に2040年頃を念頭においてエネルギー政策の方向性を示すエネルギー基本計画（案）、そしてCO2以外も含めた温室効果ガス全体の削減に向けた方策を示す地球温暖化対策計画（案）は相互に関連するため、引き続き相互に連携しながら検討を進めます。</p>
	<p>今般示された第7次エネルギー基本計画（案）、地球温暖化対策計画（案）、GX2040ビジョン（案）に掲げられた一連の方針に基づく具体的な政策を着実に推進したい。</p> <p>総理大臣が法的根拠なく作った「GX実行会議」が、民主的論議がなく策定する「GX2040ビジョン」が、法定計画であり、国の施策の基本である「エネルギー基本計画（案）」や「地球温暖化対策計画（案）」など上位に位置づけられるとすれば、民主的手続き上も大きな問題である。</p> <p>GX2040ビジョンと戦略エネルギー計画、エネルギー基本計画（案）の間に一貫性を持たせることは、明確性を提供し、より円滑な実施を可能にします。これにより、GX関連投資と日本のエネルギー転換に向けた新たな機会との間のつながりが合理化されることとなります。</p>	

41	GX2040ビジョン（案）で使用されるグリーンについて、明確な定義・基準を設定すべき	一般的にグリーン ¹ の定義については、世界的にも確定的なものはないと認識しておりますが、我が国では、「グリーン・トランスフォーメーション」について、GX推進戦略（2023年7月閣議決定）において、「産業革命以来の化石燃料中心社会から脱却し、炭素中立型の社会・経済、産業構造へ転換すること」と定義しております。
	GXは「化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革」とするが、「グリーン」の具体的な定義を示すべきである。	
42	GX2040ビジョン（案）と地球温暖化対策計画（案）やエネルギー基本計画（案）との関係を明記すべき	2040年頃の目指すべきGX産業構造のあり方などを示すGX2040ビジョン（案）、主に2040年頃を念頭においてエネルギー政策の方向性を示すエネルギー基本計画（案）、そしてCO2以外も含めた温室効果ガス全体の削減に向けた方策を示す地球温暖化対策計画（案）は相互に関連するため、引き続き相互に連携しながら検討を進めます。
	GX実行会議は、「エネルギー基本計画（案）」に基づき、政策を検討すべき	
43	GX2040ビジョン（案）にオンデバイスAIの重要性を位置づけ、具体的な政策を検討すべき	御指摘のとおり、今後はクラウドに加えてエッジ双方でのAI利活用が進むことで、現在半導体が組み込まれていない製品への導入や、既存製品での半導体個数や性能の向上が進むと予想されます。半導体の性能向上が求められるとともに、増加が見込まれる電力需要の増加幅の低減を実現するため、最先端半導体に加えて、超低消費電力で高度なAI推論等を実現する次世代エッジAI半導体に向けた研究開発や、光電融合技術などの最先端情報処理技術や、それを支える液体冷却技術などの最先端付帯設備の技術開発や設備投資により、データセンター等について大幅なエネルギー効率改善を実現していく方針です。
	オンデバイスAIが我が国のGX政策推進に及ぼす利点を踏まえ、GX2040ビジョン（案）にオンデバイスAIの重要性を位置づけていただくことを提言する。 デジタル技術を最大限活用しつつ、デジタル赤字の緩和及びデータセキュリティの強化を図る観点からは、データセンターの国内整備だけでなく、オンデバイスAIの活用推進も有効である。 オンデバイスAIの利点に着目し、重要インフラ業種においてオンデバイスAIの利用を促進するための実証実験の実施や補助金の提供など、具体的な施策をご検討いただくようお願い申し上げます。	
44	GX2040ビジョン（案）に賛成である	皆様から頂いたご意見を踏まえつつ、引き続きビジョンの具体化に努めてまいります。
	クリーンエネルギーが豊富な地域に新たな産業集積を目指す方針に大きく賛同する。労働者の地方定着や地域経済の活性化が見込まれ、地方創生に最も効果的であると考える。 原子力について、安全性確保を大前提として持続的に活用していく方針を評価する。 脱炭素に資する我が国の製品やサービスの環境価値が国際社会でも評価されるよう、国際的なルール形成にも積極的に参画、または協力をし、普及を促進する方向性に賛同する。	
45	GX2040ビジョン（案）に反対である	GX2040ビジョン（案）は、GXを進めて行く上で、足下で中東やウクライナ情勢など様々な不確実が高まる中で、引き続きGX投資を進めるための投資の予見可能性を高めるため、GX産業構造やGX産業立地のあり方、GX市場創造に向けた取組などを2040年を念頭に中長期的見通しを示したものです。引き続きビジョンに示した内容に踏まえ、GXの取組を進めていきます。
	GX2040ビジョン（案）は、科学が要請する気候変動対策にはほど遠いものであり、誤った方向性のもと、その実現のための政策を固定化しようとしている。 GX2040ビジョン（案）からは「火力発電と原子力発電の既得権益を守る」という意図しか見えてこない。 GX2040ビジョン（案）では気候危機を止められないし、欧米の脱炭素のバリュチェーンから取り残されて、経済的にも輸出産業が大きな打撃を受けることが容易に予測される。	
46	GX-ETSでは直接排出の削減のみでなく、間接排出の削減についての制度設計も行うべき	排出量取引制度においては、発電部門の削減努力を二重に計算することのないように、EUははじめ大半の導入国において直接排出のみを対象としており、我が国排出量取引制度においても直接排出が対象となる見込みです。その上で、我が国においては、間接排出については、制度対象者に各社の中長期での直接・間接排出削減目標及びその他関連事項を記載した移行計画の提出を求め、政府はこれを公表することとしています。こうした対外的なコミットメントを求めることで、間接排出も含めた、企業のGXへの取組を促進してまいります。
	GX-ETSでは直接排出の削減のみでなく、間接排出の削減についての制度設計も行うべき	
47	GX-ETSで活用可能なカーボンクレジットを拡大すべき	排出量取引制度において活用できる外部クレジットについては、そのクレジットの活用が我が国排出量の削減に貢献しているか及びその活用が我が国の産業競争力強化につながるかといった観点から検討が必要です。こうした観点から、排出量取引制度においては、政府が運営するJ-クレジット及びJCMクレジットを活用可能とすることが適切と考えております。その上で、我が国においては、間接排出については、制度対象者に各社の中長期での直接・間接排出削減目標及びその他関連事項を記載した移行計画の提出を求め、政府はこれを公表することとしています。こうした対外的なコミットメントを求めることで、間接排出も含めた、企業のGXへの取組を促進してまいります。
	JCM以外の6条クレジットについても今後適格化を早期に検討いただきたい。COP29での合意も踏まえ、今後NDCに貢献する「6条2項および6条4項における相当調整済みクレジット」などが増えていくことが期待されるため。 水素・アンモニア等のビジネスの発展において、国際標準を獲得し、二国間クレジット制度等を活用する取り組みを推進すべきである。 JCMクレジット以外の「その削減量が我が国のNDCにも貢献するカーボン・クレジット」として整理することのできる、海外で実施され/り協定に基づく国際移転の調整（相当調整）がなされたカーボン・クレジットについても、日本のNDCへの位置づけとGX-ETSでの取引の対象とすることについて将来検討する可能性を残すべき	
48	GX-ETSで厳正に取引が為される様な仕組みを作るべき	排出枠の取引市場については、排出枠の取引価格が適切に公示される環境を整備するため、取引市場に関する規律も設けるとしております。特に取引量が低迷する可能性がある制度開始当初において、取引を集中させることで、適正な価格形成を促す観点から、市場の運営をGX推進機構に担わせることとしており、市場原理に基づいた排出枠の取引が適正に行われるよう、引き続き取り組んでまいります。
	GX推進機構は取引市場の運営の実績がないため、信用の維持のためにも第三者からの監査に耐えうる様な厳密な取引情報の管理、利益相反の回避の仕組みを作る	
49	GX-ETSにおいて、グランドファザリングの対象業種については、見直しの時間軸も検討すべき	排出量取引制度については、市場メカニズムの活用を前提とした制度であることから、長期間運用するなかで、制度設計当初に想定していた経済状況・社会情勢等からの乖離が生じ、制度設計の変更が必要となることが想定されるため、制度開始後の社会情勢の変化や、GX実現に向けた企業の取組状況等を踏まえながら継続的に制度の点検を行ってまいります。
	グランドファザリングの対象業種については、見直しの時間軸も検討すべき	
50	GX-ETSにおいて、排出枠不足が起きた場合も日本のNDCが達成されるよう制度設計をすべき	排出量取引制度の導入に当たっては、企業のGX投資を促進し、脱炭素と経済成長が両立する環境を整えていくことが必要です。このため2026年度から導入予定の排出量取引制度においては、業種特性等を考慮した政府指針に基づき排出枠の割当てを行い、将来の投資予見性を確保するために、排出枠の上下限価格の設定を行います。こうした措置を通じて、トランジション期にある中で、カーボンリーケージを防ぎつつ、事業者による排出削減のための取組を進めていきます。その上で、温室効果ガスの排出削減については、排出量取引制度のみならず、投資支援の枠組みを含むあらゆる政策を総動員して実行していきます。
	GX-ETSにおいて、排出枠不足が起きた場合も日本のNDCが達成されるよう制度設計をすべき	
51	GX-ETSにおけるバイオ起源の原料を使用した場合は、排出量取引制度においても環境価値を評価できるようにすべき	排出量取引制度では、J-クレジットの活用を可能とする方針です。バイオ由来製品等の利用について、J-クレジットにおける方法論が存在する場合には、当該方法論に基づいてJ-クレジットを創出し、制度内で活用することが可能となります。

	バイオ起源の原料を使用した場合は、大気中の二酸化炭素の除去・吸収等の活動と同様に排出量取引制度においても環境価値を評価できるようにしていただきたい。	
52	GX-ETSにおける償却義務履行要件を詳細化すべき	排出量取引制度における義務等については、「I」制度対象事業者に課せられる義務等の具体的内容について」に記載の通りですが、更なる詳細については今後検討してまいります。
	償却義務を履行するためのクレジットは十分に用意されるのか。また、クレジットが不足した際も不履行扱いになるのかを明確に記載すべき	
53	GX-ETSにおける新規製品の生産のために新たな工場自体を設置した場合の対応を明記すべき	排出量取引制度における排出枠の割当については、対象企業の将来に向けた脱炭素技術への投資余力を損なわないよう、業種ごとの特性やトランジション期における研究開発投資、過去の排出削減努力、工場の新設などによる活動量増加、事業活動の縮小に伴う活動量減少など、様々な事情を勘案して行っております。
	既存の工場内に新たな生産設備を設置した場合とは異なり、新規製品の生産のために新たな工場自体を設置した場合、参照できる排出量の過去実績が無い。このようなケースの割当量の増加の考え方や算定方法を明示していただきたい。	
54	GX-ETSにおける対象事業者は、現時点において削減手段があるセクターに限定すべき	排出量取引制度においては、業種を問わず、CO2の直接排出が10万トン以上の事業者を対象とすることとしています。そのうえで、排出枠の割当ての基準等については、業種別に設定するベンチマークに基づく割当てなどを通じて、業種間の公平性にも配慮してまいります。
	GX-ETSにおける対象事業者は、現時点において削減手段があるセクターに限定すべき	
55	GX-ETSにおける対象事業者への負担を削減する制度設計にすべき（ex: 検証方法・条件の明確化等）	我が国においては、2026年度から排出量取引を導入し、排出量の算定期間を経て27年度より実際に割当てが行われる見込みですが、この際、対象事業者の事務負担が過度なものとならないよう留意する必要があり、そういった観点から検証や算定の詳細基準の策定等に取り組んでまいります。
	GX-ETSについて、検証方法や条件等を明確に示していただくとともに、作業負担の上昇を防ぐ制度設計・運用を望む。	
56	GX-ETSにおける排出量の報告について、実装初期はペナルティ要件等を緩和させるべき	排出量の算定ルールの詳細については、省エネ法や温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度等の関連制度における考え方を基礎として定める方針です。また、提出期限やその他手続きについては、他制度やGXリグの報告状況等も踏まえ、対象事業者の過度な事務負担とならないよう検討してまいります。
	GX-ETSにおける排出量の報告について、仮に排出量算定の方法が誤っており、検証を受けた結果保証が認められない場合、再算定にあたって提出期限に間に合わずペナルティの支払いや割当がないというようなことは避けるべき	
57	GX-ETSについては、業界内での負担公平性について配慮いただきたい	排出枠の割当ての基準等については、業種別に設定するベンチマークに基づく割当てなどを通じて、業種特性等を考慮した公平な仕組みとなるよう検討してまいります。割当の基準となる政府指針については、審議会等において、有識者等の意見も踏まえて策定してまいります。
	GX-ETSの対象企業と対象外企業間での負担に大きな差がある場合、競争上の影響が大きい。特に対象企業が一部に限定される業界について配慮が必要ではないか。業界内での負担公平性について、今後の制度検討の中で配慮いただきたい。	
58	GX-ETSの取引は初期から可能な限り市場原理に沿った形かつ民間によって運営されるべき	排出枠は、法制度のために政府が発行する特殊な財であり、その価格は企業が脱炭素投資の判断を行う際の重要な情報であることから、市場における公正な価格公示機能が極めて重要であると考えております。 このため、本制度においては、適正な価格形成を促す観点から、市場の運営をGX推進機構に担わせることとしています。
	GX-ETSの取引は初期から可能な限り市場原理に沿った形かつ民間によって運営されるべき	
59	CDRの技術開発、プロジェクト展開およびクレジットの利用可能性の促進のために追加の需要促進策が必要である	CDRの促進のために、需要を創出することが重要と認識しています。またGX2040ビジョン（案）でお示ししたとおり、CDRの取組は、地域の自然状況や既存産業を基に、新たな産業の創出の可能性があると考えております。ご意見いただいたとおり、今後、研究開発のみならず、自治体と国、企業が連携し、新たな産業の創出につなげていくために必要な政策を検討してまいります。
	予想されるCDRクレジットの価格とコストの折り合いが付かないため、DACやCDR技術を組み込むだけではGX-ETSの取組は未だ不十分であり、CDRの技術開発、プロジェクト展開およびクレジットの利用可能性の促進のために追加の需要促進策が必要である	
60	GX-ETSの実績報告は、過度な業務負担が生じないよう制度を設計すべき	排出量の実績報告については、第三者による検証を求めることとしておりますが、制度対象者の体制整備に一定の期間が必要であると考えられることから、制度開始当初より法人全体の排出量に対して一律確度の高い水準での保証を要求するのではなく、当面の間は、一定規模以上の事業所と、その他の比較的小規模な事業所における保証の水準に差を設けるといった対応を行います。 また、省エネ法や温対法などと本制度との間には、報告事項に一定の重複が生じる可能性があるところ、事務負担軽減の観点から、手続簡素化に向けたシステム上の工夫等の検討を進めてまいります。
	GX-ETSの実績報告にあたっては、過度な業務負担が生じないような制度設計が必要と考える。	
61	GXによって経済成長を目指すのであれば、再エネや循環社会の担い手になる産業を重視すべき	再エネや循環社会はGXを進める上で重要な役割を果たし、また、それを担う産業やサプライチェーンの育成は重要な課題です。そのため、GX経済移行債を活用した投資促進策においても、例えば次世代型の太陽電池のサプライチェーンや洋上風力のサプライチェーン、更には資源循環のサプライチェーンの構築などを支援していきます。
	GX政策は今までの産業と癒着し、優先して守るのではなく、将来必要となってくる再エネ事業や循環社会の担い手になる産業を大切にしたい	
62	GXによるコスト負担の抑制と国民理解の醸成が必要	「成長志向型カーボンプライシング構想」では、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた関連分野への投資を促し、事業者や国民に恩恵がある制度としてまいります。 こうした考え方について、国民の皆様にご理解いただけるよう、引き続き広報等にも取り組んでまいります。
	GXによるコスト負担に係る国民理解の醸成が必要である。上昇するコストを社会全体で受容する必要があることについて、国民全体の理解を醸成し、その上でGX製品に対する購買意欲を刺激する必要があるが、本ビジョンではその旨が明記されていない。 労働者が将来に希望を持ち、安心して働き続けることが出来る環境政策を推進するとともに、産業・企業や国民への周知を徹底することが必要である。 脱炭素化によるコスト増加は避けられないため、国民の行動変容を促す観点からも、国はこの現実から向き合い、国民全体での公平な負担に向け、理解醸成に取り組む必要がある。	
63	GXに関する政府の取り組みを開示し、国民が参加できる仕組みを作るべき	引き続きGXに関する議論の透明性を高めるとともに、説明会やパブリックコメントなどを通じて若者を含む国民の皆様からのご意見を耳を傾けながら政策を進めてまいります。
	政府は、GX投資が1.5℃目標に整合した取組みに確実に向けられるよう、開示・検証する仕組みを構築する必要がある。	
64	GXの財源は炭素税とすべき	我が国では「成長志向型カーボンプライシング構想」として、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。この排出量取引制度と化石燃料賦課金により事業者が支払う炭素価格を20兆円規模の償還財源とすることで、意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前置きを促していきます。
	温暖化対策費が足りないなら炭素税を導入すればいいだけの話です。海外メーカーとの競争に負けてしまうとと言うなら、輸入品にも同様に炭素税をかければよい。	

65	GXの実現にあたっては、企業も含めて公正な移行や公平性に留意して進めるべき	GXの推進に当たり「公正な移行」の観点を踏まえることは重要と認識しており、GX推進法に基本理念として明記しております。GX2040ビジョン（案）においても、新たに生まれる産業への労働移動や、GX産業構造への転換に伴い高度化されたサプライチェーンで引き続き労働者が活躍できるよう対応する方針を記載しております。GX2040ビジョン（案）でお示した政策を具体化させて行く際には、産業構造の転換に伴う労働者への影響、地域間の公平性などを引き続き考慮しながら、企業の皆様と一体となって取組を進めてまいります。
	GXの推進にあたっては、雇用が脅かされることのないように慎重な対応をお願いしたい。 排出削減が困難な多排出産業は多くの雇用を抱える工場を持ち、これらの工場は地方や内陸に点在しているため、エネルギー転換を急ぎすぎると地方や内陸の工場が消え、雇用が失われる可能性がある。したがって、エネルギー転換は地方創生とセットで考えるべきである。 原子力と化石燃料から、省エネ・再エネを中心とした産業・社会構造への公正な移行が円滑に進むよう、グリーンな雇用の確保や地域への支援、人々のくらしのサポート、格差や不平等の是正に取り組む方針が必要である。	
66	GXの実現に向け、経済成長と環境対策をバランスよく進めるべきである	引き続き、エネルギー安定供給、経済成長と脱炭素の同時実現を目指して取り組みをすすめてまいります。
	GX実現に向けた各種取組は、業種により負うべき負担が異なるほか、経営等に対するインパクトも企業により大きく異なることから、慎重な検討が必要である。また、足枷となりがちな過度な取組は日本企業の国際競争力を低下させかねないことから、他国の取組状況やその進捗等に常に留意することも重要である。 エネルギー安定供給の確保に向けては、今から2040年に向けたエネルギー政策を展開する必要がある。エネルギー安定供給と経済効率性、環境適合性の向上に向けて最大限取組むことが重要である。 再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するという考え方に疑問がある。我が国は災害発生国であり、地理的制約もあるため、安全性を前提としたエネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境適合性を図るべきである。	
67	GXの実現に向け、国民の意識改革や行動様式の改善が必要	GXの実現に向けては官公庁や企業のみならず、国民・消費者も含めた社会全体の行動変容が重要となります。このため、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）等を通じ、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換を促していきます。
	欧州に学び、政府が号令をして変えようという考え方を考えるべきである GX製品開発にかかるコストの価格への一定の転嫁について、最終ユーザーの理解を求めることが必要であり、政府によるきめ細かい普及啓発を行う 広く国民の理解を得るべく政府はより一層の普及啓発活動を実施すべき	
68	GXの実現に向けて取り組みを強化すべき	皆様から頂いたご意見を踏まえつつ、できる限り事業環境の予見性を高め、日本の成長に不可欠な付加価値の高い新たな産業の創出や産業競争力を支える基幹産業のサプライチェーンの高度化につながる国内投資を後押しする等、ビジョンの具体化につとめてまいります。
	GX経済移行債の発行を優先的に支援していくべきである。 より高い目標設定と、それを実現するための具体的な施策の展開を求めます	
69	GXの取組に対して多様な選択肢を確保できるような市場を構築すべき	GX 産業構造への転換を進めるために、カーボンフットプリントや削減貢献量・削減実績量等の環境価値の見える化などによる需要の創出が不可欠であり、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値を評価し、企業の取組のみならず消費者の行動変容に向けた取組といった需要創出に着目した取組を一体的に進めてまいります。
	GX市場創造のためには、取組の初期段階で国内（国産）でのGXの取組に対して多様な選択肢を確保できるような市場を構築することをビジョンにも明記すべきである。	
70	GXはコスト増になるのではなく利益につながるということが政府は解っていない。	「GX2040ビジョン（案）」の「2.（1）目指すGX産業構造」に記載しているとおり、GXの取組は「失われた30年」を打破する大きなチャンスと考えております。そのために、GX分野での投資を通じて、①革新技術を活かした新たなGX事業が次々と生まれ、②日本の強みである素材から製品にいたるフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造を目指す方向性を示しました。引き続き、世界の脱炭素に貢献しつつ、我が国の経済成長・産業競争力強化を実現していきます。
	GXはコスト増になるのではなく利益につながるということが政府は理解していない。	
71	GXは生産者側の責任で進めるべき	GXの実現に向けた継続的な投資には、将来の需要に対する継続した期待と予見性が不可欠と考えております。しかし、脱炭素化に向けた取組においては、製造業における脱炭素プロセスへの転換のようにコストアップを伴う等の理由により、市場メカニズムのみで安定した需要を生み出しづらい状況です。そのため、サプライチェーン全体で GX 価値を評価するなど需要創出に着目した取組を、供給側に対する取組と一体的に進めてまいります。
	消費者に押しつけるのではなく、作る責任を予防原則も踏まえ重点的にビジョンを組み立てることが必要である。	
72	GXやエネルギー政策に関する政府の取組を明示し、若者を含む国民の意見を広く聞き、国民が参加できる仕組みを作り政策形成すべき。	引き続きGXに関する議論の透明性を高めるとともに、説明会やパブリックコメントなどを通じて若者を含む国民の皆様からのご意見を耳を傾けながら政策を進めてまいります。
	エネルギー基本計画（案）の決定プロセスに市民の声がほとんど反映されていない。 これから日本で生きる若者や孫の世代に対して、一部の利益にとらわれた負のエネルギー政策を進める方針には反対である。 この法案を慌てて通す必要性はない。もっと時間をかけて国会で議論をしながら国民の意見をきくべきである。	
73	GXを実現する上でその担い手となる人材育成が重要。GX人材確保に向けた支援を行うべき	GXの実現に向けて、その担い手となる人材育成は重要と認識しており、その確保に向けて、昨年5月にGXリーグ内のワーキング・グループにおいて「GXスキル標準」を策定するなど取り組んでおります。GX2040ビジョン（案）においても、新たに生まれる産業への労働移動や、GX産業構造への転換に伴い高度化されたサプライチェーンで引き続き労働者が活躍できるよう対応する方針を記載しており、引き続き必要な施策の検討を進めてまいります。
	革新的技術を生み出すためには、産学が連携したリスキングや人材交流が重要であり、そのような取組についても合わせて検討すべきである。 GX実現に向けては柔軟な発想をもって基礎研究から実証・実装まで進めていく必要がある。その実現には社会実装までのプロジェクトをマネジメントする人材が必要であり、その必要性について記載すべき。 GXの人材市場を創造するための重要な鍵となるのは、「GXスキル標準」ではないか。GXスキル標準を活用することでGX人材の不足に対して企業はGX人材育成計画の策定から実行まで推進できるのではないかと考えられます。	
74	GX移行債によるセカンドムーバーに対する切れ目のない支援についても検討すべき	GX経済移行債を活用した投資支援策については、GXに向けた取り組みを加速するため、先行的な投資を重点的に支援することとしております。今後の支援策については、ご意見も踏まえ、様々な状況に応じて検討してまいります。
	GX移行債による支援は2030年度に事業を開始するファーストムーバーに限定されている。セカンドムーバーに対する切れ目のない支援についても検討いただきたい。	
75	GX関連スタートアップに対する支援措置を強化すべき	GXの実現に向けては、スタートアップ等による新たな技術の導入・社会実装が必要と認識しております。そうした中、2023年12月のGX実行会議において、GX分野のスタートアップに対する支援施策を抜本的に強化する旨が示され、令和6年以降5年間で2,000億円という大規模の支援を措置することとしております。これらの支援策を通じ、GXスタートアップの育成とGXスタートアップが有する技術の社会実装を加速させてまいります。
	GX関連スタートアップに対する支援措置の検討を求めたい。規制等の見直しや、企業等に対するスタートアップの有する新たな技術等の採用を促す仕組み（インセンティブ）が重要。	

76	<p>GX推進機構を通した官民のリスクシェアは重要であり、リスクシェアの基本的な考え方の検討が必要</p> <p>大規模な資金調達が必要となる産業分野の取組みに関しては、民間資金の動員を促進するに当たり、支援制度に加え、GX推進機構による保証や民間保険の活用を含めた官民のリスクシェアのひな型・基本的な考え方のようなものを産業分野単位で定めることも検討いただきたい。</p> <p>GXの実現に向けて「民間では取り切れないリスク」が存在するため、GX推進機構による取組支援が重要であり、GXに資する技術の社会実装やスタートアップ企業の活動促進を含めて、積極的な支援をお願いしたい。</p>	<p>GX推進機構の支援にあたっては、公的な資金を活用するものであること及び健全な民間金融の発展を図る必要があること等に鑑み、民間がとれるリスクかどうかを踏まえる一方で、リスク補完を行わないことで我が国全体のGXの推進に停滞を招かないよう、取るべきリスクはしっかり取ることを旨として、対象事業活動支援を行ってまいります。</p>
77	<p>GX産業立地について適切かつ迅速なインセンティブ制度を構築し、産業競争力と脱炭素電源の投資回収見可能性に繋げてほしい</p> <p>グリーンエネルギーの豊富な地域に需要を誘導する考え方には賛同する。需要誘導措置だけでなく、脱炭素電源の投資促進策・投資回収見可能性向上策が不可欠であり、需要側・供給側の措置を一体で検討いただきたい。</p> <p>適切なインセンティブ制度を構築することで、官民ともに需要家として積極的に参入できる環境が整うとともに、それが呼び水となってさらなるサプライヤーの参入につながるという連鎖を生み出すような制度設計を望む。GX産業立地については、メリハリの効いた脱炭素を実装した町づくりを進めることが肝要であるためである。</p> <p>インセンティブ措置については、支援の遅延にならないよう、支援の軸を明確にし迅速な検討をお願いしたい。</p>	<p>GX産業立地を具体化して行く上ではスピード感が重要だと考えております。GX産業への転換が求められるタイミングで、効率的・効果的にスピード感をもって、「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、今後の地方創生と経済成長につながるよう、ご指摘も踏まえ政策の具体化を加速してまいります。</p>
78	<p>新規のみならず、既存の脱炭素電源等の電力インフラの立地地域も新たな産業集積の対象とすべき</p> <p>[意見] 既に脱炭素電源を含む電力インフラが立地している場所についても、将来的に立地する見込みがある場所と同様に、近傍へのデータセンター立地誘導の検討対象とすべきである。</p> <p>[理由] 既存の電力インフラの近傍へのデータセンター立地も、新設が見込まれるケースと同様に電力インフラの効率的な整備に資するため。</p>	<p>今後、GXを進めたい上で脱炭素電源などのグリーンエネルギーが豊富な地域に企業の投資を呼び込むことを通じ、新たな産業集積の構築を目指していくこととしていますが、この脱炭素電源などが豊富な地域については、既に脱炭素電源が存在する地域も、他の諸条件の整備状況にもよりますが、産業集積の対象になり得るものと考えています。</p>
79	<p>GX産業立地の検討プロセスにおいて、再エネをより推進するために委員会において需要家企業を委員とすべき</p> <p>再エネに関する政策の意思決定に需要家の声を反映させるため、関連する委員会において需要家企業を委員とするごの明記を求めます。</p>	<p>GXを進める上ではさまざまな専門的な知見を生かして行く必要があり、ご指摘を踏まえ適切に対応してまいります。</p>
80	<p>GX市場創造に関しては、政府の主体的取り組みの重要性を明記し、ロードマップを作成すべき</p>	<p>ご意見を踏まえ、「民間企業のみならず、公共部門が自ら率先してグリーンステールやグリーンケミカルなどのGX製品を始めとした先端的な環境物品・サービスを調達すること」と明記しております。そのうえで、GXの実現に向けた継続的な投資には、将来の需要に対する継続した期待と予見性が不可欠と考えております。しかし、脱炭素化に向けた取組においては、製造業における脱炭素プロセスへの転換のようにコストアップを伴う等の理由により、市場メカニズムのみで安定した需要を生み出しづらい状況です。そのため、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値を評価するなど需要創出に着目した取組を、供給側に対する取組と一体的に進めてまいります。これらを踏まえて、「官民を挙げて、国民が受容できる市場環境整備を進めること」を明記しています。</p>
81	<p>GX市場創造については、政府はより具体的な施策の方向性を明記し、時間軸を含めた具体的なロードマップを示すべきである。</p> <p>GX市場創造にかかる幅広い取組については、時間軸も含めた政府としてより具体的なロードマップを示すことで、供給側にとっても需要側にとっても明確なシグナルとなり、取組の促進に繋がる。</p> <p>GX市場創造において、初期需要の創出含め政府の主体取組が極めて重要であり、地球温暖化対策計画（案）と同様に基本的考え方において明記して頂きたい。</p>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。</p> <p>エネルギー基本計画（案）では、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく方針を示しています。</p> <p>ご指摘の再生可能エネルギーについては、地域との共生を図りながら、主力電源として最大限導入を進めていきます。同時に、原子力や火力発電の脱炭素化も重要です。原子力については、安全性の確保を大前提に再稼働を進めていくとともに、次世代革新炉の開発・設置に取り組みしていきます。火力発電については、トランジション手段としてのLNG火力の確保や、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化を進めていきます。</p>
82	<p>GX推進は原子力や火力を利用することなく、再エネ等を利用して実現すべき</p> <p>再生可能エネルギーを早急に復旧させ、蓄電池技術のさらなる改良で、原発と石炭火力を全廃しても、2030年目標は十分達成できる。</p> <p>温室効果ガス削減目標を引き上げ、原子力と石炭火力を早期に廃止すべきである。</p> <p>2040年まで、温室効果ガス削減に寄与しない石炭火力など化石燃料と原発を温存するのはやめてほしい</p>	<p>鉄道やバス等の公共交通は、輸送量当たりの二酸化炭素排出量が少なく、公共交通を活かし、自家用車から公共交通への利用促進を図ることが地球温暖化対策にもつながるものと認識しており、国土交通省としては、引き続き、より利用しやすい公共交通の実現を進めることで、環境負荷の低減を図りながら、更なる公共交通の利用促進を進めてまいります。</p> <p>移動の権利尊重とゼロカーボンの両立策を全国的に国が支援すべきである。</p>
83	<p>GX推進機構は日本国内や海外に向けて脱炭素社会実現をけん引する役割を期待する</p> <p>GX推進機構は個社のよきアドバイザーとしての役割を積極的に担い、日本国内や海外に向けて脱炭素社会実現をけん引する役割を期待する。民間や個社が取るリスクには限界があるためである。</p>	<p>GX推進機構では、産業界・金融界・政府・自治体・研究機関等のGX推進に向けた様々な取組の情報が集まるハブとして、企業に向けたGXに関するセミナーの開催、GGX Finance Summit2024といった国際会議等を通じたGX推進機構の金融支援等の取組の発信、世界的に著名な有識者とのネットワーク構築等を行っています。引き続き、国内外への情報発信や、グローバルなネットワーク構築を行い、脱炭素社会実現をけん引していくよう進めてまいります。</p>
84	<p>GX推進機構の設立や移行金融の促進、GX経済移行債の発行のため、投資家との対話等を歓迎し、継続的な連携を期待する</p> <p>GX推進機構の設立および移行金融を促進するために投資家と連携する計画を歓迎する。具体的な施策を実施するためには、GX2040ビジョン（案）における財政支援が不可欠である。</p> <p>気候変動移行債（IGB）の発行や投資家との強固な対話の実施、実質的な移行の促進を歓迎している</p>	<p>2050年カーボンニュートラルに向け、2023年度から10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するには、民間の金融機関や投資家をはじめとした関係者との連携が重要であり、引き続き、各界の有識者との意見交換・協力を進めてまいります。</p>
85	<p>GX推進機構は機能分離し、情報の管理・遮断が必要</p> <p>GX推進機構は、排出量取引制度の運営や化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収等の事業も担う公的な機関であると理解している。このような多様な情報や業務を取扱うGX推進機構が、同時に「産業界・金融界・政府・自治体・研究機関等のGX推進に向けた情報ハブ」として活動する場合には、公平性・中立性等の観点から、情報管理や情報遮断等が図られる必要があると考える。</p>	<p>GX推進機構における適正な情報管理・遮断は重要であると認識しており、今後排出量取引制度の運営や化石燃料賦課金等の徴収に関する具体的な体制整備にあたっては十分に留意してまいります。</p>

<p>GX推進機構が将来的に「GX産業政策の調査研究・発信等」に取り組むに当たっては、同機構が上記事業の規制当局として監視運営等も担っていることを踏まえて、独立性を担保する観点から、独立した機関に分離する、もしくは既存の独立行政法人に移管するなど、機能分離も検討が必要と考えられる。</p>	
<p>86 GX政策ではない他の方法で産業競争力強化を目指すべき</p>	<p>気候変動に加え、急速な技術革新や国際秩序の動揺など、マクロ経済・社会環境が変化し、世界各国で産業政策が強化されている中で、日本が産業競争力を強化し経済成長を実現するためには、今後世界で需要が拡大していく社会課題を成長のエンジンとして捉え、積極的な産業政策を展開する必要があると考えています。脱炭素という世界全体の社会課題の解決に、世界と比べてポテンシャルの大きい日本のGX関連技術を活用して貢献し、排出削減と経済成長・産業競争力強化を共に実現していくことを目指すGX政策も含め、様々な社会課題解決分野における国内投資を促し、将来の「稼ぐ力」を生み出すべく、あらゆる政策を総動員して参りたいと考えております。</p>
<p>日本の成長に不可欠な付加価値の高い新たな産業の創出や産業競争力を支える為には、他に方法があるのではないかと。</p>	
<p>87 GX政策とDX等を含む政府施策全体との一貫性を持たせるべき</p>	<p>これまで開催されたGX実行会議でも、GXとDXの同時実現の重要性が指摘され、議論を重ねてまいりました。例えば、AI等の活用のために必要なデータセンター等の電力を脱炭素電源で供給することで、脱炭素と経済成長の両立につながると考えております。GXを進める上では、DXなど他の施策との一貫性を持って進めることが重要であり、ご指摘を踏まえ適切に対応していきます。</p>
<p>GXで脱炭素を実現しようとしているのにAIなどのDXにより排出量の増加を見込んでいるのは矛盾である。</p>	
<p>88 GX政策の進捗を管理し、評価・報告を行うべき</p>	<p>GX経済移行債の使途や効果については、投資家向けにレポートを行うことになっております。また、GX経済移行債を活用した予算措置については、国会の議決を経ることとなり、引き続き適切に対応していきます。加えて、GX経済移行債を活用した投資促進策の進捗状況については、GX実行会議を始め適切な場で報告を行うこととしています。</p>
<p>成否判断が遅れると国民負担が増大し、説明責任が難しくなるため、成否判断の判断条件をあらかじめ決めておき、政治的バイアスがからない形で判断を行う「レビューの仕組み」を用意すべきである。 「レビュー仕組み検討」の委員会をできるだけ早期に設置し、一年間程度をかけて検討することを提案する。 プロジェクトの進捗や将来の展開見通しを提供する「クライメート・トランジション・ボンド」に関する定期的な報告を歓迎する。政府がGX関連投資の状況に関する定期的な影響報告書を提供することが重要である。脱炭素化に向けた技術開発の進捗状況を定期的に報告し、最終的な展開や商業化の可能性を評価すべきである。</p>	
<p>89 GX政策の方向性や効果など定量的なデータに基づいて議論を行うべき</p>	<p>GX政策の推進に当たっては、GX実行会議や各種ワーキンググループなどで有識者による議論も含め定量的なデータに基づいた議論を行い方向性を決定しております。また、GXの推進に向けた20兆円規模の官民投資についてはその効果について定量的な効果検証を行ってまいります。</p>
<p>国は、野心的な目標に伴い、経済成長率がどのようになるか具体的な数値を示すべきである。また、そのために必要な政府予算、GX製品購入に伴う国民負担額についても目途を示すべきである。 GX2040ビジョンの成否判断の指標の1つとして、平均賃金の国民中央値、平均可処分所得の国民中央値の増加を採用すべき CO2排出に関して、データを開示して議論すべきである</p>	
<p>90 GX製品の価値を評価できるような仕組みの整備や公共調達の推進など、市場規模を着実に増やすための施策の方向性を示し、投資回収の予見可能性を高めるべき</p>	<p>GXの実現に向けた継続的な投資には、将来の需要に対する継続した期待と予見性が不可欠と考えております。しかし、脱炭素化に向けた取組においては、製造業における脱炭素プロセスへの転換のようにコストアップを伴う等の理由により、市場メカニズムのみで安定した需要を生み出しづらい状況です。そのため、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値を評価するなど需要創出に着目した取組を、供給側に対する取組と一体的に進めてまいります。また、ご意見を踏まえ、「公共部門が自ら率先してグリーンセクターやグリーンケミカルなどのGX製品を始めとした先進的な環境物品・サービスを調達すること」と、明記しております。</p>
<p>GX市場創出に向けて政府が率先してGX製品をはじめとした先進的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要である。将来的には国民レベルでの購入（使用・利用）におけるインセンティブの在り方も検討していく必要がある。 GX産業構造を目指すに当たり、少なくとも当面の製造コスト・供給コストは上昇せざるを得ないと考えられる。供給サイドにおける脱炭素投資促進と需要サイドでのGX価値評価（コスト受入れ）に向けた事業環境・市場環境の整備を行うことを明確にしていきたい。 公共調達の推進や民間調達において企業の宣言に基づく調達推進は、GX製品の供給量が限定的な初期の需要創出には効果的であるが、市場規模を着実に増やすための施策の方向性も示し、投資回収の予見性を高めることが必要である。</p>	
<p>91 GX売買における不当な押し付けは誰に対しても許容されるべきではない</p>	<p>中小企業以外も含め、取引上優位な立場を利用して、関係企業等に対して不当な負担を押し付ける等、通常の商慣行において容認できないような取引実態が確認出来た場合には、政府が一体となって是正に取り組んでまいります。</p>
<p>GX製品・サービスの売買においては、「中小企業への負担の不当な押し付けの懸念への対応」のみを切り出すのではなく、不当な負担の押し付けは誰に対しても許容されないことと言及すべきでないかと。</p>	
<p>92 GX率先実行宣言の宣言対象を広げるべき</p>	<p>競争する既存の非GX製品と機能・性状が似通っているもの、生産コストが高いが故に自律的な需要の拡大が困難なGX製品の市場を作ること、サプライチェーン全体のGXが進んでいきます。GX率先実行宣言を通じたGX市場の創出を加速化させていくべく、宣言対象の拡大について議論するワーキンググループを2025年度にGXリーグ内に設置予定であり、企業の皆様方と議論を深めてまいります。</p>
<p>現状のGX率先実行宣言の宣言対象物はかなり限定されており、GXに対して先進的な技術や製品を持つ一部の企業が過度に優遇される懸念がある。</p>	
<p>93 Hard to abate産業が炭素自立でものづくりを目指すことを加筆すべき</p>	<p>GX2040ビジョン（案）に記載の通り、資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図るサーキュラーエコノミーへの転換は重要と考えております。多排出産業向けにおいては、排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業等において、炭素自立からの化学製品製造などのケミカルサイクル等への製造プロセス転換について支援を実施しております。</p>
<p>プラスチックなど化学品のリサイクル率の向上、国内森林バイオマス資源の最大活用と大気へ放出されるCO2の回収、利用、貯留（CCUS）により、HTA産業の輸入化石資源からの脱却が可能であるとの見直しを得ている。 Hard to abate産業が炭素自立でものづくりを目指すことを加筆すべきである。</p>	
<p>94 Hard-to-abate産業の例示において、鉄鋼、化学、石油精製を含めるべき</p>	<p>Hard-to-abateという表現が一般的ではなく、わかりにくいとご指摘があったことも踏まえ、脱炭素化が難しい分野として統一をしました。</p>
<p>Hard-to-abate産業の例示において、鉄鋼、化学、石油精製を含めるべきである。</p>	
<p>95 LNGから転換する道筋を明確にし、火力の新設計画を丁寧に検討すべき</p>	<p>LNG火力については、GX2040ビジョン（案）において、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてLNG火力の活用は必要であり、LNG火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースの促進や、水素やCCUS等を活用した脱炭素化、燃料の安定的な確保の対応の在り方に関する検討等を進めていく旨をお示ししています。</p>
<p>LNGもトランジション期では一時的な役割を担い得るものの、温室効果ガスを排出する化石燃料には変わらない。いたずらに量の確保に走るべきではなく、将来的にLNGからも転換するための道筋を明確にするべきである。 電力需要は不確実性があり、過剰予測であった場合、コストの高い発電設備が運転を続けられなくなり、座礁資産化の恐れがある</p>	

96	長期脱炭素電源において、LNGをトランジションとして適切に評価し、事業の予見可能性を高めてほしい	LNG火力は、石炭・石油火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用やCCUSの導入などによる脱炭素化が可能です。経済性に劣る火力の休止等が進みつつも、電力需要の増加が見込まれる中、電力の安定供給のために必要な火力供給力を維持・確保し、需給両面での将来的な不確実性に備える観点からは、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてLNG火力の活用は必要です。実際、海外においても、電力の安定供給の確保のため、LNG火力を活用する動きが進んでいます。こうした中、我が国においても長期脱炭素電源オークションを通じて、将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレースを促進しています。今後さらに火力の供給力を確保する観点から、需給バランスの将来動向も見ながら、LNG火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層促進していきます。
	長期脱炭素電源オークションにおけるLNG火力の取り扱い、トランジション期を通じて必要と考え、適切な評価が事業の予見性をより高め、LNG火力の新設・リプレースの促進に寄与すると思料されるため、その点を踏まえた記載してほしい	
97	LNGを推進すべきでない	我が国は、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれているといった地理的制約を抱えているため、安全性の確保を大前提に、3つのE（エネルギー安定供給、経済効率性、環境適合性）の最適なバランスを追求していくことが、エネルギー政策の基本的視点となります。中でも天然ガス・LNGは、熱源として効率性が高く、地政学的リスクも相対的に低く、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少ないため、燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことで環境負荷低減にも寄与するなど、現実的なトランジションを進める上で重要なエネルギー源です。加えて、将来的な技術の進展によりガス自体の脱炭素化の実現が見込まれ、水素等の原料としての利用拡大も期待されるなど、トランジション期のみならず、カーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源と認識しております。
	LNG火力については、再生可能エネルギー100%を目指す過程での経過措置として既設の発電所が一定必要と考え、新規建設を進めるべきではなく、段階的廃止を目指すべきである。 LNGは漏洩等の危険とコストが大きいため、早急に廃止すべきである。 LNGガス火力はライフサイクルで見るとトランジション燃料としては不適である	
98	Scope3に対する目標を慎重に設定すべき	排出量取引制度の対象外の企業はサプライチェーンの中・下流に位置する企業を中心であり、社会全体でGXを進めるためにはこれらの事業者が上流での脱炭素性の高い原材料調達する等、サプライチェーン全体での排出削減のための取組を牽引していく必要があることから、GXリーグを見直し、Scope3の削減をより促進できるための枠組に発展させていくことを検討しております。詳細については、有識者等と議論しながら設計を進めてまいります。
	Scope3に対しての目標設定は慎重な判断が必要	
99	Scope3の排出削減目標の設定と取組の奨励に係る仕組みを排出権取引制度対象企業にも適用すべき	Scope3の排出削減に向けた取組は全ての事業者において重要ですが、排出量取引制度の対象となる企業は直接排出の規模が大きく、まずはその排出削減が求められます。これに対して、直接排出が比較的に少ない対象外企業は、例えば制度対象企業からGX製品を調達するなど、Scope3の削減による社会全体でのGXへの効果が高いと見込まれることから、GXリーグを見直し、Scope3の削減をより促進できるための枠組に発展させていくことを検討しております。いずれにせよ、自社の排出削減のみならず、サプライチェーン全体での排出削減が促進されるよう施策の検討を進めてまいります。
100	排出権取引制度本格稼働後、Scope3の排出削減目標の設定と取組の奨励に係る仕組みを排出権取引制度対象企業にも適用することが望ましい。化学産業における原料転換の多くがScope3に該当するため、影響範囲が広がり効果も高まる。 V2Hの活用などVPPアプリケーションを推進すべき	GX2040ビジョン（案）において、再エネの主力電源化に向けた取組を明記しており、そのためにはDR等による調整力の確保が重要です。また、エネルギー基本計画（案）では、DRのさらなる普及を図るべく、DRready機能を具備した製品の導入を求める仕組みの導入、スマートメーターのIoTを利用したDR実証、蓄電・蓄熱等を活用した電力貯蔵システムやコージェネ、負荷設備、蓄熱層等のDERを活用したアプリケーションビジネスの促進を明記しており、GXの取組としても、これらを踏まえて対応を進めていきます。
101	マイクログリッドと仮想発電所は、IoTとAIの統合により、パフォーマンスの最適化と、そのレジリエンスと安定性の強化が可能になるため、さらに推進すべき 電動車を蓄電池代わりにして家庭や事業所などでの太陽光発電と連携したシステムの場合には、補助金額を最大100万円に拡大してほしい。 太陽光発電や風力発電をはじめとする再エネの自然変動電源としての性格や、人口減少に伴う電力需要の減少、再エネの導入等の環境要因により余剰再エネが増加し、出力制御、電力系統の混雑、電力価格変動も増加している。脱炭素電源を最大限に活かすために、系統や需給運用の仕組みの構築により電気の需給をバランスさせる必要がある。この課題を解決する手段としてダイヤモンドレスポンス（DR）が実施されているが、ICT/IoT技術を用いたVPPシステムの構築や正確な分散型エネルギー資源の制御における技術の実用化に向けた具体的な政策とスケジュールが確定していない。 そのため、VPPアプリケーション技術の社会実装に向けて、長期的な実運用、精度の向上、コストダウンを実現するための具体的な政策とスケジュールを提示することを求める。	ZEHについて、今後は更なるゼロエネルギー化を進める観点から、省エネルギー性能の大幅な引上げを実施するとともに、自家消費型太陽光発電の促進を行うよう、その定義を見直すこととしております。定義の見直し後の現行ZEHの扱いについても、検討を行ってまいります。
102	現行ZEHの存続と新たな定義の併存を希望する。 エネルギーの安定供給は日本経済に不可欠であり、エネルギー自給率や多様化を重視しエネルギー安全保障の確保にもつなげるべき	ZEHについて、今後は更なるゼロエネルギー化を進める観点から、省エネルギー性能の大幅な引上げを実施するとともに、自家消費型太陽光発電の促進を行うよう、その定義を見直すこととしております。定義の見直し後の現行ZEHの扱いについても、検討を行ってまいります。
103	エネルギー安全保障の観点からも、当面のトランジションを戦略的にデザインし、スムーズなエネルギーシフトをマネジメントしてもらいたい。 エネルギー安定供給と脱炭素を両立するため、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスのとれた電源構成を目指すべきである。その上で、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネ、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用することが必要不可欠である。 安価で安定的な電気を供給してほしい。	GX2040ビジョン（案）と一体的に議論している、エネルギー基本計画（案）では、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造への転換を進めていくためにも、我が国が有する技術や英知を再び結集させ、エネルギー安全保障に重点を置いた政策の再構築していく必要があることを明確にしています。このため、エネルギー安定供給と脱炭素の両立に向けて、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくことや、徹底した省エネに加え、再エネと原子力などの脱炭素電源を最大限活用することにより、エネルギー自給率を高めていきます。
104	エネルギー安定供給の確保とカーボンニュートラル実現を両立すべきである	政府では、世界全体の1.5度目標と整合的な形で、2030年度温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラル実現の国際公約を掲げており、また次のNDC案として2035年度60%削減、2040年度73%削減を目指すことをお示したところです。同時に、エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、国際的に遜色ない価格で安定的なエネルギー供給は不可欠です。御指摘いただいたように、政府としては、エネルギー安定供給と脱炭素の両立に向けてしっかりと取り組んでまいります。
104	[S+3E]の原則を堅持しつつ、エネルギーの将来にわたる安定供給を最重要事項に位置づけ、国民生活の向上とGXの両立を可能とするエネルギー需給構造への転換を進める必要がある。 エネルギー基本計画（案）に賛成する	[S+3E]の原則を堅持しつつ、エネルギーの将来にわたる安定供給を最重要事項に位置づけ、国民生活の向上とGXの両立を可能とするエネルギー需給構造への転換を進める必要がある。
104	エネルギー基本計画（案）に賛成する	いただいた御意見は基本的には、エネルギー基本計画（案）にいたくどもと承知していますが、そのうえで、皆様からいただいた御意見も踏まえつつ、経済産業省において、S+3Eの原則に基づきエネルギー政策を進めてまいります。
	第7次エネルギー基本計画（案）に賛同する。	
105	エネルギー構成や自家発電設備に配慮してベンチマークを設定すべき	割当ての基準となる業種別ベンチマークの詳細については、各業界との議論を重ね実態を踏まえつつ、既に排出量取引制度を導入している各国の事例等も参考に、制度対象事業者にとって排出削減に適切なインセンティブが働く設計になるよう、今後検討してまいります。

	ベンチマークの具体的な在り方に関する検討の方向性について賛同する。今後のベンチマークの検討においては、具体的にサイト毎のエネルギー源の構成の違いや、自家発電設備の扱いも配慮していただきたい。	
	ベンチマークの在り方について賛同する。今後、設定する製造プロセスにおけるサイトごとのエネルギーリソース構成の違いや、自家発電の扱い等、公平性が確保される形で検討を進めていただきたい。	
106	エネルギー産業の実情や課題を政策へ反映すべき	エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、様々な立場の方の意見を聞きながら検討を進めることが重要です。GX2040ビジョンと一体的に検討している、エネルギー基本計画（案）の策定に際しては、「パブリックコメント」を実施して様々な意見を向うことに加え、①審議会の検討過程における様々な立場の団体へのヒアリングの実施②審議会と並行して、HPで常時広く意見を受け付ける「意見箱」の設置③全国各地での説明会・意見交換会の開催などを行っています。また、基本政策分科会の議論については、資料や議事録は全て公開されており、当日の審議会はYouTubeでも視聴可能となっているなど、議論の透明性を確保しております。こうした取組も通じて、エネルギー産業の実態や課題も含めて、様々な立場の方の意見を聞きながら、政策の検討を進めていきます。
	エネルギー政策は、エネルギー産業で働く者の意見に耳を傾けながら、現場の実情や課題を踏まえた議論を進め、政策に具体的に反映することが極めて重要である。	
107	エネルギー事業者に対して、エネルギー基本計画（案）に基づく活動(特に排出係数の改善計画)が事業計画に含められているか確認し、進捗がわかるようにすべき	CO2削減に関しては、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、毎年度、事業者の排出量を公表しております。さらに、700者超が参加しているGXリーグにおいて、参考企業は2025年度・2030年度の排出削減目標とそれに伴った排出量の実績を公表することとしております。
	エネルギー事業者(大手電力・ガス会社)に対しても、第7次エネルギー基本計画（案）に基づく活動(特に排出係数の改善計画)が事業計画に織り込まれているか確認するとともに、計画通り進んでいるか進捗がわかるようにすべき	
108	エネルギー政策だけでなく、食糧計画や防災計画、社会システムの改変も実施すべき	例えば、食と農については、GX2040ビジョン（案）において、「食料・農林水産業」に位置付けていると認識しております。より具体的には、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）、みどりの食料システム法等に基づき、脱炭素と経済成長の同時実現に資する食料・農林水産業における脱炭素化、吸収源の機能強化、森林由来の素材をいかしたイノベーションの推進、資源・エネルギーの地域循環等に向けた投資を促進する、としております。その他、防災なども含め、GXに直接的に関連する政策分野以外については、それぞれの担当部局において適切に対応されていくものと考えます。
	エネルギー政策だけでなく、食糧計画や防災計画、社会システムの改変まで実施すべき	
109	カーブアアウトについては企業戦略を重視し、日本全体の戦略として過度に促進することは控えるべき	カーブアアウト自体は企業のポートフォリオ管理をはじめ、企業戦略に基づいて行われるものと承知しております。国内でもGX分野で好事例が出始めていること、フルセットのサプライチェーンが残っている日本の強みを発揮できる新規事業の一つの形としてGX2040ビジョン（案）ではお示しし、企業の意思決定に基づいたカーブアアウトが円滑に行われるよう政策的支援を検討していくこととしております。ご指摘も踏まえ適切な政策支援となるよう検討を進めてまいります。
	カーブアアウトについては企業戦略を重視し、日本全体の戦略として過度に促進することは控えるべきではないか（「積極的な」という表現は強いのではないかな）	
110	カーブアアウトを大企業に限定せず、中小企業の事例も考慮すべき	一般的に、大企業の中には、未開拓の事業分野に切り込める人材・技術が眠っている傾向があり、カーブアアウトによって大企業の良さも引き継ぎながら、スピードとスケールをいかした成長を遂げるケースもあることを念頭に、GX2040ビジョン（案）ではその重要性について記載しています。中堅・中小企業の事例も参考に、政策の検討を進めてまいります。
	カーブアアウトについて、「大企業からの」とする必要はない。中小企業からイノベーションが起きた事例を考慮すべきである	
111	カーボンバジェットの上限值が削減達成目標において有効かどうか、しっかりした検証を行ったうえで割り振るべき	次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。その上で、1.5度目標を実現するために世界全体の累積排出量を一定量以下に抑えるというカーボンバジェットの考え方は承知していますが、想定されるカーボンバジェットには、科学的な不確実性に基づく幅があるとともに、これを各国に公平に分配する明確な基準や合意はございません。お示した、次期NDC及び直線的な削減経路の案は、IPCCが示す1.5度目標と整合的な経路の削減率の幅に収まっていることから、1.5度目標と整合しているものと考えています。
	GX（グリーントランスフォーメーション）の基本的なことがあいまいだと感じている。カーボンバジェットの上限值が削減達成目標において有効かどうか、しっかりした検証を行ったうえで割り振るべきである。	
112	カーボンバジェット分配の公平性を配慮すべき	次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。その上で、1.5度目標を実現するために世界全体の累積排出量を一定量以下に抑えるというカーボンバジェットの考え方は承知していますが、想定されるカーボンバジェットには、科学的な不確実性に基づく幅があるとともに、これを各国に公平に分配する基準はございません。お示した、次期NDC及び直線的な削減経路の案は、IPCCが示す1.5度目標と整合的な経路の削減率の幅に収まっていることから、1.5度目標と整合しているものと考えています。
	1.5°Cのカーボンバジェットと削減の道筋を考慮すべき	
113	カーボンフットプリント算定は任意の取り組みとすべき	GX産業構造への転換を進めるために、カーボンフットプリントや削減貢献量・削減実績量等の環境価値の見える化などによる需要の創出が不可欠であり、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値を評価し、企業の取組のみならず消費者の行動変容に向けた取組といった需要創出に着目した取組を一体的に進めることが必要と考えております。
	カーボンフットプリントは、業種や企業によって算定精度が異なり、公正な競争を阻害する恐れがあるため、義務的な制度とせず自主的な任意の制度とするべきである。	
114	カーボンプライシングによって得られる資金でGXへの投資をするべき	我が国では、「成長志向型カーボンプライシング構想」として、20兆円規模のGX経済移行債を活用した先行投資支援と組み合わせるGXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形でカーボンプライシングを導入することとしており、これにより企業の脱炭素投資の前倒しを促進することとしております。GX経済移行債による先行投資支援は、化石燃料賦課金と排出量取引制度の段階的な導入により、結果として生じる将来の財源を活用して実施されます。
	カーボンプライシングは温室効果ガスの大量排出企業に責任を持たせる仕組みとし、得られる資金は再エネの拡大と省エネに資する施策に振り向けるべきである。	
115	カーボンプライシングの価格を引き上げるべき	「成長志向型カーボンプライシング構想」では、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせるGXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを促していきます。仮に、トランジション期にある事業者に対して、対応が困難な過度な負担を課すことになれば、カーボンリーケージを招くことになり、産業競争力を損なうことに加えて世界全体の排出量の削減にもつながりません。したがって、カーボンプライシングは段階的に導入し、その価格も例えば上下限価格を設定しその水準を徐々に引き上げる等、段階的な措置が重要と考えています。
	企業に大きな負担がないように進めるのは、政府にやる気がないと感じる カーボンプライシングの導入時期を前倒しすると共に、2050年ゼロカーボンを実現できるレベルまで炭素税率を引き上げるべきである。 高い税率の炭素税として早急に前倒して導入すべきである。	
116	カーボンプライシングの検討軸に脱炭素化・温暖化の進行状況を追加してほしい	排出量取引制度の目的は、事業者の脱炭素投資を促進し、経済成長・産業競争力強化と排出削減を両立することにあります。したがって、制度の検討や見直しにあたっては、制度対象事業者の排出削減の進捗状況や、脱炭素関連技術の開発・導入動向等も踏まえてまいります。
	「具体的な価格水準については、国民経済に与える影響への配慮、脱炭素投資を中長期的に進めていくために必要な価格水準、GXを巡る国際動向等を踏まえて、有識者等と議論を行った上で決定していく。」を、「具体的な価格水準については、国民経済に与える影響への配慮、脱炭素化の進み方、温暖化の進行状況、脱炭素投資を中長期的に進めていくために必要な価格水準、GXを巡る国際動向等を踏まえて、有識者等と議論を行った上で決定していく。」と改訂願います。	

117	カーボンライティングの算定対象から離島を除外してほしい	離島等の扱いについては、海外制度等において、離島に関する航路や事業を対象事業者の算定対象排出量の範囲から除外する措置を講じているものも存在することも踏まえ、こうした他制度における扱いも参照しながら、今後検討してまいります。
	再生可能エネルギーと蓄電池による代替にはコスト面・需給運用面での課題があり、カーボンフリー燃料や低炭素燃料への代替はコスト面・技術面・燃料の安定供給面等から実現が極めて困難である。	
118	カーボンライティングの政府指針は業種特性にも十分配慮して、検討すべき	排出量取引制度の導入においては、トランジション期にあることを踏まえて、削減技術の導入状況等の業種特性を考慮する必要があります。したがって、排出枠の割当ての基準等については、業種別に設定するベンチマークに基づく割当てなどを通じて、業種特性等を考慮した仕組みとなるよう検討してまいります。
	カーボンライティングの制度設計について、トランジション期においては、将来に向けた脱炭素技術への投資余力を損なわないように留意する点について賛同する。その上で、政府指針は、業種特性にも十分配慮して、慎重に検討いただきたい。 成長志向型カーボンライティング構想（排出量取引制度）について、石油精製業がHard-to-abate産業であり、厳しい国際競争に晒されていること、石油製品の安定供給の責務を担っていることを考慮し、制度設計を進めるべきである。 政府指針の策定に向けては、我が国が置かれた環境を十分に考慮し、業界と丁寧な対話プロセスを進めて頂きたい。	
119	カーボンライティングは、国内すべてのエネルギー起源CO2を対象とすべき	排出量取引制度は、事業者の規模に関わらず、CO2の直接排出量が10万トン以上の事業者を対象とする方針です。これにより、我が国における温室効果ガス排出量の60%近くをカバーする見込みです。
	排出量取引制度の対象範囲が限定的である。脱炭素化は社会全体で取り組むべき課題であり、大規模排出企業だけでなく、中小企業も積極的に関与する必要がある。	
120	カーボンライティングは、早くから脱炭素化に取り組んだ事業者の過去の努力を反映すべき	排出量取引制度では、割当の方法として、エネルギー多消費分野を中心に、過去に削減努力に取り組んだ企業ほど優位になる割当方式である業種別ベンチマークを適用するとともに、その他の分野についても、過去の排出削減実績に応じて割当量を制度として執行可能な一定の範囲で調整する仕組みを導入することで、対象事業者による過去の削減努力が認められるような制度設計としてまいります。
	成長志向型カーボンライティングは、早くから脱炭素化に取り組んだ事業者の過去の努力も反映されるような制度設計となるよう願いたい。	
121	カーボンライティングは課税もしくは類似の方法によるほうが取引制度の導入よりも望ましい	カーボンライティングについては、ご指摘のような税による手法のほか、排出量取引やクレジットなど複数の手法があるところ、我が国におけるGXに向けた取組については、これまでGX実行会議での議論等を通じ、「成長志向型カーボンライティング構想」として、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンライティングを導入していく方針としております。これにより、意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを促してまいります。
	カーボンライティングは課税もしくは類似の方法によるほうが取引制度の導入よりも望ましい。	
122	カーボンリーケージへの対応を検討すべき	排出量取引制度の導入に当たっては、企業のGX投資を促進し、脱炭素と経済成長が両立する環境を整えていくことが必要です。このため2026年度から導入予定の排出量取引制度においては、業種特性等を考慮した政府指針に基づき排出枠の割当てを行い、将来の投資予見性を確保するために、排出枠の上下限価格の設定を行います。こうした措置を通じて、トランジション期にある中で、カーボンリーケージを防ぎつつ、事業者による排出削減のための取組を進めていきます。
	日本でも日本固有の事情に応じてカーボンリーケージに対応すべき	
123	カーボンリサイクル燃料やカーボンリサイクル資源の利用を推進すべき	政府としては、合成燃料、SAF、合成メタン、グリーンLPガスといったカーボンリサイクル燃料や、CO2吸収型コンクリートやカーボンリサイクルを活用した化学製品等の導入拡大に向け、コスト削減のための技術開発や事業化に向けた環境整備を進めていきます。
	「カーボンリサイクル燃料」 カーボンリサイクル燃料およびバイオ燃料はそれぞれカーボンニュートラル実現に向けた方策として位置付けられるべきであり、合成燃料（自動車向けのe-ガソリン、航空機向けのe-SAFなど）とした方が適切である。 カーボンリサイクル燃料やCO2吸収型コンクリート、カーボンリサイクルを活用した化学製品等の実現と支援について本文に記載することを検討すべきである。カーボンリサイクルは「燃料」だけではないので、項目名を「カーボンリサイクル資源」に変更すべきである。	
124	グランドファザリングについての基準線を、直線ではなく「上に凸の曲線」として設定すべき	2026年度から導入予定の排出量取引制度においては、業種特性等を考慮した政府指針に基づき排出枠の割当てを行う予定です。割当の具体的水準等については、企業のGX投資を促進する観点から適切な水準となるよう、今後有識者等の意見も踏まえながら検討してまいります。
	業種ごとの排出量の削減が「上に凸の曲線」に従うことをお認め頂けるなら、グランドファザリングについての基準線も、直線ではなく「上に凸の曲線」として設定することも検討いただくと幸いです。実際の業種ごとの検討においては、両方式間で作業効率の優劣も勘案・比較しながら、どちらの方式を採用するか是々非々でご検討いただくと幸いです。	
125	GX2040ビジョン（案）でも「省エネルギーの徹底」を掲げ強化して取り組むべき	我が国では、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得る需給構造への転換を進めるため、徹底した省エネルギーに向けた取組を進めてきました。今後も、省エネルギーの重要性は不変です。産業・業務・家庭・運輸の各部門で、徹底した省エネルギーの取組を進めてまいります。
	GX実現に向けた基本方針では、「徹底した省エネルギーの推進」を掲げているが、ビジョン案では、ほとんど掲載されていないので、強化して取り組むべき内容を記載すべき	
126	グリーンスチールを推進するため、明確な定義を記すべき	経済産業省では、2024年10月より、5回にわたりGX推進のためのグリーン鉄研習会を開催し、国内外のグリーン鉄を巡る動向や、GXを推進するためにどのようなルール整備ができるかの議論・検討を行いました。どのような鋼材をグリーンスチールとするかは、鋼材の需要家のニーズ等によっても異なることから、単一の「グリーンスチール」の定義を定めることはしていませんが、研究会のとりまとめでは、GX推進のためのグリーン鉄に係る支援策の考え方として、低CFPの鋼材については、CFPの活用促進などを通じた普及促進をはかるとともに、GX推進のためのグリーン鉄（企業単位の追加的な直接的排出削減行動による大きな環境負荷の低減があり、排出削減行動に伴うコストを上乗せした場合には、一般的な製品よりも価格が大きく上昇する鋼材）については、政府による優先的調達や政府による購入支援などの政策を重点的に講じ、市場拡大を図っていくこととしています。
	製鉄業界の脱炭素化に向けた進展を歓迎する。電気炉の活用はグリーンスチールの生産において重要な役割を果たす可能性があり、グリーン水素を活用する大きな可能性も依然として存在している。業界が製品を適切に「グリーンスチール」と表示できるよう、明確な定義を本草案に含めるべきです	
127	グリーン水素・アンモニアを推進すべき	我が国としては、再生エネルギーから作るグリーン水素や、ブルー水素など水素等の製造方法ではなく、生産工程に伴うCO2排出量、すなわち炭素集約度に着目すべきと考えており、G7広島サミットの首脳コミニケにおいて、日本のみならず先進国の間でも、この重要性が確認されています。
	水素社会推進法は気候変動対策にならない技術を制度的に支援するものであり、見直すべきである。「低炭素」などという化石燃料由来のものを含む表記ではなく、再生可能エネルギー由来のグリーン水素に限定するべきである。 水素およびアンモニア供給チェーンの開発促進のための補助金コスト効率性を、他の発電源と比較して検討する必要がある。グリーン水素およびグリーンアンモニアへの転換のための目標も含めるべきである。 また、水素社会推進法は、気候変動対策にならない技術を制度的に支援するものであり、見直すべき。 少なくとも「低炭素」などという化石燃料由来のものを含む表記ではなく、再生可能エネルギー由来のグリーン水素に限定するべきである。	

128	<p>コージェネレーションを導入している事業者の努力が適切に評価されるなどコージェネレーションを推進すべき</p> <p>ガスインフラを活用したコージェネ等の分散型電源の活用は、電力負荷を削減することができ、電力インフラ制約時に有効であるため、e-methane・バイオガス等を活用することで将来的な脱炭素化を図ることができる。</p> <p>コージェネレーション等の分散型電源の活用は、導入のリードタイムが大規模発電所より短く、省エネ・CO2削減を実現できるため、電力負荷を削減し、電力インフラ制約時に有効である。</p> <p>地域マイクログリッドや熱導管を導入するうえで、再生可能エネルギーの調整力提供や省エネ、強靱化に寄与するコージェネレーションを導入することが現実的であるため、コージェネレーションを中核とした支援を実施すべきである。</p>	<p>コージェネレーションは、GX2040ビジョン（案）にも記載のとおり、高い省エネ性を持つことに加え、分散型電源の一つとして調整力の確保や災害時のレジリエンス強化に貢献する設備であり、カーボンニュートラル達成に向けて重要な電源の一つであると考えています。いただいたご意見を踏まえ、引き続き導入を促進してまいります。</p>
129	<p>コスト等の課題があるため、水素やアンモニアの混焼、CCUSなどによって石炭火力発電やガス火力発電等に使い続けるべきではない</p>	<p>火力発電は、電力の安定供給を支えてきた重要な供給力であり、また、変動性再生可能エネルギーの発電量が少ない状態が長く続きやすい冬の悪天候時などを念頭に置くと、再生可能エネルギー及び蓄電池によって火力を完全に代替することは難しいと考えています。こうした状況を踏まえ、再生エネルギーなどの脱炭素電源を拡大するとともに、火力発電についても、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を進めていく考えです。</p> <p>2024年に実施した政府の発電コスト検証においては、現時点で一定の蓋然性のもとで見通すことができる前提のもとで試算を実施し、水素・アンモニアやCCUS等を活用した火力の発電コストが、化石燃料火力や自然変動電源より高いという結果が出ておりますが、一方で、統合コストの一部を考慮した発電コストの試算結果においては、脱炭素技術を活用した火力と自然変動電源の発電コストが、同程度か、自然変動電源の方が高くなる場合もありました。</p> <p>なお、発電コスト検証におけるコスト試算は、発電技術そのものを評価する観点から、設備利用率等について一定の仮定を置いて試算しています。このため、前提を変えれば結果が変わる点に留意が必要です。また、発電にかかる総額については、例えば、脱炭素火力は今回の検証では固定費の比率が低いいため、設備利用率が低くなる場合には、総額のコストは相対的に低くなる可能性もあります。</p> <p>同時に、火力の脱炭素化に関するコスト削減についても進めています。具体的には、グリーンイノベーション基金等を活用し、供給コストの更なる低減や、高混焼や専焼に向けた発電利用に関する技術の確立に取り組んでいます。また、CCSについても、事業の自立化に向けたコスト低減を進めるべく、分離回収分野では排出ガス中のCO2濃度や圧力を踏まえた最適な技術の開発、輸送分野では船舶の大規模化に向けた最適なタンク設計などの船舶輸送技術確立、貯留分野では低コストなモニタリング技術の導入を目指した国内外での実証を進めています。</p> <p>なお、火力の脱炭素化に必要な革新技術について、現時点で2040年度におけるサプライチェーンや技術開発、コスト等さらなる変動要因がありうる点、今後の技術開発の動向などに着目しながら政策の検討を進めていきます。</p>
130	<p>アンモニア混焼やCCUSによる火力の脱炭素化を前提とした計画では、石炭火力の温存につながってしまう。</p> <p>水素・アンモニアなどはコストが非常に高く、コストが高いことを前提にした国民負担での値差支援のしきりは廃止すべきである。</p> <p>水素・アンモニアやCCUSなどの新技術は依然として研究実証段階に留まっており、2030年までに大規模に商業利用できる目途が立っていないため、これらの技術に過度に依存すべきではない。</p>	<p>ごみを減らすことなど、自然を重視した国土の利用は、カーボンニュートラルを進める上でも重要な取り組みであり、適切にすすめてまいります。</p>
131	<p>サーキュラーエコノミーをGXの一環として進める上で、3Rの概念を適切に追記すべき</p>	<p>循環経済（サーキュラーエコノミー）は、資源の「リデュース（削減）」「リユース（再利用）」「リサイクル（再資源化）」という3Rの考え方を基盤としながら、さらに発展させた経済モデルです。具体的には、原材料の投入量や消費量を必要最小限に抑えつつ、既存の製品や設備などのストックを最大限活用します。また、所有から利用へのシフトなど、モノからサービスへの転換を通じて新たな価値を創出する経済活動を目指しています。このように、循環経済は3Rの理念を包含しながら、より広範な経済活動の変革を実現する概念となっています。</p>
132	<p>サーキュラーエコノミーとGXについて</p> <p>サーキュラーエコノミーとGXについて、3R（Reduce—Reuse—Recycle）の記載を入れるべきである。特定されるGX製品について、更にCEを促進するような記述が必要である。</p> <p>「サーキュラーエコノミー」の項目について、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」もしくは「4R（リペア）」を原則として打ち出し、優先度は「リデュース」「リユース」「リサイクル」の順番であることを明記すべきだ。</p>	<p>リースについては、サーキュラーエコノミー・コマース（シェアリング、リース、リユース等の効率的な物品の利用を促進するビジネス）の重要な構成要素として位置づけています。リースは、物品を所有するのではなく、必要な期間だけ利用することで資源の効率的な活用を実現する手法だと考えています。</p>
133	<p>サーキュラーエコノミーにおいて、最も一般的で重要性高く、ビジネス規模もシェアリングに比してはるかに凌駕している、「リース」の記載が漏れておりますので、以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>（修正案）「利用段階においては、資源循環に貢献する望ましいCEコマース（リース・シェアリング等の効率的な物品の利用を促進するビジネス）…」</p>	<p>脱炭素社会の実現にむけて、サステナブルファイナンスの重要性が高まっていると認識しております。2050年カーボンニュートラル実現に向け、2023年度から10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するため、引き続き、関係省庁で連携して、サステナブルファイナンスに係る環境整備を進めてまいります。</p>
134	<p>NDCおよび関連戦略の投資適正を確保するため、サステナブル・ファイナンス・政策改革を引き続き推進すべき</p> <p>データセンターに関し、電力供給の逼迫状況に応じて稼働数を制限する仕組みを導入すべき</p> <p>データセンターに関し、電力供給の逼迫状況に応じて稼働数を制限する仕組みが今後必要になってくると思います。様々な産業部門での効率のよい配分をAIを活用して逐次融通・制御する仕組みが望ましいです。</p>	<p>我が国では、人口の減少や省エネルギーの浸透などにより、2007年度以降、電力需要が減少傾向にあったが、今後、デジタルトランスフォーメーション（DX）やGXの進展により、電力需要が増加に転じることが見込まれています。これを踏まえ、データセンターのエネルギー効率の改善に向けた取組を強化するとともに、電力需要増に対応した必要な供給力の確保等の取組を進めてまいります。</p>
135	<p>データセンターの省エネを推進すべき</p>	<p>我が国では、人口の減少や省エネルギーの浸透などにより、2007年度以降、電力需要が減少傾向にあったが、今後、デジタルトランスフォーメーション（DX）やGXの進展により、電力需要が増加に転じることが見込まれています。こうした将来の電力需要増加への対応には、最先端半導体や光電融合技術などの最先端の情報処理技術や、それを支える液体冷却技術などを用いる最先端の付帯設備を活用することにより、データセンターのエネルギー効率の改善に向けた取組を強化することが重要です。このため、技術開発の促進に加えて、事業者が満たすべき効率を設定した上でその取組を可視化するなど、諸外国の取組も踏まえつつ、支援策と一体で制度面での対応を行っていくこととしています。</p>
136	<p>データセンター等半導体工場の新増設により電力需要が増加に転じると想定されているが、日本におけるデータセンターの電力消費割合は大きくなく、加えて技術革新による省エネ化も適切に考慮されれば、それほど急増はないはずである。また仮に急増すると予測されるならば、省エネ政策によってデータセンターによる電力需要を抑えるための政策を強力に実施すべきである。具体的には、データセンターの省エネベンチマーク制度について、目標の引き上げが必要である。</p> <p>GXの目標と矛盾した事態が進行している。デジタルトランスフォーメーションによる電力需要増加が、GXの進捗を妨げる結果となっている。</p>	<p>我が国では、人口の減少や省エネルギーの浸透などにより、2007年度以降、電力需要が減少傾向にあったが、今後、デジタルトランスフォーメーション（DX）やGXの進展により、電力需要が増加に転じることが見込まれています。これを踏まえ、電力需要増に対応した適地への誘導等の取組を進めてまいります。例えば、一般送配電事業者が早期に電力供給を開始できる場所を示した「ウェルカムゾーンマップ」を通じた立地誘導を進めます。また、レジリエンス強化等の観点から、これまでデータセンターの地方への分散立地を進めてきたところであり、上記の電力需要等も考慮しながら、引き続きデータセンターの地方分散について推進していきます。</p>

	既に脱炭素電源を含む電力インフラが立地している場所についても、将来的に立地する見込みがある場所と同様に、近傍へのデータセンター立地誘導の検討対象とすべきである。 データセンターの国内整備においては、各インフラの整備に要する時間やコストに鑑みて、既存の電力インフラを活用可能な場所等、電力インフラから見て望ましい場所や地域への立地を促進する施策について検討をお願いしたい。 また、その際には、自治体や需要家、インフラ事業者等の関係者が連携した対応が可能となる仕組みの検討をお願いしたい。 特定の地域にデータセンターの開発が集中することによって、自治体の温室効果ガス削減目標の達成が困難になる事が懸念されている。その対策として、データセンターの立地の誘導・規制を行うべきである。	
137	トランジション期においてGXに関する設備投資等を民間の自己負担で実施した場合についても、追加割当の対象とすべき	脱炭素関連の設備投資については、当該投資の直接的な効果として排出量が減少し、排出枠の余剰が生じることから、追加割当を実施しなくても、既に制度上のインセンティブが与えられていると考えております。こうした点を踏まえて、排出枠の割当てについては、その量が適正になるよう基準の検討を進めてまいります。
138	トランジション期において利用するエネルギーを示すなど適切なロードマップと進捗管理を行うべき	我が国は「成長志向型カーボンプライシング構想」として、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせて、GXに集中的に取り組み期間を設けた上で徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としております。特にGX実現に向けて企業の予見可能性を高め、GX投資を強力に引き出すため、重点分野における10年間の「分野別投資戦略」を策定しており、このなかで、分野別に想定される排出削減対策や、その導入に向けたスケジュールなどの進捗を整理しています。
139	トランジション期に生じる過渡的なコストも支援の対象にしてほしい	2050年カーボンニュートラルに向けては段階的な取組が必要となり、またGX市場の完全な立ち上げまで脱炭素化を進めることに伴うコストアップへの対応が課題となります。この点、政府としても例えば水素等の新たなエネルギーの導入に向けた既存燃料の価格差に着目した支援策や、戦略分野国内生産促進税制を措置し、特に生産段階でのコストが高いことなどの理由から、投資判断が容易ではない分野を対象に、企業の新たな国内投資を引き出すため、生産・販売量に応じた税額控除の仕組みを設けるなどの取組を行っています。
140	トランジション期に生じる過渡的なコストも支援の対象にしていきたい。技術革新は必ずしもリアに発展しないため、時間の経過とともにグラデーションのようにエネルギーミックスは変化していくためである。	
141	ナフサ由来の原料からの原料転換促進に賛同	ナフサ由来の原料からの原料転換はScope3の削減にも大きく貢献するものであり重要な取組の一つです。ライフサイクル全体での脱炭素化を検討してまいります。現在、排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業等において、廃プラ等からの化学品製造などのケミカルリサイクル等への製造プロセス転換等を支援しております。
142	ネットゼロ・GXの実現にあたっては、GX投資やイノベーションの拡大、社会実装に向けて企業と学術機関の連携など官民一体で取り組むべき	2050年カーボンニュートラルに向けては既存の社会実装された技術だけでは困難であり、様々な革新的技術の社会実装が不可欠だと考えています。そのため、自前主義ではなく広く国内外の学術機関との連携を含め官民一体となって取組を進めていきます。また、引き続き20兆円規模のGX経済移行債による支援を通じ、GX投資やイノベーションを後押ししてまいります。
143	バイオマスは、炭素自立ものづくりと再エネ電力確保が両立できる点を明記すべき	バイオマスは、災害時のレジリエンス向上や地域産業の活性化を通じた経済・雇用への波及効果が大きいなど、地域分散型、地産地消型のエネルギー源として多様な価値を有するエネルギー源です。またバイオマスを原料とするバイオものづくりへの転換は、温室効果ガス排出量の削減に加え、国内の未利用資源の活用により、資源自律経済の実現にも寄与することが期待されています。上記の理解に基づき、各分野におけるバイオマスの活用推進について本文中に記載してございます。国内バイオマス資源の活用に向けては、木質バイオマス等の地域の非可食バイオマスの効率的な収集や前処理技術の開発・コスト低減等が課題となっています。こうした背景を踏まえながら、国内のバイオマスの効果的な活用に向けて、関係省庁で連携して取り組んでまいります。
144	バイオマス燃料の出自を開示させるべき	バイオマスは、炭素自立ものづくりと再エネ電力確保が両立できる点を明記すべき
145	バイオマス発電のサプライチェーンのCO2排出量を温室効果ガス排出量に含めるべき	バイオマス発電事業の安定的な運営には、使用する燃料を長期にわたって安定的に調達することが重要です。こうした観点から、環境・社会・労働、ガバナンス、食料との競合、ライフサイクル温室効果ガスの排出量等の観点から持続可能性が確保されたバイオマス燃料の利用を求めてまいります。また、関係審議会での議論の上、使用している燃料の持続可能性を担保している第三者認証スキーム等の情報公開を求めております。さらに、事業者間の競争関係への影響に留意しつつ、事業者の取組状況やESG投資等の経営環境の変化も踏まえ、必要な情報開示を促進していきます。
146	バイオマス発電の燃焼によるCO2排出量を0（ゼロ）とせず、ライフサイクル（燃料の生産から電気になるまでの全ての過程）での温室効果ガス排出量に含めるべき	製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出されるGHGの排出量をCO2排出量に換算し、製品に表示された数値を表示する仕組みであるカーボンフットプリント（CFP）の考え方を示す等の取組を行っております。具体的には、経済産業省及び環境省が発行しているカーボンフットプリントガイドラインでは、算定対象とするライフサイクルステージは、最終製品の場合は製品原材料調達から廃棄・リサイクルまで（Cradle to Grave）、中間製品の場合は製品の原材料調達から製造（出荷）まで（Cradle to Gate）を基本としつつ、CFPを提供する相手や提供の目的を考慮し、選択してもよいと定めております。いただいたご意見も踏まえ、引き続きカーボンニュートラル実現のための施策を進めてまいります。
146	バイオマス発電を活用すべきでない	バイオマス発電の導入に当たっては、事業規律の強化を通じた地域共生の実現、国民負担の抑制、事業の安定継続といった諸課題に適切に対応してまいります。特に、事業の安定継続について、①関係省庁が連携して国産木質バイオマス燃料の供給拡大に取り組むとともに、②大規模なバイオマス発電に関しては、安定的かつ持続可能な燃料調達の確保やコスト構造を踏まえた将来的な自立化の可能性が課題となっている中で、FIT/FIP制度による支援の在り方や、調達期間及び交付期間が終了した後のバイオマス発電事業の継続の確保について検討を進めていきます。

	バイオマス発電はエネとして認めるべきではない。バイオマス発電の燃焼によるCO2排出量はライフサイクル全体で考慮されるべき。 木質バイオマス発電は石炭火力より多くのCO2を排出し、環境への負荷が高いため、推進すべきでない 木質バイオマス発電は再エネとして推進されているが、実際には人と自然に悪影響を与えるため、支援中止を求める。	
147	バイオマス利用について、国産バイオマスの活用について触れるべき	ご指摘を踏まえ、「2」バイオものづくり」に以下一文を追加させていただきます。「また、国内のバイオマス活用を推進するとともに、食料安全保障の制約を受けない非可食バイオマスやCO ₂ の直接利用、廃棄物等を原料とするバイオものづくりを追求する」。また国内のバイオマス活用につきましては令和6年6月に統合イノベーション戦略推進会議にて決定された「バイオエコノミー戦略」において、「国内で原料調達を行うためには、木質バイオマス等の地域の非可食バイオマスの効率的な収集や前処理技術の開発・コスト低減が課題となっている。こうした背景を踏まえ、国内のバイオマスを効果的、総合的に活用するため、「バイオマス活用推進基本計画」に基づく取組を推進する。」と記載しております。「バイオエコノミー戦略」の方向性も踏まえながら、引き続き、各府庁と連携して取組を進めてまいります。
148	バイオマス利用に向けた取り組みを促進すべき	バイオものづくりやバイオ由来製品の利用を推進することは、気候変動問題をはじめとする社会課題の解決への寄与と同時に、経済成長を実現し得るものとして期待されています。令和6年6月に統合イノベーション戦略推進会議にて決定された「バイオエコノミー戦略」も踏まえながら、バイオマスを活用したものづくりを推進すべく、取組を進めてまいります。
149	バイオマス利用は熱利用に限定すべき	バイオマス発電は、災害時のレジリエンス向上や地域産業の活性化を通じた経済・雇用への波及効果が大いなど、地域分散型、地産地消型のエネルギー源として多様な価値を有するエネルギー源ですが、発電コストの大半を収集・運搬等の燃料費が占める構造にあることに加え、昨今では燃料供給の逼迫も見られ、事業の安定継続が課題です。このため、地域の農林業等と連携し、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電供給の地域内利用を推進するとともに、農山漁村再生可能エネルギー法等を通じたエネルギーの地産地消を積極的に推進してまいります。
150	バックエンド問題が解決していないのに、原子力発電の利用や、原子力発電所の建設を推進すべきではない	使用済燃料の再処理をはじめとする核燃料サイクル、円滑かつ着実な廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分といったバックエンドへの対応はいずれも原子力を利用していくにあたって重要な課題です。核燃料サイクルについては、例えば、青森県の「むつ中間貯蔵施設」が2024年11月に事業開始をするなど、一步一步、取組を進めています。一方で、六ヶ所再処理工場の竣工遅延が続いてきた現状についても真摯に受け止め、引き続き、直面する課題を一つ一つ解決することが重要です。特に、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでいきます。高レベル放射性廃棄物の最終処分については、北海道の寿都町・神恵内村及び佐賀県玄海町の全国3地点で、処分地選定プロセスの第一段階である文献調査を実施するなど、一歩ずつ前に進んできています。特に、北海道2地点については文献調査の報告書が取りまとめられ、法律に基づく理解プロセスを実施中です。引き続き、地域の皆様、国民の皆様にご理解いただけるよう、国が前面に立ち取り組んでいきます。他方で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立することは我が国の喫緊の課題であり、こうした取組を進めると同時に、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー供給構造を実現するためには、S+3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
151	パリ協定から離脱すべきである	気候変動問題への対応は人類共通の課題であり、2050年CNに向けた決意は揺るぎのないものです。AZEC（アジア・ゼロエミッション共同体）の枠組み等を通じて、アジア地域を中心に排出削減の取組を着実に進めていくとともに、二国間クレジット制度（JCM）等の推進を通じて、世界全体の排出削減に貢献してまいります。
152	ファイナンスの円滑化の方策等の検討にあたっては、電源毎の建設リードタイムを考慮しつつ整備・検討を進めるべき	脱炭素電源を拡大するため、電力分野において長期にわたり大規模な投資を継続していく必要がありますが、投資タイミングと回収期のギャップがある中で、今後、先行的かつ集中的に更なる投資の拡大が求められていることも、資金調達をより難しくしている点が指摘されています。そのため、いただいたご意見も参考にして、電力分野における必要な投資資金を安定的に確保していくためのファイナンス環境の整備についての具体的な方策は、今後検討を深めて参ります。
153	ファイナンスリスク管理の前提に一般担保付社債発行の経過措置終了が含まれる場合は明記すべき	御指摘の箇所は、一般担保付社債の発行に関する経過措置の終了に着目したのではなく、脱炭素電源を拡大するため、発電や送配電などの分野において、今後も長期にわたり大規模な投資を継続していく必要がある一方で、脱炭素電源投資や系統整備を行う事業者に対する融資・投資残高が大規模化している状況があるため、リスク管理の重要性がこれまで以上に高まっている点の指摘について記述したものです。上記の趣旨が明らかとなるよう、御指摘を踏まえ修正いたしました。
154	ブルーカーボンを推進すべき	ブルーカーボンの取組は、CO2吸収源としての価値のみならず、機焼け対策等の漁場環境整備、生物多様性保全、水質浄化といった多面的価値を有するものと認識しており、引き続き関係府庁で連携し推進してまいります。
155	フルセットのサプライチェーンを維持するために、部分最適ではなく、全体最適の視点で真の産業構造の高度化を目指すべきである	日本経済の強みは、フルセットのサプライチェーンを維持していることが大きな要素と考えており、このサプライチェーンをGXとDXにより高度化し、競争力を高めていくことが不可欠と考えています。その際には、サプライチェーン全体を俯瞰し、様々なイノベーションの可能性なども追求しながら、スピード感を持って取り組んでいく必要があると考えています。

	<p>部分最適ではなく、全体最適の視点で真の産業構造の高度化を目指すべきである。政府を挙げてインテリジェンス機能を活用し、事業可能性の最大化、リスクヘッジの支援をお願いしたい。素材から製品までのフルセットのサプライチェーンはどこ一つでも欠けてしまうと連鎖が綻びてしまうためである。</p> <p>産業構造や社会構造の変革を前提とした社会イノベーション事業に取り組むといった表現があると、産業界のより戦略的な行動に繋がっていくのではない。「ものづくり」をどう考えるのかを議論していくことが重要であることを明記していただきたいと思います。</p>	
156	<p>ペロブスカイト太陽電池の推進は慎重にすべき</p>	<p>ペロブスカイト太陽電池の安全性について、例えば、鉛は、ペロブスカイト太陽電池に封止されており、現時点まで、含有物質の流出事故は確認していませんが、今後、実証等によりデータを注視していきたいと考えています。</p> <p>また、ペロブスカイト太陽電池について、使用後における適切な回収システムの確立を進めていきます。</p>
	<p>ペロブスカイト太陽電池の使用は鉛使用でないものが開発され一般普及の段階になるまでは使用を控えるべき。</p>	
157	<p>ペロブスカイト太陽電池を推進すべき</p>	<p>ペロブスカイト太陽電池は、軽量で柔軟という特徴を有し、建物壁面など、これまで設置が困難であった場所にも導入が可能です。また、主な原材料のヨウ素は日本が世界第2位の産出量であり、特定国からの原料供給状況に左右されることなく、より強靱なエネルギー供給構造の実現にも繋がるものとして期待されます。</p> <p>当省では、有識者、メーカー、ファイナンスなどの関係業界団体、自治体、環境省をはじめとする関係省庁など幅広い関係者を集めた官民協議会を2024年5月より開催し、同年11月に「次世代型太陽電池戦略」を取りまとめました。この戦略には、①2040年までに約20GWの導入目標、②2030年までの早期にGW級の生産体制構築、③公共施設における率先した導入促進といった内容を盛り込んでいます。また、様々な設置形態に関する社会実証を進め、施工業者との連携の下で、安全性・維持管理性・施工性を考慮した製品の開発及び施工方法の確立を進めるほか、ペロブスカイト太陽電池の性質を活かし、営農型やカーポートでの活用等を含め幅広い用途での活用を実証等を通じて検討していきます。</p> <p>今後、世界に引けを取らない規模と「スピード」の投資を実現していくため、量産技術の確立、生産体制整備、需要の創出を三位一体で取り組み、早期社会実装を図っていきます。</p>
	<p>ペロブスカイト導入促進策として、量産技術、生産体制整備、需要創出に加え、普及スピードの加速とコスト低減のための設置工法の開発も議論すべきと考えます。</p> <p>ペロブスカイトの早期実装を進めてほしい。営農型太陽光発電を飛躍的に増加させることで、適地は十分に確保できる。営農型太陽光発電設置のための補助金の需要要件などの緩和ができれば、そのような補助金活用で増やすことができる。自治体や地域の状況で需要要件を選択できるような、自治体が窓口になる補助金であればお活用しやすい。</p> <p>再生可能エネルギーはペロブスカイト太陽電池の早期展開を含め、すでに自然がいないところ発電・蓄電・送電・配電を根幹とすべきである。</p>	
158	<p>レベニューキャップ制度導入は慎重に進めるべき</p>	<p>現在運用を行っているレベニューキャップ制度は、2023年度から導入された制度であり、第1規制期間の収入の見通しの検証や2023年度の期中評価の議論において、さまざまな指摘事項がありました。これらの指摘事項を含め、継続的に検討を行ってまいります。</p>
	<p>レベニューキャップ制度の運用に際しては、現場実態や地域特性を踏まえ丁寧に進める必要がある。</p>	
159	<p>安全で安心できるGX2040ビジョン（案）を策定すべき</p>	<p>日本全体でGXを進めて行く上では、様々な分野における脱炭素に資する投資が行われていくことが想定されていますが、いかなる投資案件であっても安全性の確保は大前提となります。引き続き産業界とも一体となって安全が確保されるよう取組を進めます。</p>
	<p>安全で安心できる国民のためのGX2040ビジョン（案）を策定すべきである。</p>	
160	<p>安全性や持続可能性が確保された蓄電池の導入を図ること</p>	<p>GX2040ビジョン（案）において、再エネ主力電源化に向けた取組を明記しており、再エネ主力電源化にあたっては、安全性や持続可能性が確保された蓄電池の導入等による調整力の確保が重要です。このため、補助金による系統用蓄電池の導入支援や2023年度に開始した長期脱炭素電源オークション等の措置において安全性や持続可能性を確保するための要件等の検討を実施していきます。</p>
	<p>価格競争に陥り安全性や持続可能性が損なわれる懸念や系統接続の長期化、各電力市場での収益性評価が不十分である等の課題も顕在化している。このため支援措置における事業規律を確保するための要件等の検討や収益性の評価等を通じ、安全性や持続可能性が確保された蓄電池の導入を図ること等が必要である</p>	
161	<p>安全性を損なわないことを前提とした抜本的規制緩和を推進してほしい</p>	<p>日本全体でGXを進めて行く上では、様々な分野における脱炭素に資する投資が行われていくことが想定されていますが、いかなる投資案件であっても安全性の確保は大前提となります。こうした前提にたつて、規制のあり方についても不断の見直しを進めていきます。</p>
	<p>安全性を損なわないことを前提とし、変革を意識した抜本的規制緩和を推進していただきたい。高い付加価値を生み出すためには、経済安全保障が大前提となるためである。</p>	
162	<p>安定供給のために、国が全面に立ちながら火力発電の低・脱炭素移行を公正に進めるべき</p>	<p>火力発電は、二酸化炭素を排出するという課題がありますが、電源構成の約7割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な火力発電の抑制策を講じることは、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。GX2040ビジョン（案）において、LNG火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層促進するとともに、水素・アンモニアやCCUS等を活用した火力の脱炭素化を促進する旨をお示ししています。</p> <p>更に、トランジションを進めるにあたっては、火力の建設・運転・維持に必要なサプライチェーン等の維持、脱炭素化や休廃止等によって将来的に生じるおそれのある地域経済や雇用等への影響にも留意が必要であり、各地域の実情を踏まえ、関係者とコミュニケーションを重ねながら進めることが重要である旨をお示ししています。</p>
	<p>発電事業者と関係者とのコミュニケーションのみならず、変動性再生可能エネルギーとの共存のため、国が前面に立ちトランジションを進められたい。</p> <p>低効率の火力発電所の段階的休廃止については、発電設備、燃料サプライチェーンの維持等に留意し、低稼働電源の維持に必要な制度的措置や予備電源制度の検討が必要である。変動性再生可能エネルギーとの共存のため、国が前面に立ちトランジションを進めていただきたい。</p> <p>火力発電の低・脱炭素への移行に際して、携わる者の雇用維持、技術継承・発展、「公正な移行」を重視しながら議論を進める必要がある。</p>	
163	<p>委託生産の開始／終了時の活動量の取り扱いについて、公平性の観点から制度に反映させる必要がある</p>	<p>委託を伴うかによらず、制度対象者が保有する事業所の活動量が2年平均で一定水準以上増加・減少したなどの場合には、排出枠の調整を行うこととしております。</p>
	<p>委託生産の開始／終了時の活動量の取り扱いについて、公平性の観点から制度に反映させる必要がある。</p>	
164	<p>移行計画について、2030年度NDCと同列に扱うべきではないことを明記すべき</p>	<p>移行計画における排出削減目標については、2030年度に向けた政府のNDC（削減目標）のみならず、制度対象者の社会的責任の観点や、業種の特性及び国際市場におけるGXに関する取組の進展等を踏まえ、企業が自主的な目標として排出削減に向けた野心を示すものである旨を記載しております。</p>
	<p>各事業者に提出を求める移行計画については、2035年度、2040年度NDCの位置づけが異なるものであり、2030年度NDCと同列に扱うべきではないことを明記いただきたい。</p> <p>2035年度60%削減、2040年度73%削減は極めて野心度の高い中間地点の方向性を示すものであり、2030年度NDCと同列に扱うべきものではないことを明記頂きたい。</p> <p>「2030年度に向けた政府のNDC（削減目標）等を踏まえて」は削除すべき。または、脚注に「部門別、産業別の積み上げを伴わずに策定されたNDCについてはこの限りではない」と記載すべき。各産業、企業が策定する移行計画を次期NDCと整合させて策定することは不可能であり、次期NDC目標の妥当性について再度の審議が必要である。</p>	
165	<p>移行計画について国が削減義務率を設定すべき</p>	<p>移行計画における排出削減目標は、対象事業者の排出量についての見直しを把握し、排出量取引制度の将来的な発展を見据えて制度の点検等に活用することなどを目的として策定を求めるもので、企業が自主的な目標として排出削減に向けた野心を示すこととなります。</p>

	「成長志向型カーボンプライシング構想」の「移行計画」(1171 から1186行目) について 温室効果ガス削減の実効性確保、グリーンウォッシュ防止のため、国が削減義務率を設定すべきである。	
166	移行計画について対外的なコミットメントを求める必要がある	排出量取引制度の対象事業者に対しては、各社の中長期での直接・間接排出削減目標及びその他関連事項を記載した移行計画の提出を求め、政府はこれを公表することとしております。政府がとりまとめて公表することにより、企業の対外的なコミットメントを引き出す仕組みとすることを想定しています。
	脱炭素投資の着実な達成を促すため、対象事業者の排出量についての見通しを把握することは重要である。一方で、移行計画においても、移行計画は、地域の実情における脱炭素経路の違いや技術進展スピードにより将来の不確実性があることに留意しつつ、対外的なコミットメントを求めることで、脱炭素投資の着実な達成を促すことが重要。	
167	移行計画の目標設定は、パリ協定1.5℃目標に整合する義務率を国が設定すべき	移行計画における排出削減目標は、対象事業者の排出量についての見通しを把握し、排出量取引制度の将来的な発展を見据えて制度の点検等に活用することなどを目的として策定を求めるもので、企業が自主的な目標として排出削減に向けた野心を示すこととなります。
	削減義務率を設定するにあたっては、パリ協定1.5℃目標に整合する義務率を設定すべきである。	
168	移行計画は非公表とすべき	移行計画における排出削減目標については、2030年度に向けた政府のNDC（削減目標）のほか、制度対象者の社会的責任の観点や、業種の特性及び国際市場におけるGXに関する取組の進展等を踏まえて各社が定めるものである旨を記載しております。こうした排出削減目標を、政府がとりまとめて公表することにより、企業の対外的なコミットメントを引き出す仕組みとすることを想定しています。
	事業者の中長期の削減目標と、無償排出枠申請・割当量・償却義務履行の併存による目標の定まらなさを危惧している。仮に策定を求める場合も、移行計画は事業戦略・事業計画と不可分なことも踏まえて、その内容は非公表とするなど慎重な扱いをいただきたい。	
169	一定規模以上の事業所に対して求められる「高い水準での保証」に関する作業負担を軽減すべき	排出量取引制度では排出量が金銭的価値に変換されることから、一定規模以上の事業所については、企業が排出量の実績を報告するに当たり、確度の高い水準での保証を受けることを必須とする必要があると考えています。保証に係る基準等の詳細については、今後定めてまいります。
	一定規模以上の事業所に対して求められる「高い水準での保証」について、相当程度の準備期間を要すると思料。保証水準を早期に明らかにするとともに、制度開始直後は作業負担の軽減等の配慮をいただきたい。	
170	原子力発電所の解体やそれに伴い発生する放射性廃棄物の処分について、クリアランス物の再利用の合理化を含め安全性と透明性を持って取り組むべき	原子力発電所の廃止措置や廃止に伴い発生する廃棄物の処分については、原子炉を設置した原子力事業者が責任を持って原子炉等規制法に基づき実施いたします。また、国としても原子力事業者がその責任を果たせるよう、必要な取組を進めてまいります。原子力発電所の廃炉等に伴って生じる廃棄物のうち、クリアランス物については、廃止措置の円滑化及び資源の有効活用の観点から、フリーリリースに向けたロードマップを策定するとともに、電炉メーカー等の協力も得ながら、より需要規模の大きい建材加工に取り組み更なる再利用先の拡大を進め、早期のフリーリリースを実現します。引き続き、クリアランス制度の社会定着に向けた取組を丁寧に進めていきます。加えて、クリアランス物の検認の効率化に向けて、集中処理事業等の取組の支援を行い、関係者と連携して進めていきます。
	すでに存在する使用済み核燃料の長期保管と処分、廃炉等に伴って発生する放射性廃棄物の処理も大きな課題であり、廃棄物を海外で処理するために輸出規制を見直すことは避けるべきである。 クリアランス物の再利用について、全国的な認知度を高めつつ、安全を前提として合理化を図る必要がある。	
171	運転期間延長をすべきではない	科学的な見地から原子力の安全性を確保していく上では、今後とも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に規制を行っていく方針には変わりありません。原子力発電所の運転期間については、GX脱炭素電源法に基づき、運転期間に最長60年という上限を設ける従来の枠組みは維持しつつ、利用政策の観点から、原子力事業者から見ても他律的な要素により停止していた期間に限り、60年の運転期間のカウントから除外することを認めることとしておりますが、こうした利用政策上の判断にかかわらず、高齢年化に対応した適切な管理が行われることについて原子力規制委員会の厳正な審査に基づく認可を得なければ運転が認められないことは大前提であります。
	老朽原発の事故の危険性はとてつもなく高い。既設炉は、当初予定の40年を超えて運転しているものはすべて停止すべきである。それ以前のものも、すべて廃炉に向けた準備をするべきである。	
172	汚染水をこれ以上増やさないようにするため、水冷ではなく空冷にしたり、地下流入を止める方策を追求すべき	原子炉内の燃料は、原子炉を停止した後も長期間熱を発生し続けるため、継続して冷却し続ける必要があります。これは溶けた燃料が構造物と混ざりながら固まった燃料デブリも同じであるため、常に水をかけて冷却状態を維持しています。なお、燃料デブリを冷却している水については、汚染水を浄化処理したものの一部を再利用しており、冷却によって汚染水の総量が増えているわけではありません。その上で、汚染水発生量を抑制するための取組としては、雨水の浸透を防ぐための敷地舗装、凍土方式の陸側遮水壁や建屋近傍に設置した井戸からの地下水のくみ上げといった重層的な対策により、汚染水発生量は、対策実施前（2014年5月）の540m ³ /日程度から、2023年度には平均で80m ³ /日程度まで低減されました。今後は、雨水対策として、建屋周辺の舗装や、破損している1号機屋根のカバー等の対策を進めることで、汚染水発生量は2028年度までに約50～70m ³ /日に低減することを目指しています。
	現在の燃料デブリの水冷をやめて、空冷にしても良い時期ではないかご検討ください。 地下水の流入を止めるための方策を徹底的に追求してください。広域遮水壁と集水井などの提案を検討すべきです。	
173	デブリはそのまま、取り出さずに全体を石棺のようにして環境と隔離する方法を選択すべき	福島復興・再生を加速し、一日も早く住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にするためには、福島第一原発の中長期的なリスクを低減し、安全を確保することが重要です。そのため、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(2019年12月27日廃炉・汚染水対策関係関係会議決定)において、まずは試験的取り出しに着手し、段階的に取り出し規模を拡大を進める方針を明記しています。なお、チヨルノーベリ原子力発電所には格納容器がなく、原子炉の爆発により放射性物質の閉じ込め機能を喪失したため、急急的な対応として、いわゆる「石棺」と呼ばれるシェルターが建設され、その結果、燃料デブリを長期的に放置せざるを得ず、安全管理が一層困難となっていると認識しています。燃料デブリの取り出しは、世界にも前例がなく、技術的難易度の高い取組ですが、取り出しを進めながら徐々に得られる情報・経験に基づいて柔軟に方向性を調整するステップ・バイ・ステップのアプローチを進め、得られる新たな知見を踏まえ、作業を柔軟に見直しつつ、段階的に取り出し規模を拡大していく方針です。2024年11月には、2号機において燃料デブリの試験的取り出しに成功しました。引き続き、安全かつ着実に取り組んでまいります。
	デブリはそのまま、取り出さずに全体を石棺のようにして環境と隔離する方法を選択すべき。廃炉の工程そのものを見直してください。	
174	汚染土を拡散することは行動指針に反している	福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが法律で規定されており、最終処分量を低減するためには再生利用の取組が重要と考えています。
	汚染土については、事故現場から持ち出し拡散するなどありえない、即時計画を中止すること。	
175	内外無差別などの卸取引に関するルールのあり方について丁寧に検討すべき	内外無差別卸を含め、卸取引ルールの在り方については、需要家の脱炭素ニーズや発電・小売電気事業者の創意工夫といった「新たな課題・ニーズへの対応」と「小売市場における競争の促進」という2つの政策課題の両立を前提に検討してまいります。
	内外無差別の在り方の検討については、新たな動きへの対応が必要なことも理解はするものの、導入経緯の「電力市場における競争を促進し、新規参入者が公平な条件で電力を調達できるようにするため」を損なうことなく公平性を担保した検討が継続されるべきであるため、その点に言及したバランスのとれた記載してほしい。また、内外無差別などの卸取引に関するルールの在り方についても、公平性を十分に精査しながら検討を進める。	

<p>内外無差別などの卸取引に関するルールの在り方について、お客さまのニーズ等の声も幅広く踏まえ、内外無差別の在り方について丁寧に議論いただきたい。</p> <p>内外無差別などの卸取引に関するルールのあり方の検討を是非進めていただきたい。</p>	
<p>176 温室効果ガス削減の貢献について、定量的な基準を明らかにし支援の条件とすべき</p>	<p>GX投資促進策を進める上では、分野別投資戦略を定め分野毎の削減見通しなどを示した上で進めています。また、クライメート・トランジション利付国債については、対象事業の適格性について第三者評価機関から国際基準への適合性に関する評価を取得しているほか、投資家向けにインパクトレポートを作成することとしており、この中で支援策による削減効果なども示す予定です。こうした点も踏まえながら引き続き経済成長と排出削減につながる投資促進策を進めていきます。</p>
<p>EUタクソノミーのようにグリーンやクリーンの基準を定量的に明らかにして支援の条件とすべき</p>	
<p>177 温対法報告については、グローバルスタンダード及びSSBJが策定中のサステナビリティ開示基準と整合性を図ることが最優先</p>	<p>SHK制度とGHGプロトコルとは、制度趣旨や、地理も含めた算定対象の範囲等が異なるため、算定方法や報告期間等を完全に整合させることは困難ですが、本ビジョンに記載のとおり、算定に当たっての事業者の事務負担をできる限り軽減するため、EEGSシステムの改善等の検討を進めてまいります。</p>
<p>温対法報告については、グローバルスタンダード及びSSBJが策定中のサステナビリティ開示基準と整合性を図ることが最優先と考える。算定方法はGHGプロトコルに従い、報告対象期間は各企業の財務諸表と同じ報告期間を対象とすることができるようにすべきである。</p>	
<p>178 温暖化が起きている等が不明確な中で、高い目標を掲げ脱炭素に取り組むべきではない</p>	<p>次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくと考えています。</p> <p>その上で、気候変動は人類共通の待たなしの課題であり、主要排出国を含む全ての国の取組が重要であることは変わりありません。エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現のため、GXの取組をさらに推進していきます。</p>
<p>二酸化炭素が気候変動に与える影響はほとんどないとも言われている。</p> <p>二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を規制したところで、その効果は現在存在している日本人が生きている間には得られないとも言われている。</p> <p>CO2による地球温暖化説が正しいかどうか、再度評価する必要があると思います</p>	
<p>179 化石燃料から再生可能エネルギーへの大規模なエネルギー転換と、それに伴う産業構造の転換、雇用の移転に関する具体的な法制度を整備し、早期に実施すべき</p>	<p>GXの実現に当たり、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換、それに伴う産業構造の転換、及び雇用の移転は、いずれも重要と考えております。</p> <p>1点目については、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することで、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指していきます。</p> <p>2点目については、GX分野での投資を通じて、①革新技術を活かした新たなGX事業が次々と生まれ、②日本の強みである素材から製品にいたるフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造を目指す方向性の下、必要な政策を検討してまいります。</p> <p>3点目については、昨年5月にGXリーグ内のワーキング・グループにおいて「GXスキル標準」を策定するなど取り組んでおり、引き続き必要な施策を検討してまいります。</p>
<p>化石燃料から再生可能エネルギーへの大規模なエネルギー転換と、それに伴う産業構造の転換、雇用の移転（旧エネルギー再エネ）に関して、具体的な法制度を整備し、スピードを持って実施すべき</p>	
<p>180 化石燃料の利用に関しては、COP28やG7での国際合意との整合性と1.5°C目標を目指す重要性について留意すべき</p>	<p>政府では、世界全体の1.5度目標と整合的な形で、2030年度温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラル実現の国際公約を掲げており、また次のNDC案として2035年度60%削減、2040年度73%削減を目指すことをお示したところです。今回GX2040ビジョン（案）と同時にお示ししているエネルギー基本計画（案）は、こうした目標と整合的な内容として整理しています。</p> <p>エネルギー基本計画（案）では、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などの脱炭素電源への転換を進めるとともに、水素等の次世代エネルギーへの転換を推進することにより、中長期的に化石燃料の使用を減少させていく方針を提示しています。</p> <p>今後もCOPやG7等の国際会議での議論も踏まえながら、エネルギー安定供給と脱炭素の両立に向けてしっかりと取り組んでいきます。</p>
<p>「化石燃料であっても脱炭素化の技術を活用しながら段階的にカーボンニュートラルに向かうことや、各国の置かれた状況を踏まえて取り組みを進めることが、現実的に世界全体での脱炭素化を進めるためにも重要である」という箇所について、COP28やG7での国際合意との整合性に留意し、1.5°C目標を目指す重要性についても記述すべきである。</p> <p>「化石燃料であっても脱炭素化の技術を活用しながら段階的にカーボンニュートラル（CN）に向かうことや、各国の状況を踏まえて取り組みを進めることが、現実的に世界全体での脱炭素化を進めるために重要である」という記述に関して、COP28やG7での国際合意との整合性を明確にし、さらに1.5°C目標を達成するための重要性についても記述する必要がある</p>	
<p>181 化石燃料の脱炭素化には莫大なコストがかかること等から、水素、アンモニア等を利用した化石燃料は、排出削減が困難な分野に限定すべき</p>	<p>今回GX2040ビジョン（案）と同時にお示ししているエネルギー基本計画（案）では、徹底した省エネや製造業における燃料転換に加え、再エネや原子力などの脱炭素電源への転換を進めることで、化石エネルギーへの過度な依存から脱却する方針を明確にしています。2050年カーボンニュートラル実現に向けて、S+3Eのバランスを確保することを前提に、電源の脱炭素化と電化を進めながら、電化が困難な分野においても水素等の次世代エネルギーへの転換やCCUSなどの活用を進めていくこととしています。</p> <p>なお、こうした排出削減対策には、温室効果ガスの限界削減コストが相対的に高い対策も含まれるため、脱炭素化に向けた取組に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく、経済合理的な対策から優先して導入することが重要であるとと考えています。</p>
<p>化石燃料の脱炭素化には莫大なコストがかかり、温室効果ガス排出量が実質的に増えるため、発電以外の排出不可避分野の使用に限定すべきである</p>	
<p>182 化石燃料や、化石燃料を使用した水素・アンモニア・合成メタン・合成燃料・CCUS等の技術は利用を促進すべきではない</p>	<p>今回GX2040ビジョン（案）と同時にお示ししているエネルギー基本計画（案）では、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などの脱炭素電源への転換を進めるとともに、水素等の次世代エネルギーへの転換を推進することにより、中長期的に化石燃料の使用を減少させていく方針を提示しています。</p> <p>水素・アンモニア等については、幅広い分野での活用が期待されるエネルギーであり、2050年カーボンニュートラル実現に向けては、鉄鋼や化学といった電化では転換が難しい分野において活用していくことが不可欠です。我が国では、水素等の製造方法ではなく、生産に伴うCO2排出量、すなわち炭素集約度の考えに基づき、低炭素水素等の大規模サプライチェーンの構築を支援していきます。</p> <p>2050年カーボンニュートラル実現に向けては、鉄、セメント、化学、石油精製等の脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を進めていく必要があります。そうした中、CCUSは、電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現するための有力な手段であり、CCS事業法や「CCS長期ロードマップ」も踏まえて、今後具体的な支援策を検討していきます。</p>
<p>「原子力依存からの脱却」を促進し、火力発電については2040年度ゼロを打ち出すことが求められる。また、再エネのコストが急低下している中、化石燃料による発電も終焉に向けて急ピッチで対応すべきである。</p> <p>化石燃料からの転換に向けた明確な道筋を設定することが求められる。</p> <p>石炭を燃焼して作られた水素を輸入することは、運輸にもCO2を発生させ、高額であり、本末転倒の技術である。</p>	
<p>183 化石燃料や火力は引き続き重要な役割を果たすエネルギー源である</p>	<p>化石燃料は、日本のエネルギー供給の大宗を担う重要なエネルギー源です。世界的な需要は減少の見通しですが、その程度には幅があり、また、化石燃料のサプライチェーンは、一度途絶すれば復元は相当困難です。化石燃料の安定供給を確保しつつ、現実的なトランジションを進めてまいります。火力発電は、電力の安定供給を支えてきた重要な供給力であり、また、再エネの更なる導入拡大が進む中で、当面は再エネの変動性を補う調整力として、火力発電の活用は重要です。</p> <p>エネルギー基本計画（案）においても、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていくとともに、トランジションの手段としてのLNG火力の活用、水素・アンモニアやCCUS等を活用した火力の脱炭素化の取組、予備電源制度等についての不断の検討などを進めていく旨をお示ししています。</p>

	<p>火力発電所の段階的休廃止については、相当債権に検討されていくものと受け止める。企業はもとより国民生活もライフラインは重要であるため、柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>火力発電に係る対応方針、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていくとともに、とりわけ安定供給に必要な設備容量（kW）を維持・確保していくとの方向性に賛同する</p> <p>現在においても一次エネルギーで4割弱のシェアを占める石油を可能な限り有効利用し続けるべきである。</p>	
184	化石燃料賦課金ではなく、炭素税として早期に導入すべき	我が国におけるGXに向けた取組については、これまでGX実行会議等での議論を通じ、成長志向型カーボンプライシング構想が2023年2月に閣議決定されています。この成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で排出量取引制度や化石燃料賦課金というカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを促してまいります。
	<p>炭素税の議論も進めていくべきである。</p> <p>化石燃料賦課金は国会で審議した上で設定する「炭素税」として2026年度から本格導入とするべきであり、税率は削減効果が得られる程度の高い水準で設定すべきである。</p> <p>日本の炭素税は少なすぎるので効果が少ない。変革が進むような税率にすべきである。</p>	
185	化石燃料賦課金の価格の調整を制度化すべき	我が国のGXを進めていくためには我が国経済への影響等を踏まえ、過度な負担にならないように配慮しながら、制度の予見可能性を高め行動変容の前倒しを促していくことが重要です。このため、化石燃料賦課金はエネルギーに係る負担を中長期的に減少させていく中で導入するものであり、既存のエネルギー負担を踏まえて化石燃料賦課金の負担水準を毎年度決定することが法律に明記されています。
	<p>減免措置のみ書かれているが、本来の目的であるカーボンニュートラルの達成を確実にするための化石燃料賦課金の価格の調整を制度化すべき</p>	
186	化石燃料賦課金の還付申請期限については、石油石炭税の還付申請期限よりも長めに設定すべき	化石燃料賦課金の制度運営には、関係事業者の事務負担を軽減しつつ、確実な運用ができるよう検討を進めていくことが重要であると考えています。このため、化石燃料賦課金の円滑かつ確実な制度運営が可能となるよう、手続きの詳細については今後検討していきます。
	化石燃料賦課金の還付申請期限については、石油石炭税の還付申請期限よりも長めに設定し、実務的に対応可能な制度設計とすべきである。	
187	化石燃料賦課金の減免規定等については、石油石炭税を前提もしくは同一の扱いとすべき	減免については、化石燃料賦課金が石油石炭税と同一の対象に対して賦課することを踏まえ、対象事業者の事務負担軽減や、円滑な執行を確保する観点からも、石油石炭税との整合を図ることが重要であると考えています。このため、本GX2040ビジョン（案）においても「石油石炭税（地球温暖化対策のための税率部分を含む）と同一の扱いを化石燃料賦課金に講ずるべく、詳細設計の検討を進めていく」としています。
	化石燃料賦課金の減免規定については、石油石炭税と同一の扱いを講ずるべきである。制度間に相違があると、関係事業者の管理や運営に混乱が生じかねないためである。	
188	化石燃料賦課金の減免措置は石油石炭税の減免制度をそのまま適用するのではなく、見直しを行うべき	減免については、化石燃料賦課金が石油石炭税と同一の対象に対して賦課することを踏まえ、対象事業者の事務負担軽減や、円滑な執行を確保する観点からも、石油石炭税との整合を図ることが重要であると考えています。このため、本GX2040ビジョン（案）においても「石油石炭税（地球温暖化対策のための税率部分を含む）と同一の扱いを化石燃料賦課金に講ずるべく、詳細設計の検討を進めていく」としています。
	<p>減免措置が排出削減を阻害することがないように、また、特定の産業や企業を優遇するものにならないように、現状の石油石炭税の減免制度をそのまま適用するのではなく、見直しを行うことを求めます。加えて、減免の対象は定期的に見直しを行い、免除範囲を段階的に縮小していくことを求めます。</p> <p>化石燃料賦課金の減免措置が排出削減を阻害することがないように、また、特定の産業や企業を優遇するものにならないように、現状の石油石炭税の減免制度をそのまま適用するのではなく、見直しを行うべき。加えて、減免の対象は定期的に見直しを行い、免除範囲を段階的に縮小していくべき</p>	
189	化石燃料賦課金の算定にあたっては、産業界との対話を進めながら産業界への悪影響を回避する減免措置を規定するとともに、必要に応じて算定方法等、制度を見直すべき	我が国のGXを進めていくためには我が国経済への悪影響等を踏まえ、過度な負担にならないように配慮しながら、制度の予見可能性を高め行動変容の前倒しを促していくことが重要です。このため、化石燃料賦課金については、本GX2040ビジョン（案）においても「本制度の導入に当たって、我が国経済への悪影響等を防ぐために必要な減免措置を規定するとともに、GX 経済移行債の償還財源でもある賦課金を円滑かつ確実に導入するための所要の措置を講ずる。」としており、必要な措置を検討していきます。
	<p>化石燃料賦課金の算定にあたっては、経済への悪影響等を防ぐために必要な減免措置を規定するとともに、ものづくり産業実態も配慮した算定方法となるよう求める。政府は、産業界との対話を深めながら、適切な制度設計を進めるべきである。</p> <p>化石燃料賦課金について、政府は、産業界との対話を深めながら、適切な制度設計を進めるべきである。</p> <p>化石燃料賦課金はGXへの動機付けにおいて重要な役割を果たすが、経済への悪影響等を防ぐために必要な減免措置を規定し、ものづくり産業実態も配慮した算定方法とすべきである。</p>	
190	化石燃料賦課金は、関係機関と連携しながら一体的に運営すべき	化石燃料賦課金の制度運営には、関係事業者の事務負担を軽減しつつ、確実な運用ができるよう検討を進めていくことが重要であると考えています。このため化石燃料賦課金は石油石炭税と同一の対象に対して賦課すること、必要な事務を担う執行関係事業者の執行可能性を確保すべく、ご指摘のように関係機関と連携し、確実な制度運営につとめてまいります。
	<p>化石燃料賦課金の徴収スキームと石油石炭税の徴収スキームを一元的に運営する必要がある。制度間に相違があると関係事業者の事務負担が増加し非効率となるためである。</p> <p>化石燃料賦課金の納付確認は、石油石炭税同様に税関当局など関係機関と連携しながら進めるべきである。</p>	
191	化石燃料賦課金は早期に導入し、再生可能エネルギーの導入に充てるべき	成長志向型カーボンプライシングとして、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形でカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより、事業者にとっては将来の炭素排出に伴う負担についての予見可能性が高まり、再生可能エネルギーの導入を含め、意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを制度開始前から促していくことが可能となります。
	排出量取引制度は、参加企業の義務化を早期に実現し、排出枠は年々必要な排出量を上限枠として設定すべきである。化石燃料賦課金は早期に導入し、再生可能エネルギーの導入に充てるべきである。	
192	化石燃料賦課金制度と排出量取引制度で炭素価格に大きな乖離が生じない制度を設計すべき	化石燃料賦課金の単価については、GX推進法に基づきエネルギーに係る負担の減少の範囲内で設定していくこととなります。その上で、2026年度から開始する排出量取引制度における排出枠価格の水準の在り方については、脱炭素投資の促進、国民経済への影響、諸外国の関連制度の状況といった趣旨・目的を勘案し、今後具体的な水準を検討していきます。
	化石燃料賦課金制度と排出量取引制度の両制度間での炭素価格に大きな乖離が生じない制度設計を検討する必要がある。	
193	化石燃料賦課金制度については、関係事業者の負担に配慮しつつ、公平、簡素、中立な制度として運用すべき	化石燃料賦課金の制度運営には、関係事業者の事務負担を軽減しつつ、確実な運用ができるよう検討を進めていくことが重要であると考えています。このため、GX2040ビジョン（案）でも「化石燃料賦課金については、対象事業者の事務負担や執行関係事業者・関係機関の円滑かつ確実な執行等にも配慮し、類似制度である石油石炭税における申告スキーム等を前提とした申告・納付期限等を設定する。」としています。
	化石燃料賦課金制度については、関係事業者の負担に配慮しつつ、公平、簡素、中立な制度として運用すべきである。事業者の申請負担が過度にならないよう配慮が必要である。	

194	家庭用太陽光発電や蓄電池の導入を推進すべき	GX2040ビジョン（案）にも明記しているとおり、GXの推進には、再生可能エネルギーの主力電源化が重要です。家庭用太陽光発電については、2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指し、家庭用太陽光発電の導入を推進していきます。蓄電池の導入については、補助金による系統用蓄電池の導入支援や2023年度に開始した長期脱炭素電源オークションにおいても応札対象とし導入促進を図っていることを明記しており、引き続き蓄電池等の導入を推進していきます。
	温室効果ガス排出量の6割が家計からであるため、家庭向けの太陽光発電や蓄電池の普及を進めて欲しいと考える。 各家庭での発電が一般的になれば、災害時に停電しても自家発電で賄えることになり、自助・共助・公助による防災対策に役立つと考える。 家庭用太陽光パネルを促進すべき	
195	科学的根拠に基づいた政策にすべき	GX移行債を活用した投資促進策を進める上では、分野別投資戦略を定め分野毎の削減見直しなどを示した上で進めています。また、資金の使途についても投資家向けにインパクトレポートを作成することとしており、この中で支援策による削減効果なども示すこととしており、こうした点も踏まえながら引き続き経済成長と排出削減につながる投資促進策を進めていきます。
	文章だけで、きっちとしたデータは何も示されておらず、データに基づいて決めるべきである。 GX2040ビジョン（案）を策定するのは構わないものの、科学的に実証されていないものに関して両方の立場に立って策定されるべきだと思います。	
196	火力ではなく、再エネを推進すべき	周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。エネルギー基本計画（案）では、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく方針を示しています。ご指摘の再生可能エネルギーについては、地域との共生を図りながら、主力電源として最大限導入を進めていきます。同時に、火力発電の脱炭素化も重要です。火力発電については、トランジション手段としてのLNG火力の確保や、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化を進めていきます。
	石炭火力は2030年までに無条件で廃止し、再エネに転換すべきである。 火力のみに慣性力・同期化力を期待するのは古い。今後、優れたインバータ+ネットワークで同様なことができる。火力は全廃すべき。 NDCの未達の保険に、化石燃料の使用を想定することは間違いない。気候変動は待たずであり、人類文明の滅亡の危機感をもって、化石燃料の使用を全廃し再エネ100%とすべき。	
197	火力発電のトランジションにあたっては人材の確保、技術基盤の強化が必要	火力発電は、電力の安定供給を支えてきた重要な供給力であり、また、再エネの更なる導入拡大が進む中で、当面は再エネの変動性を補う調整力として、火力発電の活用は当面重要であると考えています。GX2040ビジョン（案）において、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていくとともに、水素・アンモニアやCCUS等を活用した火力の脱炭素化の促進、トランジションを進めるに当たって地域経済や雇用等への影響にも留意が必要である旨をお示しています。また、エネルギー基本計画（案）においては、既存運転・保守の効率化によるコスト削減やより柔軟な運用等に向けて、AI・IoTを活用した火力発電の運用の最適化・自動化、負荷変動対応や機動性に優れた火力技術開発等に取り組んでいく旨をお示しています。
	火力発電のトランジションにあたっては、人材の確保・定着や技術基盤の維持・強化への取り組みを進める必要がある。	
198	火力発電及びCCUSは必要・推進すべき	火力発電は、電力の安定供給を支えてきた重要な供給力であり、また、再エネの更なる導入拡大が進む中で、当面は再エネの変動性を補う調整力として、火力発電の活用は当面重要であるとと考えています。GX2040ビジョン（案）において、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていくとともに、水素・アンモニアに加えて、CCUS等を活用した火力の脱炭素化の促進、トランジションを進めるに当たって地域経済や雇用等への影響にも留意が必要である旨をお示しています。
	火力発電の重要な役割に同意する。火力発電を減らすよりも、火力発電を高効率化して活用してほしい。 石炭火力は、燃料の確保のしやすさなどの点で優れているので、引き続き活用してほしい。日本の優れた石炭火力の技術を活かしてほしい。 アンモニア混焼やCCUSによる高効率石炭火力発電の脱炭素化に向け、金融優遇や施設整備がし易い施策を推進し、国内および地域経済の循環に貢献すべき	
199	火力発電所の段階的休廃止については、慎重に検討すべき	火力発電は、電力の安定供給を支えてきた重要な供給力であり、また、再エネの更なる導入拡大が進む中で、当面は再エネの変動性を補う調整力として、火力発電の活用は重要です。GX2040ビジョン（案）においても、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていくとともに、トランジションの手段としてのLNG火力の活用、予備電源制度等についての不断の検討などを進めていく旨をお示しています。
	低効率の火力発電所の段階的休廃止については、発電設備や燃料サプライチェーンの維持などに留意しつつ、低稼働電源の維持に必要な制度的措置や緊急時に備えた予備電源制度について、相当慎重に検討されていくものと受け止める。 石炭火力発電所の段階的な休廃止については、電力の安定供給の確保を前提とし、国民生活をはじめ産業・企業の実態をふまえて慎重に行うことが必要である。 低効率の火力発電所の段階的休廃止について、慎重に検討されるべき	
200	火力発電全般を推進すべきではない	エネルギーを巡る状況は各国千差万別です。すぐに使える資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国においては、S+3E原則の下で2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。火力発電については、電源構成の約7割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な火力発電の抑制策を講じることにすれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。こうした状況を踏まえ、引き続き、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を推進していきます。
	2040年電源構成での火力比率を1割程度に留めるべきである。 火力発電の段階的廃止への計画を持つべきである。特に石炭火力は、遅くとも2030年までに段階的に廃止するべきである。 2040年度にこれほど火力が維持されることは、気候変動の観点からは大きな問題である	
201	過去の歴史、政策、結果等を踏まえて、今後の政策を検討すべき	GXに関する政策を進める上で、過去の政策に対する評価・反省などを踏まえ、具体策の検討を進めることが重要だと考えております。特に、エネルギー政策、産業政策、産業立地政策のように過去からの連続の上に成り立つ政策においては、これまでの政策の振り返りは重要であり、こうした視点を常に持ちながら政策検討を進めていきます。
	今すぐGX政策をストップして、過去の検証を行うべきである。 「東京電力福島第一原子力発電所事故への真摯な反省」と言いながらも「原子力の活用」を掲げるのはおかしい。事故を起こさない唯一の確実な方法は原子力発電自体を行わないことである。 「失われた30年」は政府の失政の結果であり、その中心にあり、最も責任を問われるべき経済産業省が俯瞰的な表現をすることは許されない。経済産業省は失政の結果である旨を明記し、反省の視点を表記すべきである。また、経済産業省が失政を他人事と捉える認識を改めることが経済成長および産業構造の改革につながる第一歩である。	

202	過渡的なものとして、LNGを残すべき	我が国は、すぐ使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれているといった地理的制約を抱えているため、安全性の確保を大前提に、3つのE（エネルギー安定供給、経済効率性、環境適合性）の最適なバランスを追求していくことが、エネルギー政策の基本的視点となります。中でも天然ガス・LNGは、熟源として効率性が高く、地政学的リスクも相対的に低く、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少ないため、燃料転換等を通じた天然ガスソフトが進むことで環境負荷低減にも寄与するなど、現実的なトランジションを進める上で重要なエネルギー源です。加えて、将来的な技術の進展によりガス自体の脱炭素化の実現が見込まれ、水素等の原料としての利用拡大も期待されるなど、トランジション期のみならず、カーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源と認識しております。
	電力の安定供給のために必要な火力供給力を維持・確保し、需給両面での将来的な不確実性に備える観点からは、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてLNG火力の活用は必要である。 グローバルサウスを中心としたエネルギー使用量の増大に伴う資源競争に対応するため、戦略的余剰LNGの運用を進める必要がある。	
203	海外のトレンドを追うばかりではなく、日本の強みをいかすデジタル政策を進め、それに沿ったエネルギー需要を評価してほしい	クラウドをはじめとしたデジタルサービスは、国民生活や経済活動の多くの場面で活用されており、社会のインフラとしての役割を担っています。社会インフラとしてのデジタルサービスを海外に依存しないよう、経済安全保障推進法に基づき、「クラウドプログラム」を特定重要物資に指定し、クラウドサービスを提供する上で重要な技術開発の支援等、各種の研究開発支援を行っています。加えて、今後、生成AI等の新たな技術の社会実装が世界的に進んでいくと見込まれている中、AI開発力強化に向けて、官民による計算資源の整備や、スタートアップ等によるAIモデル開発の加速に向けた支援などの取組も行っていきます。 ・今後、データセンター等の国内立地が進み、電力需要が増加する見込みであるため、電力需要増に対応した必要な供給力の確保等の取組を進めてまいります。
	海外におけるデータセンター拡大を追いかけるばかりではなく、日本が長年培ってきた強みをデジタル分野において発揮するシナリオを描き、これに沿ったエネルギー需要を評価していくことが、デジタル分野における日本の存在価値を高め、かつエネルギーの追加需要の適切な見通しに繋がると考える。	
204	海外プロジェクトの活用は、日本の脱炭素への貢献ならびに経済的な利益に繋がる	産業構造に占める製造業の割合が高く、また化石エネルギーの使用割合が高いなど日本と同様の2050年C Nに向けた課題を抱えるアジアの脱炭素化などに貢献していくため、A Z E C の枠組みを最大限活用していくこととしています。この中で、海外における日本の技術を活かした脱炭素に向けたプロジェクトやルール形成を進めることは、量産効果による脱炭素技術のコスト低減が見込めるとともに、それによる日本自身への裨益にもつながると考えており、積極的な取組を進めていきます。
	海外プロジェクトの活用は、日本の脱炭素への貢献ならびに経済的な利益に繋がる	
205	海外投資家や機関投資家にとって、投資計画がアクセスしやすく、理解しやすいものになるようにするべき	GX実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」にて各分野が取り組む方向性を示したロードマップを示しております。またトランジション・ファイナンス推進にあたり、GHG多排出産業の2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、「トランジションファイナンス推進のためのロードマップ」の策定を行っています。GX経済移行債を活用した20兆円規模の政府の投資促進策もこうした戦略等に基づいており、引き続き海外含む投資家の皆様にもアクセスしやすい環境整備に努めてまいります。
	海外投資家や機関投資家にとって、投資計画がアクセスしやすく、理解しやすいものになるようにするべき	
206	経済安全保障の観点から国産を優遇すべき	GXを進める上で経済安全保障の観点は重要であり、ご指摘を踏まえてGX産業構造に転換していく中で、経済安全保障を確保していくことを明確化させました。GXを進めることはエネルギー自給率の向上につながる一方で、国内産業の強化を通じて、経済安全保障の強化につながるものと考えており、様々な投資促進策においても経済安全保障の観点を踏まえて取り組みを進めていきます。
	経済安全保障の確保、国内産業の再生を図る観点から、「国産」にもっとこだわり、「国産」優遇の制度を制定すべきだと考える。	
207	各事業者の移行計画は、政府が創出する排出枠総量の削減計画にコミットメントすべき 対象事業者個社の移行計画は政府が創出する排出枠総量を2050年カーボンニュートラルに向けてどのような経路で削減していくかコミットすることが必要	移行計画における排出削減目標は、対象事業者の排出量についての見通しを把握し、排出量取引制度の将来的な発展を見据えて制度の点検等に活用することなどを目的として策定を求めるもので、企業がその自主的目標として排出削減に向けた野心を示すこととなります。
	各事業所ごとに省エネに関する情報公開を行うべき	温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量が一定以上の事業所については、事業所ごとの排出量も公表しています。
	省エネに向けた議論を深めるため、東京都の総量削減義務と排出量取引制度などに倣って、事業所別の情報公開を行うべきである。	
209	核燃料サイクルや廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分についても、着実に推進すべき	使用済燃料の再処理をはじめとする核燃料サイクル、円滑かつ着実な廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分といったバックエンドへの対応はいずれも原子力を利用していくにあたって重要な課題です。核燃料サイクルについては、例えば、青森県の「むつ中間貯蔵施設」が昨年1月に事業開始をするなど、一步一步、取組を進めています。一方で、六ヶ所再処理工場の竣工遅延が続いてきた現状についても真摯に受け止め、引き続き、直面する課題を一つ一つ解決することが重要です。特に、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでいきます。高レベル放射性廃棄物の最終処分については、北海道の寿都町・神恵内村及び佐賀県玄海町の全国3地点で、処分地選定プロセスの第一段階である文献調査を実施するなど、一歩ずつ前に進んでいます。特に、北海道2地点については文献調査の報告書が取りまとめられ、法定の理解プロセスを実施中です。引き続き、地域の皆様、国民の皆様にご理解いただけるよう、国が前面に立ち取り組んでいきます。
	使用済み燃料の再処理を含めた核燃料サイクルや廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分についても、原子力の長期的な活用のために着実に推進して頂きたい。	
210	核燃料サイクルを推進すべきではない	核燃料サイクルをはじめとするバックエンドへの対応は、原子力を利用していくにあたって重要な課題です。我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としています。一方で、核燃料サイクルについて、六ヶ所再処理工場の竣工遅延などが続いてきた現状を真摯に受け止め、直面する課題を一つ一つ解決することが重要です。特に、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでいきます。
	高速炉については、核燃料サイクルが事実上破綻していることから、開発は無駄であり資源を投入するべきではない。 核燃料サイクルは技術的な困難さゆえに事実上破綻している。「全量再処理路線」を撤回し、使用済燃料の直接処分に向けた取組を行うべきである。 原子力発電は中止し、廃棄物の総量を抑制すべき。 核燃料の再利用(核燃料サイクル)もほとんど進んでいない。さらに、東日本大震災と福島原発事故後には多くの原発が安全上の理由から稼働停止となっており、地震大国の日本において安定供給源として位置付けられない。	
211	核融合を推進すべきでない	フュージョンエネルギーについては、「フュージョンエネルギーイノベーション戦略」を踏まえ、早期実現と産業化を目指し、国際核融合実験炉ITER、JT-60SA等で培った技術や人材を最大限活用し、技術成熟度を高めるべく、スタートアップを含めた官民の研究開発力を強化し、世界に先駆けた発電実証を目指し、原型炉開発と並行し、トカマク型、ヘリカル型、レーザー型等多様な方式の挑戦を促すとともに、科学的に合理的で国際協調した安全確保の検討に取り組んでいきます。
	核融合は技術的難度が高く、研究開発段階で投入するエネルギーが膨大であるため、実用的発電手段とするのは非現実的であり、核融合の研究開発に資源を投入するべきではない。 GXは、実現が不確実な開発半ばの技術にその成否をあまりにも委ねすぎており、特に核融合技術には課題がある。 核融合技術の実用化はほとんど不可能である。プラズマの持続時間が短く、使える炉材がないため、実用化は困難である。	

212	革新的電気炉の実機化にむけて、原料の鉄スクラップの確保が必要不可欠	鉄鋼業の脱炭素化に向け、今後、一定程度、高炉から電炉への転換が進んでいく中では、鉄鋼原料となる鉄スクラップ、なかでも高品位な鉄スクラップの確保を進めていくことは重要であり、政府としても、鉄スクラップに混入した不純物を検知し、より高い精度で高品位のスクラップを分別するための技術開発や、鉄スクラップに含まれる不純物の影響を軽減しながら鉄鋼製品を製造するための技術開発について支援してきています。また、現在、産官学の連携を促進するためのパートナーシップ「サーキュラーパートナーズ」において、鉄鋼WGが立ち上げられました。産官学の関係者間において、鉄鋼の国内資源循環を促進する上での課題等について議論を開始したところです。
	革新的電気炉の実機化にむけては、良質な鉄スクラップと多量な電力が必要不可欠であり、鉄スクラップの海外への流出防止も含めた原料の確保と、電力の安定供給に国として取り組むことが必要である。高品質な原料を確保していくためにも、国内で発生した良質な鉄スクラップの国外への流出対策を講じるべきである。	
	GXのためには、スクラップ鉄を使った電気炉法にも注目すべき。	
	製鉄業の二酸化炭素排出を減らすには鉄鉱石の製錬を縮小するしかない。日本も米国並みにスクラップを原料とする電気炉法にもっと重点を移すべきである。	
213	割当量決定における過去およびトランジション時の状況を勘案する方針に賛同	排出量取引制度の導入においては、トランジション期にあることを踏まえた削減技術の導入状況等の業種特性を考慮する必要があります。したがって、割当の方法として、エネルギー多消費分野を中心に、同業他社と比較して削減努力に取り組んだ企業ほど優位になる割当方式である業種別ベンチマークを適用するとともに、その他の分野についても、グランドファザリング方式を採用しつつ、過去の排出削減努力も制度として執行可能な一定の範囲で割当量に考慮する仕組みを導入することで、対象事業者による削減努力が認められるような制度設計とまいります。
	割当量決定において、過去の削減努力やカーボンリーケージの防止、トランジション期の技術開発投資を勘案する方針に賛同する。	
214	割当量決定のための業種ごとのベンチマーク算出においてはバウンダリー整理に留意すべき	業種別ベンチマークにおいて対象とするプロセスのバウンダリーについては、企業の実務的な観点も踏まえ、過度に複雑な仕組みとしないよう、有識者や産業界との議論のうえ、検討を進めてまいります。
	業種ごとにベンチマーク算出は業種内の該当企業群のデータを比較可能なものとするためのバウンダリーの整理など困難になる。	
215	割当量算定における基準活動量の対象年度について、記載ぶりを変更すべき	ベンチマークによる割当における基準活動量については、制度対象者の直近の事業実態を割当量に適切に反映する観点や、割当にあたって第三者が確認可能なデータの入手可能性の観点から、直近の活動量を参照することが適切であると考えています。加えて、毎年度の気象や景気等の外的要因に起因する変動を平準化する観点から、制度開始直前（2023年度～2025年度）の3カ年の活動量平均をベンチマークにおける基準活動量としています。基準活動量の考え方については、内閣官房に設置している「GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」における有識者等による議論も踏まえて決定したものであり、欧州や韓国等の諸外国制度において、直近の複数年度の平均を基準活動量としていることを踏まえても、適切であると考えています。
	割当量算定における基準活動量の対象年度について、しっかりと説明・議論したうえで確定するプロセスを踏むべきである。そのため、あくまで例示にとどめるなど、記載ぶりを変更して頂きたい。	
216	環境保全に向けた行動への理解と協力を深めるための施策を講じるべき	気候変動を始めとする複合する環境危機に直面する中、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするため、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）や環境教育等の推進を通じ、環境保全に向けた行動への理解と協力を深めるための取組を行っています。いただいた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考させていただきまます。
	国民全体が環境保全に向けた行動への理解と協力を深めるための具体的な施策を講じ、その重要性について広く周知する取り組みを進めるべきである。	
	「公正な移行」の実現は、成長志向型カーボンプライシング構想ではなく、ビジョンの輪の中に位置づけられたことは評価する。	
	国民全体が環境保全に向けた行動への理解と協力を深めるための具体的な施策を講じるとともに、その重要性について広く周知する取り組みを進められたい。	
	国民全体が環境保全に向けた行動への理解と協力を深めるための具体的な施策を講じ、その重要性について広く周知する取り組みを進めるべきである。	
217	企業の行動変容を促す排出量取引や化石燃料賦課金などのカーボンプライシング制度とすべき	我が国では「成長志向型カーボンプライシング構想」として、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせて、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形でカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより、再生可能エネルギーの導入を含め、意欲ある企業GXに向けた投資や取組の前倒しを促していきます。
	カーボンプライシングは排出上限を定め、実際にコスト負担が重荷になる程度の価格付けでなければ効果が薄い。火力発電の「脱炭素化」技術に振り向けるなどはあってはならない。	
	望ましい排出削減水準の在り方が重要と考える。環境負荷低減を進めることが企業の負担とならず、インセンティブが効くような制度設計こそが、社会全体でGXに取り組む基礎的要素となるためである。	
218	企業の宣言に基づく調達推進は、初期の需要創出には効果的	脱炭素と経済成長を両立するGXを日本全体で実現するためには、競合する既存の非GX製品と機能・性状が似通っているものの生産コストが高いが故に自律的な需要の拡大が困難なGX製品の市場を作ること、サプライチェーン全体でのGXが進んでいきます。今後より多くの企業の皆様にGX率先実行宣言を宣言いただき、GX製品の調達を拡大いただくと共に、当該企業群の評価向上に繋がるよう取組を進めてまいります。
	企業の宣言に基づく調達推進は、初期の需要創出には効果的。将来的なGX製品の供給力を高めるためには、施策の方向性も示し、投資回収の予見性を高める必要がある。	
219	企業の他事業所の活動量も考慮し、割当量が過度に削減されない制度とすべき	制度対象者が保有する事業所について、閉鎖や、一定水準以上の活動量の減少が生じた場合には、割当量を削減することとしている一方、活動量が一定水準以上増加した場合については、追加割当の対象としています。そのため、設備集約等によって、一部事業所の活動量が減少し、割当量が減じられた場合でも、他の事業所の活動量が一定以上増加していれば、それに応じて割当量が追加される仕組みとなっており、割当量の過度な削減が生じるものとは考えておりません。
	事業所の活動量の増減を評価する場合には、一事業所のみを評価するのではなく、その企業の他事業所の活動量も考慮し、割当量が過度に削減されることがない制度とすべきである。	
	活動量の調整に関しては、ベンチマークや活動量の定義次第では脱炭素化の努力によって排出量とともに活動量が減少することもあり得ることから、活動量の変動理由を検証した上で調整措置を適用するなど、事業者の排出削減努力を適正に評価する仕組みとすべき	
220	既存技術の社会実装を促進する政策を充実・加速させるべき	2050年カーボンニュートラルに向けては既存の社会実装された技術だけでは困難であり、様々なイノベーションや革新的技術の社会実装が不可欠だと考えています。一方で、既存技術でもカーボンニュートラルに貢献する技術であっても十分に社会実装が進んでいないものもあると認識しており、そうした技術の社会実装を進めることは重要な課題と認識しております。そのため、省エネ補助金などを通じて、既存技術であっても削減効果の高い技術の社会実装を進めると同時に、既存の産業のGXを後押ししていきます。
	新たな産業集積の構築を目指し、「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」の方向性に賛同する。一方で、地域経済への寄与の大きい既存産業（鉄鋼、コンビナート）への構造転換を支援する方向性も併せて記載することが効果的である。	
	気候変動の1.5度目標は喫緊の課題であり、イノベーションとセットで進めるべきではない。むしろ確実に進められる既存の技術やデバイス・方法を基本的に用いて進めるべきである。イノベーションは重要であるが、「イノベーションがなかったら1.5度目標が達成できなかった」という状況に陥らないよう、既存技術の導入・拡大・普及を重視するべきである。	
	国による投資促進策の基本原則を見直して、既存技術の社会実装を促進する政策を充実・加速させるべき	

221	気候変動対策を急ぐべき	気候変動は人類共通の切迫した課題であり、主要排出国を含む全ての国の取組が重要です。我が国は、温室効果ガス2030年度46%削減及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、これまでのところオントラックで排出削減を進めておりますが、GXの取組を更に加速させることで国内での排出削減を着実に進めています。また、AZECの枠組みなども活用しながら、アジア地域を中心に世界全体の排出削減の取組にも貢献していきます。
	<p>2024年は、工業化以降1.5°Cを越した最初の年になりました。最近の平均気温の上昇は加速度的になっており、平均気温の上昇に伴い、世界中で異常気象・異常事態が多発しています。日本も例外ではありません。まさに「気候危機」であり、「ビジョン案」は何よりも、こうした気候危機に対処するものであるべきです。</p> <p>「GXビジョン案」は、気候変動の深刻な現状や対策の緊急性に対する認識に欠けている。COP28決定は2030年までが「決定的に重要な10年」としており、気候変動対策は喫緊の課題だが、「ビジョン案」の対策・ビジョンは2030年までに実施・実現するのではなく、気候危機に対処していない。</p> <p>現在の緊急の課題は、気候危機への対応であり、いつ実現するかもわからない、非常にコストのかかる新技術に期待を寄せたGX2040ビジョン（案）は不要である。</p>	
222	規制審査の期間短縮と立地地域の理解と協力を早い段階から進めることが必要	原子力規制に係る審査プロセスについては、原子力規制委員会において、事業者との意見交換等を踏まえ継続して改善が図られているものと承知しております。また、我が国の原子力利用やエネルギー安定供給は、原子力立地地域の関係者の理解と協力によって支えられてきました。今後も原子力利用を進めていく上で、立地地域の理解と協力は不可欠です。政府としては、再稼働に当たって、立地自治体等関係者の理解と協力を得られるよう取り組んでまいります。
	次世代革新炉の建設については、「廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内」に限定する必要は無い。規制審査の期間短縮と立地地域の理解と協力を早い段階から進めることが必要である。	
223	技術の実装に向けて、第1次産業から第3次産業に向けて人材育成を確保を進めるべき	GXの実現に向けて、その担い手となる人材育成は重要と認識しており、その確保に向けて、昨年5月にGXリーグ内のワーキング・グループにおいて「GXスキル標準」を策定するなど取り組んでおります。GX2040ビジョン（案）においても、新たに生まれる産業への労働移動や、GX産業構造への転換に伴い高度化されたサプライチェーンで引き続き労働者が活躍できるように対応する方針を記載しており、引き続き必要な施策の検討を進めてまいります。
	技術開発への支援に関するコメントは多いが、技術実装の加速に向けた支援策が薄いと感じた。産業間連携による産業構造の転換を目指す上で、第一次産業、第二次産業、第三次産業すべての人材育成・人材確保が重要であることを書き加えるべきである。	
224	技術の選定と支援は、リソースを分散しないためにも選択と集中を行うべき	GXを効果的に進めるために大規模な投資が必要であり、そのためにも投資促進策などを進める上で優先順位を踏まえて、選択と集中を進めることは重要な視点となります。このため、GXを進める上で重要な分野については、削減効果や投資効果も踏まえて分野別投資戦略を策定し、分野を絞って効果の高い支援策となるよう取組を進めていきます。また、2050年C Nを目指す上では、未だ社会実装されていない技術も必要になると考えており、現時点で特定の技術に絞り込むことなく様々な技術選択策を追求していきます。
	日本の限定された官民リソースを最大限に有効活用し、技術開発や国際規格標準化等を進めるためには、限定される民間リソースの分散を回避する、選択と集中が重要	
225	議論の方法やパブリックコメントのやり方等に問題がある	引き続きGXに関する議論の透明性を高めるとともに、説明会やパブリックコメントなどを通じて若者を含む国民の皆様からのご意見を耳を傾けながら政策を進めてまいります。
	<p>幅広い世代・立場の意見を反映できる政策決定プロセスの構築に向けた根本的な検討を政府に求める。特定のステークホルダー意見をもとに政府案がとりまとめられたことは大変遺憾である。</p> <p>審議会は、経済的損失や得られる便益も踏まえた上で、議論すべきです。しかし、いずれの審議会においても、それらの議論を深めることなく政府案がとりまとめられたことは大変遺憾です。</p> <p>改めて合同会合を開催し、削減目標を含む本計画の内容を議論する機会を設けることを求めます。</p>	
226	供給側と受給側双方が速やかにカーボンリサイクル燃料に対応できるよう、国主導によるビジョンの推進をお願いしたい	それぞれのカーボンリサイクル燃料について、GX2040ビジョン（案）と同時に示しているエネルギー基本計画（案）に記載があるとおり、以下の通り取組を進めていきます。合成燃料については、2030年代前半までの商用化を目指し、NEDO等と連携しながら実施する研究開発や国内事業の組成、出資等による海外事業への参画、国際的な対話を通じた環境価値創出やビジネスモデルの構築など、商用化に向けた必要な取組を進めます。SAF（合成燃料の形態であるe-SAFを含む）については、導入拡大のため、GX経済移行債を活用した大規模なSAF製造設備構築に係る設備投資支援や「戦略分野国内生産促進税制」による税額控除等の先行投資支援の実施に加え、2030年のSAFの供給目標量を「2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上」と設定するなど、中長期的な規制・制度的措置により国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制を構築します。また、今後バイオ由来のSAFは原料の争奪戦が予想されるため、非可食原料の開拓による原料の多角化、安定的な原料確保に向けたサプライチェーンの構築・強化を行います。合成メタンの市場の創出や利用の拡大に向けて、実用化・低コスト化に向けた技術開発を進めると同時に、事業者が持続可能な形で投資を継続できるような環境整備を進めます。グリーンLPGについては、大量生産・社会実装に向けて、グリーンイノベーション基金等を活用し、革新的触媒等の技術開発や生産プロセス実証を進めます。
	2050年CN化には、カーボンリサイクル燃料の商用化後もバイオ燃料を併用すべきであるため、以下**で示す文言を追記頂きたい。『カーボンリサイクル燃料の商用化まではバイオ燃料の導入拡大を推進し、その後はバイオ燃料と併用しながらカーボンリサイクル燃料の普及を拡大する。』さらに、供給側と受給側双方が速やかにカーボンリサイクル燃料に対応できるよう、国主導によるビジョンの推進をお願いしたい。	
227	業種実態等に鑑み、業種毎に適切な削減水準を設定すべき	ベンチマーク基準について、同一業種内の各社の排出原単位を踏まえ、望ましい排出原単位の水準に設定することが必要です。業種間で公平な排出削減を促進していく観点から、ベンチマークの基準は業種横断的に決定することが必要であると考えています。
	業種特性を考慮する際には、排出量取引制度外での事業規制や市場制度等にも十分に配慮いただきたい。業種実態等に鑑み、業種毎に適切な削減水準を設定すべきでないか。当該業種内における個別の事業者のCO2排出実態や要因のバラつきを十分に勘案の上、削減水準を定めることが適当でないか。	
228	業種特性を考慮する際には、排出量取引制度外での事業規制や市場制度等にも十分に配慮すべき	排出枠の割当量の設定にあたっては、エネルギー多消費産業を中心に、業種別ベンチマークを採用し、同一業種内の各社の排出原単位を踏まえて割当水準を決定することによって、業種特性が十分に考慮されるものと考えております。その上で、既存の関連制度との関係整理については、「イ」既存制度との関係整理に記載の方針にしたがって、検討を進めてまいります。
	業種特性を考慮する際には、排出量取引制度外での事業規制や市場制度等にも十分に配慮いただきたい。業種実態等に鑑み、業種毎に適切な削減水準を設定すべきでないか。当該業種内における個別の事業者のCO2排出実態や要因のバラつきを十分に勘案の上、削減水準を定めることが適当でないか。	
229	業種別のベンチマークに基づいて割当量を決定することに賛同	今後の施策の実施に関するご意見として参考にさせていただきます。
	「エネルギー多消費分野等を中心に、業種別のベンチマークに基づいて割当量を決定することを基本」とする点に賛同する	
230	業種別のベンチマークは公平となるように配慮すべき	業種別ベンチマークの策定にあたっては、他国の事例や我が国の各業種の事業実態を踏まえ、有識者や関係者とも議論を行い、業種特性等を適切に反映した公平な仕組みとなるよう検討してまいります。
	業種別のベンチマークは公平性の観点から一部の事業者が過度に収益を得る、または負担増となる値を設定することは回避すべきである。	

	ベンチマークの具体的な在り方の検討については、サイト毎のエネルギー源の構成の違いや、自家発電設備の扱い等、業種の実態や比較可能性、公平性に配慮した具体的な検討がなされていくことが必要である。 削減水準は本制度の肝になる措置であるため、各業種の実態等を踏まえたベンチマークの検討をしつつ、各業種における適切な削減水準をそれぞれ設定すべきであり、業種横断で削減水準を適用することが、必ずしも公平性を確保することにはならないと考える。	
231	緊急時に備えた予備電源制度の継続的に検討すべき	緊急時に備えた予備電源制度について、不断の検討を行うことを明記しており、初回募集の結果を踏まえつつ、今後も検討を進めて参ります。
	緊急時に備えた予備電源制度の継続的に検討すべき	
232	系統整備に関し、必要な電力量をいかに効率的に供給するか、資金拠出も含めその手段についてより具体的に記述すべき	GX2040ビジョン（案）において、地域間連系線等について、資金調達等の課題に対応するための必要な制度的措置等を検討していくことを明記しています。今後、こうした方針も踏まえて北海道・本州間の海底直流送電や中国九州間連系設備（関門連系線）などの地域間連系線等の整備を進めていきます。
	系統運用者に対して、既存の系統インフラの効率的かつ柔軟な運用を行うための系統増強の技術に対する投資インセンティブを与えること、および、新規再エネ事業が系統に接続できるまでの長いリードタイムを短縮するため、系統運用者への資金拠出を増大するという内容の追記を求めます。 電力ネットワークの次世代化において、地域間・地域内の整備及びその投資スキームについて記載されていることは非常に重要であると考えます。さらに、必要な電力量をいかに効率的に供給するか、その手段についてより具体的に記述すべき	
233	経済成長を優先せず、エネルギー需要を抑える持続可能な社会を目指すべき	GXはエネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す政策です。持続的な経済成長がなければ、将来世代の国民生活を維持することは困難だと考えております。他方で、エネルギー需要を抑制するための取組も重要であり、様々な省エネ技術の開発や社会実装を進めていきます。
	環境の基盤の上に人間社会があり、その中で経済活動がある。環境が破壊されれば人間社会は存在できず、経済活動はできない。経済成長を大前提とするのは優先順位を間違っているし、気候危機というものが全く理解されていない。この計画は出発点が間違っている。	
234	建設業界への支援において、インセンティブ付与を行うべき	令和6年度補正、令和7年度当初予算において建築物のLCAを実施する取組を加速化させる支援を創設したところであり、建築物に用いる建材・設備のGX価値が市場で評価される環境を整備するとともに、建築物の脱炭素化を図るため、使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO2等の算定・評価等を促進するための制度を構築してまいります。
	建設業界への支援において、関係省庁と連携しながらインセンティブ付与（例えば、建築関連法の規制緩和や容積割増、工事費に対する補助金など）についても今後検討いただきたい。	
235	建設業界でのGX製品の普及にあたっては製品の正確な材質情報や第三者による信頼性の確保が必要	経済産業省では、2024年10月より、5回にわたりGX推進のためのグリーン鉄研究会を開催し、建設業界を含め鉄のユーザー業界にもオブザーバーとして参加いただき、国内外のグリーン鉄を巡る動向を議論してきましたが、研究会においても建設業界のオブザーバーから、鋼材品質に係る情報提供の重要性について指摘がありました。鉄鋼製品の品質情報については民間企業間での取引の中で適切にやりとりが行われるものと考えておりますが、脱炭素化に向けたプロセス転換を進めるにあたっては、こうしたユーザー業界のニーズも踏まえて進めていくことが重要であると考えています。
	高炉から電炉への変換、新しい製鉄プロセス等による製品の正確な材質情報や第三者による信頼性の確保が建設業界での普及を推進すると思われる。	
236	建築物の排出量ライフサイクル評価に応じた支援を施すことで積極的な民間投資を促すべき	令和6年度補正、令和7年度当初予算において建築物のLCAを実施する取組を加速化させる支援を創設したところであり、建築物に用いる建材・設備のGX価値が市場で評価される環境を整備するとともに、建築物の脱炭素化を図るため、使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO2等の算定・評価等を促進するための制度を構築してまいります。
	建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価に留まらず、評価に応じた支援を施すことで積極的な民間投資を促すことが肝要である。	
237	原子力ではなく他のエネルギーに投資すべき	周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。エネルギー基本計画（案）では、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していきます。その上で、徹底した省エネルギーに加え、再生可能エネルギー、原子力などの脱炭素電源への転換を進める方針を示しています。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーに加え、原子力についても最大限活用することが必要不可欠と考えております。
	原子力政策の矛盾、問題点を抱えたままGX方針を展開していくのはやめるべき 託送料金を通して原発促進支援となる金を集めるな。原発を選択したくない消費者が新電力を選択したとしても託送料金を通して原発にお金が回るような支払いをさせられるのは、まったくつじつまが合わない制度設計である。	
238	原子力と再エネをともに推進すべき	すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。その上で、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠であると考えております。特に、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にあると認識しており、脱炭素電源を拡大し、我が国の経済成長や産業競争力強化を実現できなければ、雇用の維持や賃上げも困難となるため、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用していくことが極めて重要となると考えております。
	電力需要増に対応するためには、多様なエネルギー源のベストミックスを追求し、国内で脱炭素電源を確保することが重要であるため、再生可能エネルギー、原子力をともに最大限活用していくことが必要である。 「特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく」との前提のもと、「再生可能エネルギーと原子力を二項対立として捉えず、ともに最大限活用していくことが極めて重要」との記述が重要と史料します。 提示された案の記述を維持すべきと考える。特に「再生可能エネルギーと原子力を二項対立としてとらえず、ともに最大限活用していくことが極めて重要」との記載は極めて重要。	

239	原子力について、 新增設方針を明記すべき	ロシアにおけるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化を受けたエネルギー安全保障への対応が急務です。加えて、D・XやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかどうか、経済成長や国民生活を左右する状況です。こうした中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があると考えています。その上で、原子力については、2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のロードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進めることが必要です。このため、GX2040ビジョン（案）でお示ししているように、「脱炭素電源としての原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置に取り組む。そして、バランスのとれた電源構成の確保を目指し、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内で次世代革新炉への建て替えを対象として、地域の産業や雇用の維持・発展に寄与し、地域の理解が得られるものに限る、六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていく。その他の開発などは、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく」としています。
	<p>新增設について、本計画において明示的な言及が見られないが、今後電力需要が大きく拡大することへの対応として、建替に留まらず新增設方針を明記することで予見可能性を一層高めるべきである</p> <p>原子力発電所の新增設について、建設に20年以上のロードタイムを要することを踏まえ、2040年代に急速に設備容量が減少することへの対応として、新增設方針を明記することで予見可能性が高まる。</p> <p>原子力発電の新增設については、予見可能性を高めるために明記して頂きたい。</p>	御意見も踏まえ、再生可能エネルギーの導入に当たっては、適正な環境配慮が確保されるよう、環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。
240	環境影響評価手続きを緩和すべきでない	情報公開や住民参加の手続が不十分な環境影響評価手続きを緩和すべきでない。
241	福島第一原子力発電所の事故の現状回復と補償をすべし	<p>東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と福島の復興は最重要課題です。事故の教訓と反省を忘れることなく、今なお避難生活を強いられる被災者の方々への心の痛みにしかりと向き合い、現場主義を徹底しながら、国が前面に立ち、福島の復興に最後まで取り組んでいきたいと考えています。福島の復興なしで東北の復興なし、東北の復興なしで日本の再生なし。福島の復興は道半ばであり、地域の実情をよく伺いながら、復興が成し遂げられるその日まで、国が前面に立ち、全力を尽くしてまいります。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の着実な廃炉は、福島復興の大前提であり、国が定めた「中長期ロードマップ」の下、国も前面に立ち、安全かつ着実な廃炉に向けて取り組んでいるところです。福島第一原子力発電所の廃炉作業は、世界でも例の無い、技術的にも難易度の高い作業であり、安全の確保を徹底しながら、一步一步着実に作業を進めていく必要があります。今後より本格的な廃炉作業を迎える中で、東京電力に対しては、引き続き、安全確保を第一に、高い緊張感をもって廃炉作業に取り組むよう指導していきます。</p> <p>また、帰還困難区域内における特定復興再生拠点区域外については、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、特定帰還居住区域の除染やインフラ整備等、避難指示解除の取組を進めていきます。その上で、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示解除を実現すべく、復興・再生に責任を持って取り組みます。また、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示解除が解除された地域における生活環境の整備等に取り組んでまいります。</p> <p>原子力損害については、国は、原子力損害賠償紛争審査会の指針等を踏まえ、東京電力が被害者個々の事情を丁寧に伺い、被害の実態に見合った必要十分な賠償が行われるよう、東京電力を指導していきます。</p>
	原発事故を「真摯に反省」とは、原子力政策を「終点」に向かわせることであり、原発を推進し続けてきた日本政府と設置者の東京電力が自らの責任を全面的に認め、現状回復や十分な補償をし、二度と事故を起こさない仕組みを作るべきである。	0
242	原子力の維持、新設、賠償費用や廃炉費用を国民負担とすべきでない	電気の小売料金のうち、自由料金については、個別の小売電気事業者が、それぞれの考えに基づいて原価の設定を行うものです。一方、電気の特小売供給約款料金（規制料金）については、電気事業法において「料金が率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」などが認可要件として定められています。原子力発電に関する費用のうち、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領などに照らして、適正な原価と認められるものについては、料金に算入することが可能です。
	<p>原発建設費用の新たな消費者負担制度（RABモデルなど）に反対である。</p> <p>「事業・市場環境整備」には原発への優遇策を一段と強める狙いが見え、国民負担の増加につながるため反対である。</p> <p>原発のためにファイナンス環境を整備することなどの形で、特別の支援をするべきではない。支援財源として電気料金に上乗せするなど、消費者に負担させることは許されない。</p> <p>「民間金融機関等が取り切れないリスク」がある電源について、手を出すべきではない。国が方策等を検討すべきではない。</p>	
243	原子力の拡大に向け、次世代新型炉に加え既存炉と同型炉の建設も組み合わせるべきである	東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた新規基準に基づき、津波対策、電源多重化、耐震強化、電巻対策、火災対策、多様な冷却手段の確保、フィルタベントの設置等、安全対策の強化が進められています。革新軽水炉については、設計段階から新たな安全メカニズムを組み込むことにより、事故の発生リスクを抑制し、万が一の事故があった場合にも放射性物質の放出を回避・抑制するための機能を強化したより安全なものとなる、実用化開発を進めています。
	「脱炭素電源としての原子力を活用していくため、」の後、「原子力の安全性向上を・・・」との間に「安全性が確認され再稼働する既存炉と同型炉の建設に取むとともに、」と記述していただきたい。関連して、P22の601行は「原子力発電所の再稼働や増設、次世代開発炉の間・・・」と記述していただきたい。	
244	原子力の今後について広く社会全体での合意を形成するために、国民全体での熟議を確保すべき	これまで、全国各地での対話型の説明会や意見交換会の開催、紙面、動画、ホームページなどを通じた情報発信に取り組んでおり、引き続き、多様な手段を通じて、国民の皆様丁寧に説明を尽くし、幅広い御理解を得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。
	<p>原子力の今後について広く社会全体での合意を形成するために、国民全体での熟議を確保することが先決である。形式的なパブリックコメントに留まらず実質的な議論を可能にする取組みが求められる。</p> <p>原子力発電に関連する計画策定を筆頭に、推進派に偏った計画が策定されており計画の策定過程において、市民や多様な立場の専門家、環境団体等の声が反映される仕組みや参加の機会が設けられるべきである。</p> <p>地域住民とのコミュニケーションのあり方について、再稼働の加速に向けて官民を挙げて取り組むとされているが、立地県とのコミュニケーションを図ろうとしているとは到底思えず、いいというまで詰め寄るよう見える。</p>	
245	原子力の設備容量、基数について明示すべき	2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のロードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進めることが必要であり、GX2040ビジョン（案）において「脱炭素電源としての原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置に取り組む」ことをお示ししております。なお、2040年度のエネルギーミックスとしては、総発電電力量1.1～1.2兆kWh、原子力比率2割程度という見通しをお示ししております。将来時点で必要となる原子力発電の容量・基数等は、立地地域や事業者とコミュニケーションを重ね、原子力事業を巡る状況の進展を踏まえながら、検討していきます。
	<p>立地地域の協力や原子力サプライチェーンの維持・強化の観点から、今後必要となる原子力の設備容量、基数について明示をいただきたい。</p> <p>原子力の活用において立地地域の協力や原子力サプライチェーンの維持・強化が極めて重要であり、今後必要となる原子力の設備容量、基数について明示が求められる。</p>	

	原子力については今後の電力需要増加に対応可能な重要な準国産ベースロード脱炭素電源であり、安全性確保を大前提として持続的に活用していく方針が評価される。今後必要となる原子力の設備容量、基数について明示を頂きたい。	
246	原子力の費用の回収に当たって、RABモデルと諸外国の制度を参考にすべき	GX2040ビジョン（案）にお示しているように、電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえ、インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性がります。特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が大きい。こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなるのが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念があります。そのため、これらのリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備していきます。
	建設までのリードタイムが長く相当程度費用を要する原子力発電を念頭に、英国のRABモデル等諸外国の制度も参考に事業期間中の収入・費用変化にも対応可能な投資環境整備策を早急に講じて頂きたい。	
247	原子力はコスト比較よりも安全保障など別の重要な観点で議論されるべき	GX2040ビジョン（案）にお示しているように、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネ、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠である。
	原子力はコスト比較で論ずるべきではない。放射性廃棄物の長期保管コストを計算に入れられない以上、他のエネルギーとのコスト比較はできない。安全保障など別の重要な観点で論じる必要がある。	
248	原子力を活用する以上、有事に備えた対応すべき	東京電力福島第一原子力発電所事故について、国・事業者が「安全神話」に陥り悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省するとともに、その教訓を踏まえ、このような事故を二度と起こさないよう強め努力を続けることが必要です。原子力安全に関する規制については、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえて、高い独立性と専門性を有する原子力規制委員会が科学的知見から判断することとされています。事故の教訓を踏まえた新規規制基準に基づき、津波対策、電源多重化、耐震強化、電巻対策、火災対策、多様な冷却手段の確保、フィルタベントの設置等、事故の発生リスクを抑制し、万が一の事故があった場合にも放射性物質の放出を回避・抑制するための安全対策の強化が進められています。原子力事業者を含む産業界は、規制充足に留まらず、自主的に不断に安全を追求するべく、安全マネジメント体制の改革、不断の安全向上を目指す組織文化の醸成に取り組み、原子力防災体制の構築・充実については、自然災害との複合災害も引き続き想定しつつ、道路整備等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組むこと等、安全性を高めるための取組を進めています。エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S+3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。また、原子力発電所に対する弾道ミサイル攻撃等に対しては、イージス艦やPAC-3により対応するほか、こうした迎撃能力の更なる向上や反撃能力の保有により、ミサイル攻撃そのものを抑止してまいります。さらに、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）や「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）等の枠組の下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しています。
	原発災害と地震・津波などによる自然災害が重なった場合の複合災害時の、避難計画が疑問です。	
249	原子力を再稼働すべき	エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくため、再エネ、原子力といった脱炭素電源を最大限活用していきます。原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定された新規規制基準に適合すると原子力規制委員会が認めた原子力発電所についてののみ再稼働を進めます。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組みます。電力供給構造の脆弱性、燃料費の削減等による電気料金引き下げ効果、今後の産業競争力や経済成長を左右する脱炭素電源確保などの観点から、国民生活や経済活動に寄与する原子力発電の重要性は高いと考えております。
	原子力発電所の再稼働は、ものづくり産業全体の電源・電力確保のために最重要課題である。 原子力はカーボンニュートラルを目指すものづくり産業にとって重要な脱炭素電源であり、安全性確保を大前提として持続的に活用すべきである。	
250	原子力を進める上でもバックエンドの問題解決や地域との共生、国民各層とのコミュニケーションに取り組むべき	使用済燃料の再処理をはじめとする核燃料サイクル、円滑かつ着実な廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分といったバックエンドへの対応はいずれも原子力を利用していくにあたって重要な課題です。核燃料サイクルについては、例えば、青森県の「むつ中間貯蔵施設」が2024年11月に事業開始をするなど、一歩一歩、取組を進めています。一方で、六ヶ所再処理工場の竣工遅延が続いてきた現状についても真摯に受け止め、引き続き、直面する課題を一つ一つ解決することが重要です。特に、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでいきます。高レベル放射性廃棄物の最終処分については、北海道の寿都町・神恵内村及び佐賀県玄海町の全国3地点で、処分地選定プロセスの第一段階である文献調査を実施するなど、一歩ずつ前に進んでいます。特に、北海道2地点については文献調査の報告書が取りまとめられ、法律に基づく理解プロセスを実施中です。引き続き、地域の皆様、国民の皆様にご理解いただけるよう、国が前面に立ち取り組んでいきます。他方で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立することは我が国の喫緊の課題であり、こうした取組を進めると同時に、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S+3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
	バックエンド対応についても原子力の長期的な活用において重要な課題と指摘しており、原子力活用に係る一体的な政策として着実に推進されたい。 使用済み燃料の再処理を含めた核燃料サイクル、円滑かつ着実な廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分といったバックエンド対応も、原子力の長期的な活用において重要な課題であり、一体的な政策として着実に推進されるべきである。 バックエンドプロセスの加速化は原子力の活用にとって大変重要なポイントであり、賛同する。	
251	原子力を念頭に、事業期間中の収入・費用変化にも対応可能な投資環境整備策を早急に講じて頂きたい	GX2040ビジョン（案）にお示しているように、電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえ、インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性がります。特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が大きい。こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなるのが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念があります。そのため、これらのリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備していきます。
	電源確保に際しては投資環境整備が必須であり、特に原子力発電を念頭に、事業期間中の収入・費用変化にも対応可能な投資環境整備策を早急に講じて頂きたい。	

252	原子力を廃止すべき	すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S + 3 E の大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
	<p>原発はコストが高く、安全でもないうえに、安定的に動かすこともできない。危険な放射性廃棄物（使用済み核燃料）の処理方法も決まっていない。発電時にCO2を出さないからという理由で原発回帰を推し進めることは、国を亡ぼすことになる。</p> <p>原子力推進派の利権のみを考慮した政策をすべきでない</p> <p>温室効果ガスを発電時に排出しなくとも、排熱を海に廃棄するため地球温暖化防止策とはならない。</p>	
253	原子力損害賠償制度を見直すべき	平成30年に、原子力損害賠償制度を規定する原子力損害賠償法の改正を行うに際し、政府において、御指摘の事業者と国の責任の在り方についても検討しました。その結果、無限責任については、民法において無限責任が不法行為の一般原則であるとした上で、仮に有限責任とした場合には様々な課題があるため、現行通り、事業者の無限責任を維持することが妥当であるとされたところです。政府としては、原子力損害賠償法に基づく損害賠償措置に加え、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の枠組みに基づき相互扶助スキームを整備しており、被害者に対する賠償が迅速かつ適切になされるよう、引き続き責任を持って対応していきます。
	国の責任の在り方を明確にし、原子力損害賠償制度の見直しを進める必要がある。	
254	原子力電源活用とDC誘致の流れが運動するよう具体的な施策を推進してほしい	日本の産業構造の高度化には、生成AI等を活用したデジタル・トランスフォーメーションが必要不可欠であり、それを支えるデータセンターを国内に整備していくことが重要であると認識しています。また、こうしたデータセンターを運営する事業者は、世界的にも脱炭素電源による稼働を求めています。他方で、データセンターの立地には、データ処理に対する需要、地盤の強固さや産業用水など、電力以外も大きな考慮要素となります。データセンターの立地自治体と脱炭素電力を供給する自治体双方が利益する形で、原子力発電所含む脱炭素電力の近傍へのデータセンターの立地促進策の具体化を進める方針を示しており、今後検討を加速させます。
	地元における原子力電源活用とDC誘致の流れが運動するよう具体的な施策を推進いただきたい。具体的には、例えば同家の780行目に記述されている「ウルカムソムマップ」への反映などによるDC誘致などについて検討いただきたい。	
255	原子力発電のコストは認可発電所の値を基に算出すべき	<p>今般の発電コスト検証では、原子力を含めた各電源について、「モデルプラント方式」により発電コストを試算しました。「モデルプラント方式」は、日本で実際に建設された代表的な発電設備の資本金や運転維持費、燃料費といったデータの平均値等を用いて発電コストを試算するものであり、原子力については、2011年検証以降、過去3回の検証との継続性という観点も踏まえ、直近に運開した4つの発電所のデータを用いることとしました。</p> <p>また、追加的安全対策費については、過去の検証と比較を可能にする観点から、これまでのコスト検証において採用してきた手法と同様に、新規規制基準適合性審査申請済みのプラントを基に計算しました。仮に再稼働済及び設置変更許可済のプラントを対象として計算すると、対象に偏りが生じることとなりますが、プラントの立地環境や設置条件等の状況によって追加的安全対策費の規模も異なることを踏まえれば、全ての新規規制基準適合性審査申請済みのプラントのデータを基とする今般の手法の方が、より偏りが小さく、代表的な発電設備の発電コストを試算するという趣旨に照らして適切な方法と考えており、専門家による丁寧な議論を経たものです。</p> <p>なお、追加的安全対策費については、電力会社から物価変動を含め合理的に見積り可能な直近の見積りを聴取してコストを算定しています。</p>
	実績により近い値となる認可された原発の費用だけをもとに算出すべき	
256	原子力発電の安全性を高める計画や方法について検討すべき	東京電力福島第一原子力発電所事故について、国・事業者が「安全神話」に陥り悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省するとともに、その教訓を踏まえ、このような事故を二度と起こさないよう地道な努力を続けることが必要です。原子力安全に関する規制については、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえて、高い独立性と専門性を有する原子力規制委員会が科学的知見から判断することとされています。事故の教訓を踏まえた新規規制基準に基づき、津波対策、電源多重化、耐震強化、巻巻対策、火災対策、多様な冷却手段の確保、フィルタバントの設置等、事故の発生リスクを抑制し、万が一の事故があった場合にも放射性物質の放出を回避・抑制するための安全対策の強化が進められています。原子力事業者を含む産業界は、規制充足に留まらず、自主的に不断に安全を追求するべく、安全マネジメント体制の改革、不断の安全向上を目指す組織文化の醸成に取り組むこと、原子力防災体制の構築・充実については、自然災害との複合災害も引き続き想定しつつ、道路整備等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組むこと等、安全性を高めるための取組を進めています。エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S + 3 E の大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
	原発は存在自体が安全でなく、安全を脅かし市民が不安を抱え続ける原因となっている。「最大限活用」はありえず、原子力政策は撤退するべきである。	
257	原子力発電の新増設・リプレースをすべき	ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化などを受けたエネルギー安全保障への対応が急務です。加えて、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかどうか、経済成長や国民生活を左右する状況です。こうした中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があると考えています。その上で、原子力については、2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期的リードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進めることが必要です。このため、GX2040ビジョン（案）でお示ししているように、「脱炭素電源としての原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代新炉の開発・設置に取り組む。そして、バランスの取れた電源構成の確保を目指し、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代新炉への建て替えを対象として、地域の産業や雇用の維持・発展に寄与し、地域の理解が得られるものに限る。六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていく。その他の開発などは、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく」としてあります。
	<p>新増設については本計画において明示的な言及が見られないが、建て替えに留まらず新増設方針を明記することで予見可能性が一層高まると考える。</p> <p>原子力発電所の新増設については、建設に20年以上のリードタイムがかかるため、今後2040年代に急速に設備容量が減少すること、並びに今後電力需要が大きく拡大することへの対応として、新増設方針を明記することで予見可能性が高まると考える。</p> <p>原子力発電の新増設については本計画において明示的な言及が見られないが、建設に20年以上のリードタイムを要することを踏まえ、建て替えに留まらず新増設方針の明記を求める。</p>	

258	原子力発電の投資の予見可能性を高める制度措置が必要	GX2040ビジョン（案）にお示しているように、電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえると、インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性が有ります。特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が大きいと見られ、こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなることが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念があります。そのため、これらのリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備していきます。
	<p>必要な供給力や電源構成の確保に向けた実効性を高めるため、設備の建設リードタイムや投資回収の予見性、燃料確保などに繋がる方策が必要である。</p> <p>原子力事業の予見性確保に資する事業環境整備やファイナンス支援等の制度措置の構築が必要である。</p> <p>安全性が確認された原子力プラントの早期再稼働に向け、規制の予見性向上や審査の効率化が必要である。</p>	
259	原子力発電は廃炉をすべき	すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S + 3 Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現する必要があります。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
	<p>核燃料サイクル政策は事実上破綻し、2030年までの温暖化対策に間に合わないため、原子力発電は廃止すべきである。</p> <p>廃炉と使用済み核燃料をどうするかにリソースを集中させるべきである。</p> <p>原子力発電所および再処理施設は廃炉すべきである。</p>	
260	原子力発電の利用を推進すべき	エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S + 3 Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現する必要があります。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
	<p>原子力発電所の再稼働、次世代革新炉の開発、そして人材の育成・確保は最重要課題である。</p> <p>原子力はカーボンニュートラルをめざすものづくり産業にとって、重要な脱炭素電源であり、安全性確保を大前提として持続的に活用していくべき有力な手段である。</p> <p>原子力は今後の電力需要増加に対応可能である重要な準国産ベースロード脱炭素電源であり、安全性確保を大前提として持続的に活用していくべきである。</p>	
261	原子力発電の利用を推進するべきではない	すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S + 3 Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現する必要があります。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
	<p>地震の多い日本で、万一事故が起こった際の避難計画や廃棄物の処理方法が不十分なまま「最大限活用」はありえず、数兆円のコストをかけて新増設やリプレースしても出来上がるまで数十年かかり、気候変動対策としても間に合わないため、原発の最大活用を反対である。</p> <p>原発の新増設には、以下の観点から反対である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 多額の費用がかかる点 その費用は国民が将来的に払う事になる点 CO2削減は、現在の10年での大幅な削減が必要ことから、新増設の予算を再生可能エネルギーに振り分ける事の方が、CO2削減に貢献できると考える点 廃棄物・地震の問題も解決できていないこと 東京電力の例を見ても、事業者が十分に責任を取っていないと思われる点 <p>原発の新増設は地域振興が目的であり、エネルギー問題の解決にはならない。次世代炉や次世代革新炉についても具体性がなく、存在しない原発の新増設を持ち出すべきではない。</p>	
262	原子力発電はエネルギー安全保障・自給率向上に寄与しない	原子力発電については、燃料となるウランを海外から輸入しているものの、核燃料の原料となる天然ウランは、地域的偏在性が少なく、比較的政情が安定した地域から輸入しています。また、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できることから、準国産エネルギーとして位置付けております。なお、国際エネルギー機関（IEA）は、原子力エネルギー自給率に含めております。
	<p>原子力発電の燃料であるウランは全量輸入であり、「準国産エネルギー源」との認識は間違っている。</p> <p>原子力発電がエネルギーの安定供給や安全保障に寄与するという考え方は見直すべきである。</p> <p>原子力発電の燃料であるウランは海外からの輸入に依存し、供給国が少なく非民主的な国も存在するため、石油と同じ特徴を持ち、エネルギー安全保障に寄与するとは考えられない。</p>	
263	原子力発電を軍事利用すべきでない	原子力基本法においては、原子力利用について「平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うもの」としております。
	核兵器の開発を可能にするための潜在能力を残すために原子力発電を安全保障に寄与するという考え方は、憲法に反するものであり直ちに打ち下げるべきである。	
264	運転停止期間が長期化していることで、原子力関連の技術者が減少し、企業の技術力維持や人材の確保が経営上大きな課題となっているため、原子力発電所の新増設については、運転開始までのリードタイムをふまえた議論が必要	我が国の原子力産業・人材基盤は、高い国産化率と技術を誇り、国内経済や雇用に対する貢献度も高く、既設炉の再稼働や革新炉・小型軽水炉等の次世代革新炉の開発・設置に向けても不可欠です。震災以降の新規建設案件喪失で、この基盤が脅かされつつある中、将来的な建設期間長期化・コスト増加や、機器・部材・燃料加工・廃炉を含めた産業基盤・技術の途絶、規制対応の面を含めた原子力人材の不足等を回避する必要があります。そのため、原子力サプライチェーンプラットフォームを通じ、事業承継支援、部品・素材の供給途絶対策、人材育成・確保支援等を拡充するとともに、国内の次世代革新炉開発・設置に向けて産業基盤を維持・強化する意味でも、市場拡大が想定される海外プロジェクトへの参画を官民で後押ししていきます。

	震災後再稼働した原子力発電所は14基にとどまり、日本の東西において電気料金に価格差が生じ、企業の国内競争力に影響を及ぼしている。運転停止期間が長期化していることで、原子力関連の技術者が減少し、企業の技術力維持や人材の確保が経営上大きな課題となっている。原子力発電所の新増設については20年とされている運転開始までのリードタイムをふまえた議論が必要である。	
265	原発は高温ガス炉を推進すべき	高温ガス炉については、高温熱を活かした単産のカーボンフリーの水素や熱の供給により、製鉄や化学などの素材産業の脱炭素化への貢献が期待されます。これまで積み上げられてきた高温ガス炉の研究開発の成果を基礎として、H T T Rを活用した水素製造試験に向けた更なる挑戦に挑むとともに、同志国の英国との国際連携も活用し、産業界との幅広い連携により、実証炉開発を産学官で進めていきます。
	原発は高温ガス炉が最有力と思われます。	
266	原発依存度低減の記載を維持すべき	第6次エネルギー基本計画では、「可能な限り原発依存度を低減する」ということと、「必要な規模は持続的に活用する」ということを記載していました。これは、原発依存度が震災前の約3割から下がり、一方で必要な原発は活用していく、という趣旨であり、この考えは、今回も変わりません。ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化などを受けたエネルギー安全保障への対応が急務です。加えて、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかどうか、経済成長や国民生活を左右する状況です。こうした中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があると考えています。
	原発は可能な限り縮小していく方針を転換するのは認められない。 「原発依存度の低減」を削除していることは問題であり、原発からの脱却を進めることを記載すべきである。 「原発依存度を可能な限り低減する」方針を堅持し、原子力発電の割合を限りなくゼロに近づけ、原子力発電に頼らない計画への見直しを求める。	
267	原発建設・維持費用を負担する消費者を原発建設エリアの契約者に限定すべき	電気の小売料金のうち、自由料金については、個別の小売電気事業者が、それぞれの考えに基づいて原価の設定を行うものです。一方、電気の特定小売供給約款料金（規制料金）については、電気事業法において「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」などが認可要件として定められています。原子力発電に関する費用のうち、みだし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領などに照らして、適正な原価と認められるものについては、料金に算入することが可能です。
	運開前の建設費用を消費者に負担させるならば、全世帯ではなく原発建設エリアの契約者に負担させるよう制度作りしてほしい。	
268	原発事故を想定して、広範な地域に避難計画を整備する必要がある	防災基本計画、原子力災害対策指針においては、原子力施設からおおむね半径30kmの区域を、避難計画を策定すべき地域としています。これは、東京電力福島第一原子力発電所事故発生時に実施した住民の避難等の範囲が、事前に防災対策を重点的に充実すべきとされた範囲を大幅に超えていたことなどの事故の教訓や、国際基準を踏まえて、原子力規制委員会が専門的・技術的な知見に基づいて定められたものです。
	原子力発電は、他の発電方法に比べても、特別な危険性がともなう発電方法である。だからこそ、原発事故を想定して、広範な地域に避難計画を整備する必要がある。	
269	原発新增設費用としてのRABモデル導入を廃止すべき	GX2040ビジョン（案）にお示ししているように、電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえると、インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性があります。特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が大きいため、こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなるのが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念があります。そのため、これらのリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備していきます。
	巨額の原発新增設費用を国民からこっそり徴収するRABモデル導入を廃止すべきである 容量市場、長期脱炭素電源オークション、新規原発を作るためのRABモデルはさらにひどい状況になっており、原発を選択したくないと思っている消費者からも金を集め、原発を推進する仕組みを作っている。	
270	減免対象については、石油石炭税で減免・還付の対象とされている用途等と同一とすべき	減免については、化石燃料賦課金が石油石炭税と同一の対象に対して賦課することを踏まえ、対象事業者の事務負担軽減や、円滑な執行を確保する観点からも、石油石炭税との整合を図ることが重要であると考えています。このため、本GX2040ビジョン（案）においても「石油石炭税（地球温暖化対策のための税率部分を含む）と同一の扱いを化石燃料賦課金に講ずるべく、詳細設計の検討を進めていく」としています。
	「化石燃料賦課金単価の算定に減免対象に関する事項を勘案する」とされているが、当該減免対象については、石油石炭税（地球温暖化対策のための税率部分を含む）で減免・還付の対象とされている用途等と同一とすべき。	
271	限定的な指標である削減実績量・貢献量は慎重に扱うべき	GX産業構造への転換を進めるために、カーボンフットプリントや削減貢献量・削減実績量等の環境価値の見える化などによる需要の創出が不可欠であり、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値を評価し、企業の取組のみならず消費者の行動変容に向けた取組といった需要創出に着目した取組を一体的に進めることが必要と考えております。
	削減実績量、削減貢献量が指標として拡大することについては慎重な判断が必要	
272	個社のリスクに依存したGX転換とならないよう事業環境整備を進めるべき	GXを進める上では、社会全体でのGXの取組を進めることが重要となります。その中では、個々の事業者の取組だけでは対応が困難なGX製品が評価される市場作りなどの事業環境整備の取組も重要となるため、官民を挙げてGX価値の見える化、市場創造に向けた取組などに取り組んでいきます。また、相対的なエネルギーコストの上昇は産業の海外流出につながる恐れがあり、こうした点も含めて産業界とも十分対話をしながらGXの取組を進めていきます。
	事業者の取り組みをよく見極めたうえで、事業環境の整備を進めていただきたい。個社のリスクに依存した状況では、積極的な投資行動につながらずGXは進まないためである。	
273	個別分野の2040年までの具体的なマイルストーンを今後示してほしい	GX実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」にて各分野が取り組む方向性を示したロードマップを示しております。またトランジション・ファイナンス推進にあたり、GHG多排出産業の2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、「トランジションファイナンス推進のためのロードマップ」の策定を行っています。こうしたロードマップも参考にしながら、具体的な投資促進策の対象を検討しており、引き続き効果的な削減につながるよう取り組みを進めていきます。
	個別分野の取組には方向性だけではなく、2040年（2050年）までの具体的なマイルストーンを今後示していただきたい。	
274	公共交通利用を促進すべき	鉄道やバス等の公共交通は、輸送量当たりの二酸化炭素排出量が少なく、公共交通を活かし、自家用車から公共交通への利用促進を図ることが地球温暖化対策にもつながるものと認識しております。このため、より使い勝手の良い公共交通を実現する観点から、地域公共交通を再構築する「リ・デザイン」の考え方のもと、地域の関係者の連携と協働を通じて、公共交通の利便性・生産性・持続可能性をより一層高める取組を推進しております。国土交通省としては、引き続き、より利用しやすい公共交通の実現を進めることで、環境負荷の低減を図りながら、更なる公共交通の利用促進を進めてまいります。
	公共交通利用が環境負荷低減に資するということは、公共交通事業者が負うべき負荷低減の義務と、そこに充てられる支援との関係でいうと、他のセクターとは一般有利な条件設定であるべきと考える。 省エネルギーには、自家用車使用の削減を含めるべきである。車を使わなくても生活できる「まちづくり」とその前提となる土地利用の考え方の抜本的な改革が必要である。 省エネのためには時間のかかる公共交通に力を入れてください。	

275	効果の大きなエリアに重点的に投資を行うべき	GXを効果的に進めるために大規模な投資が必要であり、そのために投資促進策などを進める上で優先順位を踏まえて、選択と集中を進めることは重要な視点となります。このため、GXを進める上で重要な分野については、削減効果や投資効果も踏まえて分野別投資戦略を策定し、分野を絞って効果の高い支援策となるよう取組を進めていきます。また、2050年C Nを目指す上では、未だ社会実装されていない技術も必要になると考えており、現時点で特定の技術に絞り込むことなく様々な技術選択肢を追求していきます。
	効果の大きなエリアに重点的に投資を行い、脱炭素電源立地が実装されていくことで、GX が推進されるため、行政としての積極的な関与を望む。	
276	工業用水の安定供給に向けた方針を示すべき	GX立地の促進にあたっては、GXビジョンに記載のとおり安定的な水の確保が必要であり、その手段の1つとして低廉かつ安定的な工業用水の供給は重要です。激甚化・頻発化する災害に備えた工業用水道施設の強靱化や今後大量に見込まれる更新需要への着実な対応を通じて安定的な供給を図るべく、工業用水道事業者に対してコスト削減・収益基盤確保の両面から経営改善に向けた取組を促す方策を引き続き検討してまいります。
	GX産業立地のための新規設備導入及び、老朽化している現状の設備の強靱化も含めた今後の工業用水の安定供給に向けた方針を示して頂きたい。	
277	航空インフラの国内維持は重要であり、SAF活用に伴う一体型サプライチェーン構築を支援すべき	航空機は国際的な物流・移動手段の要であり、ご指摘の通りその事業環境・産業基盤の維持は、我が国の経済安全保障の観点も含め非常に重要と認識しています。MROを含む一体型のサプライチェーン構築もご指摘の通り重要であり、エンジンMROに関する部品修理や整備後の試運転設備等の導入により、国内で一貫して整備可能な体制の構築を進めることとしています。引き続き航空機産業の成長と排出削減の両立に向けて取り組んでまいります。
	次世代航空機について航空インフラの国内維持は国際競争力の観点ももとより経済安全保障の観点からも非常に重要である。 今後、航空機でのSAF活用に伴いMROも含めた一体型のサプライチェーン構築が必要であり、日本のプレゼンスを高めるため、MROの立地支援も含め支援を検討していただきたい。	
278	高い削減効果の判断をはじめ、技術の選定にあたっては透明性を持たせると共に環境的および経済的な側面だけでなく、社会的な影響も考慮することが重要	GXを効果的に進めるために大規模な投資が必要であり、そのために投資促進策などを進める上で優先順位を踏まえて、選択と集中を進めることは重要な視点となります。このため、GXを進める上で重要な分野については、削減効果や投資効果も踏まえて分野別投資戦略を策定し、分野を絞って効果の高い支援策となるよう取組を進めていきます。また、2050年C Nを目指す上では、未だ社会実装されていない技術も必要になると考えており、現時点で特定の技術に絞り込むことなく様々な技術選択肢を追求していきます。
	高い削減効果の判断をはじめ、技術の選定にあたっては透明性を持たせると共に環境的および経済的な側面だけでなく、社会的な影響も考慮することが重要	
279	高まるニーズに対応可能な電源等を確保すべき	世界では、脱炭素を経済成長に結実させるべく、脱炭素分野での投資を加速させるダイナミックな変化が起こっている中、我が国が産業を自国に維持・確保し経済成長できるかは、脱炭素電源を十分確保できるかにかかっています。脱炭素電源が十分確保できなければ、国内投資や経済成長の機会を逸することとなり、雇用の確保や賃上げも困難となり、国民生活にも大きな影響を及ぼすこととなります。 このためにも、脱炭素電源の拡大を図り、最大限活用していくことが必要不可欠です。 特に、我が国の産業立地競争力の観点からは、国際的に遜色のない価格で安定した品質のエネルギー供給が不可欠であり、GX2040ビジョン（案）で示された方針を踏まえ、エネルギー政策と経済政策を一体的に捉えながら、国が前面に立って脱炭素エネルギーの確保に向けた事業環境整備を進めていきます。
	脱炭素電源へのニーズの高まりに対し、特定の需要家向けに供給可能とするルールの見直しは必須です。高まるニーズに対応可能な電源確保に向けた措置も講じて頂きたいです。 新たな産業集積の構築を目指し、需給一体型で効果的に脱炭素電力の利用や整備を進める方針が示されているが、電源建設や電力インフラの整備に要するリードタイムを踏まえ、電力需要の増大にも対応できる脱炭素の供給力を確保する必要がある。	
280	高効率設備による自家消費型再エネ導入の標準化を検討すべき	家庭部門においては、住宅は一度建築されると長期ストックとなる性質上、速やかに省エネルギー性能の向上を進めるとともに、非化石転換やDRも推進していく必要があります。住宅については、今後は更なるゼロ・エネルギー化を進める観点から、省エネルギー性能の大幅な引上げを実施するとともに、自家消費型太陽光発電の促進を行うよう、Z E Hの定義を見直すこととしております。
	高効率設備による自家消費型再エネ導入の標準化を検討すべき	
281	合成燃料などの次世代燃料が市場投入される際には、官公需や公共調達においては地方公共団体の果たす役割を強調すべき	次世代燃料導入拡大に向けては、まずは必要な制度等を整備するとともに、グリーンイノベーション基金等を活用し、実用化・低コスト化に向けた研究開発支援を行うことを考えております。市場投入に向けてはいただいた御意見も踏まえながら、必要な対策を検討してまいります。またいただいたご意見に基づき、地方公共団体の重要性も踏まえた形で、本文を修正いたしました。
	合成燃料などの次世代燃料が市場投入される際には、官公需や公共調達においては地方公共団体の果たす役割が非常に大きいことから、「政府および地方公共団体が自ら率先して～」と改めるべき	
282	国が適切な削減義務目標を設定すべき	移行計画における排出削減目標は、対象事業者の排出量についての見通しを把握し、排出量取引制度の将来的な発展を見据えて制度の点検等に活用することなどを目的として策定を求めるものであるため、国が削減水準を定めることとは行いません。
	温室効果ガス削減の経過目標は、公正な移行の観点や技術開発動向等を踏まえたものとなるよう慎重な設定をお願いしたい。 東京都のキャップ・アンド・トレード制度では都が野心的な削減義務率を設定している。国が削減義務率を設定できない理由を説明していただきたい。	
283	国際水素サプライチェーン構築を推進すべき	将来的に我が国が競争力のある価格で低炭素水素等を調達するためには、諸外国に先駆けて、安価に、安定的に水素等を調達するための国際的なサプライチェーンを構築することが必要です。そのため、水素社会推進法に基づき、価格差に着目した支援等を講じることで、諸外国の取組に遅れることなく、国際的なサプライチェーンの構築に取り組んでいきます。
	水素・アンモニア、合成メタン、合成燃料は幅広い分野での活用が期待される。カーボンニュートラル実現に向けた鍵となるエネルギーである。日本は水素製造や輸送技術、燃焼技術など複数分野における技術で世界を先導しているため、これら技術を世界に広めるための積極的なトップセールスが求められる。	
284	国際的なルール形成に参画し、国際規格標準化を推進することで、我が国の製品・サービスの普及を促進すべき	AZECにおける「今後10年のためのアクションプラン」をはじめ、GHGプロトコルやISO、産業別の国際的なイニシアティブによるガイドラインなど、国際的なルール形成にも積極的に参画、協力をしていくことで、普及につなげ、脱炭素に資する我が国の製品・サービスが国際社会でも評価されるよう、引き続き施策を推進してまいります。GX2040ビジョン（案）でも当該方針を示したところ です。
	脱炭素に資する我が国の製品・サービスが国際社会でも評価されるよう、国際的なルール形成にも積極的に参画、または協力をし、普及を促進すべきである。 国際規格標準化を日本が戦略的に主導する必要がある 日本政府には、電池の規格や安全基準など国際ルールを主導しつつある中国に対抗するため、制度面でも欧米と連携して産業界を後押しすべきである。	
285	国際的な日本の立ち位置を明確にした上でグローバル連携を強化すべき	気候変動問題への対応は人類共通の課題であり、2050年CNに向けた決意は揺るぎのないものです。AZEC（アジア・ゼロエミッション共同体）の枠組み等を通じて、アジア地域を中心に排出削減の取組を着実に進めていくとともに、二国間クレジット制度（JCM）等の推進を通じて、世界全体の排出削減に貢献してまいります。
	アジア諸国でのGXの実現に貢献すべく、例えば非電化区間の多い国々に我が国の技術で製品化した水素ハイブリッド車両や燃料電池車両を輸出することにより、我が国の脱炭素技術の普及や産業振興に繋げ、その後押しとして二国間クレジット制度を活用したイニシアティブの付与を考慮すべきである。 地球規模の脱炭素社会実現に向けて、中長期的な視点で水素ハイブリッド車両の国内外展開を行い、運輸部門の脱炭素化に貢献する解決策として打ち出す必要があるためである。 米国のとの協調なしには本ビジョンも形骸化する。米国といかにGXを実現するかの働きかけ視点もビジョンに必要と考える。	

	カーボンニュートラル実現におけるアジアのルール形成に対し、AZECを通じて日本が積極的に関与していくことを強調してもよいのではないか。	
286	国際標準化や国際ルール形成は、バイオものづくりだけではなく、カーボリサイクル燃料でも推進が必要	合成燃料、SAF、合成メタン、グリーンLPG等のカーボリサイクル燃料は既存のインフラや内燃機関を活用可能であるため、脱炭素化に向けた投資コストの抑制ができ、原料の多角化によるエネルギーの安定供給に資するものです。これらの導入拡大に向けて必要な制度等の整備進めてまいります。
	国際標準化や国際ルール形成は、バイオものづくり以外、カーボリサイクル燃料でも推進する必要があるため、『(16)カーボリサイクル』に配置することを提案する。	
287	国産木質バイオマス等を安定的に調達できるサプライチェーン構築や人材確保のための支援の必要性についても記載を検討すべき	ご指摘を踏まえ、国産木質バイオマスを含む国内バイオマスの活用推進について「2」バイオものづくりに以下のとおり明記いたしました。「また、国内のバイオマス活用を推進するとともに、食料安全保障の制約を受けない非可食バイオマスやCO ₂ の直接利用、廃棄物等を原料とするバイオものづくりを追求する」。また令和6年6月に統合イノベーション戦略推進会議にて決定された「バイオエコノミー戦略」では、「国内で原料調達を行うためには、木質バイオマス等の地域の非可食バイオマスの効率的な収集や前処理技術の開発・コスト低減が課題となっている。こうした背景を踏まえ、国内のバイオマスを効果的、総合的に活用するため、「バイオマス活用推進基本計画」に基づく取組を推進する。」と記載しております。「バイオエコノミー戦略」の方向性も踏まえながら、引き続き、各省庁と連携して取組を進めてまいります。
	国産木質バイオマス等を安定的に調達できるサプライチェーン構築や人材確保のための支援の必要性についても記載を検討すべきである。	
288	国内スタートアップ企業と海外需要家とのマッチングを推進すべき	経済産業省では、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）と連携して、世界30都市に設置するスタートアップ支援拠点「グローバル・アクセラレーション・ハブ」や、海外派遣を通じた起業家などの育成プログラム「J-StarX」などを企画・運営しております。これらの取組を通じて、早い段階から海外展開を志向する起業家を米国等に派遣し、投資家や現地の事業会社などのネットワークの構築を促すことで、国内のスタートアップと海外の需要家とのマッチングを促しております。
	国内需要に限らず、海外展開を視野に早い段階で事業計画を作成するスタートアップ企業も増加している状況を踏まえ、国内企業に限らず、海外の需要家とのマッチングを支援する取組みも検討いただきたい。	
289	国内の炭素資源の最大活用をすべき	日本は自国で産出する化石燃料は乏しい一方で、廃プラやバイオマスなどの炭素資源は利用拡大の余地があるものと認識しております。このため、こうした炭素資源の有効活用に向けた取組を進めていきます。
	GXの文脈の中では、輸出で稼いだ利益を化石資源の輸入で使ってしまう現実を変え、森林バイオマスなど国内の炭素資源を最大限活用したものづくりをするという姿が目指すべき重要な姿である。	
290	国内生産につなげることや国内メカを優遇する措置等を推進すべき	GXを進める上で経済安全保障の観点は重要であり、ご指摘を踏まえGX産業構造に転換していく中で、経済安全保障を確保していくことを明確化させました。GXを進めることはエネルギー自給率の向上につながるが同時に、国内産業の強化を通じて、経済安全保障の強化につながるものと考えており、様々な投資促進策においても経済安全保障の観点を踏まえて取り組みを進めていきます。
	国内メカを再育成するためにも、「国産」優遇は必要だと考える。	
291	国内排出量の大半は排出量取引制度で補うべき	2026年度より本格稼働する排出量取引制度においては、制度対象者の排出規模の閾値が、諸外国制度と同程度の水準となるよう、CO ₂ の直接排出10万トン以上の法人を制度対象とすることとしています。これにより、国内の温室効果ガスの排出の約6割がカバーされる見込みです。
	一定の排出量を超える企業にETS（排出量取引制度）への参加を義務付けるアプローチには賛成する。対象企業を定義する提案された閾値は、国内の排出量の大部分をETSに含めることができるものであるべきである。	
292	国産が海外に流れないよう海外からの水素等の輸入やCO ₂ の海外輸送など海外依存せず、国内で完結するエネルギーシステムを目指すべき	GXは、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指しています。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済成長、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があると考えております。その上で、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐えうる需給構造へ転換するため、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用することにより、エネルギー自給率の向上を図っていく方針を示しています。また、GX経済移行債による支援は、国内の排出削減と経済成長を重視しており、国内への投資を喚起したいと考えております。
	海外から水素等を輸入するのはエネルギー安全保障上も意味がない。海外における石油・天然ガスの上流開発と連携したCCSの実施に対して力を入れる方向性は見直すべきである。輸送および貯留に係る高コストだけでなく、日本の化石燃料依存を強化し、火力発電の固定化を助長することにつながる。CO ₂ の貯留においても海外依存をもたらす、エネルギー自給率の向上に逆行する結果となる。海外に依存したエネルギー政策、CO ₂ 対策から転換し、国内で循環型エネルギーシステムを目指してください。	
293	国民一人当たりの電力および燃料含むエネルギーに対する平均的な推定支出額、および平均物価指数への推定される影響を時系列で示すべき	将来の電力、ガスなどの小売価格については、国際的なエネルギー市場の動向や為替の影響など、様々な要因により変動するため、現時点で正確に予測することは難しいと考えております。その上で、エネルギー政策の検討に当たっては、安全性の確保を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを追求していくことが政府の基本方針です。特に、2050年カーボンニュートラルに向けては、温室効果ガスの限界削減費用が相対的に高い対策も含まれるため、経済合理的な対策から優先して導入することにより、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制していく方針です。
	国民一人当たりの電力および燃料含むエネルギーに対する平均的な推定支出額、および、平均物価指数への推定される影響（増額）を、時系列で示すべき	
294	国民負担の抑制と両立した再エネ導入を推進すべき	我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、着実に低減が進んできているものの、国際水準と比較すると依然高い状態にあります。国民負担の抑制を図るため、再生可能エネルギーのコスト低減を進めていきます。具体的には、FIT/FIP制度における入札制の活用等を推進するとともに、FIT/FIP制度を前提としないビジネスモデルによる再エネ発電事業を推進していきます。
	再エネ導入において、電力市場への統合コストも含めた国民負担の抑制と自立・競争力ある再エネの導入を図って頂きたい。大型電源開発費用を全国民の電気代に上乗せする制度の導入に反対する。すべての電力需要家に新たな負担を負わせる、大型電源の建設コスト・投資回収リスクへの「事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置」等を全面撤回すべきである	
295	再エネ・省エネを推進すべき	再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。こうした基本方針の下、まずは2030年度に向けて、住宅・工場等の屋根への太陽光の施策強化や陸上風力の稼働に向けた促進区域の活用等を進めていきます。加えて、その先の2040年度を見据え、①設置可能な全公共施設の屋根への太陽光設置やペロブスカイト太陽電池の大規模導入、②洋上風力発電の案件形成、③地熱発電や自治体と連携した水力などの地方創生に繋がる再エネ導入など、引き続き関係省庁とも連携しながら、政府全体で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、再エネの最大限導入を進めていきます。また、省エネルギーについては、我が国では、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得る需給構造への転換を進めるため、徹底した省エネルギーに向けた取組を進めてきました。今後も、省エネルギーの重要性は不変です。産業・業務・家庭・運輸の各部門で、徹底した省エネの取組を進めてまいります。
	再生可能エネルギーと省エネルギーで100%を目指すべき。電力部門の脱炭素化を図る必要がある。確立した省エネ・再エネ技術が最大限導入されるように、政府支援を集中させるべきである。再生可能エネルギーの拡大、省エネに寄与する技術の研究開発および設備投資等にこそ政策的な支援を振り向けるべきである。	

296	再エネと省エネを優先すべきであり、原子力発電は危険かつコストも高いため、推進すべきではない	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故について、国・事業者が「安全神話」に陥り悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省するとともに、その教訓を踏まえ、このような事故を二度と起こさないよう地道な努力を続けることが必要です。原子力安全に関する規制については、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえて、高い独立性と専門性を有する原子力規制委員会が科学的知見から判断することとされています。事故の教訓を踏まえた新規規制基準に基づき、津波対策、電源多重化、耐震強化、電巻対策、火災対策、多様な冷却手段の確保、フィルタベントの設置等、事故の発生リスクを抑制し、万が一の事故があった場合にも放射性物質の放出を回避・抑制するための安全対策の強化が進められています。原子力事業者を含む産業界は、規制充足に留まらず、自主的に不断に安全を追求するべく、安全マネジメント体制の改革、不断の安全向上を目指す組織文化の醸成に取り組むこと、原子力防災体制の構築・充実については、自然災害との複合災害も引き続き想定しつつ、道路整備等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組むこと等、安全性を高めるための取組を進めています。エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S + 3 Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。</p> <p>また、経済産業省が実施した発電コスト検証において、原子力発電のコストを、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、事故リスク対応費用、核燃料サイクル費用、政策経費といった費用を含めて、現時点で合理的に見積もることができる関連費用を全て織り込んで算定したところ、キロワットアワー（kWh）あたり12.5円以上という結果を提示しております。また、太陽光や風力といった安定した供給が難しい電源の比率が増えた場合の、電力システム全体を安定させるために電力システム全体で生じるコスト（統合コストの一部を考慮した発電コスト）についても試算を行っており、原子力発電については16.3円以上～18.9円以上という算定結果をお示ししております。これらの水準は、火力発電や再生可能エネルギーと比べても遜色ない水準です。なお、今回の結果は、過去の検証と同様、公開の場で、専門家の方々に複数回ご議論いただきました。また、計算に用いたデータや試算の前提を公開し、第三者からも検証可能な形にしており、科学的な妥当性に相当程度配慮した上で算定を行っております。</p> <p>再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。こうした基本方針の下、まずは2030年度に向けて、住宅・工場等の屋根への太陽光の施策強化や陸上風力の稼働に向けた促進区域の活用等を図っていきます。加えて、その先の2040年度を見据え、①設置可能な全公共施設の屋根への太陽光設置やペロブスカイト太陽電池の大規模導入、②洋上風力発電の案件形成、③地熱発電や自治体と連携した水力などの地方創生に繋がる再生エネ導入など、引き続き関係省庁とも連携しながら、政府全体で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、再生エネの最大限導入を進めていきます。</p> <p>省エネルギーについて、我が国では、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得る需給構造への転換を進めるため、徹底した省エネルギーに向けた取組を進めてきました。今後も、省エネルギーの重要性は不変です。産業・業務・家庭・運輸の各部門で、徹底した省エネの取組を進めてまいります。</p>
	<p>原子力の活用は間違いない。安全だと言える技術ではない。</p> <p>大規模過酷事故を起こさないためには、小さい事故であっても運転を停止しなければならぬ。</p> <p>原子力は新設に時間がかかりコストも高く、危険で住民の理解が得られないため、早期にフェーズアウトさせ、再生エネに転換すべきである。</p>	
297	再エネと蓄電池等を推進すべき	<p>GX2040ビジョン（案）において、再生エネの主力電源化に向けた取組を明記しており、再生エネ主力電源化にあたっては、蓄電池の導入等による調整力の確保が重要で、蓄電池の導入については、第7次エネルギー基本計画（案）に明記していること、補助金による系統用蓄電池の導入支援や2023年度に開始した長期脱炭素電源オークションにおいても応札対象とし導入促進を図っていることを明記しており、引き続き蓄電池等の導入を推進していきます。</p>
	<p>自家消費のみならず蓄電池等の活用や余剰電力の他拠点での活用等、再生エネの容量拡大、自給率の最大化を促す制度設計を求めます。特に、再生エネにおいて余剰電力の活用は非常に重要であり、現状でも1年以上かかる送配電網への接続がより短時間となるよう、電力会社への支援およびルールの明確化、標準化を求めます。</p> <p>安定供給には原子力以外で再生可能エネルギー、蓄電池などのベストミックスでエネルギー自給率を上げてもらいたい。</p> <p>日本は北緯や天候からみても、太陽光発電+蓄電池で、廉価で十分なエネルギーが得られるという事実がある。</p>	
298	再生エネの導入により産業競争力強化や地域活性化を図るべき	<p>再生可能エネルギーの導入に当たっては、雇用の創出や地域経済の成長の観点からも、関連産業における国内サプライチェーンの構築を進めていくことが重要です。この点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入拡大と併せて、地域経済への波及効果も踏まえ、国内に強靱なサプライチェーンを構築し、産業競争力の強化を図るとともに、人材育成を推進していきます。同時に、関係省庁とも連携しながら、地熱発電や自治体と連携した水力などの地方創生に繋がる再生エネ導入を進めていきます。</p> <p>また、レジリエンス強化等の観点から、これまでデータセンターの地方への分散立地を進めてきたところであり、引き続きデータセンターの地方分散を推進していきます。</p>
	<p>東京のような主要地域からデータセンターを移転することは、地域活性化を促進する機会になると考える。特定の地域に対する具体的な取り組みと、特に太陽光や風力といった再生可能エネルギーの発電を円滑化する政策支援を期待する。</p> <p>省エネルギー関連の取り組みだけでなく、再生可能エネルギーの調達や設置の促進についても書き込むべきである。また、地方創生・地域経済循環の取り組みと再生エネ調達・設置についても連携させるべきである。</p> <p>公正な移行に対する注目を歓迎し、企業がこれらの課題により包括的に取り組むための指針を提供する政策を推奨する。再生可能エネルギーが導入されることで、特に遠隔地のコミュニティにおいて雇用の利益がもたらされる点も注目すべきである。</p>	
299	再生エネの導入拡大に向けて、目標、対策、スケジュール等を具体化すべき	<p>今般、お示したエネルギーミックスにおいて、2040年度の再生エネ比率は4～5割という水準となっています。こうした中で、再生可能エネルギーの導入に当たっては、まずは、2030年度エネルギーミックスで示した再生エネ導入量の実現に向けて全力を尽くすとともに、その先の2040年度に向けて、将来の技術動向やコスト等を踏まえながら、今後、更なる検討の具体化を進めてまいります。</p>
	<p>温室効果ガス排出削減目標や再生可能エネルギーの導入目標の案は、不十分であり納得がいかない。</p> <p>再生可能エネルギーの最大限導入を重視する方針は重要な要素であり、企業がグリーン電力を確保できる産業クラスターの形成を支援する計画は非常に心強い。屋根上ソーラーやマイクログリッドの普及、洋上風力発電の目標設定、地熱エネルギーの開発など、再生可能エネルギーの導入を促進する政策措置を早急に導入することが必要である。</p> <p>脱炭素成長型経済構造移行推進をビジョンとして標榜するなら脱炭素型経済の核である化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー転換を具体的な数値目標を入れて策定すべきである。</p>	
300	再生エネの補完と地方創生につながる形で水素を導入すべき	<p>当面の間、国内で余剰電力による水素等の製造は小規模かつ高コストであることが見込まれますが、将来的に大量で安価な余剰電力を使用することが可能になれば、調整力として更なる再生エネ導入拡大に資する面もあるため、エネルギー安全保障の観点から、将来的に十分な価格低減と競争力を有する見込みのある国内事業を最大限支援していきます。また、地域の脱炭素化やエネルギー自給率向上、地方創生にもつながる、地域の再生可能エネルギーや資源等を活用した水素の供給と面的な利用に向けた取組を進めていきます。</p> <p>また、いただいたご意見を踏まえ、一部本文を修正いたしました。</p>
	<p>パブコメ案のP14 357行目を次のように修正すべき。「また、脱炭素電源が豊富な地域でも電力需要が不足している場合は再生可能エネルギー由来の電力の発電が制限される虞があるため、地域の脱炭素化やエネルギー自給率向上、地方創生にもつながる、地域の再生可能エネルギーや資源等を活用した水素の供給と面的な利用に向けた取組などを進める。」</p> <p>パブコメ案のP29 834行目を次のように修正すべき。「また、水素については再生エネ出力制限の抑制に向けた大規模な電力需要の造成や需給調整のDRとして水素解装置の導入も促進していく。」</p> <p>地方創生は地域の様々な資源（人、自然、などを含む）を動員して地域の改善を図るものであり、意識改革も含まれる。最も大きな問題は若い人たちが大都市に移住してしまうことである。</p>	
301	再生エネを拡大するに当たってどのように調整力を確保するか明確化すべき	<p>電力の安定供給を確保するために調整力の確保は重要です。このため、エネルギー基本計画（案）において、需給調整市場について、更なる運用改善を進めていき、中長期的には、系統制約も考慮した上で、「同時市場」の導入に向けて、本格的に検討を深めていくことを明記しています。</p>
	再生エネの項目に「出力抑制」問題が生じていること、その対策について記載してほしい。	

302	再エネを最優先で進めるべき	<p>すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。その上で、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠であると考えております。</p> <p>特に、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にあると認識しており、脱炭素電源を拡大し、我が国の経済成長や産業競争力強化を実現できなければ、雇用の維持や賃上げも困難となるため、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用していくことが極めて重要となると考えております。</p>
	<p>発電コストが下がっており、CO2の排出もない再生可能エネルギーでエネルギー自給率を上げることや、その研究に力を入れるべきである。</p> <p>日本の再生可能エネルギーポテンシャル2.5兆kWh/年を活用し、エネルギーのカーボンフリー化を図るべきである。</p> <p>再生可能エネルギー100%に向けて、2030年までに国内で発電容量を3倍にし、2040年までに電源構成の90%を再エネとすることを目指すべきである。</p>	
303	再エネを十分に導入することを目指しうたえ水素・アンモニアの利用を推進すべき	<p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済成長、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。御指摘の再生可能エネルギーについては、地域との共生を図りながら、主力電源として最大限導入を進めていきます。また、水素等は幅広い分野での活用が期待される重要なエネルギー源であるため、水素社会推進法に基づき、しっかりと導入を進めていきます。</p>
	<p>再エネ電力を十分に導入することをめざした上でグリーン水素の利用拡大を行うべき</p> <p>再生可能エネルギーを前提としない水素利用には限界があり、十分に再生可能エネルギーを導入した後にグリーン水素の利用拡大を推進すべきである。</p>	
304	再エネを進めるために国や自治体からの補助金の仕組みがあれば良い	<p>再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。再エネ導入促進に向けては、2012年以降、再エネ特措法に基づきFIT/FIP制度による支援を講じているほか、各種補助金等も措置してきています。また、各自治体においても、各種補助金等を措置してきているものと承知しています。</p>
	<p>再生可能エネルギーを「最優先」電源として位置づけほしい。太陽光発電の適地が限られるという記述もあるが、ペロブスカイトの早期実装化も進めてほしい。営農型太陽光発電を飛躍的に増加させることで、適地は十分に確保できる。営農型太陽光発電設置のための補助金の需要要件などの緩和ができれば、そのような補助金活用で増やすことができる。自治体や地域の状況で需要要件を選択できるような、自治体が窓口になる補助金であればなお活用しやすい。</p>	
305	再エネを推進すべき	<p>再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。こうした基本方針の下、まずは2030年度に向けて、住宅・工場等の屋根への太陽光の施策強化や陸上風力の稼働に向けた促進区域の活用等を図っていきます。加えて、その先の2040年度を見据え、①設置可能な全公共施設の屋根への太陽光設置やペロブスカイト太陽電池の大規模導入、②洋上風力発電の案件形成、③地熱発電や自治体と連携した水力などの地方創生に繋がる再エネ導入など、引き続き関係省庁とも連携しながら、政府全体で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、再エネの最大限導入を進めていきます。</p>
	<p>自然や景観を損なう乱開発を防止し、建物の屋根や農地の上への太陽光パネルの設置、世界有数の適地と言われる洋上風力発電の活用などに大きなポテンシャルがあります。</p>	
306	再エネ購入者を化石燃料賦課金の対象から除外すべき	<p>減免については、化石燃料賦課金が石油石炭税と同一の対象に対して賦課することを踏まえ、対象事業者の事務負担軽減や、円滑な執行を確保する観点からも、石油石炭税との整合を図ることが重要であるとと考えています。このため、GX2040ビジョン（案）において「石油石炭税（地球温暖化対策のための税率部分を含む）と同一の扱いを化石燃料賦課金に講ずるべく、詳細設計の検討を進めていく」としています。</p>
	<p>再生可能エネルギーの購入者を化石燃料賦課金の対象から除外することの明記を求めます。</p>	
307	再エネ事業者の法令順守を強化すべき	<p>再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域との共生が大前提です。FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、安全面、防災面、景観等に対する地域の懸念が高まっており、こうした懸念にしっかりと向き合っており、具体的な対応は、2024年4月の再エネ特措法改正により、①説明会の開催等による周辺地域の住民への事業内容の事前周知を認定基準としています。②また、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する関係法令違反を早期に是正するため、違反事業者等に対してFIT/FIP交付金を一時停止する措置を導入しています。③併せて、森林法における林地開発許可等、災害の危険に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、2023年10月から、FIT/FIP認定申請の要件とするなど、認定手続の厳格化を図っています。</p> <p>引き続き、こうした制度の厳格な運用等を通じて、再生可能エネルギーの地域との共生を図っていきます。</p>
	<p>再生可能エネルギー事業者は法令の遵守や費用積立制度の運用、規制の強化を通じて事業規律を強化することが重要である。</p>	
308	再エネ比率の目標をより高くすべき	<p>今般、エネルギー基本計画（案）と併せてお示したエネルギーミックスにおいて、2040年の再エネ比率は4～5割という水準となっていますが、これは、再エネ発電量を現状の約2倍から3倍近くに増加させる水準に相当します。</p> <p>FIT制度が導入された2012年度からこれまで約10年で再エネ発電量を倍増させており、平地面積当たりの我が国の太陽光発電の導入量は既にドイツやイギリスよりも大きく、主要国最大となっています。地理的制約が存在しているところ、今回お示した水準は、こうした中でも、これまで以上のペースで再エネを導入するものであり、十分に野心的と考えています。</p> <p>まずは、2030年度に向けて、住宅・工場等の屋根への太陽光の施策強化や陸上風力の稼働に向けた促進区域の活用等を図っていきます。加えて、その先の2040年度を見据え、①設置可能な全公共施設の屋根への太陽光設置やペロブスカイト太陽電池の大規模導入、②洋上風力発電の案件形成、③地熱発電や自治体と連携した水力などの地方創生に繋がる再エネ導入など、引き続き関係省庁とも連携しながら、政府全体で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、再エネの最大限導入を進めていきます。</p>
	<p>「2040年には再生可能エネルギー100%の社会を目指すべきである」</p> <p>エネルギー・電源部門においては2040年までに「化石エネルギーへの依存から脱却する」方針としなければ、翻案でも確認されている2050年にカーボンニュートラル実現に間に合わないと考えます。</p> <p>再エネ拡大の政策を強く打ち出すべきである。再エネ普及を望む市民の声や再エネを使いたい企業の要望に応えるため、高い削減目標と再エネ割合を示すべきである。</p>	
309	再生可能エネルギーだけでは電力不足に陥る可能性があるため、再生可能エネルギーのみに依存すべきではない	<p>すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくことが重要です。その上で、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠です。</p> <p>特に、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にあります。脱炭素電源を拡大し、我が国の経済成長や産業競争力強化を実現できなければ、雇用の維持や賃上げも困難となるため、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用していくことが極めて重要です。</p>
	<p>脱炭素電源の拡大のためには、供給力に加え調整力についても基本的な考え方を整理しておくべき。特に再エネ導入に現状不可欠な調整力としての火力の脱炭素化を国民に認識してもらうことが極めて重要であり、基本的な考え方の中で調整力に言及しておく必要がある</p>	

	電力の安定供給を大前提に火力の脱炭素化を進めていく必要がある。トランジション後の脱炭素化火力の位置づけについても、他の脱炭素電源と並び明確化しておくことも併せ必要である	
	予備電源制度導入により石油火力を維持する場合、燃料サプライチェーンの維持のためには事業者の事業活動のみでは困難であり、国の一定の支援が必要となることを明記する必要がある	
310	再生可能エネルギーにも、原子力におけるコミュニケーションやライフサイクルの検討が必要	再生可能エネルギーの導入に当たっては、周辺地域の住民とのコミュニケーションを円滑化するため、2024年4月の再生可能エネルギー法改正により、説明会の開催等による周辺地域の住民への事業内容の事前周知を認定基準としており、こうした制度の厳格な運用等を通じて、再生可能エネルギーの地域との共生を図っていきます。また、再生可能エネルギーの導入のメリットや制度等については、丁寧な周知・広報に努めてまいります。 また、ライフサイクルの観点では、再生可能発電設備の適切な廃棄・リサイクルを推進することが必要です。こうした中、適正な廃棄を促進するため、2022年7月以降、再生可能エネルギー法に基づき、FIT/FIP制度の認定事業者に対し、太陽光発電設備の解体・撤去や適正な処理のための費用の積立てを求めています。また、2030年代後半以降に太陽光パネルの大量排出が見込まれる中で、環境省と合同で審議会を開催し、新たな制度の構築に向けた検討を進めています。今後、環境省と連携し、審議会の取りまとめを行った上で、早期に必要な制度的対応を講じてまいります。
	再生可能エネルギーにも、原子力におけるコミュニケーションやライフサイクルの検討が必要である	
311	再生可能エネルギーの出力抑制を禁止するべき	再生可能エネルギーの出力抑制は、電力の安定供給を維持しつつ再生可能エネルギーの大量導入を図る上で必要な措置です。この中で、出力抑制を最大限抑制することは重要であるため、2023年12月に策定した再生可能エネルギー出力抑制対策パッケージに基づき、蓄電池の導入支援等の必要な対策を講じてまいります。
	再生可能エネルギーを主電源とするのであれば、その出力抑制を禁止するべきである	
312	再生可能エネルギーを推進するべきではない	再生可能エネルギーの導入に当たっては、事業規律の強化を通じた地域共生の実現、国民負担の抑制、再生可能エネルギーの出力変動に対応するための蓄電池の導入や地域間連系線の整備、ヘロプスカイト太陽電池や浮体式洋上風力発電などのイノベーションの加速とサプライチェーンの構築、使用済太陽光パネルへの対応といった諸課題に適切に対応してまいります。
	コスト、系統安定度、ライフサイクルを通じた環境負荷などを考えると、再生可能エネルギーを推進しすぎはいけないと思う。 電力の系統安定度を最優先してほしい。再生可能エネルギーを性急に推進しすぎはいけないと思う。 山の木を切ってメガソーラーを作るのは、自然の保水性を壊し、人災を生み出すためやめるべきである。	
313	最終処分の実現に向けて、国が責任を持って計画を作るべき	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を定めています。また、基本方針に即して、特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画を定めております。
	原子力のバックエンドプロセスについて、国の責任で国内数か所を指定し処分地を決める法整備が必要である	
314	災害時に、原子力に関する情報発信を適切に行うことにより、国民不安等の解消に努めるべき	地震等の災害発生時において、震源地等に比較的近い原子力発電所の状況等については、国民の関心が高いことから、令和6年能登半島地震での経験や教訓も踏まえ、国と原子力事業者・産業界は、それぞれの役割に応じて、迅速、正確かつ丁寧な情報発信に取り組みます。
	原子力に関する災害時の情報発信について、事業者や政府が正確かつ迅速な情報発信を行い、国民不安や風評被害の解消に努める必要がある。	
315	削減努力が適切に評価される仕組みとすべき	排出量取引制度では、割当の方法として、エネルギー・多消費分野を中心に、同業他社と比較して削減努力に取り組んだ企業ほど優位になる割当方式である業種別ベンチマークを適用するとともに、その他の分野についても、グランドファザリング方式を採用しつつ、過去の排出削減努力も制度として執行可能な一定の範囲で割当量に考慮する仕組みを導入することで、対象事業者による削減努力が認められるような制度設計としてまいります。
	脱炭素電源の導入・拡大について、過去および将来の削減努力が適切に評価される仕組みとすることが必要である。	
316	削減目標を2030年度NDCと同列に扱うべきではない	次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。 その上で、2035年度及び2040年度目標については、NDCとしての性質は2030年度目標と変わりませんが、2030年度と比べても、必要な技術革新や社会実装の速さ等、様々な不確実性が大きいものとなっています。こうした中で、排出削減と経済成長の同時実現に向けて取り組むための野心的な目標だと考えています。
	地球温暖化対策計画（案）は事業者が踏まえるべき指標である2030年度NDCと同列に扱うべきものではないことを明記してほしい。 今般の地球温暖化対策計画（案）で示された2035年度60%削減、2040年度73%削減は、従来の対策・根拠を積み上げて作られたNDCとは位置づけ・性格が全く異なるものであり、事業者が踏まえるべき指標として2030年度NDCと同列に扱うべきものではないことを明記してほしい。 2035年度60%削減、2040年度73%削減は、2050年CNを目指す上で極めて野心的な高い中間地点の方向性を示すものであり、2030年度NDCと同列に扱うべきではないことを明記してほしい。	
317	産業の脱炭素化に向けた電力需要の増大に対しても、地内基幹系統整備が重要であることを加えてほしい	GX2040ビジョン（案）においては、電力の安定供給を確保するために地内基幹系統等を効率的に整備することが重要であることを明記しています。御指摘の産業の脱炭素化における電力の需要増大に対しても、安定的な供給を実現するために系統整備を進めていく方針です。
	送電網増強については、計画的な推進と政策支援の在り方について、具体的な検討をお願いしたい。 産業の脱炭素化に向けた電力需要の増大に対して、地内基幹系統整備が重要であることを加えてほしい。	
318	産業界と連携し削減目標を検討すべき	次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。 その上で、NDCを議論した中環審・産構審合同会合においては、専門分野・年齢層・性別等のバランスにも留意しつつ、産業界や労働者からの代表者やエネルギー分野や金融、環境問題等に精通する有識者や専門家等にも委員として参画いただき、経済への影響も踏まえ、排出削減目標を検討しています。排出削減は、経済成長と両立させながら進めていく必要があります。削減目標を含む気候変動対策の検討・推進に当たっては、引き続き産業界と連携しながら、取り組んでまいります。
	産業界と連携し削減目標を検討すべきである。特に短期的に抜本的な排出削減が困難な鉄鋼業の観点からは、革新的技術の開発や実装に要する時間軸等を踏まえ、2030年代から直線的に排出削減が進むことは想定できない。過度に強度の高い目標を掲げた場合、エネルギーコストの高騰により国内で生産ができなくなり、雇用に関わる重大な問題となる。また、ものづくり産業が海外に移転することで、日本にとっても莫大な損失となる。経済政策と環境政策の両立をはかり「好循環」させるためには、産業界と連携し削減目標を検討することが必要不可欠である。	
319	産業界のCO2削減の目標や進捗などを公表すべき	2026年度から導入する排出量取引制度においては、対象事業者に対して、各社の中長期での直接・間接排出削減目標及びその他関連事項を記載した移行計画の提出を求め、政府はこれを公表することとしております。政府がとりまとめ公表することにより、企業の対外的なコミットメントを引き出す仕組みとすることを想定しています。
	各産業のCO2削減目標、再生可能エネルギー導入目標、技術開発マイルストーン等を示し、ビジョンの実効性を高めること。	
320	産業界の自家発電火力の重要性を考慮すべき	火力発電については、2050年カーボンニュートラルに向け、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化を進めていく一方で、製造工場などで活用される自家発電の削減等については、企業の国際競争力の低下に繋がることも踏まえ、GX2040ビジョン（案）においても、自家発電事業者の非効率火力の脱炭素化に向けた取組が進められることが重要である旨をお示ししています。

	産業界の自家発火力においても使用可能とする価格低減と安定供給に繋がる政策に期待する。	
321	産業界の電力需要を分散・低減させることも有効な手段	エネルギー需要を抑制するための取組は重要であり、様々な省エネ技術の開発や社会実装を進めていきます。一方で、今後重要となる脱炭素電源は地域偏在性が高いため、効果的・効率的に脱炭素電力の供給を進めるためにも、脱炭素電源の供給地の近傍に産業を集約させる取組も重要と考えており、今後具体的な方策の検討を進めます。
	提案のデータセンターの省エネ化に加えて、自動車部門等の他部門の電力需要の分散および低減も有効な手段である。	
322	排出量取引制度においては、子会社の事務負担軽減のため、親会社の関与を認めるべき	排出量取引制度においては、対象事業者が密接な関係にある子会社等（同じく直接排出量10万トン以上の制度対象企業に限る）も含めて報告等の制度対応を行うことを可能とするための仕組みを措置することを検討しております。
	親会社による対応を可能とする認定制度の創設に賛同する。今後は制度対象外の親会社が、対象となる子会社の事務負担軽減のため、一定程度関与できる対応も検討いただきたい。	
323	子会社等も含めて10万トン以上の企業については、排出量取引への参加を義務付けるべき	2026年度より本格稼働する排出量取引制度においては、制度対象者の排出規模の閾値が、諸外国制度と同程度の水準となるよう、CO2の直接排出10万トン以上の事業者を制度対象とすることとしています。また、既存の省エネ法や温対法などの既存の制度やGXリーグでの取組踏まえて、法人単位の制度で実施することが適切であると考えており、法人としての直接排出量が10万トンを超える場合には、制度の対象となります。
	対象事業者が密接な関係にある子会社等も含めて報告等の制度対応を行う制度を創設し、子会社等も含めて10万トン以上の企業については、排出量取引への参加を義務付けるべき	
324	市場規模を着実に増やすための施策が必要	GX市場創造に向けては、今回のビジョンでは規制の措置としての成長志向型カーボンプライシング構想の具体的な方向性を示すとともに、需要サイドの取り組みについても、例えば、自動車分野における環境負荷が低い鋼材全般の利用拡大を進めるための取り組みなどを示しております。こうした取り組み以外についても、今後、様々な施策の進捗状況を踏まえ具体的な方向性を示していきます。
	将来的にGX製品の供給力を高めるためには市場規模を着実に増やすための施策が必要です。具体的な施策を明記して頂きたいです。	
325	指標の算出に係るルールやガイドラインの策定に係る検討も推進すべき	GX産業構造への転換を進めるために、カーボンフットプリントや削減貢献量・削減実績量等の環境価値の見える化などによる需要の創出が不可欠であるところ、有識者等と議論しながら、算出に係るガイドラインの作成を進めております。そのうえで、サプライチェーン全体でGX製品・サービスの有するGX価値を評価し、企業の取組のみならず消費者の行動変容に向けた取組といった需要創出に着目した取組を一体的に進めることが必要と考えております。
	「CFP、排出削減量に着目した指標の活用」の重要性に賛同する。指標の算出に係るルールやガイドラインの策定に係る検討も重要であるため、この点の推進・支援をお願いします。	
326	支援を行う期限なども明記すべき	GXの取組は2050年のカーボンニュートラルを目指したものであり、GX経済移行債を活用した投資促進策については、2032年までの10年間の支援策を示しています。
	支援を行う期限なども明記すべき	
327	資源の循環をより促すような記載を入れるべき	（５）サーキュラーエコノミーとGXにおいて、製品のライフサイクル全体を通じた包括的なアプローチを記載しております。例えば、設計・製造段階においては、再生材利用に関する計画策定や定期報告を法的に義務付け、企業のPDCAサイクルを踏まえた主体的取組を促すことにより、循環資源の需要創出を促進していくとしております。
	サーキュラーエコノミーについては、日本は遅れており、削減効果が大きくなる。この利点を生かしながら特定の製品についてより循環を促すような記載を入れるべき	
328	資源循環のためには、自主的取組のみならず規制等強制力ある政策も必要	資源循環の促進は重要な政策課題であり、効果的な推進には適切な制度設計が不可欠です。このため、再生材の需要と供給を創出する新たな法案を今国会に提出する予定であり、事業者による再生材利用の義務付け等を含む制度的枠組みを検討しています。規制による義務付けについては、業界特性や技術的課題、再生材の品質・供給状況、経済性等を総合的に考慮しながら、段階的に制度を構築していく必要があります。
	資源循環が「排出量の多い産業では大きな削減効果が期待できる」旨に賛同する。資源循環のため、GX製品・サービスの使用を促し需要を喚起するためには自主的取組のみならず規制等強制力ある政策も必要である。	
329	資源循環はさらに踏み込んだ取組とすべき	資源循環型経済の実現は、資源の再利用による製造過程でのCO2排出削減や廃棄物削減を通じて、GXの推進にも大きく貢献します。日本の高度な資源循環技術を活かして国内に強固なサプライチェーンを確立し、循環資源強国を目指し、産官学連携、投資支援、制度整備の3本柱でサーキュラーエコノミーへの移行に取り組んでいきます。
	サーキュラーエコノミーにおいては廃プラリサイクル等の義務化など、もう少し踏み込む必要がある。都市資源の回収義務化や、効率の低い廃棄物焼却発電からマテリアル・ケミカルリサイクル、CCU付の高度なエネルギー回収への転換に関する目標についても触れるべきである。	
330	資源循環を推進すべき	資源循環型経済の実現は、資源の再利用による製造過程でのCO2排出削減や廃棄物削減を通じて、GXの推進にも大きく貢献します。日本の高度な資源循環技術を活かして国内に強固なサプライチェーンを確立し、循環資源強国を目指し、産官学連携、投資支援、制度整備の3本柱でサーキュラーエコノミーへの移行に取り組んでいきます。
	循環型経済の確立に向けた実効性ある制度設計を望む。日本の特徴である資源自給率の低さを克服する必要があるためである。 中古電気自動車やハイブリッド車の電池やモーターを風車などに再利用することで、希少金属などの国外流出が防げるため、経済安全保障の観点からも重要である。 サーキュラーエコノミーとGXについては、資源循環のための回収・選別・再資源化の支援の一層の強化をお願いする	
331	事業・投資予見性ととも公平性についても配慮した削減水準を設けるべき	排出枠の割当ての基準等については、業種別に設定するベンチマークに基づく割当てなどを通じて、業種特性等を考慮した公平な仕組みとなるよう検討してまいります。
	排出量の削減水準の検討においては、事業・投資予見性ととも公平性についても配慮した水準となるよう今後ご検討いただきたい	
332	事業者・需要家それぞれがDR参加の意思決定を行えるような制度設計を行い、DRを推進すべき	GX2040ビジョン（案）において、DR推進に向けた制度面での対応を進めることを明記しております。また、エネルギー基本計画（案）では、蓄電・蓄熱等を活用した電力貯蔵システムやコージェネ、負荷設備、蓄熱槽等のDERを活用したグリッドジョイントの促進等を行い、DRの更なる普及を図ることが必要であることを明記しており、GXの取組としても、これらを踏まえて対応を進めていきます。
	再生可能エネルギーの長期安定電源化や調整力確保を推進するためには、電源系統の対策だけでなく、需要側における対策も重要である。需要側の対策としてDR（デマンドレスポンス）促進が取り組まれているが、GX達成においてはこうした要素も重要である。したがって、GXの評価においては、CO2削減を主軸とするものの、DRなどの貢献指標もGXの拡張概念として設定する余地があるため、今後議論が必要である。	
333	事業者が算定する排出量に間接排出量が含まれることを明記してほしい	排出量取引制度は、CO2の直接排出量が対象です。「iv」移行計画に記載の通り、移行計画として、直接・間接排出量の削減目標等をご提出いただく予定です。
	「対象事業者は、毎年度自らの直接排出量を算定し、当該排出量について登録機関による検証を受けた上で、国に報告することが求められる。」を、「対象事業者は、毎年度自らの直接排出量と間接排出量を算定し、当該排出量について登録機関による検証を受けた上で、国に報告することが求められる。」と修正すべき。	
334	成長志向型カーボンプライシング構想について、事業者へ早期に制度の情報提供をすべき	「成長志向型カーボンプライシング構想」では、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組み期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた関連分野への投資を促し、事業者や国民に恩恵がある制度としてまいります。こうした考え方について、国民の皆様にご理解いただけるよう、引き続き広報等にも取り組んでまいります。
	事業者に対して制度の詳細に関する情報提供を早期に行うことを望む	

335	事後的な制度変更があった場合に排出枠（財産権）が侵害されることのないようにしていただきたい	排出量取引制度については、市場メカニズムの活用を前提とした制度であることから、長期間運用するなかで、制度設計当初に想定していた経済状況・社会情勢等からの乖離が生じ、制度設計の変更が必要となることが想定されます。 制度の運用状況を踏まえた点検の結果、将来的に排出量取引制度における制度設計の見直しが必要となった場合には、財産権への影響も考慮し、予見可能性を十分に確保したうえでこれを行ってまいります。
	事後的な制度変更があった場合に排出枠（財産権）が侵害されることのないようにしていただきたい。	
336	事務負担を回避し、脱納対策も適切に措置された制度設計とすべき	化石燃料賦課金の制度の運営については、ご意見のとおり適切な脱納対策を講じ、確実に制度を実施することが必要です。このため、虚偽申告に係る罰則や滞納処分等の必要な規定を整備し、規律を強化するほか、輸入時に納付確認を行うなど、関係機関との連携についても明記しています。このような措置を通じ、円滑かつ確実な執行に努めてまいります。
337	省エネルギー等の事例を発信する仕組みを構築すべき	省エネルギーの取組の好事例について、横展開を図れるよう、支援策を活用した省エネルギーの事例集の作成等に取り組んでおります。引き続き、好事例の発信に努めてまいります。
	省エネルギーの推進、産業の電化・非化石燃料転換については、事例の共有が重要である。事例を発信する仕組みについても明記して欲しい。	
338	次世代革新炉の開発・建設のための事業環境整備に取り組むべき	GX2040ビジョン（案）にお示ししているように、電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえると、インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性があります。特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が高いため、こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなることが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念があります。そのため、これらのリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備していきます。
	次世代革新炉の開発・設置に関し、安全性の確保や地元の理解を大前提とすれば、事業者やサイトに関してこのような追加要件を課す合理的必要性はなく、追加要件を排除することを検討することが望ましい。 次世代革新炉における規制基準について、規制の予見性を確保するため、速やかに検討・整理を進める必要がある。	
339	次世代革新炉の開発・設置をすべきでない	ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化などを受けたエネルギー安全保障への対応が急務です。加えて、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかどうか、経済成長や国民生活を左右する状況です。こうした中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があると考えています。その上で、原子力については、2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のリードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進める必要があります。このため、GX2040ビジョン（案）にお示ししているように、「脱炭素電源としての原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置に取り組む」としてまいります。
	廃炉を決定した原子力発電所のサイト内で次世代革新炉への建て替えをしようとするのはありえない行為である。 「革新軽水炉、小型軽水炉、高速炉、高温ガス炉、核融合」と並べているが、これらはいずれも研究が頓挫した原子炉だったり、海外でうまくいかなかった原子炉である。これから十数年で開発できるものではない。結局全ては絵に描いた餅に過ぎない。 今必要なのは廃炉についての研究であり、次世代革新炉の研究開発を進めることではない。	
340	次世代革新炉の建設について「廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内」に限定する必要はない	ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化などを受けたエネルギー安全保障への対応が急務です。加えて、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかどうか、経済成長や国民生活を左右する状況です。こうした中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があると考えています。その上で、原子力については、2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のリードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進める必要があります。このため、GX2040ビジョン（案）でお示ししているように、「脱炭素電源としての原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置に取り組む。そして、バランスの取れた電源構成の確保を目指し、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替えを対象として、地域の産業や雇用の維持・発展に寄与し、地域の理解が得られるものに限って、六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていく。その他の開発などは、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく」としてまいります。
341	自家発電設備において、GX導入に対する制度支援も必要	化学、セメント、紙パルプなどの排出削減が困難な産業界における石炭などを燃料とするボイラー、自家発電設備の燃料転換などの取組を後押しする補助金を創設し、複数年にわたる投資を後押しして、引き続き適切に執行していきます。
342	自治体の資金調達に関する補助制度や認証制度の基準要件を明示すべき	2050年カーボンニュートラル達成に向け、2023年度から10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するため、国としてグリーンボンドやトランジション・ファイナンス等の資金調達にあり追加的に発生する費用の一部を補助する事業を進めております。引き続き、多様な主体がトランジション・ファイナンスを通じて資金調達が出来るよう、政府としても必要な取組を進めて参ります。
343	サステナブルファイナンス等による資金調達に関する自治体の補助制度や認証制度についても、要件や取組に地域差がある。国がベースとなる要件を示すことなどを検討いただきたい	DCを運営する事業者が再生可能エネルギーや原子力発電などの脱炭素電力を求め動きも顕在化している中で、現在、レジリエンスや地方の再生可能エネルギーの効率的な活用の観点からデータセンターの地方分散を推進しているところですが、ご意見にある計算料金等の設定については、主たるコストである電力料金等や各DC事業者の事業方針に応じて決定されるものですが、いづれにしても、データセンターによる再生可能エネルギー等の効率的な活用促進のための政策の検討を進めてまいります。
344	自然環境や景観を損なわない場所への太陽光パネルの設置を推進すべき	再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域との共生が大前提です。FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、安全面、防災面、景観等に対する地域の懸念が高まっており、こうした懸念にしっかりと向き合っており、具体的な対応を進めています。具体的には、2024年4月の再エネ特措法改正により、①説明会の開催等による周辺地域の住民への事業内容の事前周知を認定基準としています。②また、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する関係法令違反を早期に是正するため、違反事業者等に対してFIT/FIP交付金を一時停止する措置を導入しています。③併せて、森林法における林地開発許可等、災害の危険に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、2023年10月から、FIT/FIP認定申請の要件とするなど、認定手続の厳格化を図っています。引き続き、こうした制度の厳格な運用等を通じて、再生可能エネルギーの地域との共生を図っていきます。

	自然環境や景観を損なわないよう、建物の屋根や遊休地へ太陽光パネルの設置を推進するべきである。	
345	自動車に限らず車両搭載の蓄電池も支援を行うべき	GX2040ビジョン（案）において、2030年までの国内製造量150GWh/年の確立に向けて、これまでの設備投資等への支援により120GWh/年を確保する見通しが立つ中で、従前の支援対象の蓄電池・部材に製造装置を新たに追加する等を通じて、サプライチェーン全体の強靱化を推進することとしており、こちらを踏まえて引き続き対応を進めて参ります。
346	車両搭載の蓄電池も新たなエネルギー政策の要素技術であり、かつその拡大はVPPにも応用可能なものであることから、国を挙げた支援を行うべきである。燃料の脱炭素も自動車に限らず内燃機関に普遍的なCNのソリューションになりうるためである。	
346	「排出量取引制度において、国と自治体の制度の重複関係の整理をするべき」実効的な重複関係の整理をするべき	地方自治体において先行的に実施されている排出量取引制度との重複関係の整理に向けては、引き続き地方自治体との対話を進めてまいります。
	重複関係の整理に向けて対話を進めていく方針に賛同する。国の対象となっている場合は、自治体の制度対象から外すなどの、実効的な重複関係の整理を今後進めていただきたい。	
347	社会秩序という表現を具体的に示すべき	日本と米国を比較し、スタートアップの数や投資額の違いを踏まえての記載であり、今後、日本においてもGX加速に貢献するスタートアップが多数生まれ、新たな事業につなげていけるよう政府としても積極的に支援していきます。
	社会秩序の重視とはジェンダー不平等を始めとする様々な差別を是認することなのか？	
348	需給一体の事業環境整備となる様、個社ごとの取り組みではなく全体を俯瞰したGX政策を進めてほしい	GXを進める上では、社会全体でのGXの取組を進めることが重要となります。その中では、個々の事業者の取組だけでは対応が困難なGX製品が評価される市場作りなどの事業環境整備の取組も重要となるため、官民を挙げてGX価値の見える化、市場創造に向けた取組などに取り組んでいきます。また、相対的なエネルギーコストの上昇は産業の海外流出につながる点も踏まえて、こうした点も含めて産業界とも十分対話をしながらGXの取組を進めていきます。
	経済的課題を乗り越えながらサプライチェーン全体で脱炭素社会を目指す以上、個社ごとの取り組みではなく全体を俯瞰したマネジメントのもとに推進されていくことが望ましい。需要のないところに供給なし、供給のないところに需要なし、という状況では新エネルギーの社会実装は不可能であるためである。	
349	需要に着目した支援を評価する	GX産業構造への転換を進めるために、カーボンフットプリントや削減貢献量・削減実績量等の環境価値の見える化などによる需要の創出が不可欠であり、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値を評価し、企業の取組のみならず消費者の行動変容に向けた取組といった需要創出に着目した取組を一体的に進めてまいります。
	「公共調達の推進」による需要刺激策は非常に効果があるものと考へており、公共調達／民間調達の両面で需要に着目した支援に言及いただいたことを歓迎する。	
350	需要に着目した支援等、スタートアップと大企業との協働を促進すべき	経産省ではこれまで、事業者とスタートアップの連携によるイノベーションの創出を促進すべく、ガイドラインや手引き等を作成し、その普及を推進してきた。GX分野のスタートアップは事業の不確実性が高いといった特有の難しさを抱えていることから、事業者との連携は重要さを増しており、より一層推進して参りたい。
	GX型の産業構造の転換に向けてスタートアップ企業の振興が重要であり、公共調達／民間調達の両面で需要に着目した支援に言及いただいたことを評価する。 スタートアップ企業と大企業がマッチングやオープンイノベーションの促進を協働して行うことは有用な取組みであると考えられる。	
351	需要家、サプライヤーをつなぐ情報連携の場を確立してほしい	製品のGX価値を迅速かつ信頼ある形で把握し訴求するため、ウラノス・エコシステムなどのサプライチェーンを通じた企業・業種横断的な温室効果ガス排出量についてのデータ連携の仕組みの整備を進めており、今後こうした取組を着実に進めていきます。
	需要家、サプライヤーをつなぐ情報連携の場を確立させ、将来の環境変化にも遅れることなく対応できる環境を整えることを望む。海外からの調達リスクは、国内企業にはタイムリーに情報が入ってこない現状があるためである。	
352	需要喚起のみならず、製造者側の負担考慮も必要	GXを進めることで生じる製造プロセスのコストアップを適切に転嫁していくことは極めて重要な課題です。この転換を進める上でもGX製品の価値が適切に評価されるGX市場を立ち上げていくことが重要であり、官民一体となって取組を進めていきます。
	脱炭素へのトランジション期においては、需要喚起のみならず、製造者側の負担考慮も必要である。	
353	住宅への再生可能エネルギー導入に向けた目標達成数値の検証を求めるべき	住宅用太陽光発電については、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すことを目標としています。この目標の進捗状況については、関係審議会等で検証を行っており、2022年度における設置率は31.4%となっています。
	住宅における再生可能エネルギーの普及拡大の計画についても記載すべき。	
354	住宅建築物におけるGXを進めるべき	GX実現に向けては、排出量の多い部門について取り組む必要があり、国民のくらしに深く関連する、業務・家庭部門についても排出削減の取組が不可欠です。住宅・建築物についても、特に産業競争力強化・経済成長に効果の高いものに対して、GX経済移行債を活用した支援を、制度面の対策とあわせて進めることとしています。
	住宅・建築物は一度建築すると利用が長期にわたるため、早期に取り組みを強化することが必要です。 新築住宅だけでなく、既設の建物についても早急に改修を進めるなどの対策をしてください。	
355	住宅建築物分野における木材の利用を推進すべき	住宅・建築物における木材利用の促進により、炭素貯蔵効果が期待されます。本ビジョン案では、そのための主な実現手段を記載することとしています。なお、木造建築物の長期利用を促進するため、維持保全・維持管理の考え方に關する周知等にも引き続き努めてまいります。
	木材利用の促進については、木材の炭素貯蔵効果についても言及すべきである。伐採された木材に貯蔵されたCO2が再度大気中に放出されるまでの期間を長くすることで、大気中のCO2濃度を低減させることが可能であり、木造の住宅・建築物は大量かつ長期に炭素を貯蔵することができるため、木材利用促進及び木造建築物の長期利用を促すことが重要である。	
356	純国産エネルギーの存続を踏まえたビジョンを策定すべき	GXを進めることはエネルギー自給率を向上させる取組でもあり、こうした取組を進めていくことは国産エネルギーの利用拡大につながります。今回のGX2040ビジョン（案）はこうした考え方を前提としており、引き続きエネルギー安全保障確保の観点も踏まえてGXの取組を進めていきます。
	奈良・砂川の地域経済は年間73億円の経済効果をもたらしており、純国産エネルギーの存続に向けてビジョンを策定すべき	
357	処理水の海洋放出を止めるべき	ALPS処理水の処分方法の決定にあたっては、トリチウム水タスクフォース及び多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会において多様な分野の専門家が6年以上にわたり、様々な選択肢について議論を行いました。その結果、国内で放出実績があることや、放出設備の取扱いの容易さ、モニタリングのあり方も含めて、海洋放出が、確実に処分を実施できる方法であると評価されました。 (※) 規制基準の40分の1、WHOの飲料水基準の約7分の1 また、令和5年7月に公表されたIAEAの包括報告書においても、ALPS処理水の海洋放出は、「国際安全基準に合致し」、「人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどである」と結論付けられています。海洋放出開始後、IAEAによる安全性レビューミッションが3回（2023年10月、2024年4月及び同年12月）実施されており、2024年1月、7月に公表された放出開始後1回目及び2回目のレビューミッションの報告書でも、日本の取組について、関連する国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかったと結論づけられています。引き続き、安全確保に万全を期し、IAEAによる評価も含め、国内外に向けて透明性高くわかりやすい情報発信に努めてまいります。
	止水の処置をした上で、陸上保管を早急に実現し、国際批判を浴びながら全世界の海洋を汚染する可能性のある処理水の海洋放出を停止していただきたい。	

358	商用化している技術の活用義務化と活用促進策を導入するべき	2050年カーボンニュートラルに向けては既存の社会実装された技術だけでは困難であり、様々なイノベーションや革新的技術の社会実装が不可欠だと考えています。一方で、既存技術でもカーボンニュートラルに貢献する技術であっても十分に社会実装が進んでいないものもあると認識しており、そうした技術の社会実装を進めることは重要な課題と認識しております。そのため、省エネ補助金などを通じて、既存技術であっても削減効果の高い技術の社会実装を進めると同時に、既存の産業のGXを後押ししていきます。
	省エネ、風力、太陽光、電気自動車等の商用化している技術の活用義務化と活用促進策を導入するべき	
359	将来の我が国の目指す姿の明確化、およびGX2040ビジョンの位置付けを明示すべき	GX2040ビジョン（案）においては、2040年頃を目指すべき姿として、①革新技術をいかに新たなGX事業が次々と生まれ、②日本の強みである素材から製品に至るフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造を目指す。これにより、国内外の有能な人材・企業が日本で活躍できる社会を目指すことを明記しています。今回のビジョンは、23年7月に閣議決定したGX推進戦略を改定し、新たに閣議決定するものであり、このビジョンを踏まえて、今後のGXに向けた取組を加速していきます。
	将来の我が国の目指す姿（在り方）の明確化、および、それに向けたGX2040ビジョンの位置付けを明示すべき	
360	将来的に厳格な水準の保証を求める対象を拡大していくにあたっては、保証機関や制度対象事業者における体制整備の状況のみならず、対象事業者の負担も十分考慮のうえ、慎重に検討を進めるべき	排出量の実績報告については、第三者による検証を求めることとしておりますが、制度対象者の体制整備に一定の期間が必要であると考えられることから、制度開始当初より法人全体の排出量に対して一律確度の高い水準での保証を要求するのではなく、当面の間は、一定規模以上の事業所と、その他の比較的小規模な事業所における保証の水準に差を設けるといった対応を行います。 制度の詳細については、今後検討してまいります。
	事業所の規模に応じて保証の水準に段差を設ける方針に賛同する。将来的に厳格な水準の保証を求める対象を拡大していくにあたっては、保証機関や制度対象事業者における体制整備の状況のみならず、対象事業者の負担も十分考慮のうえ、慎重に検討を進めるべきである。	
361	小型モジュール炉の開発を推進すべき	小型軽水炉については、米国やカナダをはじめ国外で、日本企業も参画するプロジェクトも進行しています。我が国における将来ニーズを念頭に置いた選択肢確保の観点から、我が国の産業基盤の維持・強化にも資するよう、日本の技術を活かした日本企業の海外プロジェクトへの参画や研究開発を支援します。我が国における将来ニーズを念頭に置いた選択肢確保の観点から、我が国の産業基盤の維持・強化にも資するよう、日本の技術を活かした日本企業の海外プロジェクトへの参画や研究開発を支援していきます。
	小型モジュール炉に関する原子炉の技術革新についての概観を提供することは有益であり、これらの開発が日本のエネルギーミックスにどのような影響を与える可能性があるかについても記述することが有効である。原子力技術革新と代替エネルギー源とのコスト比較を示すことにより、検討中の技術のコスト競争力を明確にするべき	
362	小型水力発電の調査・導入を進めるべき	中小水力発電は、地域に裨益する事業モデルを構築することで、地域産業の活性化・地方創生に資する電源であることから、自治体と連携した水力などの地方創生に繋がる導入を推進していきます。 具体的には、中小水力発電の導入検討段階等で必要となる流量調査や地元理解の促進等を支援します。また、中小水力発電の隠れた開発ポテンシャルを明らかにするため、全国水系における開発可能な地点の広域的な調査や、地方公共団体主導の下での開発地点候補の詳細調査・案件形成等を推進していきます。
	小型水力発電は日本に適しているとの声があるので、調査・導入を進めてほしい。	
363	省エネを推進すべき	我が国では、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得る需給構造への転換を進めるため、徹底した省エネルギーに向けた取組を進めてきました。今後とも、省エネルギーの重要性は不変です。産業・業務・家庭・運輸の各部門で、徹底した省エネの取組を進めてまいります。
	高効率給湯器を新築・既築共に導入を進めていくためには、より小型化・省エネ化の推進を希望する。また、高効率給湯器は高額であり、分譲後の所有者による更新時にも経済的メリットが享受できるような低コスト化もしくは国による支援を希望する。 消費者の省エネ行動につながる施策を強化し、脱炭素社会への移行に向けた行動変容を促進する施策の強化を求める。住宅用太陽光発電、高断熱住宅や高効率機器の普及につながる支援策を強化することが必要である。 エネルギー効率改善（省エネ）の位置づけを強めるべきである。	
364	省エネ建築を基盤とした産業の振興と育成を行うべき	例えば、住宅建築物についても、GX経済移行債を活用し、民間のみでは投資判断が真に困難な案件であり、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する事業への投資を行っていくこととしており、省エネ技術等の産業振興・育成につながるよう取り組んでまいります。
	省エネ建築をスタンダードとする産業の振興と育成を行うべき。 エネルギー消費を大幅に削減することを前提に、収益を確保できるような産業を育成しなければ、世界からさらに周回遅れになるのではないかと	
365	省エネ補助対象事業者のクラス分け評価制度等の要件についても継続的な見直しを行うべき	省エネ設備の更新支援においては、政策効果の最大化の観点から、大企業については省エネ法に基づき相当程度省エネ努力を行ってきた事業者等に限定して支援を行うこととしております。引き続き、政策効果の最大化の観点から、補助金の運用については継続的に精査してまいります。
	省エネを進める上で、「支援と規制を一体的に進めていくことが重要」である。省エネ補助金制度の拡充は過去に例を見ない政策であり、省エネや排出削減の取組みをさらに進めるうえで、補助対象事業者のクラス分け評価制度等の要件についても継続的な見直しを行うことが望ましい。	
366	省エネ法・温対法に係る報告について、可能な限り手続きを簡素化すべき	省エネ法・温対法に基づく報告については、定期の報告を電子化し、自動入力機能を備えることなどによって報告負担の軽減を図っています。今後とも、事業者の負担に配慮して運用を行います。
	既存制度との関係整理については、記載の内容に賛同する。省エネ法・温対法に係る報告との重複は、手続き簡素化に向けた検討を是非とも進めてほしい。 親会社による対応を可能とする認定制度の創設に賛同する。親会社の排出量は持ち株会社などにおいて量としては少ないことが往々にして考えられるため、親会社については直接排出量10万トンに限らないような措置を今後検討していただきたい。また、移行計画についても、親会社が一定程度関与できるような対応も検討していただきたい。 省エネ法・温対法との関係においては、可能な限りの手続きの簡素化を行うべきである。	
367	証書の取り扱いに関する制度設計を行うべき	今後、2031年度以降のあり方について検討する際には、既存の契約への影響も含め総合的な観点から、検討してまいります。
	2031年度以降の非FIT非化石証書の扱いが公表されていないため、既存の国民契約にも配慮し、制度設計をしていただきたい。	
368	上限価格は価格メカニズムを歪める可能性があるため、設定すべきではない	排出枠については、基本的に市場における取引を通じて価格が形成されることとなりますが、あまり急激な価格変化が生ずれば、国民経済に悪影響を与え、投資予見性を損なう等、脱炭素投資の実施を阻害する可能性があります。こうした観点から、中長期的時間軸での予見可能性を確保するべく上下限価格が必要と考えられています。
	上限価格の存在は価格メカニズムを歪める可能性がある。その代わりに、キャップが将来縮小していくベースを示すべきであり、それにより市場機能を阻害することなく予見性が付与できる。	
369	審議会の人員構成に偏りがある	引き続きGXに関する議論の透明性を高めるとともに、説明会やパブリックコメントなどを通じて若者を含む国民の皆様からのご意見に耳を傾けながら政策を進めてまいります。
	GX実行会議の「構成員」の構成に偏りがある。どのようなプロセスをとって、この「構成員」が選ばれたのか、説明していただきたい。	
370	新たな技術の開発を推進すべき	2050年カーボンニュートラルに向けては既存の社会実装された技術だけでは困難であり、様々な革新的技術の社会実装が不可欠だと考えています。そのため、自前主義でなく国内外の学術機関との連携を含め官民一体となって取組を進めていきます。また、引き続き20兆円規模のGX経済移行債による支援を通じ、GX投資やイノベーションを後押ししてまいります。

	<p>ペロブスカイト太陽電池や地熱などの技術開発を進めて、日本のエネルギーが安全に運用されることと、開発された技術を持って世界をリードできるようになることを期待する。</p> <p>エネルギーの安定供給とGXの実現の両立に向けて、送電線等の系統整備や次世代革新炉をはじめとする新たな技術の研究開発の社会実装、人材の確保・定着と技術の維持・継承が極めて重要である。</p> <p>エネルギー消費効率の改善と脱炭素化された電力による電化の推進、水素化や合成燃料等のエネルギー転換技術の開発と社会実装を進める必要がある。</p>	
371	<p>新たな産業集積の構築に限らず、事業環境整備により既存の産業のGXに対する予見性を高め、競争力の維持、向上を目指すことも考慮すべき</p>	<p>GX2040ビジョン（案）では、新規事業のみならず、日本の強みである素材から製品に至るフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造を目指すとしており、既存産業の皆様のイノベーション促進にも官民を挙げて取り組んでいきたいと考えています。</p>
	<p>脱炭素電力等のグリーンエネルギーを利用した製品が付加価値を生むGX産業が日本経済の牽引役となることが期待される。新たな産業集積の構築に限らず、事業環境整備により既存の産業のGXに対する予見性を高め、競争力の維持、向上を目指すことも考慮すべきである。</p> <p>新たな産業集積の構築に限らず、事業環境整備により既存の産業のGXに対する予見性を高め、競争力の維持、向上を目指すことも考慮いただきたい。</p>	
372	<p>新たな産業創出に障害となる規制については緩和策を記すべき</p>	<p>GX2040ビジョン（案）では、ご指摘のとおり、新たな産業創出に障害となる規制については、社会的な影響も考慮に入れながら、必要な見直しを行っていくとしており、新産業にとって規制が障害となり得る場合があることを認識しています。その上で、緩和策については、個別の事業等に基づき、関係省庁と適切に対応をしていきたいと考えております。</p>
	<p>パブコメ案の二行だけで表現するのではなく、「省令、政令等の規制緩和に対する支援」というような項目をもって表現すべき</p> <p>「全体として、企業経営も雇用維持が重視され、企業は既存事業のコストカットと海外投資に注力し、国内投資は30年間に及び大きく停滞し、新事業創出に向けての国内での大胆な投資は行われなかった。」を、「全体として、企業経営も雇用維持が重視され、企業は既存事業のコストカットと海外投資に注力し、国内投資は30年間に及び大きく停滞し、新事業創出に向けての規制緩和が進まず国内での大胆な投資は行われなかった。」と改訂すべき。</p> <p>技術革新に伴うサプライチェーン全体の総合的、一体的な省令、政令等の改正も視野に入れるべき</p>	
373	<p>新規設備導入における優遇税制、補助金などについて、対象範囲、申請方法などを分かりやすくすべき</p>	<p>GXを加速するための投資促進策は、設備投資補助や税制など様々な政策手段を用いていますが、いずれの場合においても利用者の皆様の目線に立った利用しやすい制度としていくことが重要だと考えており、今後とも執行のあり方については不断の見直しを行っていきます。</p>
	<p>新規設備導入において優遇税制、補助金などを活用する際に、対象範囲、申請方法など複雑で分かりにくい。</p>	
374	<p>新規電源開発リスクの低減や投資回収リスクの低減に向けた措置を構築すべき</p>	<p>電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえると、インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性があります。特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が高いため、こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなるのが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念があります。</p> <p>そのため、これらのリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備していきます。</p>
	<p>「また、事業化判断後の制度変更のリスクや懸念を可能な限り低減させるため、制度変更に伴う経過措置等、先行的な投資を行う事業者への十分な配慮を行うものとする。」と追記すべき</p> <p>個社の新規電源開発リスクの低減や投資回収リスクの低減に向けた措置の構築をお願いしたい。個社の取り組みによる電源開発も大きなリスクを負うためである。</p>	
375	<p>新築住宅の基準見直しや断熱性能を向上すべき</p>	<p>我が国では、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得る需給構造への転換を進めるため、徹底した省エネルギーに向けた取組を進めてきましたが、今後も、省エネルギーの重要性は不変です。</p> <p>住宅・建築物においても、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、徹底した省エネルギーの取組を進めていくことが重要です。</p> <p>新築住宅の省エネ基準については、2050年にストック平均でのZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、これに至る2030年度以降に新築される住宅はZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指すとの目標を掲げており、建築物省エネ法などの規制と支援措置を一体的に活用しながら、省エネルギー性能の向上に取り組むこととしています。</p> <p>また、住宅・建築物の断熱性能の向上については、トップランナー制度において、窓などの目標基準値の改訂や対象拡大に取り組むほか、断熱窓への改修も含めた住宅の省エネルギー改修や建築物の省エネルギー改修を支援することとしています。</p>
	<p>日本の家屋の断熱性能は世界と比べてかなり低いため、新築住宅の基準見直しや、学校など公共施設の断熱性能の向上から始めることが重要です。</p> <p>住宅の断熱化など省エネ対策に力を入れてほしい。</p> <p>新しい建物の省エネ化・再生エネルギー転換を図るだけでなく、既存の建物にいかして太陽パネルと蓄電池を設置するか、断熱を図っていくかが重要である。</p>	
376	<p>水素・アンモニア・CCUS等より再エネを推進すべき</p>	<p>周囲を海に囲まれ、すぐ使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済成長、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。</p> <p>エネルギー基本計画（案）では、こうした中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく方針を示しています。</p> <p>御指摘の再生可能エネルギーについては、地域との共生を図りながら、主力電源として最大限導入を進めていきます。同時に、水素・アンモニア・CCUSも重要です。水素・アンモニアについては、幅広い分野での活用が期待される重要なエネルギー源であるため、水素社会推進法に基づき、しっかりと導入を進めていきます。CCUSについては、電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現するために不可欠な手段であり、CCS事業法や「CCS長期ロードマップ」も踏まえて、今後具体的な支援策を検討していきます。</p>
	<p>再エネの代替手段がある電力部門においては、水素・アンモニアやCCUSなどの新技術を用いることは妥当性を欠く。</p> <p>発電部門は再生可能エネルギーというクリーンな代替手段が確立されており、水素等を使用するべきではない。</p> <p>水素やアンモニアなどは再エネ発電で水を電気分解するグリーン水素やグリーンアンモニアでなければ炭素削減効果は得られず、水素やアンモニアによる発電は高コストであり、発電の主力電源にはなりえないため、再エネ発電の普及拡大、省エネ技術の研究開発や設備投資に政策的支援をおこなうべきである。</p>	
377	<p>水素・アンモニア・合成メタン・合成燃料・CCUS等の利用を促進すべき</p>	<p>水素はアンモニアや合成メタン、合成燃料の基盤となる材料であり、これら水素等は幅広い分野（鉄鋼、化学、モビリティ分野、産業熱、発電等）での活用が期待される、カーボンニュートラル実現に向けた鍵となるエネルギーです。国内外を含めた更なる低炭素水素等の大規模な供給と利用の実現に向けて、引き続き、規制・支援一体的な政策を講じて進めてまいります。また、CCUSは、電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現するために不可欠な手段であり、CCS事業法や「CCS長期ロードマップ」も踏まえて、今後具体的な支援策を検討していきます。</p>
	<p>水素アンモニア等の水素サプライチェーンの早期社会実装、低炭素水素等の大規模サプライチェーンの構築を強力に支援いただきたい。</p>	

	多くの日本企業が参画するグリーン燃料アンモニアバリューチェーン構築のプロジェクトを官民連携により実現するため、水素社会推進法に基づく、低炭素燃料アンモニアサプライチェーンの構築を強力に支援すべき 火力発電、ガスタービン発電、工業炉、船舶燃料、化学プロセス、石油精製の分野におけるセカンドムーバー以降に対する支援が必要不可欠	
378	水素・アンモニア・合成メタン・合成燃料・CCUS等は脱炭素に繋がらないので推進すべきでない	水素等は、鉄鋼や化学といった電化だけでは転換が難しい分野や、モビリティ分野、産業における熱需要の脱炭素化には不可欠な燃料であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて鍵となるエネルギーです。国内外を含めた更なる低炭素水素等の大規模な供給と利用の実現に向けて、規制・支援一体的な政策を引き続き講じて進めてまいります。また、CCUSは、電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現するために不可欠な手段であり、CCS事業法や「CCS長期ロードマップ」も踏まえて、今後具体的な支援策を検討していきます。
	電気から作った水素・合成メタンを都市ガスに利用するのは無駄であり、電気をそのまま家庭や工場で利用すべきである。 合成メタンはやめるべきである。メタンは温室効果が大きく、事故や漏れで放出されると悪影響が二酸化炭素と比較にならない。 水素・アンモニアや二酸化炭素の回収・貯留技術（CCS）は、1.5度目標に整合するタイムラインと規模で、広く実用化・商用化できるか不確実性が大きく、問題がある	
379	水素・アンモニア導入に関して企業への支援が必要	世界では、技術開発支援にとどまらず、水素等の製造や設備投資等に対する大胆な支援策が始まりつつあります。また、豊富で安価な再生可能エネルギーや、天然ガス、CCS適地などの良質な環境条件や、水素関連技術の優位性など、各国が、自国の強みを活かした産業戦略を展開し、資源や適地の獲得競争が起こり始めています。我が国も「技術で勝って、ビジネスでも勝つ」べく、引き続き技術開発により競争力を磨くとともに、世界の市場拡大を見据えて先行的な企業の設備投資を促していきます。また、社会実装に向けては、水素社会推進法に基づき、低炭素水素等の大規模サプライチェーンの構築を強力に支援していきながら、諸外国や企業の動向も踏まえて、規制・支援一体的な政策を引き続き講じ、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていきます。
	低炭素水素等に対し、早期に需要を提供する企業が膨大な持ち出しとならない支援の構築が必要	
380	水素・アンモニアに関する支援制度を推進すべきでない	水素等は幅広い分野での活用が期待されるエネルギーであり、2050年カーボンニュートラル実現に向けては、鉄鋼や化学といった電化では転換が難しい分野において活用していくことが不可欠です。グリーンイノベーション基金等による技術開発により、引き続きコスト低減を目指しつつ、水素社会推進法に基づく低炭素水素等のサプライチェーン構築のための支援を通じて、まずは、将来の自立が見込まれ、産業競争力強化につながる黎明期のユースケース作りをしたがに進めていきます。今後とも、水素等の市場動向や、諸外国や企業の動向も踏まえて、規制・支援一体的な政策を引き続き講じ、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていきます。
	日本が投資を振り向けている水素やアンモニアなどは高コストでこれを発電の主力として用いる方策はありえない。	
381	水素・アンモニアは由来別や総合的な脱炭素効果で評価されるべき	我が国としては、再生エネルギーから作るグリーン水素や、ブルー水素など水素等の製造方法ではなく、生産工程に伴うCO2排出量、すなわち炭素集約度に着目すべきと考えており、G7広島サミットの首脳コミニケにおいて、日本のみならず先進国の間でも、この重要性が確認されています。
	「水素」の文中での扱いについて、「グリーン水素」「グレー水素」などの区分に言及すべきである。製造段階でCO2を排出しない水素と大量に排出する水素が同列に扱われているのは不適切であり、具体的な定量的な基準を明示すべきだ。 電力分野における化石燃料と水素・アンモニア等の混焼の拡大は、1.5℃目標への整合が確認できる場合を除き、避けるべき 水素等への支援措置については、基準排出量のみならず、ライフサイクルGHG排出量に留意する必要がある	
382	水素は、グリーン水素に限定すべき	我が国としては、再生エネルギーから作るグリーン水素や、ブルー水素など水素等の製造方法ではなく、生産工程に伴うCO2排出量、すなわち炭素集約度に着目すべきと考えており、G7広島サミットの首脳コミニケにおいて、日本のみならず先進国の間でも、この重要性が確認されています。
	「低炭素」という化石燃料由来のものを含む表記ではなく、再生可能エネルギー由来のグリーン水素に限定するべき 水素社会推進法については、気候変動対策に資することのない技術を制度的に支援するものであり、見直しが求められる。少なくとも、「低炭素」といった化石燃料由来のものを含む表現は避け、再生可能エネルギー由来するグリーン水素に限定すべきである。 「国産技術などを活用して製造され、かつ大量に供給可能な水素などの輸入についても支援する」とあるが、この水素の製造技術に対する言及がない。製造過程で化石燃料を使わない水素（グリーン水素）であることを明示するように変更すべき。	
383	水素還元製鉄に反対	鉄鋼業の脱炭素化に向けたプロセス転換に係る技術開発については、グリーンイノベーション基金における「製鉄プロセスにおける水素活用」事業において、主に、高炉水素還元技術、直接水素還元技術、電炉における不純物除去技術についての技術開発を進めているところですが、これらの革新技术の確立や、水素供給を始めとする社会インフラの整備状況までの時間軸等をふまえ、特定の技術に特化するのではなく、複線的な技術アプローチを行っていくこととしています。
	高炉法による水素還元製鉄では十分な排出削減が出来ず、また回収技術も確立されていないので課題がある 欧米で技術開発がされている高炉法によらない水素還元製鉄は、天然ガスを長距離輸送する必要があるので課題がある	
384	水素等の利用は排出削減が困難なセクターや余剰電力の吸収に限るべき	水素等は幅広い分野での活用が期待されるエネルギーであり、2050年カーボンニュートラル実現に向けては、鉄鋼や化学といった電化では転換が難しい分野において活用していくことが不可欠です。他方で、電力分野においても、大量の水素等需要が見込めることから水素等利用拡大のために引き続き重要であるとともに、将来的に大量で安価な余剰電力を使用することができる可能性があることから、大規模サプライチェーン構築に当たっては、こうした需要や観点も踏まえながら、併せて利用を促進していきます。
	電気で作るアンモニア・水素・合成メタンを発電に利用するのは無駄であり、余剰電力の吸収目的に限定すべきである。 アンモニア・水素・合成メタンを燃やすのは、電気を用いることができない飛行機や大型移動体目的、または電気を用いることができない鉄鋼・化学産業に限定すべきである。 原子力発電・石炭火力を廃止し、水素は代替技術が少なく転換が困難な分野に利用を限定すべき	
385	水素導入において離島へ配慮すべき	水素等は幅広い分野での活用が期待されるエネルギーであり、2050年カーボンニュートラル実現に向けては、特に鉄鋼や化学といった電化では転換が難しい分野において活用していくことが不可欠です。他方で、現在は商用化されたサプライチェーンはまだ存在しておらず、コスト面や新規需要の創出・拡大に引き続き課題はあります。まずは、社会実装に向けて、水素社会推進法に基づき、大規模サプライチェーンの構築を強力に支援していきながら、離島の導入の必要性や在り方を含め、低炭素水素等の利用を促進するための制度の在り方を検討してまいります。
	現在記載されている、水素等における将来的に十分な価格低減と競争力を有する見込みのある国内事業への支援・推進に加え、次の展開として、離島等を含む全国各地における後発案件に対する支援等の検討を進めていく必要性を踏まえ、離島への配慮について追記いただきたい。	
386	水力発電を推進すべき	再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。水力発電は、安定した出力を長期的に維持することが可能な脱炭素電源として重要であるとして、水力発電への電源投資の促進や、水力エネルギーの最大限活用等に向けて取り組んでいく旨、お示ししております。
	水力発電及び揚水発電に関するGX実現への貢献についても明記いただきたい。水力発電は国産再生エの普及や技術自給率の向上の不可欠な脱炭素電源であり、揚水発電も重要性が増しているためである。	

387	世界の趨勢を踏まえた政策にすべき	GX・エネルギーに関する世界の状況はここ数年で大きく変化しており、例えば、世界では、2050年カーボンニュートラル実現に向けた野心的な目標を堅持しながらも、各国の置かれた固有の状況を踏まえ、経済性やエネルギー安定供給との間でバランスを取る現実路線へ転換が進んでいると理解しております。GX2040ビジョン（案）と一体的に議論している、エネルギー基本計画（案）の検討に際しては、欧米主要国などを中心に世界のエネルギー政策や脱炭素政策の動向を十分に踏まえながら議論を進めてまいりました。今後も国内外の情勢変化も十分踏まえた上で、GX・エネルギー政策の検討を進めていきます。
	全体として古い考え方に固執しているので、このままの計画では更なる低炭素が続く。国際基準や動向を理解して、それに追いつくことを最優先させるべきである。 国際社会から大きく遅れているという認識と原因分析がないまま進めでも効果がない。	
388	制度開始前の削減努力を考慮する対象を、グランドファゼリング対象分野のみに限定しない記載ぶりへ変更すべき 制度開始前の削減努力を考慮する対象を、グランドファゼリング対象分野のみに限定しない記載ぶりへ変更して頂きたい。	業種別ベンチマークは、同種の事業活動を実施している他の事業者と比較して、過去に削減努力を行ってきた事業者が優位になる仕組みであり、過去の削減努力はベンチマークを適用すること自体で考慮されていると考えられます。
389	排出量取引制度について制度設計においては、企業に過度な負担がかからないものとすべき	排出量取引制度における排出量の割当てについては、対象企業の将来に向けた脱炭素技術への投資余力を損なわないよう、業種ごとの特性や、トランジション期における研究開発投資、過去の削減努力、新規事業への参入による活動量増加、事業活動の縮小に伴う活動量減少など、様々な事情を勘案して行っております。
	政府指針をはじめとする各種制度設計においては、企業に過度な負担がかからないものとしていただきたい。その検討に際しては新経済連盟をはじめ、経済界・関連団体等との意見交換の場を適時適切に設けていただきたい。 企業の脱炭素技術に向けた投資余力を損なわないことが必要である。過度な負担が発生する場合、脱炭素化のための投資原資を喪失するおそれがあるため、慎重な制度設計が必要である。	
390	成長志向型カーボンプライシングに関わる国や政府系金融機関の能力が心配	成長志向型カーボンプライシング構想では、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた関連分野への投資を促し、事業者や国民に恩恵がある制度としてまいります。成長志向型カーボンプライシング構想について、実効的な仕組みとなるよう、引き続き取り組んでまいります。
	「成長志向型カーボンプライシング」は国や政府系金融機関の環境技術に対する投資家としての能力に対する懸念がある。	
391	成長志向型カーボンプライシングは、大規模太陽光発電や大規模風力発電を促進し、自然破壊、生態系破壊を進めるのではないのか	成長志向型カーボンプライシング構想では、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた関連分野への投資を促し、事業者や国民に恩恵がある制度としてまいります。施策の推進に当たり、地域や社会に受け入れられるよう、生活環境や生物多様性への影響も考慮してまいります。
	「成長志向型カーボンプライシング」は結局、もはや革新的技術とは言えない大規模太陽光発電や大規模風力発電に頼り、破壊的な自然破壊、生態系破壊が進むのではないのかという懸念がある。	
392	成長志向型カーボンプライシングは絵に描いた餅で終わるのではないのか	成長志向型カーボンプライシング構想では、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた関連分野への投資を促し、事業者や国民に恩恵がある制度としてまいります。成長志向型カーボンプライシング構想について、実効的な仕組みとなるよう、引き続き取り組んでまいります。
	「成長志向型カーボンプライシング」は結局、委員会の構成員である経済人の絵に描いた餅を丸呑みするのではないのかという懸念がある。	
393	成長志向型カーボンプライシングは脱炭素技術が「ゴミ問題」、「生物多様性の減少」、「環境破壊」といった環境に与える負の影響を定量的に評価できないのではないのか	成長志向型カーボンプライシング構想では、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた関連分野への投資を促し、事業者や国民に恩恵がある制度としてまいります。施策の推進に当たり、地域や社会に受け入れられるよう、生活環境や生物多様性への影響も考慮してまいります。
	「成長志向型カーボンプライシング」は脱炭素技術が「ゴミ問題」、「生物多様性の減少」、「環境破壊」といった環境に与える負の影響を定量的に評価していないという懸念がある。	
394	成長志向型カーボンプライシングを導入しても、結局排出量は減らないのではないのか	成長志向型カーボンプライシング構想では、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた投資や取組を前倒し、着実な排出削減を促していきます。
	「成長志向型カーボンプライシング」は企業に対する免罪符としてのみ機能して、結局排出量は減らないのではないのかという懸念がある。	
395	成長志向型カーボンプライシング構想は、価格決定力を持つものだけが裨益するべきではない	成長志向型カーボンプライシング構想では、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これによりGXのための投資や取組に意欲ある企業に対しては、価格決定力の差に関係なく裨益する制度となるよう設計を進めてまいります。
	「成長志向型カーボンプライシング」は価格決定力を持つもの同士のカードゲームではないのかという懸念がある。	
396	政策の支援・実行に優先順位をつけて取り組むべきである	GXを効果的に進めるために大規模な投資が必要であり、そのために投資促進策を進める上で優先順位を踏まえて、選択と集中を進めることは重要な視点となります。このため、GXを進める上で重要な分野については、削減効果や投資効果も踏まえて分野別投資戦略を策定し、分野を絞って効果の高い支援策となるよう取組を進めていきます。また、2050年CNを目指す上では、未だ社会実装されていない技術も必要になると考えており、現時点で特定の技術に絞り込むことなど様々な技術選択肢を追求していきます。
	総花的な「GXリスト」が提示されているが、重点をどこに置いているかが不明確である。実現のカギは「選択と集中」にあり、そのビジョンを示すべきだ。 GX戦略においては、年間2兆円規模の政府資金を用いた未商用化技術の開発・社会実装が進められるが、成功するものと失敗するものが出てくるため、ある段階で「選択と集中」が必要となる。	
397	カーボンプライシングについて予見可能性の高い制度設計を行うこと	我が国では、「成長志向型カーボンプライシング構想」として、20兆円規模のGX経済移行債を活用した先行投資支援と組み合わせGXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形でカーボンプライシングを導入することとしており、これにより企業の予見性を高め、脱炭素投資の前倒しを促進することとしております。
	カーボンプライシング制度の導入時期・水準・補助金・税制優遇措置の詳細等を示し、予見可能性の高い制度設計を行うこと。☑	
398	政策評価のために政府としてのカーボンプライスの設定が必要	2026年度からの排出量取引制度の本格稼働にあたって、排出枠の上下限価格を政府が設定することとしておりますが、その具体的な水準については、今後、国民経済に与える影響への配慮、脱炭素投資を中長期的に進めていくために必要な価格水準、GXを巡る国際動向等を踏まえて、政府として決定してまいります。
	GX価値について、カーボンプライシング政策の必要性は理解するが、政府としてのカーボンプライスがいくらと評価しているかが政策評価に必要である。	
399	政府の目標である、2035年60%削減、2040年73%削減より、野心的な目標を示すべきではないか	次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。そのうえで、我が国の新たな削減目標については、IPCC第6次評価報告書が示している1.5度目標と整合的な経路の削減率の幅の中にあり、1.5度目標と整合的なものと認識しています。我が国としては、新たな削減目標が、パリ協定の1.5度目標と整合的であると共に、排出削減と経済成長の同時実現に向けて予見可能性高く取り組むための、野心的な目標であると考えています。
	日本は2035年度温室効果ガス削減目標を少なくとも世界基準の2013年度比66%、先進国としての責任を考えるとそれ以上とするべきである。	

	<p>2035年度、40年度のGHG削減目標は70%、80%とするべきである。政府案ではパリ協定で合意された「1.5°C目標」への日本の貢献として決定的に不十分であり、先進国としての責任を果たすためには、より高い目標が必要である。</p> <p>削減目標の見直しを求めます。1.5C目標達成に、日本がリーダーシップをもって取り組むことを示すには、本来は2035年75%以上の削減が必要。少なくとも2013年比66%以上の1.5C整合の数値目標を設定していただきたいです。</p>	
400	<p>政府は、脱炭素目標達成のため、確かなデータを活用すべきである。</p>	<p>GX投資促進策を進める上では、分野別投資戦略を定め分野毎の削減見通しなどを示した上で進めています。また、クライメート・トランジション利付国債については、対象事業の適格性について第三者評価機関から国際基準への適合性に関する評価を取得しているほか、投資家向けにインパクトレポートを作成することとしており、この中で支援策による削減効果なども示す予定です。こうした点も踏まえながら引き続き経済成長と排出削減につながる投資促進策を進めていきます。</p>
	<p>政府は、非政府アクターとの協力のもと、ネットゼロへの移行と経済成長を達成するために、確かなデータを活用すべきである。</p> <p>科学に基づいて気候変動を解決するための危機感のある脱炭素を進めてください。IPCCにおけるunabated（排出削減対策付き）火力発電所は混焼技術ではなく、CO2排出量を90%以上削減したものに適応されることに留意すべきです。</p>	
401	<p>政府指針に基づく排出枠の無償枠を長期維持すべき</p>	<p>2026年度から開始する排出量取引制度においては、全ての対象事業者に対して排出枠の割当を政府指針に基づいて無償で行います。そのうえで、2033年度からは、発電事業者を対象に、排出枠の有償での割当てを段階的に導入してまいります。</p>
	<p>政府指針に基づく排出枠の無償割当てについて、我が国が輸出市場で負けないための無償枠の長期維持が不可欠である。今後策定される政府指針では、我が国が置かれた環境を十分斟酌し、業界との丁寧な対話プロセスを行っていただきたい。</p> <p>排出量取引制度の導入初期から十分な無償排出枠の設定等の措置が必要であり、輸出市場で負けないための無償枠の長期維持が不可欠である。</p> <p>政府指針に基づく排出枠の無償割当てについて、我が国は加工貿易国家としてアジア等の海外市場で熾烈な国際競争に晒されており、我が国が輸出市場で負けないための無償枠の長期維持が不可欠である。</p>	
402	<p>政府指針を作成する際は透明かつ公正な手続きにより策定すべき</p>	<p>2026年度より開始する排出量取引制度においては対象事業者に対して、ベンチマーク・グランドファザリングに基づいて割当を行うことを想定しており、割当の基準となる政府指針については、審議会等において、有識者等の意見も踏まえて策定してまいります。</p>
	<p>排出量取引における業種特性やGXを促進するために特に考慮すべき事情を勘案した政府指針を作成する際は透明かつ公正な手続きにより策定すべき</p>	
403	<p>政府支援を簡素化し膨大な支援とならないようにすべき</p>	<p>GXの投資を加速させるためには、一定規模の政府支援が必要と考えており、政府としてはこれまでもGX基本方針などにおいて、10年間で20兆円規模の支援策を講じることを示しています。こうした方針は今回のGX2040ビジョン（案）においても変わることなく、GX経済移行債を活用した20兆円規模の支援策を効果的に利用し、GXに向けた取組を加速していきます。</p>
	<p>政策支援が複雑化しているため、1つの設備に対し両制度での支援適用があり得るため、膨大な支援額になる懸念がある。</p>	
404	<p>政府支出の必要額の大半を試算すべき</p>	<p>GXの投資を加速させるためには、一定規模の政府支援が必要と考えており、政府としてはこれまでもGX基本方針などにおいて、10年間で20兆円規模の支援策を講じることを示しています。こうした方針は今回のGX2040ビジョン（案）においても変わることなく、GX経済移行債を活用した20兆円規模の支援策を効果的に利用し、GXに向けた取組を加速していきます。</p>
	<p>必要な支援額の大きさに直面して腰折れにならないよう、あらかじめ政府支出の必要額の大半を試算すべきである。</p>	
405	<p>政府調達は初期市場創出において重要であり評価する</p>	<p>政府が自ら率先してGX製品をはじめとした先端的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要である旨、明記させていただいています。今後ともいただいたご意見の主旨を踏まえながらGX市場創出に関する取組を進めさせていただきます。</p>
	<p>GX市場創出に向けて政府が率先してGX製品をはじめとした先端的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要であり、評価する。</p>	
406	<p>DCの情報通信機器について、半導体以外の省エネについても明記すべき</p>	<p>データセンターの省エネ化に向けては、DCで使われる半導体の省エネルギー性能の向上のみならず、液体冷却技術によるサーバーの冷却手法の高度化、計算資源の効率的な運用に資するソフトウェアの開発、さらにはDCや通信ネットワークにおける処理を極力光で行うオール光ネットワーク技術や光電融合デバイス技術等の技術開発を進めることとしております。また、技術開発の促進に加えて、事業者が満たすべき効率を設定した上でその取組を可視化するなど、諸外国の取組も踏まえつつ、支援策と一体で制度面での対応を行っていくこととしています。</p>
	<p>情報通信機器は半導体だけで構成されているわけではなく、「半導体の省エネルギー」に限定すべきではない。「まずはDCで使われるサーバーなど、情報通信機器の省エネルギー性能の向上や～計算資源の効率的な運用に資するソフトウェアの適用を徹底し」に変更すべきである。</p>	
407	<p>2040年までに化石エネルギーへの依存から脱却すべき</p>	<p>政府はGXに取り組むことで、エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素の同時実現を目指しています。需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することにより、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指していきます。</p> <p>こうした中で、これを目指し、脱炭素化の技術を活用しながら段階的にカーボンニュートラルへの取組を進めることが重要です。政府としてはこうした考えに基づき、10年間で20兆円規模の先行投資支援によって150兆円規模の官民投資を呼び込む成長志向型カーボンライジング構想を進めることで、脱炭素化に向けた技術のイノベーションを起こしながら、引き続き脱炭素化の歩みを進めていきます。</p> <p>他方で、化石燃料は、我が国のエネルギー供給の大宗を担う重要なエネルギー源であり、化石燃料の安定供給を確保しつつ、現実的なトランジションを進める必要があります。</p>
	<p>「化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し」という文言を、「化石エネルギーへの依存からの脱却を目指し」と見直すべき。</p>	
408	<p>一般家庭向けの高効率給湯器について、機種名を明記すべき</p>	<p>GX2040ビジョン（案）では、「高効率給湯器」との記載にとどめておりますが、一体的に遂行していくエネルギー基本計画（案）では、家庭用高効率給湯器について、ヒートポンプ給湯機やハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池と、その例をお示ししております。</p>
	<p>一般家庭向けの高効率給湯器について、具体的な行動を促すため、『エネファーム』や『ハイブリッド給湯器』、『エコキュート』といった、機種名を明記すべきだと思う。</p>	
409	<p>GXリーグの制度設計が失敗であったことを認めるべき</p>	<p>企業のGXのための取組を加速させていくため、排出量取引制度については、GXリーグでの取組状況を基礎に、2026年度からは制度に係る公平性・実効性を高めつつ対象企業の業種特性や脱炭素への道筋等を考慮する柔軟性を有する形で本格稼働させることとしており、今後の制度設計に必要な知見の収集等の観点から一定の成果があったものと評価しています。</p>
	<p>制度設計が甘かったこと、失敗であったことを明文化し、今後の制度設計はどのようにするか、より強いコミットメントの文章への更新すべき。</p>	
410	<p>電化を将来的に可能とするための技術開発等について言及すべき</p>	<p>GX2040ビジョン（案）には電化の推進を明記しております。その上で、御指摘の点も含め、GXの実現には、我が国が強みを持つ排出削減効果の高い革新的な技術の開発や社会実装が必要とされます。グリーンイノベーション基金事業を通じて革新的な脱炭素技術の研究開発・実証から社会実装までを継続して支援するなど、国も前面に立ちGXの実現を目指してまいります。</p>

	現時点では電化が困難とされる分野であっても、脱炭素化の推進を進めるうえで主要な対策である電化を将来的に可能とするための技術開発等について言及しておくべきであるため、「このため、電化が可能な分野においては、電源の脱炭素化と電化を推進し、電化が困難であるなど、脱炭素化が難しい分野においては、ガスなどへの燃料転換に加え、電化の導入促進を可能とする技術開発や、水素等（水素、アンモニア、合成燃料、合成メタン）やCCUSなどを活用した対策を進めていく必要がある。」と修正すべき。	
411	DRの具体的な手法についても言及してほしい	GX2040ビジョン（案）において、DR推進に向けた制度面での対応を進めることを明記しております。また、第7次エネルギー基本計画（案）案では、蓄電・蓄熱等を活用した電力貯蔵システムやコージェネ、負荷設備、蓄熱槽等のDERを活用したアグリゲーションビジネスの促進等を行い、DRの更なる普及を図ることが必要であることを明記しており、GXの取組としても、これらを踏まえて対応を進めていきます。
	DRの具体的な手法についても、例を示しつつ言及することが望ましいため、「こうした目標と整合するよう、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げとあわせ、より高い省エネルギー水準の住宅の供給を促す枠組みの創設、住宅性能表示制度における基準の充実、非化石転換や蓄電・蓄熱システムを活用したDR推進に向けた制度面での対応を進める。また、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネルギー性能等を有する住宅の導入や、断熱窓への改修、高効率給湯器の導入も含めた既存住宅・建築物の省エネルギー改修を促進する。」と修正すべき。	
412	ヒートポンプへの投資等の支援措置を重点的に実施いただきたい	ヒートポンプについては、事業者向けには、省エネ設備への更新支援のほか高効率空調や産業ヒートポンプ、業務用ヒートポンプ給湯機等への更新の支援を行うこととしているほか、家庭向けには、ヒートポンプ給湯機を含めた高効率給湯器の導入支援を行うこととしております。
	当該項目に特に関連するヒートポンプ技術について、脱炭素化に貢献するだけでなく、産業政策の観点からも海外依存度の高い他技術と比較して優位性があるため、ぜひ今後のGX政策においてもヒートポンプへの投資等の支援措置を重点的に実施いただくよう、意見として提起する。 ヒートポンプ技術は脱炭素化に貢献するだけでなく、産業政策の観点からも海外依存度の高い他技術と比較して優位性があるため、今後のGX政策においてもヒートポンプへの投資等の支援措置を重点的に実施すべきである。	
413	生活圏の技術を基礎として将来を展望すべき	2050年カーボンニュートラルに向けては既存の社会実装された技術だけでは困難であり、様々なイノベーションや革新的技術の社会実装が不可欠だと考えています。一方で、既存技術でもカーボンニュートラルに貢献する技術であっても十分に社会実装が進んでいないものもあると認識しており、そうした技術の社会実装を進めることは重要な課題と認識しております。そのため、省エネ補助金などを通じて、既存技術であっても削減効果の高い技術の社会実装を進めると同時に、既存の産業のGXを後押ししていきます。
	経産省が考えている技術とは全く別の位相で地道に培われてきた生活圏の技術を基礎として将来を展望すべきである。	
414	生成AIの使用を止めるべき	AIを活用した再生可能エネルギー需給の最適化技術や、CO2削減効果の高い効率的な新素材開発など、AI活用を通じたDXの加速は、成長と脱炭素の同時実現を目指すGXの効果を最大化させる可能性があります。今後、データセンター等の国内立地が進み、電力需要が増加する見込みですが、液体冷却技術によるサーバーの冷却手法の高度化や、計算資源の効率的な運用に資するソフトウェア開発等によるデータセンターのエネルギー効率の改善に向けた取組を進めてまいります。
	生成AIの安易な使用を止めるべきである。	
415	製造・建設段階の排出（エンボディードカーボン）の削減を推進すべき	排出量取引制度においては、業種を問わず、CO2の直接排出10万トン以上の事業者を対象とすることとしています。
	建築物の使用段階の排出削減（省エネ・創エネ）だけでなく、製造・建設段階などの排出（いわゆる「エンボディードカーボン」）の削減も重要である。エンボディードカーボン削減に向けた推進・支援についても検討いただきたい。	
416	税率は削減効果が得られる程度の高い水準で設定すべき	我が国におけるGXに向けた取組については、これまでGX実行会議での議論を通じ、成長志向型カーボンプライシング構想が2023年2月に閣議決定されています。この成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組み期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形でカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前進を促していきます。
	化石燃料賦課金は国会で審議した上で設定する「炭素税」として2026年度から本格導入とすべきであり、税率は削減効果が得られる程度の高い水準で設定すべきである。	
417	石炭火力は早期に廃止すべき	エネルギーを巡る状況は各国千差万別です。すぐに使える資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国においては、S+3Eの原則の下で2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。 石炭火力については、電源構成の約3割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な石炭火力の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。 こうした状況を踏まえ、日本として、石炭火力を直ちに廃止することは考えていませんが、引き続き、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を推進していきます。
	石炭火力は効率的なものも含め早急に削減すべきである。調整力のあるLNG火力および天然ガスコージェネレーションに置き換えるべきである。 火力の脱炭素化ではなく、COP28でも合意した化石燃料からの脱却を掲げ、特に石炭火力については廃止年を明確に示すべきである。 国際合意を果たすためには、日本も2030年代前半までに石炭火力をゼロにする必要がある。	
418	石炭政策を推進すべき	非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていく中でも、石炭の安定供給は引き続き重要であり、石炭の自主開発比率は2040年に60%を維持するとともに、石炭の自主開発比率は、一般炭の調達環境の変化に伴い低下しつつあるところ、比較的長期の複数年のタム契約は安定的な調達に資すると考えられるため、一般炭については、自主開発比率に加え、複数年タム契約の比率も安定供給のための補完指標として計測し、必要な施策を検討して参ります。
	石炭火力は必ずしも非効率ではない。 石炭火力はアジアに売りたいことができる アジアのほとんどの国は石炭に依存しており、日本の技術を持って石炭エネルギーのクリーン化を図り、欧州の石炭政策に迎合しない石炭政策に臨むべき	
419	石油サプライチェーンの維持について言及すべき	今後、国内の石油需要は全体として減少していく中で、製品ごとにその減少幅は異なります。こうした需要構造の変化にあわせ、輸入原油の種類や設備構成の見直しを通じて、安定供給に支障を生じさせずに供給構造も変化させていくことが必要です。 また、製油所が減少していく中で、全国的に安定供給を担保するためには、海路や陸路の輸送体制の強化などサプライチェーンの柔軟性を確保していくことが重要と考えております。
	製油所からSSまでの石油サプライチェーンの維持について、2040年においても石油は再生エネと並んで一次エネルギー供給の主力を担う可能性があるため、社会活動を支える石油にも言及すべきである。	
420	先行き不透明な技術に投資すべきでない	2050年カーボンニュートラルに向けては既存の社会実装された技術だけでは困難であり、様々なイノベーションや革新的技術の社会実装が不可欠だと考えています。一方で、既存技術でもカーボンニュートラルに貢献する技術であっても十分に社会実装が進んでいないものもあると認識しており、そうした技術の社会実装を進めることは重要な課題と認識しております。そのため、省エネ補助金などを通じて、既存技術であっても削減効果の高い技術の社会実装を進めると同時に、既存の産業のGXを後押ししていきます。
	GX実行推進会議では、実現が難しく不確実性の高い技術に期待をかけるべきでない GXは、実現が不確実な開発半ばの技術にその成否をあまりにも委ねすぎており、特に核融合技術には課題がある。	

421	全てのステークホルダーに配慮した政策にすべき	GXは国家を挙げての取組であり、産官学など多岐にわたる関係者が一体となって取り組む必要があります。そのためこれまで様々な立場の有識者に議論に参画していただき、今回のGX2040ビジョン（案）をとりまとめたところであり、引き続き幅広い関係者とも議論を重ねながら取組を進めていきます。
	配慮すべきは投資家や株主だけでなく、従業員や取引先、地域住民、などの全てのステークホルダー、そして自然環境である。	
	配慮すべきは投資家や株主だけでなく、従業員や取引先、地域住民、などの全てのステークホルダー、そして自然環境である。 SDGsやESG投資が環境、社会（人権）を重視していることを理解できていない。	
422	全固体電池について更なる支援を進めるべき	GX2040ビジョン（案）にも明記しているとおり、次世代電池市場の着実な獲得に向けて、2030年頃の本格実用化に向けた全固体電池の研究開発及びサプライチェーン全体での生産技術開発の加速等の支援にも取り組むこととしております。こちらを踏まえて引き続き対応を進めてまいります。
	全固体電池の開発について、政府の補助金などの支援制度による手厚い拡充と、資金的な事業経営の支援制度なども国がさらに注力せねばならない。	
423	全面的に書き直すべき	GX2040ビジョン（案）は、GXを進めて行く上で、足下で中東やウクライナ情勢など様々な不確実が高まる中で、引き続きGX投資を進めるための投資の予見可能性を高めるため、GX産業構造やGX産業立地のあり方、GX市場創造に向けた取組などを2040年を念頭に中長期的の見通しを示したものです。引き続きビジョンに示した内容に踏まえ、GXの取組を進めていきます。
	的外れな記述が続いてバコメを実施する質に達していないので、全面的に書き直すことを求める。	
424	全量無償割当ではなく、一部排出量の有償割当などを検討すべき	成長志向型カーボンプライシング構想では、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。この基本的考え方のもと、排出量取引制度については、2026年度より無償割当の形で本格稼働させつつ、投資等を行う一定の準備期間を置いた上で2033年度より発電事業者を対象に有償オークションを段階的に導入していきます。トランジション期にある現時点においては、無償割当型の制度を導入し、対象事業者の脱炭素投資のための余力を損なわない形で排出削減を促していくことが重要と考えています。これにより意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを促していきます。
	当初の排出枠については、全量無償割当ではなく、一部排出量の有償割当、または全排出量に対しての低額での割当などを検討すべきである。	
425	想定される炭素に対する賦課金を明記すべき	我が国におけるGXに向けた取組については、これまでGX実行会議での議論を通じ、成長志向型カーボンプライシング構想を盛り込んだ「GX実現に向けた基本方針」が2023年2月に閣議決定されています。 この成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、化石燃料賦課金はエネルギーに係る負担を中長期的に減少させていく中で導入するものであり、既存のエネルギー負担を踏まえて化石燃料賦課金の負担水準を毎年度決定することがGX推進法に明記されています。
	想定される炭素に対する賦課金額を記載すべき	
426	早い段階からのエネルギー教育に力を入れるべき	エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、エネルギーの消費地を含めて、幅広い国民の皆様へ「じぶんごと」として御理解いただくことは大変重要だと考えています。教育課程においても、エネルギーや環境問題についての知識などを児童・生徒が身に付けていくことは重要です。先生方がエネルギーに関する授業を行う際に役立つ、学習指導要領に準拠した副教材の開発・提供や授業展開例の紹介、全国各地でエネルギー教育に取り組む教員等の取組の後押しなど、引き続き教育現場における取組を支援していきます。
	「革新軽水炉、小型軽水炉、高速炉、高温ガス炉、核融合といった次世代革新炉の研究開発等を進めるとともに、サプライチェーン・人材の「教育・維持・改善」に取り組む。」 ここに教育という言葉を追加してほしい。原子力教育は国民が、高等教育で受けられる機会が極めて乏しいのが現状である。この文脈からは原文である「強化」というよりは不断に改善していく文言のほうが適切に思う。	
427	早期に国際的な水準と整合した炭素価格にできるような制度設計が必要	成長志向型カーボンプライシングでは、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。こうした制度・支援の一体型の措置を通じて意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを促していくことが可能と考えています。また、事業者の排出削減を促進していくために必要な炭素価格は、各国の産業構造や関連制度の実施状況によっても異なることから、排出量取引制度等のカーボンプライシングに加えて、投資支援措置等を組み合わせることで脱炭素投資を促すことが重要と考えています。
	国際的な水準と整合した炭素価格にできるような制度設計が必要である。	
	カーボンプライシングの導入が遅いため、早期に国際的な水準と整合した炭素価格にできるような制度設計が必要である。 排出量取引制度について、国際的な水準と整合した炭素価格にできるような制度設計が必要である。	
428	藻場の育成に取り組むべき	ご意見のとおり、ブルーカーボン生態系である藻場等は二酸化炭素の吸収源であるとともに、豊かな生態系を育む重要な場であることから、「漁港漁場整備長期計画（令和4年3月閣議決定）」等に基づき、藻場等の保全・創造の取組を推進していきます。
	藻場の育成は水産資源の確保の観点からも望ましいため、もっと重点的に取り組むべきである。	
429	送電網を適切に増強・整備すべき	GX2040ビジョン（案）において、再エネの大量導入や電力の安定供給確保のため、地域間連系線について、今後10年間程度で、過去10年間（約120万kW）と比べて8倍以上の規模（1000万kW以上）での系統整備を目指していく方針を明記しています。また、再生可能エネルギーの導入等に資する地内幹線系統等を計画的に整備する方針も明記しており、今後、こちらを踏まえた対応を進めていきます。
	電力インフラを整備する企業が先行的・計画的な系統整備が進められるような支援制度を強く希望する。 風力発電容量が多い北海道と本州、太陽光電力の豊富な九州と中国・四国を結ぶ電力系統整備は是非、早急に進めるべきである。 送電網増強については、計画的な推進と政策支援の在り方について、具体的な検討をお願いしたい。	
430	多排出産業のCO2排出削減について、ロードマップを作成すべき	GX実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」にて各分野が取り組む方向性を示したロードマップを示しております。またトランジション・ファイナンス推進にあたり、GHG多排出産業の2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、「トランジションファイナンス推進のためのロードマップ」の策定を行っています。こうしたロードマップも参考にしながら、具体的な投資促進策の対象を検討しており、引き続き効果的な削減につながるよう取組を進めていきます。
	鉄鋼、化学、紙パルプ、セメント等の排出削減が困難な多排出産業の材料製造時のCO2排出削減については、重要課題として具体的な施策だけではなく、ロードマップを出すべき	
431	多排出産業の構造転換の支援が必要	多排出産業の脱炭素化を進めていく上では、脱炭素化に向けた製造プロセス転換に伴う構造転換の取組も進めていくことが重要と認識しています。こうした観点から、電力系統の整備については、製造プロセスの脱炭素化の促進のために一般送配電事業者が早期に電力供給を開始できる場所を示した「ウェルカムゾーンマップ」を通じた立地誘導を進め、一般送配電事業者が自治体等の関係機関と連携し、敵地における先行的・計画的な系統整備を促す仕組みを検討します。独占禁止法等の対応については、公正取引委員会から、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する独占禁止法上の考え方として「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」が公表（2023年3月策定、2024年4月改定）されており、各企業は、当該ガイドラインを活用し予見可能性を持って対応することが重要と認識しています。また、排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業においては、コンビナート全体としてナフサクラッカーの稼働率の適正化や、既存の供給ラインの抜本的な強化を通じて、地区を越えて近接地域への効率的な供給体制を構築するなど業界の構造転換を伴う燃料転換や原料転換に関する設備投資に対しては補助率を1/2に引き上げております。こうした取組を通じて、多排出産業における構造転換等を支援してまいります。

	高度化されたサプライチェーン構造を持つ多排出産業においては、今後、産業構造の転換が必要とされる可能性があるが、産業構造の転換を進める中で、電力の系統整備を含めた脱炭素電力の供給、独占禁止法等の対応を通じて企業間での対話環境の整備、新規設備投資のための既存設備の集約、それに伴う遊休地の活用に関する支援等を検討いただきたい。	
432	多様なCO2排出量算定方法・システムが活用可能と周知すべき	排出量取引制度におけるCO2の算定方法は、既存の関連制度との整合性の観点から、温対法に基づくSHK制度を基礎に定めることを想定しております。また、ご意見を踏まえ本文に所要の修正をおこないました。
	CO2排出量の算定・見える化支援に関し、「国の電子報告システム」に限らず、GHGプロトコルにもとづく算定方法やシステムも活用可能である点について明記いただきたい。 CO2排出量の算定システムに関し、「国の電子報告システム」に限らず、中小企業が自社にあったものを選択できることが望ましいと考えている。	
433	トランザクション制度の見直しにあたり、ユーザーのエネルギー利用の選択肢が狭められてしまうことがないよう留意いただきたい	トランザクション制度の運用にあたっては、エネルギー消費性能が最も優れているものの性能等を勘案するのみならず、技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して基準を定めることとしており、消費者の多様なニーズへの対応が可能となるよう配慮をいたして、今後とも運用をしております。
	トランザクション制度の見直しにあたり、ユーザーのエネルギー利用の選択肢が狭められてしまうことがないよう留意いただきたい。	
434	太陽光、洋上風力を推進すべき	太陽光や洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。この中で、太陽光発電については、地域との共生と国民負担の抑制を前提とし、需給近接型での導入が可能な建築物の屋根や壁面の有効活用を追求していくことが重要であると考えています。具体的には、まずは2030年度に向けて、住宅・工場等の屋根への太陽光の施策強化を図っていきます。加えて、その先の2040年度を見据え、設置可能な全公共施設の屋根への太陽光設置やペロブスカイト太陽電池の大規模導入など、引き続き関係省庁とも連携しながら、政府全体で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、太陽光発電の導入を進めていきます。洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」です。また、事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設やO&M等を通じ雇用創出にも貢献するなど、経済波及効果が期待されます。こうした点も踏まえ、再エネ海域利用法等を通じて、2040年までに30～45GWの案件形成を図っていきます。
	太陽光発電の導入加速と洋上風力の産業化、および電力系統整備や系統の柔軟性向上等の電力インフラの改革が必要。	
435	太陽光パネルのリサイクルを推進すべき	太陽光発電設備の適切な廃棄・リサイクルは、地域共生における重要な課題です。こうした中、適正な廃棄を促進するため、2022年7月以降、再エネ特措法に基づき、FIT/FIP制度の認定事業者に対し、太陽光発電設備の解体・撤去や適正な処理のための費用の積立てを求めています。また、2030年代後半以降に太陽光パネルの大量排出が見込まれる中で、環境省と合同で審議会を開催し、新たな制度の構築に向けた検討を進めています。今後、環境省と連携し、審議会の取りまとめを行った上で、早期に必要な制度的対応を講じてまいります。
	再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルの運用徹底と制度化 現在、様々なセクターが普及を推進している再生可能エネルギーは、設備の資源循環に対する懸念が度々課題として取り上げられる。例えば、太陽光発電パネルは約6割がガラスで構成されており、再利用先の需要が少なくアプローチ方法の決定に難儀している。リサイクルの義務化も進んでいるが、ガラスの再利用先は一元化できるものではないため、各事業所がそれぞれ責任を持ってサイクルを形成する必要があると考える。また、廃棄だけでなく使用する資源や稼働中に起こり得る環境負荷を明確にした上で推進していかなければならない。そのため、LCAの観点から早急に取り入れ、制度として明確にする必要がある。 そのため、各エネルギー設備に対してリサイクル計画や使用資源の環境配慮基準を定め、基準に達しているものに対して認証を行うことを求める。また、それに基づき認証マークを交付した上で、認証された事業者を公表・特に優良な事業者に対して表彰する制度を設けるべきである。 これにより、設備設計に用いる素材や、耐用年数を迎えた設備のリサイクル方法、資源循環のアプローチ方法を確立させている企業ほど優位になるような仕組みづくりとなる。自然エネルギーで発電する点のみに捉われず、設備のリサイクル全体で環境負荷が低いものを目指す市場の競争を生み出す。また、認証事業者が公表・表彰されることで情報的に優位性を得られるようなインセンティブを付与できる。	
436	太陽光発電について、事業実施期間中のメンテナンスやリプレースを促進すべき	2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、FIT/FIP制度に基づき導入された再エネ電源について、支援期間の終了後においても、長期安定的に事業継続を担保することが重要となります。再生可能エネルギーの長期安定電源化に向けて、関係審議会において、関係事業者等のアクションプランを整理したところであり、これに基づき、事業に対する適切な再投資やリワーキングを促進していきます。さらに、長期安定適格太陽光発電事業者を認定する仕組みを創設し、太陽光発電を社会に定着させる役割を担うことのできる責任あるプレーヤーへの事業集約も進めていきます。
	住宅屋根置き太陽光設備の保全・更新に関して、何らかの促進策を導入することで、さらなる拡大が期待される。もしなかりせば老朽化による破損や事故リスクも懸念される。	
437	太陽光は山間部への設置を推進すべき	太陽光発電の更なる導入拡大にあたっては、地域との共生と国民負担の抑制を前提とする必要があります。御指摘の山間部に限らず、太陽光発電の設置については、安全面、防災面、景観等に対する地域の懸念にしっかりと向き合い、関係法令を遵守することが大前提となります。
	住宅の屋根に小さな太陽光発電設備を付ける程度では全く足りません。かと言って日本の狭い国土と食糧自給率を考えれば、平地は農地利用を最優先とするべきでしょう。残っているのは山間部の南向き傾斜地しかない。本気で自然エネルギーのみで全てのエネルギーを賄おうとするなら、日本の南向き斜面はすべて太陽光発電で埋め尽くすほどの気概が必要です。	
438	太陽光やEVなどCO2排出の評価は製造から廃棄までライフサイクルで見るべき	製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出されるGHGの排出量をCO2排出量に換算し、製品に表示された数値を表示する仕組みであるカーボンフットプリント(CFP)の考え方を示す等の取組を行っています。具体的には、経済産業省及び環境省が発行しているカーボンフットプリントガイドラインでは、算定対象とするライフサイクルステージは、最終製品の場合は製品原材料調達から廃棄・リサイクルまで(Cradle to Grave)、中間製品の場合は製品の原材料調達から製造(出荷)まで(Cradle to Gate)を基本としつつ、CFPを提供する相手や提供の目的を考慮し、選択してもよいと定めております。いただいたご意見も踏まえ、引き続きカーボンニュートラル実現のための施策を進めてまいります。
	EVのCO2排出量削減への貢献については、適正な評価を行うべきであり、ライフサイクル全体でのCO2排出量を比べるのが良い。 ライフサイクルを通じて、EVが本当に脱炭素かは疑問がある。多様な選択肢を追求していることは賛同する。	
439	太陽光を推進すべき	太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。この中で、太陽光発電については、地域との共生と国民負担の抑制を前提とし、需給近接型での導入が可能な建築物の屋根や壁面の有効活用を追求していくことが重要であると考えています。具体的には、まずは2030年度に向けて、住宅・工場等の屋根への太陽光の施策強化を図っていきます。加えて、その先の2040年度を見据え、設置可能な全公共施設の屋根への太陽光設置やペロブスカイト太陽電池の大規模導入など、引き続き関係省庁とも連携しながら、政府全体で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ、太陽光発電の導入を進めていきます。

	太陽光発電は設備投資のみで、石油のみならず、ウラン等の燃料を海外に依存しない発電できる優れたシステムなので、積極的に普及させるべきだと思います。 太陽光発電の更なる導入拡大に向けた具体策として、改正建築物省エネ法で導入された、建築物再エネ利用促進区域での建蔽率等の規制緩和の方針を自治体規模に関わらず全国に広げるべき 太陽光発電導入について、中小企業等の資金調達に関する与面での支援（信用保証制度等）など、あらゆる企業規模を網羅した拡大支援策が必要	
440	太陽光を推進すべきでない	太陽光発電の導入に当たっては、事業規律の強化を通じた地域共生の実現、国民負担の抑制、再生可能エネルギーの出力変動に対応するための蓄電池の導入や地域間連系線の整備、使用済太陽光パネルへの対応といった諸課題に適切に対応してまいります。
	太陽光発電に反対します。 太陽光発電によって、火災や、破損の際の有害物質が土壌を汚染することによる環境汚染、廃棄の問題もある。海外の企業が、廃棄まできちんと行かについて疑問がある。 一般家庭や、企業への設置についても、健康被害を訴えている人がいる。 太陽光発電によって、外国企業に補助金を出し、海外の利益に貢献しているが、これでは日本の国が衰退してしまう。	
441	太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、分散型エネルギーリソース（DER）を積極的に導入するべき	GX2040ビジョン（案）において、地域特性に応じた再生可能エネルギーを地域で創り、貯めて、賢く使うことは、足下のエネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換につながり得るものであることを明記しています。地域における再生可能エネルギーと蓄電池やコージェネレーションなどの分散型エネルギーリソース（DER）を組み合わせた活用といった対応を進めていきます。
	太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、分散型エネルギーリソース（DER）を積極的に導入するべきである	
442	太陽光発電はメガソーラーを規制し、小規模発電と蓄電池を推進すべきである	太陽光発電の更なる導入拡大にあたっては、地域との共生と国民負担の抑制を前提とする必要があり、この観点から、需給近接型での導入が可能で建築物の屋根や壁面の有効活用を追求していくことが重要と考えています。また、出力の変動する再生可能エネルギーの電力市場への統合を進めるため、揚水発電や蓄電池の活用など、調整力の確保を進めていきます。
	太陽光発電については、メガソーラーなど環境破壊につながるような設置は規制し、小規模発電と蓄電池の設置で送電ロスなをなるべく減らすべきである。	
443	水素やCCSの導入はGHG排出削減困難な分野に利用を限定すべき	水素等は幅広い分野での活用が期待されるエネルギーであり、2050年カーボンニュートラル実現に向けては、鉄鋼や化学といった電化では転換が難しい分野において活用していくことが不可欠です。他方で、電力分野においても、大量の水素等需要が見込めることから水素等利用拡大のために引き続き重要です。大規模サプライチェーン構築に当たっては、こうした需要も取り込みつつ、併せて利用を促進していきます。 CCSは、電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現するために不可欠な手段であり、鉄、化学、発電等の分野でCCS事業を立ち上げ、世界的に競争力のあるCCSバリューチェーンを構築することで、脱炭素化が難しい産業の国際競争力維持とエネルギーセクターの脱炭素化を図るとともに、日本のCCS関連企業の成長を目指します。
	水素やCCSは代替技術が少なくGHG排出削減困難な分野に利用を限定すべきである。	
444	大きな成長を志す者を対象に、事業者の努力を引き出す制度設計を望む	GXを進めていく上で重要な役割を果たす産業界の皆様は極めて重要です。その中でも新たな事業分野に挑戦し、大きな成長を目指す事業者の方の取組を積極的に支援していくことは、波及効果も含めて重要と考えており、今後の投資促進策を進める上でもこうした点を踏まえて効果的なものとなるよう取組を進めていきます。
	大きな成長を志す者を対象に、各事業者の汗が報われるような制度設計を望む。産業競争力の強化に資する取り組みとして、個社や事業者のチャレンジには大きなリスクを伴うが、それなしには実現は不可能と考えるためである。	
445	大企業からのカーブアウトを促進させるインセンティブ・仕組み作りが必要	大企業からのカーブアウトは、新たな事業を生み出し成長につなげるための重要な取組の一つと認識しています。既に実施されているカーブアウトを応援するための税制措置やGX経済移行債を活用した支援策の積極的活用など、大企業が抱える技術・人材の有効活用につながるカーブアウトを積極的に支援していきます。
	有望なビジネスや技術はカーブアウトしにくいケースもあると想定されるため、大企業からのカーブアウトを促進させるインセンティブ・仕組み作りが必要である。	
446	大規模災害時の連絡系統（電力、通信）を強化すべき	GX2040ビジョン（案）において、電力の安定供給を確保するために、地域間連系線や地内基幹系統を整備することが重要であると明記しており、この方針に基づいて、必要な対応を進めていきます。 通信インフラの強化は重要であると認識しており、頂いた御意見も踏まえつつ、引き続き関係省庁と連携していきます。
	大規模災害での電力供給の優先度は、生命、生活、基本インフラ、企業活動である。 大規模災害に対処しなければならぬのは、自治体（広報を含む）、消防や救助・救護、医療、インフラ復旧、などであり、それらの連絡系統（電力、通信）の強化が必要である。	
447	大規模集中型の電源は見直し、分散型のネットワーク構築を推進すべきである	GX2040ビジョン（案）において、地域特性に応じた再生可能エネルギーを地域で創り、貯めて、賢く使うことは、足下のエネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換につながり得るものであることを明記しています。第7次エネルギー基本計画（案）では、地域における再生可能エネルギーと蓄電池やコージェネレーションなどの分散型エネルギーリソース（DER）を組み合わせた活用や、DERの活用にあたっては地産地消による効率的なエネルギー利用や災害時のレジリエンス強化等にも資する地域マイクログリッドの重要性を明記しており、これを踏まえて対応を進めていきます。
	地域分散型エネルギーシステムを導入し、地域ごとの特性を活かしたエネルギー計画を立て、持続可能な形で再エネを推進するべきである。	
448	大手電力会社を利する内容とすべきでない	GXの取組を進める上では燃料の脱炭素化を進めるとともに脱炭素化により得られる脱炭素電力による電化が重要となります。そのためには脱炭素電力の供給拡大を進めることが重要であり、官民が一体となって取組を進めていきます。
	大手電力会社を利する内容とすべきでない	
449	大幅な排出削減に資する燃料転換促進に賛同	2050年カーボンニュートラルを実現していく上で、石炭等を活用した自家発電などにおいて、現実的な形で燃料転換を進めていくことが重要と考えております。このため、例えば、多排出産業向けには、排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業等を通じて、石炭火力から天然ガスなどの他のエネルギー源への転換を支援しております。
	「自家発電設備・ボイラー等における大幅な排出削減に資する燃料転換」を促進する旨に賛同する。いずれも化学業界にとってもGX推進に必須であり、個別企業のみでは取り組みにくい課題であるため、支援をお願いします。	
450	カーボンプライシングの第2フェーズにおいては、価格は抑制的なものとすべき	2026年度から本格稼働する排出量取引制度においては、排出枠の価格に上下限価格を設定することとしています。その水準については、今後、国民経済に与える影響への配慮、脱炭素投資を中長期的に進めていくために必要な価格水準、GXを巡る国際動向等を踏まえて決定してまいります。
	カーボンプライシングについて、第2フェーズは脱炭素投資を促進する期間であるため、投資効果の発現までのリードタイムを鑑みれば、価格は抑制的なものとすべきと考える。	
451	第7次エネルギー基本計画（案）では気候危機への対応ができない	御指摘の御意見は、基本的に第7次エネルギー基本計画（案）にいたくものと考えております。 そのうえで、世界全体の1.5度目標と整合的な形で、2030年度温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラル実現の国際公約を掲げており、また次のNDC案として2035年度60%削減、2040年度73%削減を目指すことをお示したところです。今回お示したエネルギー基本計画（案）は、こうした目標と整合的な内容として整理しています。 同時に、経済成長を実現することも重要です。世界では、脱炭素を経済成長に結実させるべく、脱炭素分野での投資を加速させるダイナミックな変化が発生しており、脱炭素電源が十分確保できなければ、国内投資や経済成長の機会を逸することとなり、雇用の確保や賃上げも困難となり、国民生活にも大きな影響を及ぼすことにもなりかねず、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に向けて取組を進めていきます。
	・第7次エネルギー基本計画（案）は、第6次エネルギー基本計画（案）とほぼ変わらない内容であり、目標が同じであるため、気候危機への対応ができない	

452	<p>第7次エネルギー基本計画（案）策定プロセスに若い世代、多様な立場の専門家を参加させるべき</p>	<p>御指摘の御意見は、基本的にエネルギー基本計画（案）にいただくものと考えております。</p> <p>そのうえで、エネルギー基本計画（案）などのエネルギー政策の全体像を審議する総合資源エネルギー調査会基本政策分科会は、エネルギー政策全般に関して幅広く検討するための審議会です。</p> <p>このため、審議会の委員には、こうした議論を進める上で必要となる①省エネ・再エネ・原子力などエネルギーの各分野に加え、②日本経済、③エネルギー多消費産業、④消費者、⑤大企業や中小企業など産業界、⑥金融などの各分野から学識経験者や専門家、の方を中心に委員に参画いただいております。政府としては、現在の基本政策分科会の委員構成については、エネルギー政策を進めていく上で必要となる学識経験者や専門家がバランスよく参画されているものと考えております。なお、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の女性比率は約44%とほぼ男女同比率となっております。</p> <p>今回提示したエネルギー基本計画（案）の策定に際しては、2024年9月26日開催の第63回基本政策分科会において、3つの若者系団体と2人の若手エネルギー企業経営者、複数の環境を重視する団体からヒアリングを行い、議論にご参画いただきました。また、2040年度エネルギーミックスの検討に際しても、委員の御指摘を踏まえ、環境を重視する専門機関にも参画いただいております。</p>
	<p>エネルギー基本計画（案）策定に、市民が参加する場がほとんどないと思います。また、国会でも話合っていないかと思えます。未来の重要事項だと思いますので、委員の多様化を含め国民的議論をじっさいいただきたい。</p> <p>意思決定のプロセス・会議の場においても、既存のエネルギーシステムを維持する立場である化石燃料や原発業界の方のみだけでなく、再エネを進めることに前向きな立場・再エネの普及拡大に詳しい専門家をもっと多く、適切に配置していただきたい。</p> <p>GXや地球温暖化関係の審議会や委員会は全て一度解散するか、中立的な委員で再構成し、GXに今後必要とされるコストを分かりやすく国民に説明した上で国民の信を問うことを望みます。</p>	
453	<p>第一次産業と再エネとの連携を推進すべき</p>	<p>再生可能エネルギーの導入拡大において、農林水産業と連携を進めることは重要です。</p> <p>例えば、営農型太陽光発電については、①営農型太陽光発電等の設計・施工に関するガイドラインの策定、②営農型太陽光発電について、FIT制度で低圧太陽光発電に求めている発電電力量の3割の自家消費を免除する特例の設定など、農林水産省と連携して、農業と調和した適正な形で営農型太陽光発電の普及に取り組んでいます。</p> <p>また、バイオマス発電は、発電コストの大半を収集・運搬等の燃料費が占める構造にあることに加え、昨今では燃料需給の逼迫も見られ、事業の安定継続が課題です。このため、地域の農林業等と連携してコスト低減や燃料安定調達等を進めていきます。</p>
	<p>バイオ産業と農業などの第1次産業と太陽光などの自然エネルギーとの連携で食物自給率とエネルギー自給率を高くするを期待している。</p>	
454	<p>脱炭素と経済成長は逆相関であることを認識すべき</p>	<p>化石燃料中心の経済社会構造から、脱炭素型のエネルギー中心の経済社会構造に転換することで、エネルギーコストの上昇につながりますが、一方でエネルギー安定供給確保という面では、輸入依存度の高い化石燃料から、エネルギー自給率の高い脱炭素型のエネルギーに転換することで、エネルギー自給率の向上につながり安定供給確保につながるというメリットもあります。こうした点も踏まえながら、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGXの取組を適切に進めていきます。</p>
	<p>脱炭素と経済成長は自然体では逆相関であることを出発点として認識すべきである。野心的な目標を立てれば経済成長するわけではないので、経済成長率への影響を議論することは同時実現を目指すために必須である。</p>	
455	<p>脱炭素に伴うコスト上昇を抑制すべき</p>	<p>化石燃料中心の経済社会構造から、脱炭素型のエネルギー中心の経済社会構造に転換することで、エネルギーコストの上昇につながり得るため、この上昇を最大限抑制することが極めて重要な課題となります。そのため限界費用の相対的に安価な取組を優先的に進めるなどエネルギーコストの上昇の最大限の抑制に取り組めます。</p>
	<p>エネルギー分野の脱炭素化に際しては、脱炭素化に伴う社会的コストが増加していくことが想定されるため、脱炭素技術のコスト低減を最大限推進すべき</p>	
456	<p>GX市場創設のためのコストは社会全体で許容する必要があることを明示すべき</p>	<p>製造業における脱炭素プロセスへの転換などのコストアップについて社会全体で許容できるよう、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値を評価するなど需要創出に着目した取組を、規制措置としての成長志向型カーボンプライシング構想と両輪で進めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、一部本文を修正いたしました。</p>
457	<p>GX製品・サービス等の需要創造のためには、高価なGX製品・サービス等を社会全体で受容する必要があると明記してほしい。脱炭素対策には莫大な開発コストが必要であり、追加的コストを社会全体で受容することが不可欠である。</p> <p>製品の脱炭素化には莫大なコストがかかる。GX市場創設のためには、そのコストを社会全体で許容する必要があることを明記すべきである。</p>	<p>製造業における脱炭素プロセスへの転換などのコストアップについて社会全体で許容できるよう、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値を評価するなど需要創出に着目した取組を、規制措置としての成長志向型カーボンプライシング構想と両輪で進めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、一部本文を修正いたしました。</p>
458	<p>脱炭素の実現は不可能なのでやめるべき</p>	<p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、化石燃料を基盤とした経済社会構造を直ちに転換することは困難であり、化石燃料であっても脱炭素化の技術を活用しながら段階的にカーボンニュートラルに向かうことや、各国の置かれた様々な状況を踏まえて取組を進めることが、現実的に世界全体での脱炭素化を進めるために重要と考えています。また、脱炭素化に向けた取組は経済成長との両立が大前提です。</p> <p>そのために、GXとDXの取組等により、海外との相対的なエネルギー価格差を縮小させ、投資呼び込み、高付加価値製品やサービスを生み出す新産業の創出と、国内需要の縮小が予想される多排出産業の競争力強化を目指し、生産プロセスを高度化し生産性を高めることで、GX製品を含む日本の高付加価値の市場開拓を加速させていきます。</p>
	<p>米国の状況を踏まえ日本も脱炭素をやめるべき</p> <p>脱炭素をやめるべきである</p> <p>「炭素から脱する」ことは不可能である。よく引き合いに出される「原子力」では「イローケー」を生成するプロセスでどれほどのエネルギー消費が必要かを考えてみれば分かるだろう。また、「太陽光発電」は土地汚染、火災発生時の消火困難性、風力発電は、そのエネルギー発生効率の著しい低さを考えて、社会インフラとしての実用性は無いだろう。</p>	
458	<p>脱炭素に向けてGX製品市場の創出や「公正な移行」を実現すべく、社会全体で行動変容を進めていくべき</p>	<p>GX製品市場の創出や「公正な移行」の実現を含め、脱炭素の実現に向けては国民の皆様も含めた社会全体の行動変容が重要です。</p> <p>このため、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値の評価や、企業の取組のみならず消費者の行動変容に向けた取組といった需要創出に着目した取組を一体的に進めてまいります。</p> <p>また、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）等も通じ、国民・消費者の皆様の行動変容・ライフスタイル転換を促していきます。</p>
	<p>GX製品市場の創出には、GX製品製造者、顧客（官需・民需双方）、最終消費者・一般市民を含めたサプライチェーン全体の行動変容が不可欠である。GX製品・サービスのGX価値を評価し、サプライチェーン全関係者の責任と負担を明確にしつつ、社会全体でGX製品需要創出に着目した取組を進めることが肝要である。</p> <p>「公正な移行」の実現は、産業構造や産業立地、強靱なエネルギー供給を実現するための基底となるものであり、国民全体が環境保全に向けた行動への理解と協力を深めるための具体的な施策を講じるとともに、その重要性について広く周知する取り組みを進めるべきである。</p>	
459	<p>脱炭素化が難しい分野のガス転換に水素、アンモニア等の炭素を含まないガスを活用すべき</p>	<p>水素等は幅広い分野での活用が期待されるエネルギーであり、2050年カーボンニュートラル実現に向けては、鉄鋼や化学といった電化では転換が難しい分野において活用していくことが不可欠です。国内外を含めた更なる低炭素水素等の大規模な供給と利用に向けて、規制・支援一体的な政策を引き続き講じ、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていきます。</p>
	<p>「ガス」の定義を「水素ガス、アンモニアガス」等の炭素を含まないガスとすべきであると考える。</p>	
460	<p>脱炭素化のインセンティブを確保すべき</p>	<p>我が国では、成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせて、GXに集中的に取り組み期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを促していきます。</p>

	成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた排出量取引制度の本格稼働にあたっては、事業者間の公平性と制度の実効性を高めつつ、業種毎の特性や脱炭素への道筋等を考慮したうえで、GXの実現に向け、脱炭素化のインセンティブを確保することが必要	
461	脱炭素効果が確実に発現する設備投資等も追加割当の対象とすべき	2026年度より開始する排出量取引制度においては対象事業者に対して、ベンチマーク・グランドファザリングに基づいて割当を行うことを想定しており、脱炭素効果が確実に発現するような投資については、こうした割当を行う中でインセンティブが働くこととなります。
	脱炭素投資へのインセンティブを強め、足元での排出削減を加速させる観点から、研究開発投資に加えて、脱炭素効果が確実に発現する設備投資等についても対象とし、追加割当の枠も拡大することが必要と考える。	
462	脱炭素政策に係るロードマップをさらに具体化するべき	GX実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」にて各分野が取り組む方向性を示したロードマップを示しております。またトランジション・ファイナンス推進にあたり、GHG多排出産業の2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、「トランジションファイナンス推進のためのロードマップ」の策定を行っています。こうしたロードマップも参考にしながら、具体的な投資促進策の対象を検討しており、引き続き効果的な削減につながるよう取り組みを進めていきます。
	明確なロードマップと道筋を示すべき	
463	脱炭素電源拡大に向けた資金調達の事業環境整備をすべき	電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえ、インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性があります。特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が高いため、こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなることが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念があります。そのため、これらのリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備していきます。
	脱炭素電源の投資予見性確保に資するファイナンス環境の整備としては、事業者が持続的に設備維持・更新ができるような仕組みが必要。国が率先して国民理解の醸成に取り組みとともに、受容性のある負担の在り方を検討していくことが必要と考える。	
464	脱炭素電力の利用以外に付加価値を生み出すものを考えて示すべき	GXの取組を進める上でも、革新技術により新たな産業が生まれ、新たな付加価値を生み出していくことが、重要となります。こうした観点を踏まえ、分野別投資戦略などにおいて、今後、新たな付加価値を生み出し得る分野を見極めながらGXの取組を進めていきます。
	付加価値はソフトウェアなど「もの」以外によるものも存在する。にもかかわらず「脱炭素電力の利用」としているのは考え方が古すぎる。	
465	脱炭素投資の回収を助ける制度や支援を歓迎する	電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえ、インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性があります。特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が高いため、こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなることが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念があります。そのため、これらのリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備していきます。
	脱炭素電源の投資回収の予見性を高める制度措置や市場環境整備、ファイナンス円滑化等に取り組むことに賛同する	
466	炭素に対する賦課金の導入を推進すべきである	我が国では、成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを促していきます。
	化石燃料賦課金は国会審議を経て設定する炭素税として早期に導入すべきである。 化石燃料賦課金による海外輸入石炭を抑制し、国内及び地域経済の循環に貢献すべき	
467	炭素価格が低く、また炭素価格の構想が低い	我が国では、成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを促していきます。仮に、トランジション期にある事業者に対して、対応が困難な過度な負担を課すことになれば、カーボンリーゲージを招くことになり、産業競争力を損なうことに加えて世界全体の排出量の削減にもつながりません。したがって、カーボンプライシングは段階的に導入を行い、その価格も例えば上下限価格を設定しその水準を徐々に引き上げる等の措置が重要と考えています。
	日本の炭素価格は欧州に比べて非常に低い。また、まだ構想段階であるのはいかにも低い。	
468	炭素価格の適正化が為される様な制度改善をすべき	排出量取引制度では、J-クレジットやJCMクレジットの活用を認めることとしており、これらのクレジット価格と、排出枠の価格の間には、一定の裁定が働くものと考えられます。
	非化石価値の媒体・市場にかかわらず、炭素価格は統一されていることが望ましい。排出量取引制度の導入によって市場が統合され、炭素価格のバラつきが取れんことを期待する。また、バラつきの取れんを妨げるような既存制度については、その改善をお願いしたい。	
469	炭素価格の適正化に必要な措置が必要に応じて取られるべき	排出枠の上下限価格の水準については、今後、国民経済に与える影響への配慮、脱炭素投資を中長期的に進めていくために必要な価格水準、GXを巡る国際動向等を踏まえて決定してまいります。
	「価格の安定化措置」について、適宜、修正すべきである 「投資の予見性確保（価格安定化措置）」について、適宜、修正すべきである	
470	地域GXに向け、水電解装置の導入を支援すべき	地域の脱炭素化やエネルギー自給率向上、地方創生にも繋がる、地域の再生可能エネルギーや資源等を活用した水素の供給と面的な利用に向けて、水電解装置の導入支援を含め、取組を進めていくほか、水電解装置やその部材の製造能力拡大に向けた投資も促進し、産業競争力の強化も図っていきます。
	地域GXについて、水素基本戦略にも記載のある水電解装置の導入を支援すべきである。	
471	地域のGX実現に向けて、各地域における支援体制の構築を進めるべき	日本全体でGXの取組を進めるためには、各地域における支援体制を充実させることが重要です。中でも中堅・中小企業のGXを支えるための支援体制の構築が重要であり、金融機関や省エネルギー支援機関と連携した、地域における省エネルギーの支援体制を地方公共団体等とも協力して全国規模で充実させるほか、排出量の算定・削減計画の策定から実行まで、それぞれの段階で必要な取組を後押しするため、中小企業基盤整備機構によるハズオン支援、地域の金融機関、商工会議所、地方公共団体等の連携を進めていきます。
	カーボンフットプリントの表示を早く実現してほしい。特に農産物の地産地消を促す仕組みとして、自治体が住民にサービスを提供できる支援を国の施策で設けてほしい。	
472	地域間の公平性や費用便益等にも配慮してGXを推進すべき	脱炭素電源などを拡大していく上でも地域との共生、地域間のバランスの問題は重要な課題と認識しており、ご指摘を踏まえ適切に対応していきます。
	地域間の不公平性を生む可能性がある。地域によって脱炭素電源のポテンシャルに差があるため特定の地域のみが発展し、他の地域との格差を拡大させる可能性があるため、全国的な視点でのバランスの取れた政策が必要である。	
473	地域脱炭素の推進にプラナリー・ヘルスの観点を追加すべき	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）において「「プラナリー・ヘルス」の視点から地球環境問題に取り組んでいくことが求められている」としていることとあり、政府としてその重要性については認識しております。いただいた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。
	地域脱炭素の推進にプラナリー・ヘルスの観点を追加すべきである。	
474	地球温暖化対策計画（案）で示された削減目標は、非常に野心的な目標であり、柔軟かつ現実的な対応を求める	次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。その上で、お示している削減目標は野心的なものであり、その実現に向けては、関連対策・施策の進捗状況や今後講じる対策の具体的な状況等を点検するなど、フォローアップを通じて対策の柔軟な見直し・強化を図ります。

	地球温暖化対策計画（案）で示された削減目標は、非常に野心的な目標です。柔軟かつ現実的な対応を求めます。	
475	地球温暖化対策計画（案）を広く国内外に周知すべき	頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。 その上で、同計画では、第1章第2節において、「環境・経済・社会の統合的向上という方向性を国民、国、地方公共団体、事業者等の全ての主体で共有し、地球温暖化対策を各種政策と統合して相乗効果（シナジー）を発揮させつつ実行していくことが非常に重要」としていること、同計画の実行に際して、様々な機会を通じて国民への周知・広報等に取り組んでまいります。
	地球温暖化対策計画（案）の内容を広く国内外に周知すべき	
476	地球温暖化対策計画（案）案には反対	頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。 その上で、気候変動は人類共通の待たなしの課題であり、主要排出国を含む全ての国の取組が重要です。また、脱炭素に伴うエネルギー需給構造の転換を自国の経済成長に結びつけようとする動きが世界で広がり、GXに向けた脱炭素投資の成否が企業・国家の競争力を左右する時代に入ります中、我が国としても、GXの取組を加速させることは、エネルギーの安定供給につながることも、我が国経済を再び成長軌道へ戻すためにも重要と考えています。エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現のため、GXの取組を引き続き推進していきます。
	原発推進・化石燃料の重視の地球温暖化対策計画（案）案には反対である。	
477	地産地消型の発電システムを推進すべき	GX2040ビジョン（案）において、地域特性に応じた再生可能エネルギーを地域で創り、貯めて、賢く使うことは、足下のエネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換につながり得るものであることを明記している。エネルギー基本計画（案）では、地域における再生可能エネルギーと蓄電池やコージェネレーションなどの分散型エネルギーリソース（DER）を組み合わせた活用や、DERの活用に当たっては地産地消による効率的なエネルギー利用や災害時のレジリエンス強化等にも資する地域マイクログリッドの重要性を明記しており、これを踏まえて対応を進めていきます。
	四国全体を「地域グリッド」として、エネルギーの自治（エネルギーの地産地消）を推進できると考える。 この施策により、四国の電力料金を低減させ、四国の人口減少に歯止めをかけ、地方創生に資することを期待する。 発電所を僻地に設置するという考え方をやめ、それぞれの地域に適した発電をし、地域で消費ができるようにすべきである。	
478	地熱発電を推進すべき	GX2040ビジョン（案）と同時にお示ししているエネルギー基本計画（案）に記載していること、再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。 こうした基本方針の下、地熱発電については、従来型地熱発電の開発促進のために、初期の開発リスク・コストの低減に向けたさらなる支援や、関係省庁と連携した関連規制の円滑な運用等を通じて、開発を推進していきます。また、クロスドレープや超臨界地熱など、世界中で研究開発や実証が進められている次世代型地熱技術の早期実用化に向けて、今後、事業者や金融機関、研究者等による次世代型地熱技術の協議会を立ち上げ、そこの議論を経て、国内での実証支援を行って行く予定です。
	地熱発電についての導入拡大を実現するべく、技術的研究開発などを国が主導して実施すべきである	
479	地方の環境資源を大都市が消費する構造を変える取組を推進すべき	脱炭素電源などを拡大していく上でも地域との共生、地域間のバランスの問題は重要な課題と認識しており、ご指摘を踏まえ適切に対応していきます。
	各地方に合った都市計画を構築できるよう、地方分権が行われている国、人口密度の低い国に学ばなければ、地方の環境資源を大都市が消費する構造を変えることはできない。	
480	蓄電池について、再生電力を蓄電することのみが機能と誤解されうるので、他電源と比較して即座に応動可能である点を評価できるように記載すべき	GX2040ビジョン（案）において、再生電力の主力電源化に向けた取組を明記しており、再生電力主力電源化にあたっては、蓄電池の導入等による調整力の確保が重要です。エネルギー基本計画（案）では、迅速な応答性を有する蓄電池の活用など調整力の確保を進めていくことを明記しており、GXの取組としても、これらを踏まえて対応を進めていきます。
	再生可能エネルギー等の電力を蓄電することのみが蓄電池の機能と誤解されうるので記載となっているため、他電源と比較して即座に応動可能である点を評価できるように記載してほしい	
481	蓄電池や燃料電池、コージェネレーション、ヒートポンプ等の導入とデマンドレスポンスを推進すべき	GX2040ビジョン（案）において、DR推進に向けた制度面での対応を進めることを明記しております。また、エネルギー基本計画（案）では、蓄電・蓄熱等を活用した電力貯蔵システムやコージェネ、負荷設備、蓄熱槽等のDERを活用したアグリゲーションビジネスの促進等を行い、DRの更なる普及を図ることが必要であることを明記しており、GXの取組としても、これらを踏まえて対応を進めていきます。
	変動性のある再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために、蓄電の充実を図るべきである。 電力システムの柔軟性を供出するために、蓄電池やコージェネレーション等の分散型エネルギーリソース（DER）の普及を進め、これらを活用したデマンドレスポンス（DR）の普及を図ることが必要である。また、DERの活用にあたっては、地産地消による効率的なエネルギー利用や災害時のレジリエンス強化等にも資する地域マイクログリッドが重要である。 脱炭素電源には、様々な事業者やリソースが市場に参入し安定的な電源として機能させる必要がある。特に需給調整市場で活躍が期待される蓄電池は新設となることが多く、投資を促進させる必要がある。市場運営については、事業者とリソースが新規参入しやすく、かつ持続的な活躍ができるよう、制度面での配慮が必要である。	
482	中堅・中小企業のGX支援の連携金融機関は限定すべきでない	当該施策は、参画する金融機関に対し、地域における支援体制の構築を求めるものであるため、「地域」の記載は維持いたしますが、以下の通り修正します。 < 修正 > 具体的には、金融機関や省エネルギー支援機関と連携した、地域における省エネルギーの支援体制を...
	中堅・中小企業のGX支援に関し、「地域の金融機関や省エネルギー支援機関と連携した省エネルギーの支援体制」と記載しているが、地域の金融機関に限定する必要性はないと考えられるため、「地域の」を削除し、金融機関全般を対象としていただきたい。	
483	中小企業が自社にあった排出量算定方法・システムを利用できるようにすべき	サプライチェーンに連なる企業等の排出量算定は、取引先の求める内容によって異なるものと承知しております。その求められる算定方法が、温対法に基づく算定方法の場合に中小企業者の算定の一助となるよう、温対法と同様の算定方法で算定し、その結果を任意で公表できるシステムを設けたものであり、これにより報告義務が課されていない中小企業の負担が増加するものではございません。
	「国の電子報告システム」による算定のみが推奨される場合には、現状では温対法等にもとづく報告義務が課されていない中小企業にとって負担の増加が懸念される。	
484	中小企業のGXの取り組みをより支援すべき	GX2040ビジョン（案）に記載のとおり、GXを推進する人材・ノウハウや資金が足りない等の課題から取組を進めづらい中小企業の取組を後押しするため、中小企業基盤整備機構によるハンズオン支援や省エネ診断支援、各種設備投資支援などの様々な施策を講じて中小企業のGXの取組を推進してまいります。
	中小企業等の資金調達に関する与信面での支援（信用保証制度等）など、あらゆる企業規模を網羅した拡大支援策を求めます。 中堅・中小企業の自発的な取組を促す仕組みや、取組の経済合理性を高めるインセンティブの付与についても言及いただきたい。 中小企業の取組を支援するための更なる仕組みづくりが課題と考えられる。取組の意義を理解いただいているものの、費用等の負担が重く、経済合理性が低くれば具体的な取組につながらないことから、プッシュ型の支援体制の構築だけでは限界があると考えている。	

485	中小企業政策と再エネ促進を相互に連携させるべき	取引先からの協力要請の割合は省エネの取組が最も多いこと、着手のしやすさの観点から、省エネに係る取組を取り上げております。また、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、中小企業も含めた地域経済への波及効果を踏まえることが重要と考えています。例えば、洋上風力発電については、事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設やO&M等を通じ雇用創出にも貢献するなど、地域の中小企業も含めた経済波及効果が期待されます。こうした点も踏まえて、GX2040ビジョン（案）においては、「GXに資する革新的な製品・サービスの開発や新事業への挑戦を通じて中小企業の新市場・高付加価値事業への進出を支援する。」と記載しています。さらに、地域の再エネについては、地域脱炭素の推進を明記しています。加えて、中小企業のGXの取組の支援する支援機関等の体制構築については、自治体も含めた連携を促すこととしています。このように脱炭素の取組を進める自治体とも連携して、中小企業のGXの取組を推進してまいります。
	中堅・中小企業は地方創生・地域経済循環を促進させるうえで重要な役割を果たし、地域の再エネの活用・促進は、その重要なツールとなるため、中小企業政策と再エネ政策、そして自治体の脱炭素政策とを相互に連携・連動させなければならない。	
486	調達の強制は競争力を削がない形で行うべき	GX率先実行宣言を通じ、宣言を行った企業へGX推進のための政府支援を優先的に適用することなどを通して、企業による主体的な取組を促進しておりますが、GX製品の調達を強制するような制度は現在予定しておりません。GX施策の推進においては、引き続きカーボンリーゲージに繋がるような過度な負担とならないよう、取り組んでまいります。
	GX製品等の調達に強制力を付与するような施策に関しては、国内産業の空洞化の懸念も出てくることから事業者の競争力をそがないような制度を検討いただきたい。	
487	長期脱炭素電源に水素混焼を入れるべきではない。	電力分野については、大量の水素需要が見込めることから水素利用拡大のために引き続き重要であり、燃焼器の技術開発や発電の実機実証を着実に進めていきます。また、長期脱炭素電源オークションにおいて、第2回入札から、水素・アンモニアの燃料費のうち、固定的な支払部分を支援対象に追加したが、上限価格の引上げ等を含め、更なる制度対応の必要性も継続的に検討しつつ、着実な社会実装を進めていきます。
	LNG火力の新設やその脱炭素化を進めるべきではなく、水素の利用などは鉄鋼や化学など電化が難しい高温熱が求められる分野に限定するべきであり、長期脱炭素電源オークションによって水素等の混焼を推進することにも疑問が生じる。	
488	低稼働電源の維持に必要な制度的措置や、緊急時に備えた予備電源制度について、慎重に検討すべきである。	低稼働電源の維持に必要な制度的措置や、緊急時に備えた予備電源制度については、今後の電力需要の高まりの可能性に備え、一層導入が拡大する変動性再生可能エネルギーとの共存の中で高需要期の供給力としての貢献を期待できるよう、発電設備、燃料サプライチェーンの維持等に留意しつつ、不断の検討を進めてまいります。
	低効率の火力発電所の段階的休廃止については、発電設備、燃料サプライチェーンの維持等に留意しつつ、低稼働電源の維持に必要な制度的措置や、緊急時に備えた予備電源制度について、相当慎重に検討すべきである。 発電事業者と関係者とのコミュニケーションのみならず、変動性再生可能エネルギーとの共存のため、国が前面に立ちトランジションを進められたい。	
489	低炭素水素の表現を止め、水素の定義を明確にすべき	低炭素水素等については、水素等の製造に伴う二酸化炭素の量が基準値以下であることなどの定義を、水素社会推進法に基づく省令において定めています。その制定や改正にあたっては、国際的にも遜色ない水準として有識者とも議論の上で排出基準を定めるとともに、広く意見を募り、これらを踏まえながら進めてまいります。
	水素に関しては、低炭素水素などのあいまいな表現ではなく、定義をはっきりとさせて方針にすべきである。	
490	適切なコストを販売価格に反映できる事業環境を整備することが必要	脱炭素プロセスへの転換などのコストアップについて社会全体で許容できるよう、サプライチェーン全体でGX製品・サービスが有するGX価値を評価するなど需要創出に着目した取組を、規制措置としての成長志向型カーボンプライシング構想と両輪で進めてまいります。
	GX投資が持続的に進むためには、社会全体の行動変容を促すためにも、脱炭素コストを投じた製品・サービスのGX価値が評価される市場形成を前提に、適切なコストを販売価格に反映できる事業環境を整備することが必要と考える	
491	適切な価格設定のため、第1フェーズでは上下限価格を設定しつつ、第2フェーズにおいては、価格は抑制的なものとすべきと考える。第3フェーズ以降との連続性も考慮した価格設定とすべき	排出枠の上下限価格の水準については、今後、国民経済に与える影響への配慮、脱炭素投資を中長期的に進めていくために必要な価格水準、GXを巡る国際動向等を踏まえて決定してまいります。
	GX投資促進の観点から、予見可能性を高めるために上下限価格を設定することは賛同する。一方で、第2フェーズにおいては、投資効果の発現までのリードタイムに鑑み、価格は抑制的なものとすべきと考える。第3フェーズ以降との連続性も考慮した価格となるよう留意いただきたい。	
492	鉄道分野について個社の取り組みを超えて産業界全体で取り組む案件の調整や、積極的な取り組みに必要なコスト負担のあり方など、脱炭素に資する取り組みを推進する	排出削減と社会経済活動を両立するうえで、鉄道が果たす役割は大きいと認識しております。大量輸送が可能な公共交通機関である鉄道の環境性能をさらに高めることは、その利用促進を通じて運輸部門全体の排出削減につながるものであり、本ビジョンを踏まえ、官民一体となって鉄道分野のGXに取り組むための政策の検討を進めてまいります。
	鉄道セクターの分野別投資戦略が新設されたことはありがたい。個社の取り組みを超えて産業界全体で取り組む案件の調整や、積極的な取り組みに必要なコスト負担のあり方など、脱炭素に資する取り組みを推進する行政としての関与を望む。鉄道は運輸部門において輸送量当たりのCO2排出量が相対的に小さく、環境にやさしい輸送機関であるが、さらなる脱炭素に向けた取り組みを加速させ、輸送セクターとしての国内外での競争力を強化していく必要があるためである。	
493	電化推進にあたっては安定供給の確保を大前提に脱炭素電源の拡大状況を踏まえた政策をお願いしたい	電化を進めることはGXを進める上でも重要であり、その前提となる脱炭素電源の安定供給確保に向けた取組を進めていきます。
	脱炭素化効果の高い電源を最大限活用していく方針の下、電源の脱炭素化と電化をセットで進めていくという方針に賛同する。電化推進にあたっては安定供給の確保を大前提に脱炭素電源の拡大状況を踏まえた政策をお願いしたい。	
494	電力インフラの整備を実施すべき	・地域間連系線などの電力インフラについては、GX2040ビジョン（案）において、北海道・本州間の海底直流送電や中国九州間連系設備（関門連系線）などの整備を進めていく方針を明記しており、これを踏まえて対応を進めていきます。 ・電源投資に関しては、投資伴うリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるように制度措置や市場環境を整備していきます。
	GX産業立地をスピード感を持って実現することが、経済成長や国際競争力を左右するため、脱炭素電源や送電線などの電力インフラ整備をスピーディに実施する必要がある。	
495	電力システム等のエネルギーシステムにAI等を活用することを明記し、具体的な取組を進めるべき	AIやIoTを活用し、エネルギー需給や市場動向の予測、リソース制御や取引を自動化することは、ダイヤモンドリスポンスに限らず、エネルギーマネジメント全体の効率化につながります。政府においては、実証事業等を通して、これらの技術の高度化に対する支援を行っており、エネルギーマネジメントサービスの創出・提供につながっているところですので、引き続き、各種の支援措置等を通じ、エネルギーマネジメントの高度化を促進していきます。
	電力分野においてAIを導入することで得られる効果は大きいと考えられる。AIによる予測計算、ビッグデータ等を活用して最適な電力量を算定することを前提とし、「AI等を活用した最適効率を指向したダイヤモンドレスポンスの促進」と記載することを提言する。 必要な電力量をいかに効率的に供給するか、その手段についてより具体的に記述すべきと考える。諸外国においては、流通電力量において、AIの活用によりその効率化を図り、設備投資計画および実際の給電指令運用について最適化を図っていることを鑑みれば、本ビジョン案にAI活用による最適化・効率化を前提とした整備計画の策定、資金調達等の課題に対して記載すべきである。 オンデマンドAIを積極的に利用促進することで、電力需要の急増を緩和する効果が期待されるとともに、電力需要予測の最適化をはじめとする効率的な事業運営が可能となる。AI等先端技術に関しては、日本の国際競争力を維持するためにも注力すべき分野であることから、積極的なAI利用に関して記載することが必要である。	

496	電力ネットワークは韓国と連携すべき	国際送電線を通じて韓国等の隣国と電力を融通するに当たっては、相手国の政策変更により電力供給が途絶するリスクなどの安全保障上の問題や、両国間のルールの違いなどを克服するための国内法・国際法上の制度整備など、様々な課題への対応が必要と認識しています。
	電力ネットワークの韓国との連携は技術的に問題無いので実現させるべきである。	
497	電力の使用だけではなく、太陽光温水器などの太陽光利用を推奨すべき	太陽熱については、住宅のゼロ・エネルギー化にも資するものであり、家庭部門における支援も含め、第3章第2節1. (1) E.エネルギー転換部門の取組(b) 脱炭素電源の拡大において以下の通り記載しています。 「自然由来の再生可能エネルギー熱は、地域性の高い重要なエネルギー源であり、経済性や地域の特性に応じて進めていくことが重要である。太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等の自然由来の再生可能エネルギー熱について、熱供給設備の導入支援を図るとともに、複数の需要家群で熱を面的に融通する取組への支援を行うことで、再生可能エネルギー熱の導入拡大を目指す。」
	電力を使わずに直接温める、太陽光温水器などの太陽光利用を推奨する。	
498	電力系統の運用はヨーロッパに準じるべき	我が国の系統構成は、地理的な違いもあり欧州の系統構成とは異なるため、系統運用においても、欧州に準じるものではないと考えています。我が国においては、既存の系統を最大限活用しつつ、再エネの大量導入や電力の安定供給に必要な地域間連系線等の整備を進めていくこととしています。
	電力系統の運用と費用負担についてはヨーロッパに準じる方式とすべきである。	
499	電力事業者に対し、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備する	電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえ、インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性があります。特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が高いため、こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなることが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念があります。そのため、これらのリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備していきます。
	電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備すべき	
500	電力需給バランスを柔軟に調整していく仕組みづくりが必要	変動性再生可能エネルギーの導入量が更に増加することに伴い、調整力必要量や系統混雑の発生も増加することが想定されます。このような中、系統制約も考慮に入れた上で、供給力と調整力の同時約定により調整力の調達及び電源運用の最適化を行う「同時市場」の導入に向けて、本格的に検討を深めてまいります。
	企業がグリーン電力(特に再生可能エネルギー)を安定・安価に調達できるよう、需要と供給の変化(予測含め)を見える化し、需給が逼迫しないように適宜対策すべき 再エネの出力抑制を最大限回避できる電力市場への速やかな移行に向け、メリットオーダーの確立、蓄電池・EV・DR等の支援、定量的な供給力評価および各エリア毎に必要な太陽光の目標量の設定等を通じ、柔軟性のある価格形成が可能な卸売電力市場を構築すべき 再生可能エネルギーの大量導入に当たっては、調整力や需要側の調整が不可欠である。特に需要側の調整については、国民に認識してもらうことが極めて重要であり、その点に言及した記載してほしい。	
501	都市ガス需要の重要性を明記すべき	ご意見を踏まえ、(2) LNGの確保とLNGサプライチェーン全体での低炭素化の道筋確保や、国際的な議論も踏まえた石炭火力の扱いの記載を修正いたします。
	LNGの確保にむけては、都市ガス需要も重要であることを追記いただきたい	
502	土壌汚染対策制度の在り方について議論すべき	土壌汚染対策法については、令和6年9月より、中央環境審議会において、健康リスクに応じたさらなる必要かつ合理的な管理のあり方や、脱炭素の観点等も含む持続可能な土壌汚染対策のあり方等の観点から、同法の点検・見直しに係る審議が進められているところです。いただいたご意見の趣旨はパブリックコメントに織り込まれていることから、原案のとおりとさせていただきます。
	既存産業用地の利活用促進に向けた議論においては土壌汚染対策制度の在り方について早急にご検討いただきたい。 日本の海岸部の工場跡地の利用には十分な汚染対策が必要である。「土壌汚染対策制度の在り方を検討」とあるのは、「緩和」することを意味するのではないかと心配である。 土壌汚染対策法による臨海部等の土地利用の制約について、規制緩和の方向を早急かつ明確に打ち出す必要がある。	
503	投資を含めた経営判断を早めるべき	GXを進める上で、経営判断の迅速化は重要と考えており、先行的な投資を重点的に支援するなど必要な対応を進めています。
	先入観に捉われず投資を含めた経営判断が早い事も成功の要因である。	
504	統合コストの算定が不適切ではないか	ご指摘の需給調整力を加味した発電コストについては、出力制御や火力の焼き増しの調整、蓄電池・揚水による充放電ロス、デマンドリスポンスの効果や電力需給の時間内変動と予測誤差を埋める調整力など、各電源が導入された際に電力システム全体に与える影響も踏まえたコスト(統合コストの一部を考慮した発電コスト)において検証し、発電コスト検証ワーキンググループにおいてお示ししております。検証に当たっては、最新の研究成果を踏まえるとともに、考慮すべき需給調整力の内容を含め、検証の前提や方法を含めて専門家の方々に複数回ご議論いただきました。
	統合コストの見積りもおかしい。一つ一つのシステムに統合コストを算出するのはおかしい。既存システムのみを前提に、再生可能システムを入れた場合のコストを算出するのは間違い。大電力集中システムを変える必要があるにもかかわらず、それを変えない前提でこれを決めるのはおかしい。入れ替えて新設システムになるときに、全体としてどうなるかを算出すべき。太陽光を入れるときに、システム全体で増えるものと減るものコストを勘案すべき。IAEAで報告されている。安いシステムにすると下がる部分と、温暖化対策上も費用は下がる。	
505	蓄電池とウランに関する記載の同志国の定義と範囲を明確にすべき	同志国については、必ずしも定義が確立しているわけではありませんが、一般に、ある外交課題において、目的を共にする国を指す言葉として用いられていると承知しており、個別に判断する必要があり、一概にお答えすることは困難です。
	蓄電池とウランに関する記載の同志国の定義と範囲を明確にすべきである。	
506	特許申請料の減免制度の拡充(特定分野に対する減免)などを検討してもよいのではないか	特許制度のあり方を含めGXを進める上で必要な政策については、引き続き適切に検討を重ねています。
	国産再生可能エネルギーの普及拡大による技術自給率の向上を図るため、特許申請料の減免制度の拡充(特定分野に対する減免)などを検討してもよいのではないか	
507	特定のモデルに基づいて、意思決定するのではなく複数モデルで検討すべき	2040年度エネルギーミックスについては、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時実現するという、政府のGXの基本的な考え方と整合的な内容とする必要があるため、脱炭素に伴うコスト上昇を最大限抑制していく視点が不可欠です。このため、①エネルギー需給の全体を対象としてコスト最適化の考え方に基づくシナリオ分析を行っていることが必要であると考えています。 また、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時実現する上では、経済活動量を最大限維持する必要があることに加え、国際競争力を維持・確保する観点から海外と遜色ないコスト水準を維持する必要があるため、②脱炭素を進めつつも、最大限の経済成長を目指すこと(経済活動量などを最大限維持していること)、③海外との相対的なエネルギー価格差を踏まえた評価が可能となることも重要と考えています。 このような考え方の下、2040年度エネルギーミックスの作成に際しては、上記①～③の全ての要素を満たす地球環境産業技術研究機構(RITE)による分析を主軸としつつ、2040年度エネルギーミックスの作成を行うこととしています。その上で、①の要素を満たす他の機関によるシナリオ分析結果を用いて、RITEの分析結果の妥当性を検証・補完することとしております。
	1つのモデルの結果のみに依存した評価は不十分である	

508	特定の業種に過度な負担を強いる削減水準とならないようにすべき	排出量取引制度においては、業種を問わず、CO2CO2の直接排出10万吨以上の事業者を対象とすることとしています。そのうえで、排出枠の割当ての基準等については、業種別に設定するベンチマークに基づく割当てなどを通じて、業種間の公平性にも配慮してまいります。
	排出量取引制度の本格稼働後、業種特性やGXを促進するための特に考慮すべき事情を勘案した政府指針を作成する際には、特定の業種に過度な負担を強いる水準とならないようにすべきである。	
509	特定の需要向けに供給可能とするルールの見直しは必須であるが、高めるニーズに十分対応可能な電源確保に向けた措置も講じるべき	世界では、脱炭素を経済成長に結実させるべく、脱炭素分野での投資を加速させるダイナミックな変化が起こっている中、我が国が産業を自国に維持・確保し経済成長できるかは、脱炭素電源を十分確保できるかにかかっています。脱炭素電源が十分確保できなければ、国内投資や経済成長の機会を逸することとなり、雇用の確保や賃上げも困難となり、国民生活にも大きな影響を及ぼすこととなります。 このためにも、脱炭素電源の拡大を図り、最大限活用していくことが必要不可欠です。 特に、我が国の産業立地競争力の観点からは、国際的に遜色のない価格で安定した品質のエネルギー供給が不可欠であり、GX2040ビジョン（案）で示された方針を踏まえ、エネルギー政策と経済政策を一体的に捉えながら、国が前面に立つて脱炭素エネルギーの確保に向けた事業環境整備を進めていきます。
	今後脱炭素電源へのニーズの高まりに対し、特定の需要向けに供給可能とするルールの見直しは必須であるが、高めるニーズに十分対応可能な電源確保に向けた措置も講じて頂きたい。 脱炭素電源へのニーズの高まりに対し、特定の需要向けに供給可能とするルールの見直しは必須	
510	日本のトランジションボンドに対する国際的な需要をさらに高めるべき	クワイエット・トランジション利付国債については、令和6年2月から令和7年1月までに6回入札を実施し、総額約3兆円を発行しておりますが、海外を含め幅広い投資家に購入していただいていると認識しております。引き続き、官民で協力体制を構築し、証券会社等と連携して、国内外の投資家等へIR等の積極的な対外発信を行ってまいります。
	日本のトランジションボンドに対する国際的な需要をさらに高める必要がある。	
511	日本の環境対策技術が世界を先導する分野において、国際標準を獲得し、二国間クレジット制度等を活用することで、それらの技術を世界に広めるための積極的なトップセールスを行うべき	脱炭素に資する我が国の製品・サービスが国際社会でも評価されるよう、AZECにおける「今後10年のためのアクションプラン」をはじめ、GHGプロトコルやISO、産業別の国際的なイニシアティブによるガイドラインなど、国際的なルール形成にも積極的に参画、または協力をし、普及を促進してまいります。また、二国間クレジット制度（JCM）は、世界の脱炭素化を促進するためにも重要な制度であり、制度開始以来多数の案件を稼働させています。引き続き、JCMパートナー国の拡大を始め、プロジェクトの戦略的な促進、実施体制の強化を行ってまいります。
	わが国は水素製造や輸送技術、燃焼技術など複数分野における技術で世界を先導している。これら技術が国際標準を獲得し、日本の環境対策技術を世界に広めるためのトップセールスを強力に進めるべきである。 日本と同様に火力発電依存の高いアジア各国の脱炭素化に関して、電力の脱炭素化に資するイニシアティブを推進する方針に賛同する。引き続き日本のGX推進技術のアジア展開を支援いただきたい。 水素・アンモニア、合成メタン、合成燃料は幅広い分野での活用が期待される、CN実現に向けた鍵となるエネルギーである。これらの技術を活かし、国際標準を獲得し、日本の環境対策技術を世界に広めるための積極的なトップセールスを強力に進めるべきである。	
512	日本は温室効果ガスの削減の基準とする年を見直すべき	次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。 その上で、基準年を含め排出削減目標は、パリ協定の下で各国が、各国の事情も踏まえ、決めるものです。 引き続き、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、対策を進めてまいります。
	地球温暖化対策計画（案）の基準年を2013年のまま変更しなかった理由を文中に追記すべき	
513	日本企業の海外展開にあたり、アジア諸国におけるGX実現においては、カントリーリスクや為替リスクを低減する仕組みを推進すべき	アジア・ゼロ・エミッション共同体（AZEC）等の取組においても、アジアにおけるトランジション・ファイナンスに対しては様々な期待が示されていると認識しております。アジア諸国におけるトランジションを推進する上で必要となるトランジション・ファイナンスのあり方について、産業界や金融界の有識者も交えながら、議論・検討を行うとともに、アジア開発銀行等の国際機関との連携も進め、国内外のトランジション・ファイナンス市場の拡大に取り組んでまいります。
	トランジション・ファイナンスに関し、GXに係る多くの課題を共有するアジア諸国のGXの実現は、わが国においても重要な視点である。 特にアジア諸国のトランジションは黎明期であり、わが国の取組を踏まえた連携を強化するなど、日本がガラパゴス化しないよう尽力いただきたい。 なお、国内とは環境が異なるなかでのリスクテイクに関し、民間金融機関が対応可能な支援の整備が必要であると考えており、フレンド・ファイナンスにより、技術的なリスクに加えて、カントリーリスクや為替リスクも低減しうるような枠組みを推進いただきたい。	
514	燃料電池を推進すべきである	燃料電池は、商用車を中心として燃料電池自動車等のモビリティ分野での活用のほか、停電時にも電気やお湯を使える等、分散型エネルギーの一翼を担うものとして、レジエンスの観点からも注目を集めており、こうした点もしっかりアピールしつつ、コスト削減に向けた取組や普及を促進してまいります。
	余剰電力で水素やアンモニアを製造し燃やすのではなく、燃料電池として電気を作るべきである。 水素はタービンでなく、燃料電池として発電すべきである 水素エンジンをやら推しているどこかの自動車メーカーもありますが、これも大規模にやればまだ効率化の手段はあるが、自動車のエンジン程度では効率で燃料電池に敵わないでしょう。水素エンジンを燃料電池の効率を上回れるという科学的根拠が何もない。	
515	農耕法・土地利用法の改良による二酸化炭素排出量の削減を盛り込むべき	「みどりの食料システム戦略」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を図るため、メタン発生量の少ない稲品種や水田管理技術の開発等を進めていきます。
	水稲の中干など、農耕法・土地利用法の改良による二酸化炭素排出量の削減を盛り込んでいただきたい。	
516	排出価格の上限価格の設定は慎重に検討すべき	排出枠の上下限価格の水準については、今後、国民経済に与える影響、脱炭素投資を中長期的に進めていくために必要な価格水準、GXを巡る国際動向等を踏まえて決定してまいります。
	排出価格の上限を設けてしまうことで、十分に高い価格にならないと、他の排出削減の方法が相対的に安くなり、結果として排出削減を強く促すことができない。	
517	排出削減の基準年を見直すべき	次期NDCについては、昨年末、政府の地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた地球温暖化対策計画（案）にて示されたものを引用した記載であり、頂いた御意見は地球温暖化対策計画（案）に対して御意見いただくものと考えています。 その上で、基準年を含め排出削減目標は、パリ協定の下で各国が、各国の事情も踏まえ、決めるものです。 引き続き、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、対策を進めてまいります。
	日本は温室効果ガスの削減の基準とする年が欧米と比較して遅れているため、その分を取り戻す必要がある。 IPCCは2035年までに60%の排出削減目標を2019年を基準年として設定している一方で、日本政府は2013年を基準年としています。この点で、政府の目標は一貫性を欠いています。	
518	排出削減の基準年度中における特殊事情（被災等）も配慮すべき	排出量取引制度における割当ての基準となる年度において、災害等が発生した場合の取り扱いについては、今後検討してまいります。
	基準活動量ないしは基準排出量の算定において、基準年度中における特殊事情（被災やトラブル等による著しい活動量低下等）における活動量調整にも配慮してほしい。	
519	排出削減目標は業界特性等が考慮されるべき	排出枠の割当ての基準等については、業種別に設定するベンチマークに基づく割当てなどを通じて、業種特性等を考慮した仕組みとなるよう検討してまいります。

	食品などの一般的な製品を生産する企業は、使用するエネルギーやエネルギー使用設備のCO2排出係数に大きく依存しており、業種や企業の実情を適切に考慮した現実的で実現可能な目標や計画が認められるべきである。	
520	排出取引制度は業種特性に配慮すべき	排出枠の割当ての基準等については、業種別に設定するベンチマークに基づく割当てなどを通じて、業種特性等を考慮した仕組みとなるよう検討してまいります。
	パブコメ案のP40_1172~1186 行目について次のとおり修正すべき。「排出量取引制度の将来的な発展を見据えて制度の点検を行っていく観点からは、それぞれの業界における考慮すべき事情や、地域における事業活動の実情を踏まえた上で、対象事業者の排出量についての見通しを把握することが重要である。(略) 移行計画においては、対象事業者は、大規模排出者の社会的責任の観点や、業種特性及び国際市場におけるGXに関する取組の進展、2030 年度に向けた政府のNDC（削減目標）等を踏まえてつつ、それぞれの業界における考慮すべき事情や、地域における事業活動の実情を考慮したうえで野心的な目標を提示することが期待される。こうした対外的なコミットメントを求めることで、脱炭素投資の着実な達成を促す。なお、移行計画は、対象事業者が事業を営む地域の実情における脱炭素経路の違いや技術進展スピードにより将来の不確実性があることに留意する。」	
521	排出量の割り当てに当たっては自然災害等不可抗力な事象を考慮すべき	排出量取引制度における割当ての基準となる年度において、災害等が発生した場合の取り扱いについては、今後検討してまいります。
	割当量の算定に用いる基準活動量は不可抗力な事象を起因として活動量に変動があった場合には、活動量の補正等の措置が必要である。制度開始直前（2023～2025年度）の3カ年の活動量平均を用いる方針とのことだが、令和6年能登半島地震の影響で直近の火力発電電力量が低下しており、実勢が反映されていない。	
522	排出量の算定・報告について、排出取引制度の対象でない法人も、制度対象となる子会社等の制度対応を行うことを可能とすべき	排出量取引制度においては、対象事業者が密接な関係にある子会社等（同じく直接排出量10万トン以上の制度対象企業に限る）も含めて報告等の制度対応を行うことを可能とするための仕組みを措置することを検討しております。制度の明確性の観点からも対象外の事業者が法的に関与することは困難ですが、いずれにせよ対象事業者の事務負担の軽減策等については今後事業者との対話のうえ検討してまいります。
	排出量の算定・報告について、排出取引制度の対象でない法人も、制度対象となる子会社等の制度対応を行うことを可能とすべきである。	
523	排出量取引において、価格安定化措置の中で設定される上限価格が限界削減費用に比して十分であるか見直すべき	排出枠の上下限価格の水準については、今後、国民経済に与える影響、脱炭素投資を中長期的に進めていくために必要な価格水準、GXを巡る国際動向等を踏まえて決定してまいります。
	排出量取引において、価格安定化措置の中で設定される上限価格が限界削減費用に比して十分であるか照らして見直ししていくことが必要	
524	排出量取引において、排ガスCO2を外部に排出せず回収する取り組みを促進すべき	排出削減に資するCCUSの取組は、GX実現のため重要であり、排出量取引制度の中でも適切に評価されるよう、温対法における排出削減価値を評価するための算定方法の議論や、CCUSの本格的な社会実装の予測などを踏まえながら、技術的な点も含め、検討を進めてまいります。
	排ガスCO2を外部に排出しない取り組みは、生産量が増えても外部排出するCO2量は増えないので、温暖化対策として有効なものになると考えます。	
525	排出量取引における間接排出の削減では経済的インセンティブが生じる設計とすべき	間接排出については、排出枠の割当てや償却義務の対象とはいたしません。本制度において併せて導入される移行計画において、各社の中長期での直接・間接排出削減目標（制度開始当初は2030年度を目標年度とした上で、各社の投資計画の具体化の状況を踏まえ目標年度を都度更新していく）及びその他関連事項を記載した移行計画の提出を求め、政府はこれを公表することとしています。こうした対外的なコミットメントを促すことで、間接排出も含めた、企業のGXへの取組を促進してまいります。
	間接排出の削減についても経済的インセンティブが生じるような設計とすべき	
526	排出量取引の導入により、種々の環境価値の価格が統一化されるべき	排出量取引制度では、J-クレジットやJCMクレジットの活用を認めることとしており、これらのクレジット価格と、排出枠の価格の間には、一定の裁定が働くものと考えられます。
	FIT非化石証書、非FIT非化石証書、J-クレジット、JCMクレジット、グリーン電力証書などの市場が、排出量取引制度の導入によって統合され、炭素価格が統一化されるべき	
527	排出量取引は、CO2の直接排出10万トン以下の企業へも参加義務化すべき	2026年度より本格稼働する排出量取引制度においては、制度対象者の排出規模の閾値が、諸外国制度と同程度の水準となるよう、CO2の直接排出10万トン以上の法人を制度対象とすることとしています。これにより、我が国の排出量の6割程度をカバーできると考えており、諸外国と比べても同等規模の事業者が対象となっていると考えます。
	排出量取引は、CO2の直接排出10万トン以下の企業へも参加義務化すべき	
528	排出量取引や化石燃料賦課金などのカーボンプライシングの運用は、公平・簡素・中立であり、実効性の高いものであるべき	カーボンプライシングの導入にあたっては、公平性や中立性を確保しつつ、実効的な制度設計を行うとともに、事務負担軽減の観点から、執行の簡素化を目指してまいります。
	成長志向型カーボンプライシングの運用に際し、公平性・実効性を高める観点から対象企業の業界特性や脱炭素への道筋等を考慮し、柔軟性を有する形で実施して頂くようお願いしたい。 排出量取引制度において、早期に排出削減に取り組んだ事業者が報われる制度設計を行うことが重要であり、事業者間の公平性確保に留意した制度措置を検討する必要がある。 石油石炭税等の既存税制における措置や執行スキーム、及びこれに係る関係事業者の知見等を活用して、税制と同様に、公平、簡素、中立の基本的考え方の下で運用すべき。	
529	排出量取引や化石燃料賦課金などのカーボンプライシングの早期導入を行うべき	我が国では、成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを促していきます。
	日本の炭素価格は欧州に比べて非常に低い。ここ数年が温暖化対策の勝負であるのに、構想段階であるのはいかにも遅い。 カーボンプライシングは2030年までに早急に導入すべきで、本案では導入が遅すぎる。これでは1.5℃目標は実現できない。 カーボンプライシングの導入時期は大幅に前倒しすべきである。	
530	排出量取引や化石燃料賦課金などのカーボンプライシングは、1.5℃目標に整合すべき	排出量取引制度の導入に当たっては、企業のGX投資を促進し、脱炭素と経済成長が両立する環境を整えていくことが必要です。このため2026年度から導入予定の排出量取引制度においては、業種特性等を考慮した政府指針に基づき排出枠の割当てを行い、将来の投資予見性を確保するために、排出枠の上下限価格の設定を行います。こうした措置を通じて、トランジション期にある中で、カーボンリーゲージを防ぎつつ、事業者による排出削減のための取組を進めていきます。その上で、温室効果ガスの排出削減については、排出量取引制度のみならず、投資支援の枠組を含むあらゆる政策を総動員して実行していきます。
	本ビジョンにもとづく温室効果ガス排出を1.5℃適合にするために、カーボンプライシングの制度をより早期から、より高値で、主要排出主体への効果的な削減目標設定で適用すべきである。 1.5℃目標に整合するカーボンバジェットを前提としたカーボンプライシングを設定すべきである。 排出量取引制度の上限は1.5度目標に整合するように設計すべきである	

531	排出量取引や化石燃料賦課金などのカーボンプライシングは、過度な負担を避け、広くその方向性を国民に示し見解を確保することで、企業の脱炭素投資促進に資するものであるべき	「成長志向型カーボンプライシング構想」においては、国民生活や経済活動等への影響の観点から、化石燃料賦課金及び発電事業者への有償オークションについて、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することとしております。足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせて、GXに集中的に取り組み期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、カーボンプライシングを導入していくことで、企業の見解を高め、GXに向けた投資や取組の前進を促してまいります。
	排出量取引の上限価格・下限価格の設定に当たっては、長期の脱炭素投資に資するよう、長期の見解を持った制度設計としていただきたい。 排出量取引制度において、国内産業の発展を念頭に置いたカーボンプライシング抑止策や評価制度の設計をお願いしたい。 排出枠の算定に用いられる政府指針の検討に際しては、業種特性を考慮する趣旨から広く業種、企業と意見交換する場を設け、丁寧な協議検討を行い、各業種、企業の実情を加味し現実的で実現可能な、また事業活動を停滞させることのない基準とするべきである。	
532	排出量取引や化石燃料賦課金などのカーボンプライシング制度については、既存制度との関係を整理すべき	既存制度との関係整理については、効率的な政策体系を実現する観点から、「イ）既存制度との関係整理」に記載の方針にしたがって、検討を進めてまいります。
	東京都や埼玉県などの地方自治体において先行的に実施されている排出量取引制度について、国の排出量制度との重複した負担とならないよう、国の制度に一本化するなどの調整をするべきである。 政策目的や報告事項に重複が生じる既存制度との関係整理を行うことに賛同する。過大な事務負担とならない排出量取引の制度設計、さらには脱炭素技術の導入を促す方向での既存制度の見直しが必要である。 2033年度から導入する有償オークションとの同一の炭素排出に対する二重負担の防止について、必要な調整措置を導入することに賛同する。また、2026年度から本格稼働する排出量取引制度についても二重負担防止のための調整措置の導入が必要である。	
533	排出量取引制度でのカーボンプクレジットの活用範囲拡大について検討いただきたい	2026年度より本格稼働する排出量取引制度においては、我が国における排出削減を進めつつ、産業競争力を強化する観点から、J-クレジットとJCMクレジットを活用可能とする予定です。
	排出量取引制度上でカーボンプクレジットが活用できることは、企業の外での排出削減の貢献や将来の排出削減技術の進展に繋がるため、賛同する。企業がカーボンプクレジットの創出にも積極的に関与していくために、排出量取引制度でのカーボンプクレジットの活用範囲拡大について検討いただきたい。 カーボンプクレジットの活用範囲拡大を検討することをGX2040ビジョン（案）で明記し、今後検討していただきたい。	
534	排出量取引制度と化石燃料賦課金についても、二重負担防止のための調整措置を導入すべき	本GX2040ビジョン（案）においても「2033年度から導入する有償オークションとの同一の炭素排出に対する二重負担の防止については、化石燃料賦課金の執行実務の状況等を踏まえて、有償オークションを実施するために必要な技術的事項を措置する際に、必要な調整措置を導入する。」としています。
	排出枠購入と賦課金支払いの二重負担の調整措置を導入すべきと考える。 有償オークションと化石燃料賦課金の二重負担防止のために必要な調整措置を導入することに賛同する。これに加え排出量取引制度と化石燃料賦課金についても、二重負担防止のための調整措置の導入が必要である。 2028年度の化石燃料賦課金制度の開始以降、排出枠の取引によって同一の炭素排出に対して二重負担が発生することになることから、二重負担防止のための調整措置の導入が必要	
535	排出量取引制度において、直接排出の枠の取引を認める設計とすべき	排出量取引制度では、対象事業者に対して、業種特性等を考慮した上で排出枠を無償で割当てつつ、自社の排出実績量を踏まえてその過不足に応じて取引を行うことを認めています。
	排出量取引制度では、直接排出と間接排出の合計が増加しないことを前提に直接排出の枠の取引を認める設計とすることが望ましい	
536	排出量取引制度においては、①有価証券報告書における保証の基準との統一化②保証有資格者の統一化に関して記載すべき	排出量等の第三者検証の基準については、関連する他の制度における議論の状況も参考しながら、排出量取引制度の制度趣旨を踏まえて今後詳細を検討してまいります。
	排出量取引制度においては、①有価証券報告書における保証の基準との統一化②保証有資格者の統一化、は必須事項であり、その旨記載が必要と考える。	
537	排出量取引制度における実績算定において適用可能なJクレジットに制限がある場合は、適用可能なものを明示すべき	J-クレジットについて、制度において活用可能な方法論を一部に限定することは、現時点では想定しておりませんが、制度の詳細については今後検討してまいります。
	Jクレジット等には複数の種類があり、排出量取引制度における実績算定において適用可能なJクレジットに制限がある場合は、適用可能なものを明示いただきたい。	
538	排出量取引制度にキャップを設けて、排出削減効果をさらに向上させるべき	排出量取引制度の導入に当たっては、企業のGX投資を促進し、脱炭素と経済成長が両立する環境を整えていく必要があります。このため2026年度から導入予定の排出量取引制度においては、業種特性等を考慮した政府指針に基づき排出枠の割当てを行い、将来の投資見解を確保するために、排出枠の上下限価格の設定を行います。 こうした措置を通じて、トランジション期にある中で、カーボンプライシングを防ぎつつ、事業者による排出削減のための取組を進めていきます。 その上で、温室効果ガスの排出削減については、排出量取引制度のみならず、投資支援の枠組みを含むあらゆる政策を総動員して実行していきます。
	排出量取引制度にキャップを設けて排出削減効果をさらに向上させるべき	
539	排出量取引制度に関し、規制単位を「法人」単位から「事業所」単位とすべき	2026年度から本格稼働する排出量取引制度については、省エネ法や温対法などの既存のエネルギー環境法制との整合性の観点や、GXリーグにおいて企業単位での取組を求めていることから、法人単位の制度といたします。
	制度詳細の規制単位を「法人」単位から「事業所」単位とすることで、排出量に関する情報の透明性・正確性をより確実に担保できる。	
540	排出量取引制度に関するScope1、Scope2、Scope3の記載を変更すべき	いただいたご意見の内容については、注釈において記載しております。
	Scope1、Scope2、Scope3の表記ではなく、「事業者自らによる直接排出」、「他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出」、「原材料の調達に伴う間接的な排出」の表記に変更すべきである。	
541	排出量取引制度のみならず削減貢献量等の多様な取組を評価する仕組みを検討すべき	排出量取引制度では、直接排出を対象とする制度ですが、排出量が一定規模以上の企業を業種横断で対象とすることで、対象事業者のSAFや合成燃料利用のインセンティブが高まることが想定されます。また、SAFや合成燃料の需要が増えその生産量が増えたり生産施設を新設するような場合には一定の範囲で割当量が調整されることになります。こうした措置に加えて、本制度外の措置の実施を通じて、SAFや合成燃料の利活用を促進してまいります。
	産業脱炭素化アジェンダの削減貢献量 (Avoided emissions) の国際的な算定ルール開発の必要性が整理されていることから、政府による同アジェンダの国際的なフォローを継続して要請したい。 「一定水準以上のGXに関する研究開発投資を行う事業者、及びSAF等を含む他者のCO2を削減する削減貢献製品の製造を行う事業者に対し、排出枠が不足する場合に限って、足下での排出削減の促進を阻害しない範囲内で限定的に追加割当を可能とする措置を導入する。」	
542	排出量取引制度の対象者の関連企業や取引・協力関係にある中小企業等に排出活動を付け替えることで負担逃れが発生する恐れがあるため、不当な付け替えを防止する具体的な措置について今後検討いただきたい	排出量取引制度の開始後、規模の大きい排出源・排出活動を適切な対価を伴わずに取引・協力関係にある中小企業等に転移することや、原材料費のコスト上昇分の転嫁を拒むといった事態が生じていないか、政府において厳格に確認するとともに、取引上優位な立場を利用して、中小企業に不当な負担を押しつけるような取引に対しては、政府が一体となって是正に取り組んでまいります。

	排出量取引制度の対象者の関連企業や取引・協力関係にある中小企業等に排出活動を付け替えることで負担逃れが発生する恐れがあるため、不当な付け替えを防止する具体的な措置について今後検討いただきたい。	
543	排出量取引制度は、アジアの国々の気候危機につながるよう途上国の市民や環境団体の意見を反映させたものにすべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
	アジア太平洋地域では気候変動によって住む土地がなくなる、大洪水が起きる、早魃や害虫発生で作物が穫れない、漁業ができなくなった、などの被害が生じているので、「アジアの視点」は被害が広がらないように、被害に遭った人々を救済する必要があることを踏まえ、クレジット制度は制度設計を誤り実質的に排出量を増やしてしまうことのないよう、途上国の市民や環境団体の意見を反映させたものにすべきである。	
544	排出量取引制度は、企業の行動変化を促す産業政策と整合させるべき	我が国では「成長志向型カーボンプライシング構想」として、足元からの20兆円規模の投資支援と組み合わせ、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で、徐々に炭素価格を引き上げていく形で、排出量取引と化石燃料賦課金といったカーボンプライシングを導入していく方針としています。これにより意欲ある企業のGXに向けた投資や取組の前倒しを促してまいります。
	成長志向型カーボンプライシング構想の一環として、排出量取引制度は、企業の行動変化を促す産業政策と整合させる観点から、検討・運用することが重要である。	
545	排出量取引制度は、参加企業の義務化を早期に実現し、排出枠は年々必要な排出量を上限枠として設定すべき	2026年度より本格稼働する排出量取引制度においては、CO2の直接排出10万トン以上の事業者は参加が義務化されます。対象事業者に対しては、業種特性等を考慮した政府指針に基づいて排出枠が割り当てられることになり、当該指針に基づいて徐々に求められる削減の水準が高められることで、排出削減が促進されていくと想定されています。
	排出量取引制度は、参加企業の義務化を早期に実現し、排出枠は年々必要な排出量を上限枠として設定すべきである。化石燃料賦課金は早期に導入し、再生可能エネルギーの導入に充てるべきである。	
546	排出量取引制度は、制度対象部門からの総排出量に上限を設け、排出削減効果を強化すべき	2026年度より本格稼働する排出量取引制度においては、CO2の直接排出10万トン以上の事業者は参加が義務化されます。対象事業者に対しては、業種特性等を考慮した政府指針に基づいて排出枠が割り当てられることになり、当該指針に基づいて徐々に求められる削減の水準が高められることで、トランジション期にある中で、カーボンリーケージを防ぎつつ、排出削減が促進されていくと想定されています。その上で、温室効果ガスの排出削減については、排出量取引制度のみならず、投資支援の枠組みもあらゆる政策を総動員して実行していきます。
	制度対象部門からの温室効果ガスの総排出量に対して上限（キャップ）の設定が不可欠である。 キャップを欠くなかでは排出枠が過大発行されるとともに、義務履行に必要な排出枠の償却量も少なくて済む。この場合、排出枠の需給は緩む結果、十分な排出削減に向けた経済的インセンティブを企業に与えられないことになる。 排出量取引制度にキャップを設けて排出削減効果をさらに向上させるべきである。	
547	排出量取引制度は、法的に強制力がある仕組みにすべき	2026年度より本格稼働する排出量取引制度においては、CO2の直接排出10万トン以上の事業者が法的な義務の対象となります。対象事業者は排出量と同量の排出枠を保有し償却を受ける必要があります。
	排出量取引制度への企業の参加や排出枠の遵守などについて、法的に強制力のある制度で、キャップアンドトレードの制度にすることが必要である。 排出量取引制度についても、企業の自主性に任せるのではなく、法的に強制力のある制度にすることが必要である。国際的な水準と整合した炭素価格にできるような制度設計が必要である。	
548	排出量取引制度への参加を促す仕組みを構築すべき	2026年度より本格稼働する排出量取引制度においては、CO2の直接排出10万トン以上の事業者が法的な義務の対象となります。対象事業者は排出量と同量の排出枠を保有し償却を受ける必要があります。
	GHG排出削減目標達成のためには、事業者への義務付による削減のほか、排出量取引を商業ベースで活性化させ、取引を拡大させることも重要である。そのため、取引拡大が進むよう、制度措置を検討することが必要である。	
549	排出量取引制度以外で支援を充実させるべき	2026年度より排出量取引制度の導入するの目的は対象事業者の脱炭素投資の促進にあるところ、中長期の時間軸での脱炭素技術への投資余力が損なわれることのないよう、GXに関連する研究開発投資の状況も足下での排出削減の促進を阻害しない範囲内で勘案して割当量を決定することとしております。
	GXに関する研究開発投資の費用に応じて排出枠の割当量を一部補充することも検討されているが、排出量取引制度以外で支援を充実させるべきである。	
550	排出量取引制度対象外の親会社が、対象となる子会社の事務負担軽減のため、一定程度関与出来る対応も検討すべき	排出量取引制度においては、対象事業者が密接な関係にある子会社等（同じく直接排出量10万トン以上の制度対象企業に限る）も含めて報告等の制度対応を行うことを可能とするための仕組みを措置することを検討しております。制度の明確性の観点からも対象外の事業者が法的に関与することは困難であります。いずれにせよ対象事業者の事務負担の軽減策等については今後事業者との対話のうえ検討してまいります。
	親会社による対応を可能とする認定制度の創設に賛同する。今後は制度対象外の親会社が、対象となる子会社の事務負担軽減のため、一定程度関与出来る対応も検討いただきたい。	
551	排出枠の設定についても透明性の高いプロセスで実施されるべき	2026年度より開始する排出枠取引制度においては対象事業者に対して、ベンチマーク・グラウンドファザリングに基づいて排出枠の割当を行うことを想定しており、割当の基準となる政府指針については、審議会等において、有識者等の意見も踏まえて策定してまいります。
	排出枠の総量を1.5°C目標に整合するカーボンバジェットをふまえて設定することが求められる。排出枠の設定についても国民的議論をふまえ、透明性の高いプロセスで実施されるべきである。 排出量取引の排出枠の総量は1.5°C目標に整合するカーボンバジェットをふまえて設定することが求められる。排出枠の設定についても、国民的議論をふまえて、透明性の高いプロセスで実施されるべきである。	
552	排出枠割り当てにあたっては、排出総量削減につながる実効性の高い制度とすべき	対象事業者への排出枠の割当量は、当該事業者の排出量の望ましい水準として、政府指針に基づいて算定することとしております。政府指針の策定にあたっては、排出削減に向けた企業のGX投資が着実に促されるよう、有識者等の意見も踏まえながら検討してまいります。
	対象事業者の排出枠の割当を行う際には、国の削減目標を確実に達成するとともに対象事業者がその排出規模に即した責務を果たす水準とし、排出総量削減につながる実効性の高い制度とすることを望む。	
553	排出枠割当量は業界特性を踏まえるべき	2026年度より開始する排出枠取引制度においては対象事業者に対して、政府指針に基づいて排出枠の割当を行うことを想定しており、排出枠の割当ての基準等については、業種別に設定するベンチマークに基づく割当てなどを通じて、業種特性等を考慮した仕組みとなるよう検討してまいります。
	食品や医薬品など生命を維持するために最低限必要な製品の生産に関わる一部企業は、直接排出量に拘わらず、生産量確保の観点から排出量割り当ての対象外とすることを検討するべきである。	
554	賠償負担金や廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せするべきではない	賠償負担金及び廃炉円滑化負担金については、福島復興を支える観点や原発依存度の低減の観点から、2016年度に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」等に基づき、2017年に託送料金を通じて広く公平に回収を行う制度措置を行ったものです。今後も引き続き、福島復興等に取り組んでいくために必要であると考えています。なお、両負担金については、公益性の観点から託送料金により回収する費用として、需要家がその負担の内容を認識できるよう、国・関係事業者が情報提供等に取り組んでまいります。なお、これまでエネルギー基本計画では、「可能な限り原発依存度を低減する」ということと、「必要な規模は持続的に活用する」ということを記載してまいりました。これは、原発依存度が震災前の約3割から下がり、一方で必要な原発は活用していく、という趣旨であり、この考えは、第7次エネルギー基本計画（案）においても変わりません。

	原発を選択したくない消費者が、新電力を選択したとしても、託送料金を通して原発にお金が回るような支払いをさせられるのは、まったくつじつまが合わない制度設計になっている。	
555	発送電の所有権分離を推進すべき	電気事業を取り巻く環境変化や課題への対応については、今後検討を深めていく必要があり、2025年3月までに実施される電力システム改革の検証プロセスにおいて検討することとされております。 その上で、現在パブリックコメントを実施している「電力システム改革の検証結果と今後の方向性（案）～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」においては、適切な行為規制を講じること等により、法的分離の下での送配電部門の中立性・透明性の向上に努めることを前提に、少なくとも現時点で制度的に所有権分離を求める必要はなく、送配電部門の中立性・透明性の確保に向けた更なる制度的な対応については、事業者の取組状況を踏まえてその必要性を継続的に検討し、仮に必要性が生じたときは、その背景や理由を踏まえた上で、所有権分離も1つの選択肢としつつ、具体的な対応策を検討していくとしております。
	送電網を既存の電力会社から切り離し、公正で公平な公的機関と民間企業体の合同組織に移管すべき	
556	発電・都市ガス双方においてLNGの確保と利用の観点を明記すべき	ご意見を踏まえ、(2) LNGの確保とLNGサプライチェーン全体での低炭素化の道筋確保や、国際的な議論も踏まえた石炭火力の扱いの記載を修正いたします。
	LNGの確保にむけては、都市ガス需要も重要であることを追記いただきたい。エネルギー基本計画（案）において、LNGの確保が重要であること自体は記載されているが、その中にはLNG需要の4割を占める都市ガス需要も重要である旨が記載されており、GX2040ビジョン（案）の中でも、その点を追記すべきである。 LNGは再生可能エネルギーの大量導入のための調整力電源の確保にもなるため、トランジション手段として妥当な電源と考える。	
557	発電コストや計算方法の明示等、コスト検証を適切に行うべき	発電コスト検証におけるコスト試算は、国際機関や他国でも一般的に用いられている手法に基づき、商用の発電所のデータの平均値等をもとに、資本費・運転維持費・燃料費・CO2対策費用等の社会的費用の合計額を総発電電力量で除し、キロワットアワー当たりの単価を機械的に試算しています。今回の試算の前提や結果については、過去の検証と同様、公開の場で、専門家の方々に複数回ご議論いただいたほか、計算に用いたデータやコストの算定方法を公開し、第三者からも検証可能な形にしております。
	再生可能エネルギーの発電コストについての記載がありますが、間接的な補助金も含め、各電源の発電コスト及びその計算方法を該当箇所に明記することを求めます。 経済効率性に関する具体的な指標や見通しが表示されていないため、計画案は経済効率性が悪化している現状を適切に反映していない。 コスト比較で原発の発電単価が「他の電源と遜色ない」とするならば、原発に特別の支援は必要はないはずである。	
558	発電で用いるバイオマス燃料がグリーンであるように規制すべき	バイオマス発電事業の安定的な運営には、使用する燃料を長期にわたって安定的に調達することが重要です。こうした観点から、環境、社会・労働、ガバナンス、食料との競合、ライフサイクル温室効果ガスの排出量等の観点から持続可能性が確保されたバイオマス燃料の利用を求めてまいります。
	「原生林・天然林を破壊していること」「加工工場で、法律違反や大気汚染を起こしていること」が確認された燃料を発電所で使わないようにすべき。	
559	発電によるCO2排出量が少ない発電方法をとるべき	火力発電は、電力の安定供給を支えてきた重要な供給力であり、また、変動性再生可能エネルギーの発電量が少ない状態が長く続きやすい冬の悪天候時などを念頭に置くと、再生可能エネルギー及び蓄電池によって火力を完全に代替することは難しいと考えています。 こうした状況を踏まえ、再エネや原子力などの脱炭素電源を拡大するとともに、火力発電についても、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を進めていく考えです。
	発電によるCO2排出量が少ない発電方法をとるべきである	
560	半導体工場で求められる「質の高い雇用」は世界各国から呼び寄せられるので地元住民には無関係	半導体への投資は、地域の中小企業も含めて、地域経済にも幅広い波及効果を生有していると同認識しています。 例えば、TSMCの進出に伴い、九州では、昨年度の設備投資の伸びが過去最高を記録しており、実際、中小企業を含む多数の企業が、熊本県への新規進出又は設備増強を表明しています。 また、熊本県では、一人当たり年間38万円の雇用者報酬の増加が見込まれています。また、TSMCが立地する菊陽町では、税収増を見込んで、来年度から小中学校の給食費を無償化する方針を表明するなど、住民サービスの向上にもつながっていると承知しています。 半導体投資が地元の中小企業を含めて地域経済の活性化につながるよう、関係自治体や団体等と連携しながら、引き続き様々な取組を講じてまいります。
	半導体工場で求められる「質の高い雇用」は世界各国から呼び寄せられるので地元住民には無関係である。地元雇用で増えるのは非中核作業やサービス業であり、稼働後の波及効果も限定的である。	
561	半導体産業を推進すべき	半導体は、デジタル化や脱炭素化の実現に不可欠なキーテクノロジー。さらに、半導体は経済安全保障の観点からも重要な、日本の産業競争力全体を左右する戦略物資です。 引き続き、国の支援に加え、民間の投資もしっかりと引き出すことで、半導体生産基盤確保に取り組んでまいります。
	支援が遅きに失した感はあるが、半導体産業への支援の継続をお願いしたい。	
562	避難道路の多重化・強靱化を推進すべき	国は、立地地域との丁寧な対話を通じた認識の共有・信頼関係の深化に取り組みとともに、こうした課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用、避難道路の多重化・強靱化をはじめ課題解決に必要な財源確保に向けた方策の検討・具体化等も含め、先進的な課題への取組など立地地域の実情も踏まえて、関係府庁が連携し、地域の持続的な発展に向けた取組を進めていきます。
	避難道路の多重化・強靱化は、安全安心の最大限の確保に資する必要な取組であり、必要な財源確保や具体化について国の責務として早期に実現するよう取組の加速化を望む。	
563	非化石証書の更なる活用を推進する必要がある	非化石証書は、非化石電源から発電された電気の非化石としての価値を証書化したものであり、高度化法義務の達成のほか、国内外のインシニアティブ等に基づく、自主的な再エネ調達の取組に用いられています。こうした取組を背景とした多様なニーズに応えつつ、脱炭素電源投資を推進する観点から、非化石証書の更なる活用を推進してまいります。
	高度化法及び高度化法義務達成市場は、非化石電源の維持・拡大と非化石価値の利用促進の後押しにつながる重要な枠組みであり、その重要性は高まっているため、脱炭素電源投資を推進する観点から非化石証書の更なる活用を推進する必要がある。	
564	非効率火力の脱炭素化の方法を具体的に示すべき	非効率火力については、2030年に向けて、省エネ法による規制の措置や、非効率な石炭火力を対象とした容量市場における誘導措置等を活用し、フェードアウトを着実に進めるとともに、2050年カーボンニュートラルに向け、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化を進めてまいります。
	非効率火力の脱炭素化の方法を具体的に示すべきであり、脱炭素燃料転換・熱電併給による高効率化などの取り組みが重要である。	
565	不確実な技術に依存せず、既存又は実用化に目途が立っている技術を活用すべき	2050年C Nを目指す上では、未だ社会実装されていない技術も必要になると考えており、現時点で特定の技術に絞り込むことなく様々な技術選択肢を追求していきます。
	GX事業が、水素・アンモニア燃料、CCUS、原子力産業をはじめ、非常にコストが高く、実現可能性もきわめて低いものに偏っていることは非常に問題である。 現在利用可能な技術と改良技術で最大限の温室効果ガスの削減を目指す「ビジョン案」にすべきである。 気候変動の1.5度目標は喫緊の課題であり、イノベーションとセットで進めるべきではない。むしろ確実に進められる既存の技術やデバイス・方法を基本的に用いて進めるべきである。イノベーションは重要であるが、「イノベーションがなかったから1.5度目標が達成できなかった」という状況に陥らないよう、既存技術の導入・拡大・普及を重視するべきである。	
566	浮体式太陽光発電を推進すべき	浮体式太陽光発電については、湖沼、人造湖、ため池などの淡水域の水面を対象として、「水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン（2023版）」を策定するなどしています。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入は、地域との共生と国民負担の抑制が前提となりますが、浮体式太陽光発電の普及の可能性も含め検討していきます。

576	米国新政権の方針を踏まえた政策・制度にしてほしい	米国がパリ協定離脱を国連に通告したことは承知しております。 他方、世界全体が脱炭素に取り組んでいく流れは変わりません。また、米国内でも、巨大IT企業による脱炭素電源への大規模投資やサプライチェーン全体の脱炭素化を進めていく方針だと理解しております。 こうした状況も踏まえ、日本としても、引き続きGXの取組を進めることが重要と考えております。
	米国新政権において脱炭素に対する方針転換も伺えるところ、One Goal, Various Pathwaysに基づいた、日本国として目指すべき方向性をより明確にし、政策・制度に反映頂きたい。	
577	保安林での再生可能エネルギー開発は禁止すべき	陸上風力発電の設置において、国土の保全と環境保全との両立を図ることは前提と考えています。 環境アセスメントを所管する環境省や保安林解除を所管する林野庁とも連携して、陸上風力発電の推進が国土の保全や環境保全と両立するよう、バランスを取りながら進めていきます。
	日本で横行している乱開発による再生可能エネルギーはかえって温暖化に寄与してしまうので、電力会社が責任を持って発電所と契約すべきである。特に保安林での再生可能エネルギー開発は禁止すべきであり、規制緩和はもつてのほかである。	
578	保証制度の設計・環境整備を推進すべき	排出量の実績報告については、第三者による検証を求めることとしておりますが、制度対象者の体制整備に一定の期間が必要であると考えられることから、制度開始当初より法人全体の排出量に対して一律確度の高い水準での保証を要求するのではなく、当面の間は、一定規模以上の事業所と、その他の比較的小規模な事業所における保証の水準に段差を設けるといった対応を行います。 制度の詳細については、今後検討してまいります。
	保証の必要性について賛同する。今後は制度対象事業者が問題なく保証業務を受けられるような制度設計・環境整備を検討いただきたい。 保証の必要性については理解する一方、求める水準をどの程度にするのか、保証すべき事項の明確化、認定機関の十分な量の確保等について、今後問題なく保証業務を受けられるような制度設計・環境整備を進めていただきたい。	
579	放射性廃棄物の最終処分方法が決まっていないのに、原子力発電の利用や、原子力発電所の建設を推進すべきではない	使用済燃料の再処理をはじめとする核燃料サイクル、円滑かつ着実な廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分といったバックエンドへの対応はいずれも原子力を利用していくにあたって重要な課題です。核燃料サイクルについては、例えば、青森県の「むつ中間貯蔵施設」が昨年11月に事業開始をするなど、一歩一歩、取組を進めています。一方で、六ヶ所再処理工場の竣工遅延が続いてきた現状についても真摯に受け止め、引き続き、直面する課題を一つ一つ解決することが重要です。特に、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでいきます。高レベル放射性廃棄物の最終処分については、北海道の寿都町・神恵内村及び佐賀県玄海町の全国3地点で、処分地選定プロセスの第一段階である文献調査を実施するなど、一歩ずつ前に進んでいます。特に、北海道2地点については文献調査の報告書が取りまとめられ、法定の理解プロセスを実施中です。引き続き、地域の皆様、国民の皆様にご理解いただけるよう、国が前面に立ち取り組んでいきます。他方で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立することは我が国の喫緊の課題であり、こうした取組を進めると同時に、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S+3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割といった状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
	核のゴミの問題が解決していないので、原発を使用することに強く反対する。 放射性廃棄物処分は将来世代の負担となるため、これ以上の原子力発電は中止し、廃棄物の総量の増大を抑制すべきである。 放射能汚染という現実的な問題に真摯に向き合い、汚染水については、東京電力に対してさらなる汚染物質の除去技術を導入させること、さらには今からでも海洋放出を中止し陸上保管に戻すこと。	
580	無償割り当ての算定方式を見直すべき	割当の詳細については、事業者間や業種間の公平性や、執行可能性について考慮しつつ、今後、有識者等の意見も踏まえながら検討してまいります。
	無償割当の実施に当たっては、生産変動やプロダクトミックス変動も配慮した割り当てとなるよう、算式を見直すべきである。	
581	無償割当の実施に当たっては、業種特性を考慮すべき	移行計画における排出削減目標は、対象事業者の排出量についての見通しを把握し、排出量取引制度の将来的な発展を見据えて制度の点検等に活用することなどを目的として策定を求めるものであるため、政府が定める基準に基づいて算定される割当量とは別に実施する意義があると考えております。
	無償割当の実施に当たっては、業種別のベンチマークに基づいて割当量を決定することを基本とする。基準活動量の算定対象となる制度開始直前（2023年度～2025年度）の3カ年の活動量平均のみを採用することは生産の実態に則していないため、生産変動やプロダクトミックス変動も配慮した割り当てとなるよう、算式を見直すべきである。 無償割当の実施に当たっては、生産変動やプロダクトミックス変動も配慮した割り当てとなるよう、算式を見直すべきである。 無償割当の実施に当たっては、特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心に、業種別のベンチマークに基づいて割当量を決定すべきである。生産変動やプロダクトミックス変動も配慮した割り当てとなるよう、算式を見直すべきである。	
582	無償排出枠とは異なる移行計画の策定は行うべきではない	移行計画における排出削減目標は、対象事業者の排出量についての見通しを把握し、排出量取引制度の将来的な発展を見据えて制度の点検等に活用することなどを目的として策定を求めるものであるため、政府が定める基準に基づいて算定される割当量とは別に実施する意義があると考えております。
	無償排出枠とは異なる移行計画の策定は不要と考える。	
583	無償排出枠の設定等の措置を行うべき	2026年度から開始する排出量取引制度においては、排出枠の割当てを全量無償で行います。
	排出量取引制度の導入初期から、国際競争に晒されている業種に対して十分な無償排出枠の設定等の措置が必要である。	
584	有償オークションの対象は限定せず、社会全体で負担する方向で見直すべき	排出量削減に向けたインセンティブを強化し、カーボンニュートラルを実現するためには、電化と合わせた電力の脱炭素化が重要であると考えております。このため、発電部門で有償オークションを適用する諸外国の事例も踏まえ、再エネ等の代替手段がある発電部門を対象として、有償オークションの段階的導入を実施することとしております。
	有償オークションの対象を発電事業者に限定する必然性はないため、公平性の観点から、有償オークションの対象は限定せず、社会全体で負担する方向で見直すべきである。	
585	有償オークションの対象を発電事業者に限定すべきではない	排出量削減に向けたインセンティブを強化し、カーボンニュートラルを実現するためには、電化と合わせた電力の脱炭素化が重要であると考えております。このため、発電部門で有償オークションを適用する諸外国の事例も踏まえ、再エネ等の代替手段がある発電部門を対象として、有償オークションの段階的導入を実施することとしております。
	有償オークションの対象を発電事業者以外にも拡大し、GX経済移行債による「支援と負担」の適正なバランスをとることが必要である。 更なる取組みである、有償オークションの対象を発電事業者に限定する必然性はないと考える。	
586	容量市場や長期脱炭素電源オークションは原発や既存火力発電を延命する支援措置であり、気候変動対策に逆行する	容量市場は、電力の安定供給に必要な中長期的な供給力不足への対処等に向け、あらかじめ必要な供給力を確保するための制度です。原則として、すべての電源の容量単位（kW）あたりの価値を等しく評価する仕組みであり、特定の電源を優遇するものではありません。 他方で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、エネルギー部門のCO2排出削減に取り組む必要があり、容量市場の第2回メインオークション以降、一定の稼働率を超える非効率な石炭火力発電に対し、容量市場からの受取額を2割減額する措置を導入しているところです。 また、電源の脱炭素化のためには、既設火力の脱炭素化も重要であり、長期脱炭素電源オークションを通じて既設火力の脱炭素化のための投資を促進しているところです。

	<p>容量市場と長期脱炭素電源の制度は、非効率旧型設備を延命させ、炭素を排出する設備の新設を増加させるため、脱炭素を妨げる。この制度は廃止し、正しい目的に沿って変更すべきである。</p> <p>長期脱炭素電源オークションによって発電部門での水素等の混焼を推進するべきではない。</p> <p>容量市場、長期脱炭素電源オークションの制度は、廃止又は抜本的な見直しが必要。</p>	
587	<p>洋上風力発電を推進すべき</p>	<p>洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。</p> <p>洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」です。また、事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設やO & M等を通じ雇用創出にも貢献するなど、経済波及効果が期待されます。また、着実に案件形成を行っていくことも事業の予見性を高める観点から重要であり、これまで年平均1GWを超える案件を創出しております。こうした点も踏まえ、再エネ海域利用法等を通じて、2040年までに30～45GWの案件形成を図っていきます。</p>
	<p>洋上風力発電の案件形成について、現在進んでいないので、もっと本気で実現してほしい。</p> <p>2040年に向けては30GW～45GWの案件形成に関してさらに高い目標を掲げる必要がある</p> <p>我が国は原子力発電には不向きではありますが洋上風力の一大資源国でもあり、エネルギー自給・国土防衛・国土保全のための国家的重要なインフラとの位置づけで捉えなおし強力に押し進められて然るべき。</p>	
588	<p>利害企業への天下りをやめるべき</p>	<p>GX2040ビジョン（案）は、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すために作成しているものであり、国家公務員の再就職先とは何ら関係がありません。</p>
	<p>2040年まで石炭火力など化石燃料と原発温存して、それらの企業に天下り先確保するのやめて下さい。</p>	
589	<p>離島では、排出量取引制度の対象外とすべき</p>	<p>一部の海外制度では、離島に関する航路や事業を対象事業者の算定対象排出量の範囲から除外するなどの措置を講じているものと承知しています。離島等の扱いについては、諸外国制度におけるこうした扱いも参照しながら、今後検討してまいります。</p>
	<p>離島の脱炭素化は、本土に比べてハードルが高く、算定対象からの除外が適当と考える。</p> <p>離島においては、インフラの整備状況等を勘案すると、低・脱炭素化のハードルが高いため、諸外国の事例も参考に、排出量取引制度の対象外とすることが妥当である。</p> <p>排出量取引制度の対象から離島を除外する措置について賛同する。沖縄本島についても同様に配慮が必要であり、沖縄エリア単独で供給力を確保する必要があるので、全国的な基準の適用は不適切である。</p>	
590	<p>離島における再生可能エネルギー導入の拡大には技術面・経済面での課題があり、配慮すべき</p>	<p>再生可能エネルギーの導入は、自家消費での活用拡大や災害時のレジリエンス強化の観点からも意義があるため、離島においても推進していくことが重要です。地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すという基本方針の下で、FIT制度の活用等により、離島でも再生可能エネルギーの導入が図られるよう取り組んでいきます。</p>
	<p>離島における再生可能エネルギー導入の拡大には技術面・経済面での課題があり、実現のハードルが極めて高い。</p>	
591	<p>離島等の地域の実情を踏まえた取り組みをすべき</p>	<p>離島など周囲の状況により脱炭素の取組が直ちに進めづらい地域については、その地域の実情を踏まえた段階的な取組が重要と考えています。</p>
	<p>離島等の地域の実情を踏まえた取り組みを推進するため、GX推進戦略にも記載されているように、本ビジョンにも同様に記載していただきたい。</p>	
592	<p>企業情報の漏洩防止に向けた法整備を強化すべき</p>	<p>諸外国との連携を深め、GX投資促進策を進める上でも、政府が入手する企業情報などの情報管理は極めて重要です。必要な法令に基づき適切に情報管理を行いながら、取組を進めていきます。</p>
	<p>政府および企業の機密情報の確実な保持（漏洩防止）に向けた法整備強化</p>	
593	<p>公正公平な競争環境を整備すべく、監視体制を強化すべき</p>	<p>体制強化の一環として2024年2月から6月まで、電力・ガス取引監視等委員会の取組に関する組織検証を行い、専門人材の確保等による組織全体の専門性強化や、外部機関も活用した監査機能の抜本的強化等に取り組んでいます。引き続き、電力市場の状況等も踏まえながら、必要に応じて体制の強化に取り組んでまいります。</p>
	<p>公正公平な競争環境を整備すべく、監視体制を強化すべき</p>	
594	<p>暮らしのあり方を見直して、エネルギー利用の効率化や循環を加速させるべきである</p>	<p>物流の量を減らす、過剰包装やゴミを減らす、冷暖房温度の最適化など、国民の皆様一人一人の取り組みにより、温室効果ガス全体の排出削減に繋げていくことは極めて重要な課題です。引き続き関係省庁が一体となって取組を進めていきます。</p>
	<p>モノの輸送距離を減らすべきである。</p> <p>宿泊施設や小売店等のビニールやプラスチック等の有料化、商品の付属物の提供、過剰包装をやめ、ゴミや食品ロスを減らしていくべきである。</p> <p>気温にあった冷暖房の温度設定、服装を心がけ、スポーツ時には冷暖房を使用せず気温に合わせて実施すべき。省エネを徹底すべきである。</p>	
595	<p>緑地を増やすなどの自然を重視した取り組みを進めるべきである。</p>	<p>緑地を増やすことなど、自然を重視した国土の利用は2050年カーボンニュートラルを目指す上でも重要であり、引き続き関係省庁が一体となって取組を進めていきます。</p>
	<p>緑地を増やすことで空気と水の自然な流れを確保すべきであり、空地には雑草を管理しながら適切な量はやすべきである。</p> <p>「緑の食糧システム法」を推進すべきである</p>	
596	<p>表現が抽象的で、どのようなことを行うのかわかりにくいため、より具体化する必要がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、わかりやすさの観点から、以下のとおり修正しました。</p> <p>「これを実現するため、今後、削減効果が高い技術であって、中長期的に国内市場での導入を目指しているもの、先に海外市場を確保するもの（例：CCUS関連技術や資源投入量の削減につながる技術等）について、国際ルールとの整合性に留意しつつ、研究開発・設備投資等に対して政策的な支援を行うことで、将来的に日本の国内市場の拡大と日本の排出削減につなげていく。」</p>
	<p>表現が抽象的なため、以下のように修正すべき。</p> <p>「これを実現するため、今後、削減効果が高い技術であって、中長期的に国内市場での導入を目指しているもの、先に海外市場を確保するもの（例えばCCUS関連技術など）について、国際ルールとの整合性に留意しつつ、研究開発・設備投資等に対して政策的な支援を行うことで、将来的に日本の国内市場の拡大と日本の排出削減につなげていく。」</p>	
597	<p>気体燃料を含む脱炭素燃料を用いた内燃機関の活用をすべき</p>	<p>我が国は、自動車分野のカーボンニュートラル実現と産業競争力強化の両立の観点から、日系企業の技術的な強みも踏まえ、E Vのほか、合成燃料、水素など「多様な選択肢」を追求することを基本方針としており、GX2040ビジョン（案）に記載のとおり、2035年までに、乗用車の新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）100%の目標を設定しています。</p> <p>内燃機関に係る燃料の低炭素化・脱炭素化に向け、液体燃料に関しては、バイオ燃料及び合成燃料を活用していきます。</p>
	<p>EV一辺倒はリスクが高いため、HVの推進やバイオ燃料の活用、合成燃料の早期実用化・社会実装を進め、多様な選択肢を排除すべきではない。</p> <p>内燃機関のカーボンニュートラル化は極めて重要であると認識しており、今回のGX2040ビジョン（案）において燃料によるカーボンニュートラル化が明記されたことは大きな一歩である。</p> <p>気体燃料であるLPGや天然ガスも既に内燃機関の燃料として使用されており、これらについても水素やバイオ燃料、e-メタンなどの合成燃料によるカーボンニュートラル化の検討が進んでいるため、内燃機関に係る燃料として気体燃料に関する記述の追加を願いたい。</p>	

598	次世代自動車の支援はBEVとFCVのみに限定し、インフラ整備等さらなる普及促進をすべき	我が国は、自動車分野のカーボンニュートラル実現と産業競争力強化の両立の観点から、日系企業の技術的な強みも踏まえ、E Vのほか、合成燃料、水素など「多様な選択肢」を追求することを基本方針としており、GX2040ビジョン（案）に記載のとおり、2 0 3 5 年までに、乗用車の新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）1 0 0 %の目標を設定しています。 目標の達成に向けて、EV市場の創設のために、車両の普及と2030年30万口を目標とする充電インフラの整備を車の両輪として進めています。燃料電池車に関しては商用車に重点を置き、集中的に導入する重点地域に対して追加的支援を講じていきます。
	<p>時間別電気料金でEVの充電時間をシフトすると、CO2削減効果も期待できます。ダイナミックプライシングによるE V充電の実証実験を重ねて、早期の普及を期待します。</p> <p>政府は、ガソリン車の販売禁止といった規制的な手法よりも、購入時の補助金制度などといった経済的な手法が有効であるため、経済的な支援制度を手厚くするために予算の増加を講じて充電設備などのインフラの整備策を進めてほしいです。</p> <p>燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド車、ガソリン車、ディーゼル車と間での比較は単純には出来ないため、消費者に分かりやすい評価法の確立が望まれます。</p>	
599	自動車分野のCNに向けては、多様な選択肢を普及し、リユース等も進めるべき	我が国は、自動車分野のカーボンニュートラル実現と産業競争力強化の両立の観点から、日系企業の技術的な強みも踏まえ、E Vのほか、合成燃料、水素など「多様な選択肢」を追求することを基本方針としており、GX2040ビジョン（案）に記載のとおり、2 0 3 5 年までに、乗用車の新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）1 0 0 %の目標を設定しています。 また、使用済自動車由来の樹脂・ガラスの再資源化や、車載用蓄電池のリユース等を促進していきます。
	<p>「充電・水素充てん設備、蓄電池等の国内立地・技術開発への支援等を進めていく」に大いに賛同致します。プラグイン充電器の整備に限定せず、走行中給電を含むようにしていただきたいです。</p> <p>自動車リサイクルにおける再生材確保と価格アップ分を今後どのように対策を講じるのか方針を出すべき</p> <p>内燃機関のCNも含む自動車分野におけるマルチパスウェイによるCN化の方針に賛同</p>	
600	化石燃料賦課金のコストは社会全体で広く負担されるべき	ご指摘を踏まえ、「2）化石燃料賦課金 ①基本的考え方」に以下の通り明記いたしました。「化石燃料賦課金は、化石燃料使用に伴うコストを社会全体で広く負担することで、広範な対象にGXへの動機付けが可能となるよう、炭素排出に対する一律のカーボンプライシングとして2028年度から導入する。」
	化石燃料賦課金のコストは社会全体で広く負担されるべき	
601	正しい文章に修正すべき/ 分かりやすい文章に修正すべき	誤字脱字を修正するとともに、新たに目次をつけました。
	目次を付けてほしい。	
	もっと分かりやすい資料を示してもらいたい。	
602	脱炭素実現に向けて担当省庁の連携/一元化すべき	内閣官房に設置されているGX実行推進室を中心にGXを進めていきますが、引き続きよく関係省庁が連携して、効果の高いGX政策となるよう取り組んでまいります。
	<p>GX政策の検討・推進においては、GX政策の総合的な司令塔として「GX庁（仮称）」を新設し、GXに関する事項を網羅的かつ一元的に管轄・推進することを求める。官民の「リボルビングドア」の仕組みを導入し、民間から専門家を積極的に採用すべきである。</p> <p>GX関連施策を所管する省庁が広範多岐にわたり、その使い分けや制度的隘路の相談窓口の不在などが制度等を活用する企業等の負担となっている。調和のとれた施策の展開が必要である。国全体でGX人材の育成を促進するためにも、官と民の間で人材が流動的に行き来する仕組みを構築することは必要不可欠である。</p>	